

大蔵省昭和財政史編集室編

昭和財政史 第十一卷

— 金融 (下) —

東洋經濟新報社

は し が き

この編は、『昭和財政史』の金融編のつづきである。という意味は、一時期的には日華事変から太平洋戦争の終るまでの金融について語るものであり、内容的には明治以来発達した金融の実力、それを規制し発展させた金融政策の基調が全面的に破綻して、遂にはば崩壊しつくすに至るまでの過程について語るものである。すなわち、前編は、デフレーションとインフレーションの間を金輸出解禁と金輸出再禁止とを契機として、行きすぎたり引き返りすぎたりしつつ、よろめきながら歩いて、しかも緩慢なるインフレーションのうちに、なお他日の安定を指して苦悶の道をたどっていたことを描いたものであった。それに対していえば、本編は、満州事変が日華事変となり、さらにそれが発展して太平洋戦争となるにつれ、戦費——月々年々増大するところの戦費の調達をする必要から、それに応じて、貨幣の造出がなされねばなくなり、そのために、金融の中枢がまず動員され、ついでそれに役立つように金融制度が変更され、そしてそれが遂に全金融制度に及んだその過程を、描き出したものである。それは、貨幣に則していえば、インフレーションのくり返し、その拡大であり、そのインフレーションによる金融の多量化、それによる金融業の多忙化の話である。ただそのくり返し話である。それはまた当然にインフレーションの多面的な国民経済に対する影響の話である。すなわち物価騰貴、物価の統制、物価変動によ

つておこる諸産業の組織の変化、ついで全生産組織の指導の変化、さらに、それらを契機とする国民生活の変貌、一般国民の生活の窮乏の話の数々である。それはくり返しくり返しての事業のボトル・ネックの出現、その克服、その拡大、その克服の努力の失敗の連続の数々の話、そして最後における、いたましい国民経済の全面的な破綻の話である。

全編を分つて二章とする。その第一章は日華事変期の金融統制と金融情勢についての記述である。それは金解禁後の金の騰貴と円の下落によって作られた貨幣資本の価格の変動から起つたアブノーマルな利得の変動に対して、政府が公債政策によって、その統制権を高め、その変動を制圧し、一方においては、なるべく多くの資金を軍需事業に供給しようとする試みであつた。日本銀行のオープン・マーケット・オペレーションがその手段として強化され、いわゆる生産力拡充のためにする事業資金の調達に、この手段が利用されたが、それだけでは目的が達せられず、漸次に、軍需会社のために、各方面の資金が命令によって融通されるようになった。そしてその方法としていわゆる軍需手形が使われるようになった。しかもこの目的のためには、銀行その他の金融機関が分散していることは非常に不便なので、銀行の合同が要求され、その要求に従つて銀行統一政策が強行された。

第二章は太平洋戦争期の金融統制と金融情勢である。日本が太平洋戦争に突入してみると、いままでの統制では、軍需品の生産が間にあわぬことがわかつてきた。さりとて別の方法はない。そこで、公債の発行、銀行券の発行が一層大規模にはじめられるとともに、それによって得られる全国民的な主力が一路軍需事業に注入される

ようにされた。そしてそのために、国家の財政支出がその中心役割を演じた。すなわち経済新体制は一面金融新体制であり、それは金融統制会を通じてする全国金融の単一化であつた。ここで説明されているのは、金融統制会の事業と、軍需会社がそれからどういう手続によってその資金を得たか、そしてその資金の使用がどのようにして金融界に入りそれを混乱させたかである。それはインフレーションの循環であり、それによるその悪化である。要するに、それによってくり返し破綻して行く諸企業は、くり返しくり返し整備されて、そのすべてが軍需につかしまれたのであつた。

これによつてもわかるように、本編は戦後の軍需産業の改編、軍需補償債務の打切り、公債の整理、銀行制度の改革についての前提となつた日本財政史の重大な問題の史実である。それはたとえ今日においては亡び去つた殿堂であるとはいえ、実に軍国日本の大きな夢のあとである。

右の二章のほかに、本編には資料として戦時金融に関する主要な法律と、同金融に関する大蔵大臣の随時の主要演説と、国家資金計画に関する昭和十八年度のそれと二十年度のそれとが掲記されている。これはいずれも大きな資料であり、本文の説明の不足を補うものであるが、独立の資料としても大切である。というのは、こういう資料は散逸して、今日これを求めることが中々むずかしいからであり、また、この資料自身がなによりも有力な歴史自体であるからだ。

本書は宇佐美誠次郎君の執筆である。本書の構成、資料の編纂については、青木得三、山口忠夫両先生をはじ

め藤田、大島両君以下編集室の諸君に負うところが多い。また編集事業それ自身については、大蔵省の関係諸君に負うところが多い。筆者に代り、ここにそれぞれにお礼を申上げたい。

昭和三十二年十月三十一日

大蔵省昭和財政史編集室
大 内 兵 衛

目 次

第一章 日華事変期の金融統制と金融情勢……………三

第一節 日華事変までの金融政策……………三

- 一 日本銀行のオペレーションと低金利政策……………三
- 二 金融政策の成果とその限界……………一三

第二節 事業資金運用の調整……………二六

- 一 「生産力拡充」と日銀制度改革問題……………二六
- 二 臨時資金調整法による設備資金の調整……………四七
- 三 銀行等資金運用令による流動資金の調整……………八七
- 四 事業資金調整の実績……………九五
- 五 資金計画の発足……………一〇九

第三節 軍需金融の推進……………一一

一 興業銀行の役割の増大	一一
二 命令融資制度	一七
三 軍需手形引受制度	二五
四 共同融資方式の盛行	三〇

第四節 銀行合同政策と庶民金融機関

一七

一 一県一行主義

一七

二 勸農合併

一八

三 日華事变下の銀行合同

一五

四 社会政策的金融施設

一六

第五節 国民貯蓄奨励運動とその実績

一七

第二章 太平洋戦争期の金融統制と金融情勢

二〇

第一節 経済新体制と金融統制

二〇

一 財政金融基本方策要綱

二〇

二 国家資金計画と貯蓄奨励

二一

第二節 日本銀行の改組

二七

一 改組の背景

二七

二 改組の内容

二八

三 改組の経過

二八

第三節 金融統制会の成立とその活動

二九

一 全国金融協議会

二九

二 金融統制団体令

三〇

三 全国金融統制会の活動

三〇

第四節 軍需金融の強行

三八

一 時局共同融資団

三八

二 戦時金融金庫

三〇

三 軍需指定融資制度

三一

四 共同融資銀行と資金統合銀行

三一

第五節 銀行集中と金融事業整備令

三六

第六節 企業整備および空襲対策措置

三七

一 企業整備資金措置法	三九五
二 非常時金融対策要綱	三九七
三 戦時非常金融対策措置要綱	三九八
四 会社経理特別措置法	三八八

資料Ⅰ 金融（下）に関する法令

三九二

一 金融（下）に関する法令	三九三
（一）資金調整	三九三
（二）資金融通	三九五
（三）軍事金融	三九六
（四）日本銀行	三九六
（五）諸金庫	三九六
（六）普通銀行・貯蓄銀行	三九七
（七）金融統制団体	四〇〇
（八）貯蓄奨励	四〇〇
（九）企業整備資金措置	四〇一

（十）その他	四〇一
--------	-----

二 金融（下）に関する主要法令等

四〇一

（一）資金調整関係	四〇四
（1）臨時資金調整法（昭一二法八六）	四〇四
（2）臨時資金調整法中改正（昭一四法八六）	四〇六
（3）臨時資金調整法中改正（昭一五法七〇）	四〇九
（4）臨時資金調整法中改正（昭一六法一八）	四〇六
（5）臨時資金調整法中改正（昭一六法三九）	四〇六
（6）臨時資金調整法中改正（昭一七法八四）	四〇六
（7）臨時資金調整法中改正（昭一八法八七）	四一〇
（8）臨時資金調整法中改正（昭一九法一六）	四一一
（9）臨時資金調整法中改正（昭二〇法八）	四一四
（10）臨時資金調整法施行令（昭一二勅五二七）	四一七
（11）臨時資金調整法施行令中改正（昭一三勅五九〇）	四二〇
（12）臨時資金調整法施行令中改正（昭一四勅二二四）	四二〇
（13）臨時資金調整法施行令中改正（昭一六勅一一〇六）	四二二
（14）臨時資金調整法施行令中改正（昭一七勅三六七）	四二三

(15) 臨時資金調整法施行令中改正(昭一八勅五八七)	四三三
(16) 臨時資金調整法施行令中改正(昭一九勅一二二)	四三三
(17) 臨時資金調整法施行令中改正(昭一九勅三一五)	四三三
(18) 臨時資金調整法施行令中改正(昭二〇勅七二二)	四三三
(19) 臨時資金調整法施行令中改正(昭二〇勅三九五)	四三三
(20) 臨時資金調整法特例(昭一九勅六四七)	四三三
(21) 事業資金調整標準ニ関スル件(昭一二二)	四三三
(22) 自治的資金調整標準則(昭一二二)	四三一
(23) 臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準(昭一二二)	四三一
(24) 会社利益配当及資金融通令(昭一四勅一七九)	四二九
(25) 会社利益配当及資金融通令中改正(昭一四勅八一二)	四二九
(26) 会社利益配当及資金融通令中改正(昭一五勅四八四)	四二九
(27) 会社利益配当及資金融通令廃止(昭一五勅六八〇)	四二九
(28) 銀行等資金運用令(昭一五勅六八一)	四二九
(29) 銀行等資金運用令中改正(昭和一六勅七七二)	四二五
(30) 銀行等資金運用令中改正(昭一六勅一一〇六)	四二五
(31) 銀行等資金運用令中改正(昭一七勅七二四)	四二五
(32) 銀行等資金運用令中改正(昭一八勅七一三)	四二五

(33) 銀行等資金運用令中改正(昭一九勅六〇二)	四二五
(34) 銀行等資金運用令施行規則(昭一五大蔵・農林・商工・拓務省令一)	四二四
(35) 国内資金調査規則(昭一三大蔵省令一)	四二二
(二) 資金融通関係	四一九

(1) 船舶建造融資補給及損失補償法(昭一四法七一)	四一六
(2) 船舶建造融資補給及損失補償法中改正(昭一七法八六)	四一六
(三) 軍需金融関係	四一三

(1) 軍需金融等特別措置法(昭二〇法二二)	四一三
(四) 日本銀行関係	四〇四
(1) 日本銀行条例(明一五太政官布告三二二)	四〇三
(2) 日本銀行条例中改正(昭一二法三四)	四〇六
(3) 日本銀行条例中改正(昭一二法六五)	四〇六
(4) 日本銀行法(昭一七法六七)	四〇六
(5) 日本銀行法施行令(昭一七勅一七五)	四一六
(6) 日本銀行定款	四二〇

(五) 金庫関係	四二八
(1) 商工組合中央金庫法(昭一二法一四)	四三八

(2)	商工組合中央金庫法中改正(昭一二法七四)	五三七
(3)	商工組合中央金庫法中改正(昭一四法六五)	五三八
(4)	商工組合中央金庫法中改正(昭一五法五九)	五三八
(5)	商工組合中央金庫法中改正(昭一五法八八)	五三八
(6)	商工組合中央金庫法中改正(昭一五法九七)	五三九
(7)	商工組合中央金庫法中改正(昭一五法一〇六)	五三九
(8)	商工組合中央金庫法中改正(昭一七法四〇)	五四〇
(9)	商工組合中央金庫法中改正(昭一八法四五)	五四〇
(10)	商工組合中央金庫法中改正(昭一八法五三)	五四〇
(11)	商工組合中央金庫法中改正(昭一八法五四)	五四一
(12)	商工債券令(昭一一勅三五三)	五四二
(13)	商工債券令中改正(昭一五勅三〇九)	五四五
(14)	恩給金庫法(昭一三法五七)	五四六
(15)	租税法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ整理ニ関スル法律(昭一五法五九)	五五三
(16)	恩給金庫法中改正(昭一八法四二)	五五三
(17)	庶民金庫法(昭一三法五八)	五五四
(18)	庶民金庫法中改正(昭一五法五九)	五五九
(19)	庶民金庫法中改正(昭一六法八〇)	五五九

(20)	庶民金庫法中改正(昭一八法四二)	五五九
(21)	庶民金庫法中改正(昭一八法四五)	五五九
(22)	国民更生金庫法(昭一六法四二)	五六〇
(23)	国民更生金庫法中改正(昭一七法六八)	五六六
(24)	国民更生金庫法中改正(昭一八法九六)	五六六
(25)	戦時金融金庫法(昭一七法三二)	五六六
(26)	戦時金融金庫法中改正(昭二〇法二三)	五七五
(27)	戦時金融金庫法施行規則(昭一七大蔵省令一〇)	五七五
(28)	戦時金融金庫定款	五七六

(六) 普通銀行・貯蓄銀行

(1)	金融事業整備令(昭一七勅五一)	五八三
(2)	金融事業整備令中改正(昭一八勅七一三)	五八六
(3)	銀行等ノ事務ノ簡素化ニ関スル法律(昭一八法四二)	五八六
(4)	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭一八法四三)	五八八
(5)	市街地信用組合法(昭一八法四五)	五九一
(6)	市街地信用組合法中改正(昭一九法四)	六〇二
(7)	貯蓄銀行法等戦時特例(昭一九勅四七)	六〇三
(8)	貯蓄銀行法等戦時特例中改正(昭二〇勅三二五)	六〇四

(七) 金融統制団体関係……………六〇五

(1) 金融統制団体令(昭一七勅四四〇)……………	六〇五
(2) 金融統制団体令中改正(昭一八勅七二三)……………	六一〇
(3) 金融統制団体令中改正(昭一九勅四八〇)……………	六一〇
(4) 金融統制団体令施行規則(昭一七大蔵・司法・農林省令一)……………	六一〇
(5) 金融統制団体令施行規則中改正(昭一八大蔵・司法・農林省令一)……………	六一三
(6) 全国金融統制会……………	六一四
(7) 勸農金融統制会……………	六一三
(8) 普通銀行統制会……………	六一三
(9) 地方銀行統制会……………	六一四
(10) 貯蓄銀行統制会……………	六一四
(11) 信託統制会……………	六一五
(12) 生命保険統制会……………	六一六
(13) 無尽統制会……………	六一四
(14) 証券引受会社統制会……………	六一八
(15) 市街地信用組合統制会……………	六一七
(16) 組合金融統制会……………	六一八
(17) 損害保険統制会……………	六一四

(18) 短資業統制組合……………	六一三
(19) 取引員統制会……………	六一四
(20) 銀行信託統制会……………	六〇一
(21) 庶民金融統制会……………	六〇四
(22) 証券統制会……………	六〇二

(八) 貯蓄奨励関係……………六一〇

(1) 郵便年金法(大一五法三九)……………	六一〇
(2) 郵便年金貯法中改正(昭一四法四七)……………	六一一
(3) 郵便年金法中改正(昭一八法六)……………	六一四
(4) 国民貯蓄組合法(昭一六法六四)……………	六一五
(5) 国民貯蓄組合法中改正(昭一七法八二)……………	六一六
(6) 国民貯蓄組合法中改正(昭一八法三七)……………	六一六
(7) 国民貯蓄組合法中改正(昭一八法四三)……………	六一〇
(8) 国民貯蓄組合法中改正(昭一八法四五)……………	六一〇
(9) 国民貯蓄組合法中改正(昭一八法四六)……………	六一〇
(10) 国民貯蓄組合法中改正(昭一九法七)……………	六一一
(11) 国民貯蓄組合法中改正(昭二〇法一一)……………	六一一
(12) 国民貯蓄組合法中改正(昭二〇法一六)……………	六一一

(13) 割増金附預金規則（昭一九大蔵省令六七）	七二
(14) 割増金附預金規則中改正（昭一九大蔵省令九六）	七三
(15) 割増金附預金規則中改正（昭一九大蔵省令一〇六）	七三
(16) 臨時資金調整法第十三条ノ三ノ規定ニ依リ職域等ニ於ケル貯蓄協力命令ニ関スル件（昭一九大蔵省令七四）	七三
(九) 企業整備関係	七三
(1) 企業整備資金措置法（昭一八法九五）	七三
(2) 企業整備資金措置法中改正（昭一九法二五）	七三〇
(3) 企業整備資金措置法施行令（昭一八法五六三）	七三一
(4) 政府金銭債務特殊決済事務取扱規則（昭一八大蔵省令六〇）	七三五
(5) 臨時租税措置法施行規則中改正（昭一八大蔵省令六二）	七三六
(6) 企業整備資金措置法ニ依リ政府特殊借入金等ノ条件指定（昭一八大蔵省告示二九八）	七三九
(7) 企業整備資金委員会官制（昭一八勅五七二）	七四〇
(8) 企業整備資金措置法令運用方針大綱（昭一八）	七四一
(十) その他	七四六
(1) 農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭一二法七七）	七四六
(2) 農村負債整理資金特別融通及損失補償法中改正（昭一六法三五）	七四八
(3) 農村負債整理資金特別融通及損失補償法中改正（昭一七法一二）	七四九

(4) 農村負債整理資金特別融通及損失補償法中改正（昭一八法四六）	七四九
(5) 臨時農村負債処理法（昭一三法六九）	七五〇
(6) 臨時農村負債処理法中改正（昭一六法三五）	七五三
(7) 臨時農村負債処理法中改正（昭一七法一二）	七五三
(8) 臨時農村負債処理法中改正（昭一八法四六）	七五四
(9) 会社職員給与臨時措置令（昭一四勅七〇六）	七五四
(10) 会社職員給与臨時措置令中改正（昭一五勅四八五）	七五九

三 演 説

(1) 第三十二回全国手形交換所聯合会における結城大蔵大臣の演説	七六〇
(2) 東京銀行倶楽部晩餐会における賀屋大蔵大臣の演説	七七三
(3) 臨時全国手形交換所聯合会における賀屋大蔵大臣の演説	七八〇
(4) 関西銀行会第三十六回大会における賀屋大蔵大臣の演説	七八三
(5) 第三十三回全国手形交換所聯合会における賀屋大蔵大臣の演説抄録	七八一
(6) 関西銀行会第三十七回大会における池田大蔵大臣の演説	七八五
(7) 第三十四回全国手形交換所聯合懇親会における石渡大蔵大臣の演説	八〇二
(8) 関西銀行会第三十八回大会における青木大蔵大臣の演説	八〇九
(9) 第三十五回全国手形交換所聯合会における桜内大蔵大臣の演説	八二四

(10) 全国金融協議会第一回総会における河田大蔵大臣の演説	八三
(11) 全国金融協議会第二回総会における河田大蔵大臣の演説	八五
(12) 全国金融協議会役員会における小倉大蔵大臣の演説	八五
(13) 全国金融統制会発会式における賀屋大蔵大臣の演説	八六
(14) 全国金融統制会第一回通常総会別席における賀屋大蔵大臣の演説	八六

四 資金計画

(1) 昭和十八年度国家資金計画	八七
(2) 昭和十八年度国家資金計画参考資料	八六
(3) 昭和十八年度国家資金計画参考統計	八七
(4) 昭和二十年度国家資金計画第一四半期実施計画(案)	八二

資料Ⅱ 統計 (巻末)

本文中統計表目次

第一章

第一表 国債発行額と日銀引受額(昭和七—十年) ……	四
第二表 東京金利の長期的変動(明治一—十一年) ……	八
第三表 全国普通銀行の国債所有状態(昭和七年末—十一年) ……	二
第四表 各種金利低下の推移(昭和六—十二年) ……	四
第五表 株式会社事業成績(昭和七—九年) ……	一六
第六表 主要事業の生産制限率(昭和五—十一年) ……	一六
第七表 日銀取引先銀行消却債権取立益(昭和七—十一年) ……	一七
第八表 預貯金前年同期比較(昭和七—十年) ……	一八
第九表 各種金融機関の預金増加(昭和七年五月末、十年十一月末) ……	一九
第十表 各種金融機関の貸出増減(昭和七年五月末、十年十一月末) ……	一九
第十一表 計画資本産業別推移(昭和七—十一年) ……	三三
第十二表 普通銀行貸出金の推移(昭和一年十二月—十二年十二月) ……	三四
第十三表 昭和十一年生産量対比表 ……	三六
第十四表 日本銀行金利の低下(昭和六年十月—十二年九月) ……	四八
第十五表 東京預金利子協定加盟銀行協定預金利率の低下(昭和六年十二月—十一年四月) ……	四八
第十六表 不動産金利の低下(昭和六—十三年) ……	五〇
第十七表 東京・大阪市中金利の低下(昭和六年—十二年) ……	五一
第十八表 各種利回り推移 ……	五三
第十九表 日本銀行国債担保の最低歩合と国債発行利回りの比較 ……	五四
第二十表 計画資本累年表(昭和十一—十五年) ……	五五
第二十一表 普通銀行における預金と貸出金の増加率(昭和十一—十二年) ……	五七
第二十二表 株式会社払込資本の増加(昭和十一—十二年) ……	五八

年).....	六
第二十三表 諸金融機関資金の国家と民間への配分 (昭和十―十六年).....	六三
第二十四表 資金調整標準による日本産業の構成比較.....	六六
第二十五表 資金調整標準から見た鉱工業の構造.....	六九
第二十六表 資金調整標準から見た鉱工業の構成比率.....	八〇
第二十七表 臨時資金調整法関係事業設備資金額(昭和十二年九月―十七年三月).....	九五
第二十八表 資金調達別事業設備資金額(昭和十二―二十年).....	九六七
第二十九表 金融機関の事業設備資金貸付状況(昭和十二―十六年).....	九七
第三十表 金融機関別事業設備資金貸付状況(昭和十二―十五年).....	九八
第三十一表 国債シンジケート加盟銀行・信託会社の事業設備資金貸付状況.....	九八
第三十二表 臨時資金調整法第四条の二、第八条にもとづく申請事項別取扱件数(昭和十三―十六年).....	一〇〇
第三十三表 臨時資金調整法第四条、第四条の二、第八条にもとづく申請事項別取扱金額(昭和十三―十六年).....	一〇〇
第三十四表 臨時資金調整法第四条、第四条の二、第八条にもとづく認可または許可の件数(昭和十三―十六年).....	一〇一
第三十五表 臨時資金調整法第四条、第四条の二、第八条にもとづく認可または許可の金額(昭和十三―十六年).....	一〇一
第三十六表 臨時資金調整法第四条、第四条の二、第八条にもとづく不認可または不許可の件数(昭和十三―十六年).....	一〇三
第三十七表 臨時資金調整法第四条、第四条の二、第八条にもとづく不認可または不許可の金額(昭和十三―十六年).....	一〇三
第三十八表 金融機関の調整標準別設備資金貸付状況(昭和十二―十五年).....	一〇四

第三十九表 臨時資金調整法第四条、第四条の二、第八条により認可された設備資金の年次別、事業調整標準別状況(昭和十二―十五年).....	一〇四
第四十表 臨時資金調整法第四条、第四条の二、第八条により認可された設備資金の産業部門別、事業調整標準別状況.....	一〇五
第四十一表 他官庁からの協議に同意した設備資金の認可状況(昭和十二―十六年度).....	一〇六
第四十二表 金融機関の運転資金貸出残高(昭和十五年六月末―二十年三月末).....	一〇七
第四十三表 全国銀行と興銀の貸付額増加(昭和十二年下期―十五年下期).....	一二三
第四十四表 日本興業銀行貸出高および債券発行高の推移(昭和十一年六月末―十五年十二月末).....	一二五
第四十五表 興銀、普銀の貸出増加額(昭和十―十六年).....	一二五
第四十六表 東京コール翌日物日歩(昭和十五―十六年).....	一二六
第四十七表 事業会社に対する共同融資 A 日本興業銀行を幹事とするもの.....	一二七
第四十八表 事業会社に対する共同融資 B その他の銀行を幹事とする共同融資先.....	一二三
第四十九表 事業会社に対する共同融資 C 信託会社を幹事とする共同融資先.....	一二三
第五十表 事業会社に対する共同融資 D 幹事の定めなき共同融資.....	一二四
第五十一表 証券会社に対する共同融資.....	一二五
第五十二表 社債引受シンジケート団.....	一二五―六
第五十三表 普通銀行預金の分布状況(昭和二十―十年).....	一二四
第五十四表 普通銀行の支店出張所数の推移(昭和十年六月―十二年十二月).....	一二七
第五十五表 全国地方銀行主要勘定(昭和十三年六月―十六年六月).....	一二六
第五十六表 十大銀行六大都市主要勘定(昭和十三年六月―十六年六月).....	一二六

第五十七表	有力銀行の支店出張所新設（昭和十二年末、十五年末）	一五
第五十八表	銀行合同参加数の推移（昭和十一—十六年）	一五九
第五十九表	銀行数の移動（昭和十一—十六年）	一五九
第六十表	普通銀行府県別行数の推移（昭和十二年下期—十六年九月）	一六〇
第六十一表	一府県一行の地方とその銀行名（昭和十六年九月末現在）	一六一
第六十二表	普通銀行資本金別行数および資本金額の推移（昭和十一—十六年）	一六三
第六十三表	銀行支店数の推移（昭和十二年末、十五年末）	一六三
第六十四表	国民更生金庫の貸付金業種別一覧表（昭和十九年三月末現在）	一六九
第六十五表	国民更生金庫の各年度末比較貸借対照表	一七一
第六十六表	金融機関の預金増加目標（昭和十四年度—十六年度）	一六八

第六十七表	貯蓄増加額（昭和十一年度—十六年度）	一六九
第六十八表	内地における国民貯蓄組合の普及状況（昭和十四年三月末—十六年三月末）	一九九
第六十九表	内地における国民貯蓄組合種類別（昭和十六年三月末現在）	二〇〇
第二章		
第七十表	戦時資金計画編成形式の推移（昭和十四年度—十八年度）	二一八
第七十一表	国家資金計画と実績（昭和十七年度—二十年年度）	二三四
第七十二表	国家資金計画における主要計画と実績（昭和十七年度—二十年年度）	二三五
第七十三表	太平洋戦争下の貯蓄目標とその実績（昭和十六—二十年）	二四〇
第七十四表	日本銀行兌換銀行券発行高（昭和十一—十六年）	二四九
第七十五表	共同融資一件当り融資金額	二五七
第七十六表	共同融資団構成員数	二五八

第七十七表	共同融資団の幹事	二六八
第七十八表	戦時金融金庫の金額別貸出残高	二三八
第七十九表	戦時金融金庫大口貸出先明細	二三九
第八十表	戦時金融金庫の用途別貸出残高	二三三
第八十一表	戦時金融金庫の借入金明細（昭和二十年九月二十九日現在）	二三三
第八十二表	戦時金融金庫の累年次バランス・シート（昭和十八年三月末—二十年九月末）	二三三
第八十三表	戦時金融金庫の融資先別残高	三四三
第八十四表	軍需会社に対する軍需融資状況（昭和十九年七月—二十年一月）	三四九
第八十五表	軍需協力融資状況（昭和十九年七月—二十年一月）	三四九
第八十六表	軍需会社借入金調	三五二
第八十七表	終戦時における六大銀行の軍需融資実績	三五二
第八十八表	三菱銀行の協力貸、協力借（昭和二十年五月末現在）	三五三
第八十九表	三菱銀行の指定軍需会社に対する融資状況	

第九十表	主要軍需会社借入金残高（昭和二十年十二月末現在）	三五三
第九十一表	資金統合銀行の株主名簿	三五七
第九十二表	経理応急措置法実施時の吸収資金残高	三五九
第九十三表	明治以降の各期における銀行集中状況	三六五
第九十四表	銀行合同参加数（昭和十六—二十年）	三六六
第九十五表	銀行数移動（昭和十六—二十年）	三六六
第九十六表	普通銀行消滅内訳表（昭和七年末—二十年）	三六八
第九十七表	戦時下における全国銀行の預金・貸出・有価証券の推移（昭和十一年、十六年、二十年）	三七〇
第九十八表	公称資本金額別普通銀行分布表（昭和八年、二十年）	三七二
第九十九表	普通銀行経営内容（I）（昭和十年上—二十年上）	三七三
第一百表	普通銀行経営内容（II）（昭和十年上—二十年上）	三七四

21	4	28	60,276,273	61,276,273
	5	25	5,752,457	4,752,457
	6	7	△ 67,025	△ 57,025
	"	26	318,331	△ 318,331
	"	27	999,284	721,258
23	3	下から 3	428,619	428,612
	7	10	1,197,790	1,187,790
26	2	下から 7	18,182	18,172
27	1	" 7	15,531	15,541
	2	" 7	38,221,872	38,221,892
	3	15	570,620	570,520
	6	下から 7	162,225,475	162,225,495
29	2	20	47,862,918	45,862,918
	6	9	13,795,658	13,759,658
		12	17,374,180	16,374,180
		15	17,575,004	16,575,004
		20	202,302,776	200,266,776
42	1	6	兵器及兵器 ^イ 部分品製造業	兵器及兵器部分品製造業 ^イ
44	1	6	兵器及兵器 ^イ 部分品製造業	兵器及兵器部分品製造業 ^イ
49	2	末行		普
50	4	4	清 州	清 洲
53	3	6	第 吉	第 百
59	3	9	友 住	住 友

金

融

(下)

第一章 日華事変期の金融統制と金融情勢

―資金調整の展開から融資命令へ―

第一節 日華事変までの金融政策

一 日本銀行のオペレーションと低金利政策

満州事変以後の日本における経済政策は、主として経済不況の克服に向けられており、対内政策の基調をなしたのは、軍事費の増大を背景にするインフレーション政策であった。この時期における金融政策も、右のような財政政策を円滑に遂行することに、主たる目標がおかれていた。そして、この目的を果すためにとられた金融政策の主要な内容は、日本銀行の公債引受発行と結びついた公開市場操作（オープン・マーケット・オペレーション）であり、また、それを裏づけるものとしての低金利政策であった。というより、むしろ日銀の公債引受発行と公開市場操作こそ、右のインフレーション政策の支柱をなすものであり、さらに、それをささえたのが低金利政策であった。

当時においては、すでに、本来の金融政策の眼目であった金利政策は、全く役に立たなくなっていた。世界大恐慌によって金本位制度が深刻な動揺にさらされて以来、一般に金利の上げ下げによって資金の需要を調節する力は極度に弱まり、しかも、金利を変動させる余裕そのものに、嚴重な制限がおかれてしまったからである。というのは、戦争のために、政府は次々と巨額の公債を発行しなければならず、その公債を円滑に消化させるため

第一表 国債発行額と日銀引受額
(額面：単位 百万円)

年次	発行額			日銀引受額		中高総額に対する割合
	新規	借換	総額	日引受	銀高	
昭和7年(11月以降)	200	0	200	200		100
8	1,162	53	1,215	1,115		92
9	660	256	916	701		77
10	780	268	1,048	751		72
計	2,802	577	3,379	2,767		82

備考：日本銀行調査局『財政金融資料要録』による。
交付国債を除く。

には、市中の金利を低くしておかなければならないから、日本銀行の公定歩合は引き下げられる一方であって、金融調整の手段として、どんなに金利を引き上げたいと思っても、もう引き上げることはできなかった。その結果として、引き受けた公債を市場に売却すること以外には、日本銀行の金融政策の手段はもうなくなっていたのである。

こうして、満州事変の突発を契機として、財政が膨張し、公債を増発する必要が生じたにもかかわらず、財界の委縮と金詰りのために、増大する公債の引受手がなく、従前の方法によって国債を募集することが困難であった。それでも、国債を発行するためには、「窮余の一策」¹⁾が考案されなければ

ならなかった。日銀引受による公債の発行が、それであった。²⁾歳入補填国債の日本銀行引受発行は、昭和七年十一月二十五日から開始され、日銀所有国債の対市中売却は同二十七日に開始された。それ以後、昭和十年末までの約三年間に発行された国債は、六年末の国債現在高の七五パーセントにあたる三十三億円余に上り、そのうちの八二パーセントが日本銀行引受によって発行された(第一表参照)。

(1) 深井英五『金本位制離脱後の通貨政策』(増補版)、昭和十五年刊、三九四頁。

(2) 「日本銀行の国債引受発行を創意的に工夫したのは高橋大蔵大臣である。……通貨補充の外に、満洲事件の為に必要とする国債の発行を容易ならしむると、金利水準を低下するとに効があつた。即ち一石三鳥の妙手であつた。日本銀行は大蔵省側から協議を受けて之に同意したが、同時に通貨補充、金融緩和の目的を相当に達した上は、引受国債を売出して通貨の回収を図るべきことを主張した。日本銀行の国債引受に「一応」と云ふ条件が附せられたのは、此の主張の趣旨が認められたのである。」(深井英五『回顧七十年』、昭和十六年刊、二六九―七〇頁)。

日本銀行の国庫証券引受制度としては、大蔵省証券の引受は明治年代から、また、臨時国庫証券や五分利国庫債券の引受は大正年代からおこなわれたことであるが、これらはいずれも期限一―二年の短期債であり、引受の趣旨も、金利高による公募の困難を一時的に救済しようとするものであった。

日本銀行が金融市場を対象にして有価証券の売買操作をおこなうことは、すでに大正年代にもみられたが、それはきわめて例外的な現象にすぎなかった。公開市場操作が重要な役割を演ずるようになったのは、この時期後のことで、それは、巨額の公債を日本銀行が引き受けておいて、政府資金の散布があつたのちに、日本銀行がさ

きに引き受けておいた公債を市場に売却するようになってからのことである。¹⁾これは、公開市場操作が公債発行の基本的な方法の一部に組みこまれたことであり、そのことは公債発行方法上の重大な変革であるとともに、日本の金融政策史上において画期的な現象であった。²⁾

(1) 公開市場操作の実施について初めて公表したのは、昭和八年二月一日の東京手形交換所の新年会席上における土方日本銀行総裁の演説であったが、実施はこれより早く、七年十一月から始まっていたことはさきに見たとおりである。

なお、「これは正しい意味でのオープン・マーケット・オペレーションではない。これは政府が先ず以て日本銀行に不換紙幣を発行せしめてこれを借入れ、更にそれを支出してその紙幣を流通に置き、それが市場にあふれたとき、日本銀行がその所有の公債を銀行に売って、その不換紙幣を回収するというアプノーマルなまたは臨時的な財政方法である。」(大内兵衛「経済史」、矢内原忠雄編『現代日本小史』、普及版、上巻、昭和二十九年刊、一二六―七頁)。

すなわち、この時代の公開市場操作は、主として公債を民間に売却すること、すなわち「売オペレーション」であって、公債を担保とする日銀貸出しは大規模におこなわれたが、オペレーションとしては、第二次世界戦争後にみられたような「買オペレーション」、すなわち、市中銀行が一度買い入れた公債を日本銀行が買い入れることではなく、そういうオペレーションはきわめて少なかった。

また、それは「公開」市場操作といっても、日本銀行が公債を売却する相手方は、ほとんど日銀と常時取引のある市中金融機関だけに限られており、諸外国における公開市場操作とは多少性質を異にするものである。

(2) 新規公債の発行にあたって、旧来の発行方法たる公募(主としてシンジケート銀行団の引受)は、すでに大正十四年度以降ほとんどおこなわれず(昭和三年度の一億三千万円の公募は例外)、その大部分は預金部引受によって発行され

ていた。しかし、それ以前には、シンジケート銀行団の引受による「公募」発行が原則であった。そして、このいずれの場合についても、日本銀行が公債を手持することは、たとえあっても、きわめて少額であるのみでなく、それは邪道として極力回避されてきたのである。

公債の日銀引受発行制度は、日本の金融市場に重大な影響を与えた。従来のような公募による公債の発行方法では、公債を発行するためには、金融市場にそれを消化するだけの資金の余裕が必要であり、公債の発行余力は、この金融市場の状態によって大きく左右されていた。ところが、日銀引受の方法によれば、政府は、時の金融情勢のいかんにかかわらずに、公債を発行することができるようになったのである。というのは、この方法で公債を発行し、それだけ政府資金が散布されれば、それだけ市場における公債の消化力が増大する関係になっているからである。もちろん、この「新機軸」は、その安易さそれ自体の中に重大な問題を蔵していた。当時の日銀副総裁深井英五が指摘していたように、「日本銀行の国債引受は、再禁止直後の如き経済状態の下に於ては適切有効の施為であつたが、これを利用するには慎重の注意を要する」のであり、「将来の負担力の見込からは差支ない場合でも、発券銀行の国債保有が通貨の状態に及ぼす影響の憂慮すべきものがあり得る」¹⁾ばかりでなく、恐るべき物価騰貴の原因は、「国債に就いて云へば、日本銀行所有額の増加のみに存するにあらずして、日本銀行の引受と云ふ資金供与の取引中に主として存する」²⁾からである。しかし、それはともかくとして、この日本銀行引受による公債の発行制度は、それが、公債発行についての決定力を金融市場から奪い、これを政府と日本銀行の

手に帰せしめたという意味において、画期的な事実であった。

- (1) 深井英五『金本位制離脱後の通貨政策』（増補版）三九七頁。
- (2) 同右、二五―六頁。

このことは、また同時に、金融市場における金利の統制権が金融当局の手中に握られてゆくことを意味していた。というのは、公債を公募する場合には、市場金利を基準にして国債の利率を定めなければならないが、日本銀行引受発行であれば、国債の利率を妥当なところに定めておいて、その影響を金融市場に及ぼすことができたからである。こうして、市場金利の標準が逆に日本銀行売出公債の利回りを中心に決定されることとなり、金融当

第二表 東京金利の長期的変動

	普通銀行 貸付金年利	定期預金年 利(6ヵ月)
明治 1~9	13.3	7.13
" 10~19	10.65	4.88
" 20~29	9.22	6.31
" 30~39	10.04	5.13
" 40~5	8.26	5.83
大正 6~1	9.11	4.63
昭和 2~11	7.94	4.80
" 7	8.03	4.25
" 8	7.85	3.94
" 9	7.41	3.87
" 10	7.05	3.57
" 11	6.75	

備考：東洋経済新報社『明治大正国勢
総覧』および大蔵省理財局『金
融事項参考書』（昭和15年調）
による。日歩を年利に換算。

局は売出公債の発行条件をあらかじめ決定することによって、一般金利にある程度統制を加えることができるようになった。

満州事変以後における金融情勢を特徴づけたのは、金利の一般的な低下傾向であった。英米等比べて格段の高さを維持してきた金

利差が解消したわけではないが、この時期に、日本の金利は史上みぞうの低落を示した（第二表参照）。その原因は、金融機関に遊資が累積していたことである。銀行その他における遊資の累積に対して、安全な貸付先が比較的少なく、また恐慌の影響で、産業が多量の遊休設備と原材料をかかえていて、資金需要が顕著でなかったから、その結果として、金利が下がるのは当然のことであった。財界振興対策としての政府の積極的な低金利政策は、それを一段と促進させた。この場合、金利低下の原動力となったのは大量な政府資金の散布であり、低金利政策の根幹をなしたのは国債利率の引下げであった¹⁾。

- (1) 明治以降の財政史上で、公債利子低下政策のとられた代表的な事例としては、大蔵大臣松方正義の提議によっておこなわれた明治十九年以降（とくに二十四年から二十六年まで）の場合と、第二次桂太郎内閣によっておこなわれた明治四十三年以降の場合とがあった（大内兵衛『改訂日本財政論―公債篇』、昭和十二年刊、五四頁以下および一二五頁以下参照）。しかし、明治時代におこなわれたこれら二つの場合は、いずれも公債の低利借替を目的としたものであり、公債費の負担を軽減することに主眼がおかれていた。しかし、満州事変期の公債利子低下政策は、これとやや趣を異にしており、直接的には、むしろ景気の回復を主たる目的とし、副次的に新規発行公債消化の円滑化と公債費の負担軽減を図ったものといえることができる。

昭和六年九月に起った二大事件、すなわち満州事変とイギリスの金本位離脱は、日本において金本位制擁護のための高金利政策を強行せねばならなくさせた。日本の金本位が停止されたのちも、経済恐慌のための産業界の不況と金融の窮迫は高金利を解消させず、七年に入ってから二回おこなわれた日銀の公定歩合引下げ（三月第一

次、日歩一銭八厘を一銭六厘に、六月第二次で一銭四厘に）も、大した効果をあらわさなかった。実質的に一般金利の低下が進行したしたのは、昭和七年の後半期以降のことである。八月に、日銀は第三次の利下げ（公定歩合を一銭二厘に）をおこない、十月、郵便貯金の利下げ（四分二厘を三分へ、発表は八月）も実施された。しかし、そこで規制的な役割を演じたのは国債利率の引下げであった。

一般金利の水準に対して国債利子の水準が強い影響力をもつことは、日本の特殊な事情によるところが大きい。わが国における国債の所有分布の中で金融機関の占める割合がきわめて大きいことは周知のとおりであり、第一次世界大戦後における新規公債の発行は、ほとんどすべて金融機関の消化に依存したのであって、内国債の所在別統計によれば、昭和二年金融恐慌時には約六割、満州事変期には約八割までが金融機関によって所有されていた。¹⁾ 金融機関がこれほど巨額の国債をかかえていたのは、国債が預金支払準備として重大な役割を果たしてきたからである。国債にこのような特殊な地位が与えられた原因は、日本銀行の国債担保融通制度が存在することと関係があるのは言うまでもないが、さらに根本的には、日本の金融市場には、預金準備の見返りとなるべき商業手形やコール等が未発達かつ不十分で、国債がそれに代用されたこと、および日本における銀行預金の大半が高利かつ長期の定期預金であって、無利子あるいは低利のコールその他の預金準備に放資するのが困難なこと、等にもとづくものであった。この場合には、国債の利回りは長期の証券投資としての採算から割り出されるのではなく、預金準備のためにコールより多少有利ならば、それで十分であった。したがって、国債利回りは他の金

第三表 全国普通銀行の国債所有状態

年次	国所有高	預金に 対する 比率	国債所有 投資割合	高所算 推定
昭和7年末	百万円 1,189	% 14.62		% —
8	1,568	17.97		13.01
9	2,017	21.56		27.52
10	2,205	22.33		30.02
11	2,561	23.43		33.31

備考：高橋亀吉『現代公債政策』 315, 322頁
による。

利に比べて著しく低利におかれており、一般金利に対する強い規制力も持ちえなかった。ところが、満州事変の突発以後、この事情に大きな変化が起った。それまでにおける銀行の国債所有が、ほとんど預金準備の目的によるものであったのに対して、その後の銀行所有国債の増加は、主として投資の見地から生じたものであった。事変の突発以後、国債は増大してゆき、しかも、一方で遊資がますます累積するのにより、他の有利な投資口がないばかりか、かえって回収傾向にあったため、金融機関は、その資金を大きく国債投資にふり向けざるを得なくなった。今や、国債は金融機関の投資目的物として重要な地位を占めることとなったのである（第三表参照³⁾）。

(1) これを外国の事情と比較してみれば、内国債の分布状態は、昭和九年末において、日本では、金融機関七八パーセント、金融機関以外二二パーセントであるのに対して、イギリスでは、金融機関四二パーセント、金融機関以外五八パーセントである（高橋亀吉『現代公債政策』、昭和十二年刊、三〇五—八頁参照）。

(2) ロンドンあるいはニューヨークの金利体系では、国債利回りと預金利子との間にはかなり大きな差ができていたのに、日本ではきわめてわずかの差しかなく、国債と甲種定期預金利子とがしばしば逆ざや²⁾すら呈していた。これは、日本の金利体系の他国に比べて特異な現象をなすものであった。

(3) 「先般日本銀行が持つて居った公債、或は大蔵省証券を売渡したと云ふのは、買へと云うて勧めて売渡したのではない。昨年の暮から銀行業者は手元に金がある、之を棄ておけないから、日本銀行に一つ売って呉れないかと云ふ内相談をして来た。併し銀行としては償還期限の早い物、即ち短期物を成るべく望み、長期の物を望まなかった。是は事実である。併しながら従来大銀行等は日本銀行と取引するのは、恥だと云ふ様な状態であつたが、段々緩和されて、斯う云ふ取引が始まるやうになつて来た。それで若し短期の物がなければ、やはり長期の物も買ふ様になる。既に長期の公債を売つてゐる。銀行の望む短期の物がなければ長期の物を買ふ様になるのは当然のことである。」(高橋是清『経済論』六二〇—二頁)。

このことは、金融機関の投資的採算を通じて、国債の利回りが一般金利に規制的な作用を及ぼすことを可能にするものであつた。すなわち、政府資金が散布されれば、市中金利は下がり、それが日銀売出公債の利回りを下回ると、金融機関は日銀から公債を買入れ入る。すると、金融市場の遊資は減少して、市中金利は上昇に向かう。市中金利が公債利回りを上回ると、金融機関はしげんに公債の買入れをさし控える。遊資が増大すれば、市中金利は下向く。こういう変動によって、市中金利の水準は、つねに日銀売出公債の利回りを中心にして決定される。低金利政策の根幹として、国債利率の低下が進められた事情の根拠はここにあつた。こうして、発行国債の利率は五分から四分半に(昭和七年十一月)、さらに四分半から四分に(昭和八年九月)引き下げられ、その他の発行条件も徐々に利回りを低下させる方向に傾いた。そして、「金融界は之れに追隨し、預金協定利率は昭和六年の四分七厘より、昭和七年四分二厘に、昭和八年三分七厘に引下げられ、日本銀行の公定最低歩合は昭和七年に

於ける三回の引下に次いで昭和八年七月日歩一銭に引下げられた。市中商業手形の割引歩合は解禁の頃最高日歩二銭見当なりしものが一銭七厘見当に下り、最低には一銭を割るものもあるに至り、コールは最低五厘の唱へもあり、社債利率は四分五厘見当のものが普通となつた¹⁾。すなわち、国債利回り四分強中心の、いわゆる金利革命時代が始まつたのである。

(1) 深井英五『金本位制離脱後の通貨政策』(増補版)四〇二頁。

このようにして、金融政策と金融情勢は、昭和七年を境にして大きく転換した。政府の金融政策は、まだ金融機関に対する直接的、強制的なものではなかった。しかし、それは明らかに、のちの金融統制への序幕をなすものであつた。レールは、すでにここに敷かれたのである。

二 金融政策の成果とその限界

満州事変期の金融政策は、すばらしい成功のようにみえた。景気回復のテコとされた貿易は年ごとに増加し、貿易総額は、六年の二十三億円から十一年の五十四億円に著増した。工業生産量指数(商工省調、昭和六—八年平均基準)も、六年の九〇から十一年の一五二に上昇した。遊休設備は就働しはじめ、利潤も急増した。一般金利の低下と平準化は、ほぼ予期どおりに進められ、九年以上期には、一般金利は、四分利付国債の発行条件に著しくさや寄せするに至つた(第四表参照)。低金利の誘導によって有利になつた公債は金融市場に歓迎され、十一年末

第四表 各種金利低下の推移

		日銀割引歩合 (商業手形)		定期預金金利 (東京・6ヵ月)		郵便貯金 金利子普通	利 回 り (6 ヲ月平均)		
		日歩	年利	甲種	乙種		国債	会社債	株式
昭和 6 年	上半期	銭厘 14	分厘毛 511	分厘 45 42	分厘 50 47	分厘 42	分厘毛 531	分厘毛 655	分厘毛 681
	下 "	{14 16 18}	{511 657 584}	42 47	47 52	42	549	643	684
昭和 7 年	上 "	{18 14 16}	{657 511 584}	47	52	42	594	687	599
	下 "	14 12	511 438	47 42	52 47	30	524	681	603
昭和 8 年	上 "	12	438	42	47	30	496	617	500
	下 "	10	365	37	47 42	30	467	575	506
昭和 9 年	上 "	10	365	37	42 40	30	450	551	478
	下 "	10	365	37	40	30	455	531	502
昭和 10 年	上 "	10	365	37	40	30	456	545	549
	下 "	10	365	37	40	30	446	484	566
昭和 11 年	上 "	10 9	{365 329}	37 33	40 35	30	423	455	563
	下 "	9	329	33	35	30	392	436	555
昭和 12 年	上 "	9	329	33	35	27.6	392	437	513
	下 "	9	329	33	35	27.6	394	443	549

備考：日本経済聯盟会『金輸出再禁止以来の我国財政経済推移の過程』(第26表)による。

までの日銀の国債売却高は、日銀引受高総額の九一パーセントに達した(九年中の「消化率」は引受高をはるかに越し

て、一三二パーセントに上った¹⁾。国債現在高は、六年末から十年末までに三十五億円の増加をみたが、これほど巨額の金額が財政資金として散布されたにもかかわらず、この期間に、日本銀行券はわずか四億円増加したにすぎなかった。こうして、日本銀行の公債引受発行と公開市場操作は、政府資金の散布によって景気の回復に資したばかりでなく、心配されたインフレ傾向を抑制することができたのである。

(1) 『昭和財政史』第六巻、国債編、二五四頁の第七十四表参照。

しかし、この成功は、のちに至って判明したように、実は外見上の成功にすぎなかったのであり、また、これを成功させた各種の条件も、本来永続する性質のものではなかった。このことは、当時における金融界と産業界の情勢を検討してみれば明らかである。

金融機関の資金蓄積は、金解禁以来、減少をつづけていたが、昭和七年下期を転期にして、逆に急激な増加に向かった。その原因は、何よりもまず、同時期から始まった赤字公債の発行による膨大な財政資金の散布であった。それに加えて、日本銀行金買入法の実施(昭和九年四月)による金の買入れ、米穀統制法の実施(昭和八年十一月)による米の買入れ、地方自治団体による農村救済資金の放出等がおこなわれ、これらによって民間に散布された資金は巨額に上った。また、資本逃避防止法(昭和七年七月)や外国為替管理法(昭和八年五月)の施行によって資金の海外流出が封ぜられたことは、散布された資金の国内での累積をもたらしした。こうして、この期間に金融機関の預貯金は急増した。しかも、この間、金融機関の貸出勘定は逆に収縮している。要するに、昭和七年初

第五表 株式会社事業成績（取引所を含まず）（133社）

（単位 百万円）

	昭和 7年上期	7年 下期	8年 上期	8年 下期	9年 上期	9年 下期
株主資本合計	4,227	4,226	4,248	4,347	4,446	4,646
社外負債合計（其他共）	3,334	3,279	3,200	3,046	3,043	2,994
期末使用総資本	7,752	7,824	7,695	7,667	7,768	7,951
{ 固定資産	5,096	5,202	5,179	5,260	5,426	5,552
{ 流動資産	2,655	2,622	2,516	2,406	2,342	2,399
当期収入	1,119	1,177	1,274	1,361	1,437	1,535
当期支出	933	978	1,032	1,093	1,154	1,222
当期利益	186	198	242	268	282	313
平均払込資本	3,444	3,474	3,408	3,460	3,539	3,640
預金及現金	290	314	330	362	372	411

備考：東洋経済新報社『経済年鑑』（昭和10年版）による。

第六表 主要事業の生産制限率

年月	紡績	絹紡	ラミ	人絹	晒粉	石灰 窒素	過燐 酸石	硫酸	洋紙	セメント	鉄鋼
年 月	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
5・12	34.4	35.0	50.0	15.0	45.0	40.0	40.0	—	35.0	53.2	50.0
6・ 6	30.0	35.0	50.0	10.0	55.0	40.0	55.0	50.0	35.0	55.0	50.0
12	31.4	25.6	30.0	30.0	55.0	40.0	60.0	50.0	55.0	57.0	38.0
7・ 6	31.4	18.0	30.0	25.0	55.0	40.0	50.0	50.0	55.0	53.5	45.0
12	36.4	18.0	30.0	全廃	35.0	40.0	50.0	50.0	55.0	55.0	40.0
8・ 6	27.6	27.8	30.0	〃	55.0	40.0	25.0	25.0	55.0	50.0	40.0
12	27.6	33.0	30.0	〃	45.0	40.0	46.0	25.0	55.0	52.0	40.0
9・ 6	27.6	33.0	30.0	〃	45.0	40.0	46.0	25.0	51.0	57.0	40.0
12	18.8	33.0	30.0	〃	45.0	40.0	46.0	25.0	43.0	57.0	40.0
10・ 6	23.8	33.0	30.0	〃	52.0	40.0	46.0	25.0	41.5	57.0	—
12	33.8	33.0	30.0	30.0	45.0	40.0	46.0	25.0	43.7	55.0	—
11・ 6	33.8	33.0	30.0	30.0	60.0	40.0	46.0	25.0	43.7	58.5	30.0
12	32.8	45.1	30.0	35.0	60.0	40.0	46.0	25.0	28.0	63.0	—

備考：上掲書（昭和10年版—12年版）による。鉄鋼は、10年1月から、丸鋼ベース限産額に対する増産率を示す。

から十年末の四年間には、金融機関の預金の激増と貸出しの減少という傾向がみられるのである。

このような金融界の動きに対応するこの期の産業界の一般的情勢は、恐慌状態からまだ抜けきれない一般的な不況の継続と、政府のインフレーション政策にもとづく一部産業の活況として特徴づけられる¹⁾。政府支出の膨張は、主として軍事費と時局匡救費によっておこなわれたから、この種の財政支出によって直接に潤う部門、すなわち軍需工業や救済事業関係では景気の回復がみられ、生産活動は活発化して、収益も増大した。しかし、それ

第七表 日銀取引先銀行消却債権取立益

（単位 百万円）

年次	金額	前年同期 比較増加
昭和7年上期	755	—
下	966	256
8 上	948	193
下	1,252	286
9 上	1,005	57
下	1,570	318
10 上	1,031	26
下	1,806	236

備考：日本銀行考査部調。8年下期は三和銀行を除く。行数は、3年上期の149行から漸減して、10年下期142行となる。

はまた新投資と事業の拡大には向かわず、一部の遊休設備や資材、製品のストックを動かす程度にとどまった。したがって、その収益は過剰な不活動資金となつて、銀行預金化されることとなつた。他方においてまた、政府の金輸出再禁止政策とインフレーション政策によって、外国為替相場の低

落が起り、対外物価が割安になったことは、輸出の飛躍的な増加をもたらし、このことによって輸出関係産業部門の収益を増大させた。しかし、こうして得られた収益も、一般経済界の不況と、設備、資材等の余裕のために、事業拡大を生ずることなく、遊休状態におかれていた。これもまた、銀行預金増加の一因をなすものであった。

第八表 預貯金前年同期比較

(単位 百万円)

期 中	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	郵便貯金	金銭信託
昭和7年上	△ 20	△ 891	△ 25	323	7
下	191	△ 42	51	105	3
8 上	△ 45	856	165	△ 116	65
下	△ 15	595	138	100	167
9 上	2	520	76	186	235
下	△ 26	627	56	152	187
10 上	70	401	126	133	145
下	87	520	164	167	163

備考：計数は大蔵省調、郵便貯金は振替貯金を含む。
△は減少を示す。

このようにして、預金が増大する傾向を生んだばかりでなく、産業界からは、不況期に固定していた銀行からの借入金の返済がおこなわれ、²⁾そのため、生産が急激に増大しつつあるにもかかわらず、銀行貸出しが減少するという一見奇異な現象が起った。このような事情は、東洋経済新報社調の株式会社事業成績（第五表）からもうかがわれる。すなわち、同表によれば、昭和七年から九年までの間に、当期利益は二億円弱から三億円強に、一億三千万円ほど増加しているにもかかわらず、流動資産は二億六千万円、借入金および割引手形も一億六千万円ほど減少し、銀行預金および現金は、逆に一億円以上増加している。

- (1) 当時における主要産業の生産制限率は第六表のとおりである。設備の遊休状態を示す一例として掲げる。
- (2) 銀行の焦付債権がこの間に返済されていた事實は、銀行の滞貨消却益の増加傾向をあらわす第七表からも看取される。

このような事情を背景にして、金融機関の預貯金は昭和八年以降増大していったが、中でも、普通銀行の預金の増加が顕著であった。期末を避けて昭和七年五月末と十年十一月末をとると、主要金融機関——各種銀行、信託会社、大蔵省預金部——の預貯金の増加は、この間に合計三十五億円に近く、そのうち、普通銀行のみで約

第九表 各種金融機関の預金増加
(単位 百万円)

金融機関	昭和7年 5月 末	昭和10年 11月 末	比較増加
普通銀行	7,622	9,710	2,088
特別銀行	837	985	148
貯蓄銀行	1,591	2,026	435
信託会社	1,208	1,729	521
預金部	2,916	3,197	281
合 計	14,174	17,647	3,473

備考：計数は大蔵省調。信託会社は金銭信託預金、預金部は郵便貯金および振替貯金。

第十表 各種金融機関の貸出増減
(単位 百万円)

金融機関	昭和7年 5月 末	昭和10年 11月 末	増減比較
普通銀行	6,362	6,098	△ 264
特別銀行	3,180	2,712	△ 468
貯蓄銀行	435	325	△ 110
信託会社	870	949	79
合 計	10,847	10,084	△ 763

備考：計数は大蔵省調、△は減少。

二十一億円、すなわち、これら金融機関の預貯金増加総額の六割を占めていた。そして、普通銀行預金の増加が、政府資金の散布超過と完全に平行関係を描いて

上昇しているのは、特徴的なことと言えよう。¹⁾

- (1) 日本銀行調査局特別調査室『満州事变以後の財政金融史』、昭和二十三年非公刊、一〇二頁。

以上にみたような、金融機関における預貯金の増加と貸出しの減退（第九表、第十表参照）による遊資の巨額の累積、あるいはその原因から言えば、経済界の一般的不況のもとでのインフレーション政策遂行の結果生じた遊

資の過剰状態、これこそ当時の金融政策を成功に導いた条件であった。すなわち、日銀による公開市場操作の成功は、右にみたような遊資の存在が、低金利政策による金利安と相まって国債の消化を容易にしたことにもとづくものであり、低金利政策自体もまた、財政資金の多額な散布と、当時の特殊な産業界の状態のための資金需要の停滞、事業拡張のための投資先の不足とによって、初めて成功しえたのである。ことばを換えて言えば、この期の金融政策の中核であった公開市場操作と低金利政策とは、それが財政インフレーションの好影響だけを生かして、その弊害を防ぎ、いわばインフレーションを「抑制」しようとするものであったが、それらの政策は、逆にインフレーション政策によって、初めて成功することができたということ、あるいは、インフレーションの顕在化を防止する政策が、こうした防止を必要にしたインフレーション、そして、そのような防止をやがて不可能にしてゆくインフレーションの進行自体を前提にしておこなわれたということである。さらに他方では、金解禁によって深刻化していた当時の経済界の不況と遊休生産力の存在が、公開市場操作と低金利政策を一応成功させるもう一つの条件をなすものであったが、こうした特殊の条件は、経済の軍事化とインフレーションの進展に伴ない、もともと変化せざるを得ないものであった。ここでは、不況を打開しようとする政策が、その「成功」をつづけるために、つねに不況を前提にするという関係であった。このような矛盾、このような政策のもつ限界は、その政策の「成功」が単に外見上の成功にすぎないこと、その「成功」が遠からず破局を示さざるを得ないであろうことを暗示するものであった。

こうした限界は、金融界の動きの中に早くも感ぜられはじめた。昭和八年九月以降、コール・レートの一時的異変としてあらわれた再三の金融引締りについては、ここでは触れないとして、金融基調の変化を最初に警告したのは銀行貸出しの推移であった。貸出しは減少傾向が止まり、昭和九年下期以後、逆に増大に向かったのである。さきに、預貯金の増加と並んで、貸出しの減退が遊資を累積させる重要な基礎であり、それが金融政策の外面的成功に役だったことを述べたが、もともとの貸出しの減少には、今まで触れなかった別の原因があった。というのは、社債が増加して、借入金にある程度とって代る傾向があらわれたことである。すなわち、恐慌による整理と合理化によって、事業会社の業績に向上がみられ、資産内容が改善されたが、そのことが、金利低下のため起債が容易になったことと結びついて、起債により長期借入金を整理する会社が続出したのである。その結果として、昭和八年の下期から九年下期にかけて、事業会社の社債（内債のみ、銀行債を除く）は激増¹⁾し、同時に借入金²⁾が激減した。これが銀行貸出しの減少に拍車をかけていた。しかし、事業界における長期借入金の社債化は九年下期に入って一段落するに至った。

- (1) 日本興業銀行調によれば、事業債（外貨債を除く）の発行高は、昭和五年から七年まで、各年それぞれ二億円前後であったのに対して、八年には八億円、九年には十三億円余に著増している（日本銀行統計局『本邦経済統計』、昭和二十三年刊、九三頁）。

当初は特定の部門に限定されていた景気が、しだいに広く他の部門に浸透しはじめた。たとえば、株式会社の

画 資 本 産 業 別 推 移

(単位 千円)

昭和 8 年		昭和 9 年		昭和 10 年		昭和 11 年	
資 本 額	比率	資 本 額	比率	資 本 額	比率	資 本 額	比率
54,017	5.0%	214,945	16.1%	102,925	7.2%	448,315	22.5%
276,890	25.5	528,100	39.7	485,790	34.1	520,678	26.2
135,028	12.4	197,478	14.8	314,417	22.1	249,789	12.6
5,540	0.5	22,600	1.7	13,350	0.9	98,421	4.9
436,522	40.2	222,920	16.7	140,590	9.9	278,388	14.0
69,766	6.4	73,330	5.5	157,404	11.1	190,681	9.6
108,327	10.0	72,079	5.4	208,235	14.6	203,635	10.2
1,086,093	100.0	1,331,452	100.0	1,422,711	100.0	1,989,909	100.0

太および関東州において計画された株式会社の新設、増資ならびに起債中、金額拾万円以上（新設、増資は公称資本金）のものを採録した。ただし、されたもの、旧社債その他の債務借換のため発行されたものおよび銀行債業」には倉庫業、鉄道及軌道業、海運業、その他運輸業を含む。「鉱業及重業、造船及船渠業、機械及器具工業、金属工業を含む。「軽工業」には紡製紙業、窯業、醸造業、食料品工業、製糸業、製材業、雑工業を含む。止以来の我国財政経済推移の過程』（第17表）による。

計画資本（新設、増資、起債）を産業別にみる（第十一表）と、各種産業部門の計画資本のうち、軍需工業部門である鉱業および重化学工業の占める比重は、十年に入ってからかなり低下し、絶対額も減少しているが、軽工業、商業、雑業などの地位が著しく増大している。これは、軍需景気が一般産業へようやく波及しはじめたことを反映するものと言えよう。また、計画資本総額が増大したことは、今まで新設資本を抑えていた遊休設備、資材、製品のストックがしだいに減少し、事業拡大の傾向が強まったことを物語っている。さらに、十年下期に、起債市場の不振のた

第十一表 計

事 業 別	昭和 7 年	
	資 本 額	比率
電 気 及 ガス工 業	(電気のみ) 120	% 0
鉱業及重化学工業	165,001	41.2
軽 工 業	26,093	6.5
水 産 及 農 林 業	34,581	8.6
倉 庫 及 運 輸 業	54,985	13.7
商 業	59,455	14.8
雑 業	58,962	14.7
合 計	399,799	100.0

備考：本調は内地、朝鮮、台湾、樺
樺 確実と認めたものについて、
社債中には外国において発行
券を含まない。「倉庫及運輸
化学工業」には鉱業、化学工
績業、製織業、染色整理業、
日本経済聯盟会『金輸出再禁

め、事業会社がつなぎ資金を銀行の貸出しに求めたこと等が、銀行貸出しの増勢をいっそう促進させる原因となった。

昭和初年から引きつづき減少傾向をつづけていた銀行貸出しは、十年から一転して急増傾向を示すに至った（第十二表）。それは、従来の金融政策を

順調に進行させる原因となっていた遊休設備の大量の存在が失われてゆくこと、したがって金融政策の成功をささえていた一つの柱が掘りくずされることを意味し、日本の金融情勢と金融政策にとって深刻な問題を投げかけるものであった。「生産力拡充」の必要が要請されるにつれて、これがいかに重大な意味をもつに至ったかは、次節にみるとおりである。

貸出しの減少傾向がやみ、逆に増加しはじめたことは、それだけ金融機関の遊資を減少させることであり、それは当然に国債消化問題に対する懸念を生じさせるに至った。公開市場操作を伴なうインフレーション政策を、当初から「一時の便法¹⁾」と考えていた高橋蔵相は、国債消化の行詰りが問題になる時期が早晩来ることを予期し

第十二表 普通銀行貸出金の推移
(単位 千円)

年・月	貸 出	対前月 増△減
昭和 1・12	9,219,800	185,818
2・6	8,757,774	△ 462,026
12	8,180,944	△ 576,830
3・6	7,541,985	△ 638,959
12	7,545,357	3,372
4・6	7,389,747	△ 156,610
12	7,246,205	△ 143,542
5・6	7,170,415	△ 75,790
12	6,818,068	△ 352,347
6・6	6,622,082	△ 195,986
12	6,594,199	△ 27,883
7・6	6,431,332	△ 162,867
12	6,343,280	△ 88,052
8・6	6,186,081	△ 157,199
12	6,085,945	△ 100,136
9・6	5,978,714	△ 107,231
12	5,987,505	8,791
10・6	5,919,860	△ 67,645
12	6,193,613	273,753
11・6	6,293,553	99,940
12	6,765,021	471,468
12・6	7,285,667	520,646
12	7,793,333	507,666

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』
(昭和17年調)による。

ていたのであり、そのため、早くから公債漸減方針をとっていた。しかし、このような方針は、インフレーションによって利益を得つつあった財界や軍部から、当然激しい抵抗を受けた。昭和十一年度予算の編成に際して、蔵相が、財政健全化のため、軍事費を削減して政策の転換を企てた時、抗争は、ついに軍部の暴力的クーデター、二・二六事件として爆発した。

(1) 深井英五『回顧七十年』昭和十六年刊、二七二頁。

昭和十一年の二・二六事件は、日本の政治をはっきりと軍部の意図する方向、戦争への方に軌道づけた。国

債漸減主義は放棄され、「国策」遂行のための軍事費の膨張と、そのための公債増発の方針が確認された。インフレーション政策が一段と積極的に展開されることとなったのである。

しかし、高橋蔵相をまつ殺しても、国債消化の懸念そのものをなくすことはできなかった。早くも年内に、憂慮すべき事態があらわれてきた。年初以来、国債消化は順調に進み、三月に四分利債の発行価格を引き上げた後などは、金利のいっそうの低下を見越して、国債の買付けがおもわく化し、一時は、日本銀行が売止めを実行したほどであった。五分利債の三分半利借換も実現し、日本銀行は新規に三分半利債の引受と売却を開始した。しかし、九月を境にして形勢は悪化した。十月以降、売れ行きは落ち、十二年に入ると、それは著しく不調を呈した。国債の市価も低落し、三分半利国債は、四月以降ひきつづき発行価格を割る状態で、公債の消化は、一時ほとんど停滞状態に陥った。日本銀行は各種の国債優遇策を講じたが、事態は容易に改善されなかった。おもわく的な買付けによって一四二パーセントという記録をつくった十一年上期の消化成績は、下期には逆転して、一挙に四四パーセントに落ちた。十二年に入っても、その成績はなかなか改善されなかった。事態はようやく深刻化し、公債発行限度をめぐる論議が活発となった。¹⁾ 国債消化のためには、金利を一段と低水準に導く必要があった。しかし、増大する産業資金の需要を前にし、物価騰貴を抑制してゆくためには、金利の引下げを、そう簡単に実行することはできなかった。インフレーションの進行を必要条件とするインフレーション抑制政策の矛盾は、ようやく従来の金融政策を無力化し、失敗させる危機に導いていた。こうして、日華事変の突発は、金融政策から金

融統制への新たな転換を必至にしたのである。

(1) 『昭和財政史』第六卷、国債編、二七七頁以下参照。

第二節 事業資金運用の調整

一 「生産力拡充」と日銀制度改革問題

第十三表 昭和十一年生産量対比表
(単位 100万瓩)

国別	生産量	石	炭	銑鉄	粗鋼
アメリカ		442		31.5	48.5
ドイツ		158 ^(外に褐炭 161)		15.3	19.2
ソ連		124		14.4	16.2
イギリス		232		7.8	11.9
フランス		45		6.2	6.7
日本		42		2.0	5.2

備考：国連統計による。小島精一・鈴木惣一『日本重工業論』、昭和28年刊、22頁から引用。

軍備の充実は軍需工業の整備にまたねばならないし、そのためには、さらにその前提として、いわゆる国防産業ないし基礎産業、すなわち重化学工業の飛躍的發展を必要とする。全面戦争と言われる現代戦が、「経済国力」をますます重要な要件とすることは言うまでもないが、もともと国際的にみて、重工業の発展が著しくおかれており、原料資源も乏しい日本の経済にとって、そのことはとくに深刻な意味をもっていた¹⁾。まして、満州事変が年のたつにつれて落ち着くどころか、いっそう拡大の方向をとり、さらに膨大で緊急な軍需に応じなければならない事態があら

われていた。「非常時」が「準戦時体制」に進むにつれて、「生産力の拡充」ということが、国策の一つとして、にわかに重要な意義をもつに至った。

(1) 当時、「一面戦争一面建設」と叫ばれたのは、ゆえなしとしない。昭和十一年当時における基幹産業諸部門の国際的立ちおくれを生産量についてみれば、第十三表のとおりである。

軍需生産の拡大は、本来、軍事予算の拡大に伴う必然的な過程であり、その意味では、生産拡充がその第一歩を踏み出したのは、高橋蔵相による昭和七年の膨張予算編成（蔵相は、それを「協力予算」と呼んでいた）の時であつたと言えるが、「生産力拡充」ということが、政府の重要政策として意識的に掲げられるようになったのは、昭和十二年春の林内閣の時代である¹⁾。二・二六事件直後の広田内閣時代に、いわゆる馬場財政として、国防中心の財政経済政策がとられたが、そこではまだ、膨大な軍事費の消化は、主として金融的操作によって解決しようとしただけで、生産拡充は問題にされなかった²⁾。これにつづく林内閣の結城蔵相と伍堂商相のいわゆる「抱合政策」の時になって、はじめて物資の面における積極的拡充政策が採用されることとなった。すなわち、「広義国防」が「狭義国防」に切り替えられるのと並行して、³⁾「国防基礎産業の生産力の急速かつ飛躍的な増大」が内閣の重要な標語となつたのである。

(1) これよりさき、昭和十一年に満州国において「経済開発五箇年計画」が発表されている。国内についても、同じく十一年春から、内閣調査局で経済力の総合的發展計画の研究が進んでおり、陸軍省では、同年夏ごろから「産業五ヶ年計画の陸軍試案」なるものが作成されはじめていたようである（椎名悦三郎『戦時経済と物資調整』、昭和十六年刊、一

八二―七頁)。

(2) ただ、十一年五月の末、週末休養で熱海に行ったおりの馬場蔵相の談話の中には、「増大して行く国防費を賄ふためには、産業を振興し、自然増収を増さしめる手段を講じなくてはならぬ」ということばが出てくる。

(3) 広田内閣の「庶政一新」の国策は、たとえ建前だけであっても、経済政策における国民生活への顧慮をうたったのに對して、林内閣はその方向を公然と振り捨てたのであり、昭和十二年度の修正予算は、馬場蔵相のいわゆる画期的予算をそういう方向において修正したのであり、これが「広義国防」から「狭義国防」への移行と言われるものであった。時あたかも第七十議会の直後、日本経済聯盟会が、軍事費以外の行政費を削減して国防費一本やりの方針をとるべし、との意見を定めたと伝えられたのも、偶然のこととは言えないであろう。

新内閣の経済政策は、少なくともその当初は、生産力拡充の一点張りに尽きていた、といっても過言ではない。たとえば、四月五日の地方長官会議における結城蔵相の談話の中には、次のようなことばがあった。

「国防の充実につき、国際収支の改善につき、産業の発達につき、資金の増殖につき、積極的に生産力を拡充して行くことを措いて他に適當の解決策ありとは考えられぬ。……………」

凡そ財政経済の諸問題を通じて基礎となるべきは生産力の拡充である。現内閣としては今後この点に政策の重心を置いて行きたいと思つて居る。」

この「生産力拡充」政策は、いわば入閣の手土産として、結城蔵相が金融界から持ち込んできたものであり、前の馬場蔵相が示した財界への圧迫感に比べて、明るい期待を与えるものとして歓迎された「政策転換」の基調

をなすものであったが、蔵相の考えでは、この政策は物価対策の一つの手段であった。すなわち、昭和十一年末以来物価は非常な勢で奔騰していたが、この物価高の原因は、物資が不足しているからであり、物資を増加させるためには生産を拡充せねばならぬ、というのであった。あるいは、予算の膨張、公債増発によるインフレーションの危険に對して、生産の拡大がこれを防止するという論理であった。たしかに、当時の物価の動きは幾多の悲觀的見解を生んだほど懸念すべきものがあり、三菱経済研究所調の物価指数は、昭和六年の一〇〇から、十二年四月には一九六・五へと急騰していた。その四月二十日、全国手形交換所聯合会における大蔵大臣の演説は、物価対策の根幹としての「生産力拡充」について、次のように述べている。

「物価騰貴を防止する方策としては、徒に人為的手段を採るもその効果薄きものといはねばならぬのであつて、真の物価対策は生産力を拡充して物資の供給を潤沢にするにある。」

しかし、物価対策として生産拡充政策を採用するということには、もともと問題があった。というのは、ここで見られている「生産力拡充」とは、正しい意味での生産力の増大、すなわち、生産性の向上による生産力の高度化を目指すのではなく、ただ生産の拡大、生産量の増大を意味しているにすぎないという点は、さしあたり、度外視しても、もともと、生産の拡大が物価騰貴を抑制するという論理は、そう簡単には通用しえないからである。なぜなら、生産を拡大させるためには、それだけの新たな資金が生産に投下されなければならないが、それは、原料その他生産手段としての商品に對する需要をそれだけ増大させることを意味し、そのことが新たに物価

の騰貴をひき起すという関係を生ずるからである。すなわち、この場合には、生産の拡大はかえって逆に物価騰貴を導く原因ともなりかねない。前にみたように、恐慌にもとづく遊休設備や遊休資本の大量の存在がしだいに失われてゆく時期に入るにつれて、新投資による物価騰貴への刺激が強まることは、言うまでもないであろう。さらに、生産の増大が大きく軍需工業に限られるとすれば、消費資料の生産はかえって実質的にはばまれることとなり、この面からも複雑な問題が発生するであろう。

また、他方において、生産拡充がひき起す対外経済関係の問題がある。すなわち、生産拡充の発展は、それに必要な原料や機械金属類の、海外からの輸入を増大する必要を生ずるが、もともと外国貿易に依存することの多い日本の場合には、とくにその傾向が強いのは当然である。このことは、また一方において、海外の物価高の影響を強く受けることを意味する。現に、昭和十一年から十二年にかけての日本の物価の高騰は、世界的好況と軍拡景気にもとづく海外の物価高から影響されるところ、きわめて多いものがあったのである。他方において、軍需物資の輸入の増大は国際収支に響かざるを得ない。すなわち、生産拡充政策を実行すればするほど、かえって原料資源輸入は激増する関係にある。こうして、この時期の国際収支は、輸入の増加によって、早くも著しい貿易の入超をもたらし、さらに巨額の輸入超過が懸念された。これは、為替問題を深刻にする要因となった。昭和十一年五月、馬場蔵相は、金買入値段を一举に一匁十三円十二銭五厘（一グラム三円五十銭）に引き上げ、金買入れを促進していたが、十二年三月以降、結城蔵相は、円為替低落を防止するため、買入金の範囲内で金の海外現

送を再開するに至った。その現送額は、七月までに早くも三億八千万円（時価）に上り、昭和九年四月の日本銀行金買入法施行以来十二年五月までの買入金三億二千六百万円の大部分が、これに使われた。それは、金政策の内容が、正貨準備の拡充から為替維持のための現送に転換したことを示すものである。

こうして、現実の事態の動きから、生産力拡充政策が、物価の抑制どころか、かえって物価騰貴に拍車をかける結果になりはしないかという懸念、さらに、それが対外為替の問題にまで不安を起しはしないかという懸念が強まってきた。財政当局にもそれがしだいに伝わってきたことは、たとえば、第七十議会が終りに近づくに従って、結城蔵相の答弁の中にも、当面の金融政策の「主たる眼目が対外為替相場の維持にある」というような、就任当初の生産力拡充一本やりの時とは、やや調子の違うことばがちらつきだしたことなどにもあらわれていたと言えよう。

しかし、「生産力拡充」によって物価の抑制を図るということが、実際にはかなりの程度錯覚であり、蔵相自身、のちにはそれに気づいたとしても、それは「生産力拡充」のスローガンを引き降ろすことにはならなかったし、また、それはできないことでもあった。というのは、もともと「生産力拡充」は、物価政策などとはおよそ飛び離れた別の問題であり、当時の日本にとってもっと根本的な問題であったからである。すなわち、いろいろの懸念は万々承知の上で「生産力拡充」を強調せねばならぬというのは、なんといっても、物価の抑制そのものよりも、軍需関係の工業を中心とする生産の拡充そのものへの要求がより強いということに外ならなかったので

ある。¹⁾

(1) 東京朝日新聞論説委員編『準戦時統制経済』、昭和十二年六月刊、D章参照。

しかし、ここでとくに取り上げる必要のあるのは、「生産力拡充」の金融的側面である。

いかなる意味にせよ、生産を拡大するためには新しい資金の投下が必要であり、事業の自己資本の蓄積のみでそれがまかなわれないとすれば、公債の増発による財政資金の散布なり、信用膨張なりによらなければならぬ。そして、結城蔵相が「生産力拡充」政策を押し出したのは、それを公債発行による軍需生産の増大だけに任せず、信用の膨張によって遂行しようとするにあった。しかし、生産の急激な拡大のために、金融機関の私的信用が応じきれなければ、中央銀行の生産への進出が要請されるに至ることは当然の成行である。ここに、日本銀行制度改革の問題が発生する。すでに貨幣制度については、昭和七年に兌換銀行券条例中改正法律の制度がおこなわれ、日銀の保証発行限度は、一億二千万円から一挙に十億円に引き上げられ、制限外発行の制限も緩和され、限外発行税の税率も、最低年五分から三分に引き下げられた。この改正は、単なる発行限度の引上げというより、むしろ正貨準備による発行高の制約を事実上解除して、通貨の供給を容易にしようとするものであった。しかし、このような発行制度の改正のみでなく、日本銀行そのものが直接産業金融にのり出すこと、そのための制度改革が、日本銀行条例第十一、十二条¹⁾の改正問題として論議されることになったのである。

(1) 日本銀行条例

第十一条 日本銀行ノ営業ハ左ノ如シ

第一 政府発行ノ手形為換手形其他商業手形等ノ割引ヲ為シ又ハ買入ヲ為ス事

第二 地金銀ノ売買ヲ為ス事

第三 金銀貨或ハ地金銀ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事

第四 豫テ取引約定アル諸会社銀行又ハ商人ノ為メニ手形金ノ取立ヲ為ス事

第五 諸預リ勘定ヲ為シ又ハ金銀貨貴金屬並証券類ノ保護預リヲ為ス事

第六 公債証券政府発行ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但其金額及利子ノ割合ハ総裁副総裁理事監事ニ於テ時々決議シ大蔵卿ノ許可ヲ受クヘシ

第十二条 日本銀行ハ第十一条ニ記載スル事業ノ外左ニ掲クル件々ハ勿論其他諸般ノ営業ニ関涉スルヲ得ス

第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸会社ノ株券ヲ抵当トシテ貸金ヲ為ス事

第二 本銀行ノ株券ニ対シテ貸金ヲ為シ又ハ此株券ノ買戻ヲ為ス事

第三 諸工業会社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ関係スル事

第四 本支店出張所ヲ開設スル為メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動産ノ所有主タル事

この問題が最初に提起されたのは、昭和八年のことであった。同年六月、日本経済聯盟会は、「我国金融制度改善ニ関スル意見書」なる建議文¹⁾を内閣総理大臣、大蔵・商工・農林各大臣、日本銀行総裁あてに提出したが、その第二項は、次のように日銀制度改革に言及していた。

日本銀行ノ産業金融援助ノ件

第二節 事業資金運用の調整

現行日本銀行条例ニ拠レハ、同行ノ業務ハ商業手形ノ割引ト財政上ノ用務トニ偏倚シ、一般産業資金ノ融通ニ対シテハ顧慮スル所ナシ。本来日本銀行ハ中央銀行タル性質上、流通性ニ富メル商業手形ノ割引ヲ主要業務トナスヘキモノナリト雖モ、近來著シク進展セル産業界ノ実勢ニ順応セムカ為メニハ、産業資金ノ融通ニ付キ更ニ一步ヲ進ムルノ必要アルヘシト信ス。現在同行ニ在リテモ資金ノ融通ハ絶対ニ商業手形ノミニ限局サレ居ルニアラス、其ノ實際ニ於テハ同行条例第十一、第十二条ノ規定ヲ緩和シ、見返担保制度ニ依リテ産業金融ヲ為シ居ルモノナルモ、是レ固ヨリ一ノ便法タルニ過キスシテ、産業金融上未タ充分ノ利便ヲ供シ得ルモノト謂フヲ得ス。仍テ吾人ハ此ノ際同行条例第十一、第十二条ノ改正ヲ行ヒ、確實ニシテ換貨ノ容易ナル社債券及ヒ株券ノ担保制度ヲ認メラルヘキハ勿論、就中勸業、興業、其ノ他同種ノ債券ニ対シテハ一段ノ優遇ヲ与ヘ、以テ産業ニ対スル中央銀行ノ関係ヲ一層親密ニ為シ、此ノ種ノ金融ニ就キテモ商業及ヒ財政ニ対スルト同様ニ積極的援助ヲ与ヘ得ルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム。

尚ホ中央銀行カ絶対ニ他ノ株主タルコトヲ得サルカ如キ制度ハ、其ノ不便尠ナカラサルヘキヲ以テ、日本銀行カ其ノ職能ノ遂行上緊要缺ク可カラスト認ムル場合ニ限り、政府ノ認可ヲ得テ他ノ金融機関ノ株式ニ限り所有シ得ルノ途ヲ拓クヲ適當ナリト思惟ス。(句読点は筆者)

(1) この建議文は、日本經濟聯盟会内に特別に設置された調査委員会が、七年九月から審議した上、作成したもので、その委員長は鈴木島吉、委員は池田成彬、佐々木勇之助、松永安左衛門、山室宗文、梶原仲治、大川平三郎、井上辰九郎

の七人であると言われている。

右の建議は、要するに、「産業界の実勢に順応」するために、日本銀行条例第十一、十二条の営業規定を緩和し、日本銀行が産業と密接な連絡をとることの必要を進言したものであった。その後、学界、言論界にも日本銀行制度の改善説がいくつかわれたが、制度の改善は現実の問題として取り上げられるには至らなかった。

しかし、二・二六事件の突発以後、生産拡充の必要が叫ばれるにつれて、生産拡充のための資金の供給を調整する意味において、日本銀行制度の改正は重大な問題となった。その問題がとくに世間の注目の的となったのは、さきの建議の作成に直接参加した池田成彬¹⁾が、日本銀行総裁の地位に就任して以来のことである。新総裁は、就任当日の総裁談で、「時代に適應する」必要を述べ、この談話は各方面をいたく刺激した。

「要するに、今日の客觀的情勢は最早日本銀行の職能は従來の如きものであつてはならない。時代に適應する様修正の要があると思ひます。²⁾」

同月十五日、広田内閣の辭職以來停会中の第七十回帝國議會が再開されると、貴族院において、阪谷芳郎議員はこの問題について質問を發し、これに対して、結城藏相は次のように答弁した。

「考へます所に依ると、日本銀行の營業方針と申しますか、日本銀行条例に掲げて居る点は、可なり古い時代のものであります、其の後時世の進運に連れて、それ〴〵変化はして参りましたが、規則の上に於ては、矢張り商業銀行の中央銀行、商業手形の再割引と云ふやうなことに重きを置いて居るやうに見えて居るのであり

ます、併し只今の金融機関、殊に中央銀行の仕事と致しましては、全般的に産業界に金融の疏通を図ると云ふやうなことが必要でありまして、それよりもつと必要なことは、日本銀行が中枢となりまして、各特殊銀行、普通銀行、それ等の金融機関を統制すると申しますか、詰り其の旗印の下に一致の行動に出でさせるやうなことに導いて行くことが必要なことであらうと思ふのであります、さう云ふ意味に於て営業方針を考へ、同時に条例の改正すべきものは議会の協賛を経るやうになるだらうと思ふのであります、其の辺は先刻も申しましたやうに、新総裁が就任致しましてから、日が甚だ浅いのでありますから、十分に研究を経て居るまいと思ひます、今後大蔵省と日本銀行との間に其の辺の検討を遂げまして、十分中央銀行としての任務を遂行する上に於て遺憾なきを期したいと存じて居る次第であります」

(1) 池田成彬は、回顧談の中で次のように語っている——「昭和八年になつて日本経済聯盟会で一つの委員会を拵えたのです。それは金融制度調査委員会というので、私も委員になりました。私は途中で辞めたが、半年以上随分勉強して出ました。いつまで続いたか覚えておりませんが、委員会ができて本当に真面目に日本銀行条例を改正しなければ駄目だという調査を何遍も寄つてやりました。その結論はよく覚えていないが、大体担保の種類を相当広範囲にして、それを正式に取るように日本銀行条例を改正する。それが根本方針ではなかつたかと思ひます」。「結城君が……『日本銀行総裁になつて呉れ』と言う。……『それならば条件がある』という『何か?』ときくので、『日本銀行条例改正だ。経済聯盟で私等が専ら主張したあの日本銀行条例の改正だ。あれは私が総裁になつたからには断行するが異議はないか?』と言うと、『一切委せる』と答える。……そういう条件を附けて私は日本銀行に入つたのです。それですから、それか

ら直ぐ大蔵省から人を出し、日本銀行からも人を出し、両方で日本銀行条例を改正する委員会を拵えてやりましたが、それが出来上らないうちに私が辞め、辞めるとそれ切りになつてしまいました。」(池田成彬『財界回顧』、昭和二十四年刊、二〇六—八頁)。

(2) 東洋経済新報、昭和十二年二月二十日号、六四頁

この答弁には、日本銀行条例の改正がほのめかされ、また、金融統制の考えが述べられていた。さらに翌十六日には、衆議院において太田正孝議員の質問に答えて、蔵相は、日銀機構改革の趣旨に賛成の旨を述べた。そこで、同議会中に日本銀行条例の根本的改正案が提出されることが期待された。実際、大蔵省と日本銀行では、産業金融への進出に関する業務内容を規定する条例第十一、十二条等に関する改正法律案を協議し、それぞれの案が作成されていたが、会期も余すところ少ないので、議会后慎重に審議することとして、職制に関する分以外は、結局、議会提出に至らずに終った。業務内容に関する条例改正法律案の提出が見合わせに決すると、日本銀行の全面的改善を期待した人々は著しく失望し、三月十六日の衆議院において、木暮武太夫議員はその不提出の理由を質問したが、これに対して、結城蔵相は次のように答弁した。

「御話のやうに、日本銀行条例と云ふものが古いのでありますから、之を御覧になりますと、条文から致しまして、甚だ現代に副はないものが沢山あるのであります、それで是は一二の改正を行ふよりは、全体を通じて条例の改正を考へて、さうして御審議を願ふ方が宜しい、併ながら今期の議會は如何にも会期が切迫して居るので、其点の研究に付きましては、大蔵省と日本銀行と一緒になつて、全体の条例に付ての十分の検討を

行ふ必要がある、斯う云ふことから今回十一条、十二条の改正の提案を致すことを見合せたのでありまして、他に何等の考はありません、こちらの考の変わったと云ふやうなこともないのであります、唯世間では日本銀行の条例の改正と云ふことは、如何にも大した飛躍的とか、今御言葉にありましたやうに、或は非常な改革をするやうなことに考へる人があるのであります、さう云ふことは是は努めて避くべきことでありまして、御承知の通りに改革を致しますにしても、急激なる改革を避けて、徐々に改むることが必要であるのであります、只今の条例に於てさう云ふ連絡統制を図って、それ〴〵の機関をして十分の活動をさせると云ふことに於ては、何等の支障がないのであります、さう云ふ意味に於て、今回は条例全般に対する改正案と云ふものを見合せたやうな次第であります」。

こうして、第七十回帝国議会において日本銀行条例の根本的改正はおこなわれることなくして終り、²⁾ 条例第十

一、十二条の営業規定の改正は、昭和十七年の大改正まで延期されることとなった。³⁾

(1) 大蔵省および日本銀行作成の改正案のうち、業務に関する部分は次のとおりである。

大蔵省作成日本銀行条例中改正法律案（昭和十二年二月二十七日）

第十一条 日本銀行ハ左ノ業務ヲ営ムモノトス

- 一 大蔵省証券及之ニ準スヘキ政府証券ノ割引並商業手形、銀行引受手形、其ノ他ノ手形ノ割引
- 二 国債其ノ他ノ有価証券、地金銀、外国貨幣又ハ商品ヲ担保トスル貸付及外国為替手形ヲ引当トスル貸付
- 三 諸預り金

四 内国為替

五 商業手形又ハ銀行引受手形ノ売買

六 国債、大蔵省証券及之ニ準スヘキ政府証券ノ応募、引受又ハ売買

七 地金銀ノ売買

八 手形金ノ取立、保護預り、其ノ他ノ附随業務

前項第一号ノ割引歩合及第二号ノ貸付歩合ニ付テハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第十一条ノ二 日本銀行ハ政府ニ対シ一時貸付ヲ為ス場合ニ於テハ担保ヲ徴セサルコトヲ得

第十一条ノ三 日本銀行ハ必要アリト認メタルトキハ外国為替又ハ外国貨幣ノ売買ヲ為スコトヲ得

第十一条ノ四 日本銀行ハ担保権ノ実行其ノ他ノ事由ニ依リ国債、大蔵省証券及之ニ準スヘキ政府証券、地金銀、外国貨幣以外ノ物件ヲ引取リタルトキハ一年以内ニ之ヲ処分スヘシ但シ事情已ムヲ得サル場合ニハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第十二条 日本銀行ハ此条例ニ規定セサル業務ヲ営ムコトヲ得ス但シ営業ノ必要上大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ外国ニ於テ為

ス業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 削除

第十六条 削除

日本銀行作成日本銀行条例中改正法律案（昭和十二年二月）

第十一条 日本銀行ノ業務ハ左ノ如シ

一 商業手形、銀行引受手形、其ノ他ノ手形ノ割引

第二節 事業資金運用の調整

- 二 国債其ノ他ノ有価証券、地金銀、外国貨幣又ハ商品ヲ担保トスル貸付及外国為替手形ヲ引当トスル貸付
 - 三 諸預リ金
 - 四 内国為替
 - 五 商業手形又ハ銀行引受手形ノ売買
 - 六 国債、大蔵省証券又ハ之ニ準スヘキ政府証券ノ割引、応募、引受又ハ売買
 - 七 地金銀ノ売買
 - 八 手形金ノ取立、保護預リ、其ノ他附帯ノ取引
- 前項第一号及第二号ノ取引ニ対スル割引歩合及利子歩合ニ付テハ大蔵大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- 第十一条ノ二 日本銀行ハ前条ノ規定ニ拘ラス政府ニ対シ一時貸付ヲ為スコトヲ得
- 第十一条ノ三 日本銀行ハ必要アリト認メタルトキハ外国為替又ハ外国貨幣ノ売買ヲ為スコトヲ得
- 第十一条ノ四 日本銀行ハ担保権ノ実行其ノ他ノ事由ニ依リ国債、大蔵省証券及之ニ準スヘキ政府証券、地金銀、外国貨幣以外ノ物件ヲ引取リタルトキハ一年内ニ之ヲ処分スルコトヲ要ス
- 但シ事情已ムヲ得サル場合ニハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 第十五条 削除
- 第十六条 削除

(2) 右結城藏相の言明にもとづき、議会后に、大蔵省側九名、日本銀行側六名から成る「日本銀行条例改正打合会」が設置された。同会は五月末発足し、業務に関する部分についての小委員会は、十一月に至つて、次のような法律案試案を作成した。

日本銀行条例改正打合会小委員会作成日本銀行条例中改正法律案

日本銀行条例中左ノ通改正ス

第二条 日本銀行ハ其ノ本店ヲ東京ニ置クヘシ

日本銀行ハ必要アリト認ムル地ニ支店、出張所又ハ代理店ヲ設置スルコトヲ得但シ支店又ハ出張所ヲ設置セントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クヘシ

大蔵大臣ハ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ヲシテ支店又ハ出張所ヲ設置セシムルコトヲ得

第十一条 日本銀行ハ左ノ業務ヲ営ムモノトス

一 商業手形、銀行引受手形、其ノ他ノ手形ノ割引

二 国債其ノ他ノ有価証券、地金銀又ハ商品ヲ担保トスル貸付及輸出為替手形又ハ輸入為替手形ヲ担保トスル貸付

三 諸預リ金

四 内国為替

五 商業手形、銀行引受手形、其ノ他ノ手形ノ売買及国債其ノ他ノ政府証券ノ売買

六 地金銀ノ売買

七 手形金ノ取立、保護預リ其ノ他ノ附随業務

第十一条ノ二 日本銀行ハ政府ニ対シ担保ヲ徴セスシテ貸付ヲ為スコトヲ得

日本銀行ハ国債其ノ他ノ政府証券ノ応募又ハ引受ヲ為スコトヲ得

第十一条ノ三 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ外国為替ノ売買ヲ為スコトヲ得

第十一条ノ四 日本銀行ハ担保権ノ実行其ノ他ノ事由ニ依リ物件ヲ引取リタルトキハ国債其ノ他ノ政府証券及地金銀ヲ

除キ一年以内ニ之ヲ処分スルコトヲ要ス但シ事情已ムヲ得サル場合ニハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第十二条 日本銀行ハ本条例ニ記載セサル業務ヲ行フコトヲ得ス但シ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ外国ニ於テ又ハ外国ノ金融機関トノ契約ニ基キテ行フ業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 削除

第十六条 削除

附 則

本法ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(附 記)

割引歩合及貸付利子歩合ノ決定ヲ大蔵大臣許可事項ト為ス場合ニハ第十一条ニ左ノ一項ヲ加フルコトス

前項第一号ノ割引及第二号ノ貸付ニ付公表スル割引歩合及貸付利子歩合ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

(3) 当初予想された日本銀行条例第十一、十二条の営業規定の改正が延期された事情は、資料の上でこれを明らかにすることはできないが、第七十議会中の三月十二日におこなわれた日本経済聯盟会と工業倶楽部の連合主催による日銀新旧総裁歓迎会の席上、新旧総裁のあいさつにあらわれた対立的な見解は、この間の事情を推測させる手掛りとなるであろう。新旧総裁の見解は必ずしも対立的であつたとも言えないが、当時の新聞が、「論争」という見出しをつけて報道しただけのことはあつたように思われる。

深井前総裁は、前に引用した日本経済聯盟会の日銀改革案を念頭におき、かつ、その案の作成にあたつて、かなり中心的な地位にあつたと言われる池田新総裁を前にして述べたことは、「中央銀行の職能遂行にあたつて、通貨に対する

信用の動揺による物価騰貴を来してはならない」のであり、「現在の如く金本位が停止され日本銀行の印刷機械の運転によつて紙幣を思ふがままに発行できる際に於ては、常によほど深甚の注意が必要である」とし、また、「日銀の取引のある方面に限定すべしとは考へないが、一般的に言つて日銀の資金が固定するやうなことがあつてはならぬ」というのであつた。これに対して、池田新総裁は、「後任者の私にとつて一々御尤もなことであり、今後服膺して行きたい」と述べながらも、産業金融への進出の自説を一向にまげようとはしなかつたのである。(なお、深井英五『回顧七十年』三三〇—一頁、池田成彬『財界回顧』二〇七—一二頁を参照されたい)。

昭和十二年三月末、林内閣は世にいう「食い逃げ解散」をおこなつて退陣し、六月に、国民の期待を負つて近衛内閣が出現した。新内閣は、あらかじめ財政経済に関する最高目標を定め、これを根幹として施政方針を決定することとなり、組閣本部において近衛首相、賀屋蔵相、吉野商相の三者が会見して、生産力拡充、国際収支の均衡、物資需給の適合の三つを主眼とする左の財政経済三大原則(通称賀屋三原則¹⁾)を決定し、閣議の承認を得て発表した。

一 国際収支の見通しをつけ、その均衡の具体案を樹立すること

二 生産力拡充に関する具体的方策を確立すること

三 物資需給の調節に関する具体案を樹立すること

右三項目の具体化については、次のように発表された。

現下内外の情勢に顧みるときは国防並に国民生活を基調とする諸方策を実施するの要極めて緊切なるものあ

り、之が為には日満両国を通じて経済力の充実発展を図ること肝要にして生産力の拡充、国際収支の適合及び物資需給の調整の三点を主眼とする総合的計画の具体案を樹立するを急務とす、而して右具体案は日満両国を一体とする見地に立ち之を立案するの要あり、仍つて関係各庁その他諸機関の間に於て緊密なる聯絡を保ち企画庁に於て之が統合調整を計り以て速に成案を得ること、尚右具体案の作成に当りては満洲国と協力の上計画の完璧を期するの方針を採ること

この三原則は、急激な統制を避けて自治的統制によることを趣旨としていたが、しかも、政策の基調は「計画経済」に置かれており、膨大な予算の消化のため、国民経済に対してある程度の統制が必至であることを暗示していた。次いで、七月に突発した北支事件は全中国に波及してゆき、日本経済の戦時体制への移行は決定的となった。九月には臨時軍事費特別会計が設けられ、軍事費の膨張へのルールが敷かれた。いまや「生産力拡充」が軍備の充実を目標とすることは明白となり、それが当面何よりも喫緊な課題となった。十三年五月には国家総動員法が公布され、十四年には「生産力拡充三カ年計画」が策定された²⁾。本格的な経済統制への途はすでに不可避免となったのである。

(1) この三原則は、賀屋興宣が結城蔵相の下での大蔵次官時代に立案したものであると言われる（大蔵省昭和財政史史談会における迫水久常の談話速記による）。

(2) 近衛内閣の組閣に際して、生産力拡充のための産業五カ年計画の実施が内閣書記官長談として発表された。つづいて

六月十五日の閣議決定によって、財經三原則にもとづく総合的経済計画の樹立を、企画庁が中心となり、関係各庁と連絡してこれに当るべきことの命令があり、軍の要請もあって、企画庁で立案にあたり、「総合的産業計画樹立要綱」なるものが決定された。これよりさき、陸軍では「重要産業五年計画要綱」（五月）、「重要産業五年計画要綱実施に関する政策大綱（試案）」および「軍需品製造工業五年計画要綱（軍事機密）」（六月）ができていた。しかし、七月に日華事変がはじまり、十月に企画院（企画庁と資源局が併合）ができて、物資動員計画の立案作業が開始されるに伴ない、従来の生産力拡充計画は一応作業を中止していたが、十三年の下半期（八、九月ころ）から再びこれが取り上げられ、十四年一月十七日の閣議で、新たに三カ年計画としての「生産力拡充計画要綱」が決定し、発表された。本計画は、生産力の拡充を要するものとして十五品目の産業を決め、昭和十三年度を基準とし十六年度までに達成する目標を定めたものであるが、要綱のみで、その内容と規模は公表されなかった。第七十四回帝国議会の予算総会の席上、初めて当時の青木一男企画院総裁から、大体の規模が発表された。次に掲げるのは、その際発表された各品目の、十三年度に対する十六年度の生産力増加割合である。

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 鉄鋼 | 二倍半ないし六割増 |
| (2) 石炭 | 三割強増 |
| (3) 軽金属 | 数倍ないし十倍増 |
| (4) 非鉄金属 | 二倍ないし七割増 |
| (5) 石油およびその代用品 | 三十倍ないし三割強増 |
| (6) 曹達および工業塩 | 六倍半ないし二割強増 |
| (7) 硫安 | 三割増 |

(8)	パルプ	三倍半ないし二割増
(9)	金	二倍強増
(10)	工作機械	二倍六強増
(11)	鉄道車両	七割強ないし二割五分増
(12)	船舶	不明
(13)	自動車	五倍強増
(14)	羊毛	三倍四増
(15)	電力	不明

なお、戦後出た『近衛文麿伝』によれば、当時の陸軍案は、重化学工業を中心とする工業生産力を現在の三倍に高めようとするものであったという。

この計画は、作戦のための基本産業確立という軍部の至上命令と、そのための戦時経済体制の確立という、いわば相反する二つの目標を、そのいずれにも徹底せずにやって行こうというものであり、また、総合計画といっても、実は各部門部門で大戦を予想した最小限度の拡充目標を定めた部門計画の集計にすぎなかった。そのことは、目標と生産実績の大幅の開きにもあらわれている。なお、陸軍省の計画においては、十六年までの五カ年間の所要資金は約百十三億円、すなわち、十一年平均日銀券発行高の約十倍に上るものであった（椎名悦三郎『戦時経済と物資調整』一八七頁以下、高橋亀吉『大正昭和財界変動史』下巻、昭和三十年刊、一六七三頁以下、および稲葉秀三談話速記『物資動員計画とその歴史』、戦争調査会事務局、昭和二十一年非公刊による）。

二 臨時資金調整法による設備資金の調整

1 日華事変突発時の金詰りとその対策

二・二六事件は金融市場に新しい変化をもたらした。事件の前月、深井日本銀行総裁は、金融懇談会の席上において、「一般金利が金融緩慢の趨勢に従ひ自然的に低下することは歓迎するが、この上積極的な低金利政策を遂行する必要は認めない」と述べていたが、事変の突発と新内閣の発足は、このような情勢を一変させてしまった。高橋前蔵相の公債漸減政策は放棄され、累増する赤字公債を消化させるためにも、低金利政策を一段と強行しなければならなくなった。高橋蔵相のもとでの第一次低金利政策が、恐慌後の景気振興に主たる目的をおいていたのに対して、ここでの馬場蔵相の第二次低金利政策は、より直接的に公債消化に重点をおくものであった。当時の金融界の実勢も、早晩、局面を打開する必要にせまられていたのである。こうして、馬場新蔵相の就任時の声明以後、金利の低下運動は新たな発展を示すこととなった。その第一着手は、三月における四分利国庫債券の発行価格の引上げ（これによって、八年以来据置きが発行利回りは四毛三糸下げて、単利四分五毛七糸となった）であり、次いで五月から、五分利債の三分半利借換が始まった。三分半利国庫債券は名実ともにわが国みぞうの低利公債であり、その発行利回りは新金利水準を示したものであった。預金部預金の利子も下げられた。日本銀行金利は、四月から、各種とも一厘引き下げられ、商業手形割引利率も日歩九厘（年利三分二厘八毛）という記録的低金利

となった(第十四表)。市中銀行もこれに追隨して、東西銀行預金協定利率が引き下げられ、定期預金は、甲種銀

第十四表 日本銀行金利の低下

実施年月日	商業手形 割引歩合	国債を担保とする 貸付手形歩合	国債以外のものを担保とする 貸付手形歩合	当座貸越及 コンデンス 越利子
昭和 年 月 日	銭	銭	銭	銭
6. 10. 6	1.60	1.70以上	1.80以上	2.00
6. 11. 5	1.80	1.90 "	2.00 "	2.20
7. 3. 12	1.60	1.70 "	1.80 "	2.00
7. 6. 8	1.40	1.50 "	1.60 "	1.80
7. 8. 18	1.20	1.30 "	1.40 "	1.60
8. 7. 3	1.00	1.10 "	1.20 "	1.40
11. 4. 7	.90	1.00 "	1.10 "	1.30
12. 7. 15	.90	.90 "	1.10 "	1.20
12. 9. 21	.90	.90 "	1.10 "	1.10

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

第十五表 東京預金利子協定加盟銀行協定預金利率の低下

実施年月日	定期預金 (年利)	当座預金 (日歩)	特別又は小 口当座預金 (日歩)	通知預金 (日歩)
昭和 年 月 日	分	銭	銭	銭
6. 12. 14	{ 甲種 4.7以下	0.3以下	0.8以下	0.9以下
	{ 乙種 5.2 "	0.4 "	1.0 "	1.0 "
7. 8. 26	{ 甲種 4.2 "	0.2 "	0.7 "	0.8 "
	{ 乙種 4.7 "	0.3 "	0.9 "	0.9 "
8. 7. 1	{ 甲種 3.7 "	0.2 "	0.6 "	0.7 "
	{ 乙種 4.2 "	0.3 "	0.8 "	0.8 "
9. 6. 25	乙種*4.0 "	0.3 "	* 0.7 "	0.8 "
11. 4. 10	{ 甲種 3.3 "	0.1 "	0.5 "	0.6 "
	{ 乙種 3.5 "	0.2 "	0.6 "	0.7 "

備考：日本勧業銀行調査課『金融経済統計』(昭和13年10月)による。

* 印は実行利率を示す。

行四厘下げの年三分三厘、乙種銀行五厘下げの年三分五厘となり、その他日歩計算の預金は、一律に一厘下げとなった(第十五表)。これに従い、各地の協定利率も相ついで引き下げられた。銀行貸出金利の引下げもおこなわれた。さらに、預金部の貸付金利の引下げに応じて、日本勧業銀行、農工銀行、拓殖銀行の不動産金利もつづいて引き下げられた(第十六表)。こうした情勢を反映して、商業手形の割引利率も下がり、十年以来一銭四厘であった東京の商業手形普通レートも、十一年七月には一銭三厘となった(第十七表)。また、十年下期以来行詰り状態にあった起債市場も、三分半利公債の新しい基準にさや寄せして発行条件を緩和していった。このような金利低下の動きは、すでに二・二六事件前から、その条件が熟していたのであり、十一年上半期において、市中金利は直ちに政府の低金利政策に順応していった。こうして、第二次低金利政策が急激に進行し、新しい金利水準が一応安定するとともに、金詰りは一時的に緩和された。

(1) 馬場蔵相は、第三十一回手形交換所聯合会における演説(昭和十一年六月五日、東京銀行倶楽部)の中で、第二次金融政策が当時の金融の実勢を無視したものでないことを、次のように述べている。

「私は只今申上げました如く、実情に即すると云ふことが第一義であると考へて居るのでありまして、即ち金融の実勢を無視して人為的に無理な低金利に誘導致したと云ふやうな考は毛頭ないのであります。

即ち、今日では先程森君の言はれた通り、国債の利子が金利の水準的地位を占めて居ることは其の通りであります。昭和八年に四分利公債九十八円五十銭を出し始めまして、昨今に至る迄之は多少償還期限の年限は長くなりましたけれども、其の儘に据置かれて居つた。而して地方の銀行の金利は殆ど中央の甲種銀行の金利と同様になつた——と申すよ

第十六表 不動産金利の低下

期 別	日 本 勧 業 銀 行		農 工 銀 行 (平均)		北 海 道 拓殖銀行 (年賦)	普通 銀行 (平均)	個人間 (平均)	
	田畑抵当 (年賦)	宅地建物抵当 (年賦)	田畑 抵当 (年賦)	宅地建 物抵当 (年賦)				
昭和	年期上	分 7.2	分 7.9以下	分 8.1	分 8.2	分 8.6	分 9.6	分 11.25
	下	7.2	7.7 "	8.1	8.2	8.6	9.4	
	7上	7.2	7.8 "	8.1	8.2	8.6	9.3	11.27
	下	7.2	7.8 "	8.0	8.1	8.4	9.3	
	8上	五月二十日 以降 {7.0 6.8	{7.6 7.4以下	7.9	7.9	8.2	9.0	10.87
	下	九月十日 以降 {6.7 6.5	{7.4 " 7.2 "	7.6	7.7	8.0	8.8	
	9上	6.5	三月一日 以降 {7.2 " 7.0 "	7.3	7.4	四月一日 以降 {7.8 7.5	8.7	10.68
	下	6.5	7.0 "	7.0	7.2	7.5	8.4	
	10上	6.5以下	7.0 "	6.9	7.1	四月一日 以降 {7.5 7.3	8.2	10.40
	下	6.3 "	7.0 "	6.7	7.0	7.3	8.1	
	11上	6.0 "	6.8 "	6.5	6.8	7.2	7.5	10.12
	下	5.8 "	6.6 "	5.9	6.7	{ 田畑 6.4 宅地 6.7	7.3	
12上	5.6 "	6.5 "	5.6	6.6	{ 田畑 6.2 宅地 6.6	7.0	9.81	
下	5.6 "	6.5 "	5.6	6.6	{ 田畑 6.1 宅地 6.6	7.0		

備考：日本勧業銀行調査課『金融経済統計』（昭和13年10月）による。

第十七表 東京・大阪市中金利の低下

年 中	商 業 手 形				紡 績 手 形			
	最 高		最 低		最 高		最 低	
	東京	大阪	東京	大阪	東京	大阪	東京	大阪
昭和 6	銭 2.10	銭 1.90	銭 1.00	銭 1.20	銭 2.00	銭 2.20	銭 .80	銭 .65
7	2.10	2.40	1.20	1.20	2.00	2.00	.90	.80
8	1.90	1.80	1.05	.80	1.70	1.35	.75	.65
9	1.90	1.70	1.20	1.20	1.20	1.20	.80	.7¼
10	1.70	1.70	1.20	1.20	1.20	1.20	.80	.7¼
11	1.60	1.70	1.10	1.10	1.20	1.20	.85	.80
12	1.50	1.60	1.10	.8¼	1.20	1.20	.85	.80

備考：前掲書による。

りも、或地方に於ては中央の金利を下廻らんとするやうな形勢のあつたことは事実なのであります。而して一流の公社債は如何であつたかと云ひますと、殆ど国債の利廻と相去らざる所迄下つて来たのであります。即ち第二種所得税及び資本利子税といふものを計算して考へれば、国債の利廻と一流の公社債とは殆ど差は無くなつたのであります。言換へれば公債の水準が下らんとすべき低金利を支へて居つたと申しても宜しい実情に在つたと思ふのであります。時々銀行方面に於て預金利子の引下の噂が伝はるけれども、国債の利子が四分、九十八円五十銭で三十七年と云ふ標準に留まつて居る間は、動かしやうのない実情であつたと私は察して居つたのであります。茲に於きまして私は其の突かい棒となつて居つたと申しますか、或は押へと云ふか、其の押えて居つた栓を外したのであります。之は私が決して金融の実勢を無視して低金利政策を採つたのではな

るのであります。

しかし、金融市場緩慢の情勢は、長くはつづかなかつた。十一年下期には、早くも変調があらわれた。直接の

原因となったのは、生産設備の新設、拡充のための新投資の盛行であった。政府の「生産力拡充」政策は、それを一段と促進した。しかも、当時の事情は昭和七、八年当時とは異なり、遊休設備も滞貨も少なく、これが生産拡充資金の盛んな需要や巨額の公債の発行等と相まって、金融市場を著しく行きづまらせたのである。膨大な軍事費の支出を目あてにして、現実の財政支出がおこなわれる以前に、民間の資金需要は急増してゆき、今まで設備の拡充を手控えて時間外操業延長をおこなって来た企業も、設備の拡張にのり出しはじめた。十一年下期に始まる株式会社計画資本の激増は、生産拡充のための資金需要の急激な増加を表現するものであった¹⁾。銀行の貸出しは増大して行ったが、一方、預金の増勢は停滞し、銀行の手元は窮屈となった。そのため、コール・レートも、九月から十一月にかけて、ふたたび引き締まり、一時引き緩んだのち、十二年三月にはさらに締まって、翌日物日歩一銭合に達した。その上、事变突発直後には、金融機関が資金の引上げを急いだため、資金市場は引き続き繁忙をきわめ、七、八月は短資翌日物日歩九厘五毛ないし一銭という高値物が多く、公債市場もますます閑散をきわめた。開戦直後の金融市場は、一時は半恐慌状態が起るのが常であるが、それに加えて、国債シンジケートが一億円の公債を引き受けたこともあって、市場の金詰りははなはだしかった。株価は崩落し、公債も、金融機関のモラル・サポートがあったにかかわらず低落し、起債界は著しく沈滞して、五分利国債の低利借換も、一時中止せざるを得ない有様であった。三分半利国債の税引利回りは他の税引利回りとの差を縮小し、日本銀行の国債担保最低割引歩合より低くなった(第十八、十九表参照)。三分半利公債は、四月以降、しばしば発行

第十八表 各種利回り推移

種 別	四分利基準(昭和8. 9~11. 3)		三分利基準(昭和11. 5~12. 3)	
	利 回 り	税 引 利 回 り	利 回 り	税 引 利 回 り
国 債	昭和11. 3発行 四分国 4.067%	(も)99. 25十九 年十一カ月 4.012%	昭和12. 3発行 三分半国 3.690%	(ち)98. 00 十七年二カ月 3.475%
郵便貯金	3.000 (-1.067)	3.000(免税) (-1.012)	2.760 (-0.930)	2.760(免税) (-0.715)
銀行定期 預 金 (甲種)	3.700 (-0.367)	3.441 (-0.571)	3.300 (-0.390)	2.921 (-0.554)
貯蓄銀行 据置貯金	3.700 (-0.367)	3.700(免税) (-0.312)	3.300 (-0.390)	3.300(免税) (-0.175)
信託預金	4.200 (0.133)	3.906 (-0.106)	3.800 (0.110)	3.363 (-0.112)
社 債 (一流物)	昭和10年末 4.3% 4.300 (0.233)	一十二カ年 3.999 (-0.013)	昭和12年初 4.1% 4.162 (0.472)	99. 50 十二カ年 3.688 (0.213)
日本銀行 金 利 (国債担保)	4.015 (1 銭 1 厘) (-0.052)	4.015 (0.003)	3.650 (1 銭) (-0.040)	3.650 (0.175)

第十九表 日本銀行国債担保の最低歩合と国債発行利回りとの比較

日本銀行国債担保 最低割引歩合			国債発行利回り			比較
実施日	日歩	年利	発行日	銘柄	最終利回り (単利) (税引)	
昭和7. 3. 12	厘17	%6.205	昭和7. 5. 23	五分利国庫債券60回	6.092	-.113
			8. 16	〃 61回	5.361	-.114
			11. 25	四分半利国庫債券	4.885	.140
8. 6. 8	15	5.475	8. 1. 21	〃 ろ号	4.869	.124
			3. 30	〃 は号	4.849	.104
			9. 4	四分利国庫債券	4.043	.028
8. 8. 18	13	4.745	11. 2	〃 ろ号	4.039	.024
			9. 3. 3	〃 は号	4.037	.022
			6. 1	〃 に号	4.036	.021
8. 7. 3	11	4.015	7. 14	〃 ほ号	4.035	.020
			11. 3	〃 へと号	4.035	.020
			自10. 3. 30 至11. 3. 2	〃 自とを号	3.986	-.029
11. 4. 7	10	3.650	11. 3. 19	〃 わ号	3.668	.018
			5. 1	三分半利国庫債券	3.656	.006
			6. 1	〃 ろ号	3.649	-.001
			7. 15	〃 は号	3.642	-.008
			8. 15	〃 に号	3.638	-.012
			9. 15	〃 は号	3.622	-.028
			9. 22	〃 へ号	3.618	-.032
			12. 21	〃 と号	3.618	-.032
			12. 3. 31	〃 ち号	3.618	-.032
			* 〃	〃	3.475	-.175

備考：* 印は新税制により利回り算出。

価格を下回る状況を呈し、こうして、公債の消化は一時ほとんど停滞状態となった。

(1) この期の計画資本の統計としては、明治三十八年からある日本銀行調査のものと興業銀行調査のものとがあるが、興業銀行調査のものは、新設、増資、社債とも、払込着手の時期をもって標準としているので、資金需要の表現として使用するに適している。これに対して、日銀調査のものは、新設は創立総会、増資は株主総会の増資決議、社債は条件発表の各時期によるため、純粹の計画だけを示すにすぎない上に、資本金十万円以下の会社を含んでいないので、実際の資金需要の量よりも、企業熱の動向を知るに適するものである。ただし、興業銀行の事業別統計は昭和十五年七月以降のみ発表され、それ以前についてはない。そのため、ここには、新設、増資、社債別の興業銀行の累年統計を掲げておく(第二十表)。

七月七日の事変突発は、事態をさらに悪化させた。そして、このような金融市場の行詰りは、これを放置すれば、国債の発行を困難にするおそれが大いばかりか、かんじんの生産拡充を阻害し、戦争遂行上憂慮すべきことであったので、政府は、緊急な打開策として種々の措置を講じた。まず、当面の市場の金詰りは、事変突発後、資金需要が急増したにもかかわらず、政府資金の散布がおくれがちなことにもとづくものであったから、ならんかの形で通貨を膨張させて、窮迫状態を緩和しようとして、前払制の実施を中心とする政府支払の促進、預金部資金の動員、日本銀行の貸出条件の緩和と公債買戻し操作の実施等の対策がとられた。

(1) 日本銀行による資金放出

事変突発直後の七月十五日に、日銀は国債担保割引貸付利率を一厘引き下げて九厘とし、コルレスポンド借越、当座貸越の日歩も引き下げた。また同日、国債引受シンジケート団構成員の全部または一部によつ

第二十表 計画資本累年表（興銀調）

（単位 千円）

	新 設	増 資	社 債	合 計
昭和11年	1,097,052	1,277,423	613,432	2,922,907
12	2,446,214	2,890,894	786,545	6,123,653
13	2,045,117	1,951,073	1,004,530	5,000,720
14	3,280,352	1,838,122	1,415,234	6,533,708
15	1,242,735	2,445,042	2,141,516	5,829,295

備考：日本内地、外地に本社を有する全株式会社を含む。社債には銀行債を含む。興業銀行岡庭博『戦時産業金融論』（昭和16年刊）による。

以後、国債の買オペレーションを開始し、また、市中銀行手持米穀証券の原日歩買戻しを実行した。

(2) 政府支払の促進

政府資金の散布を早め、金詰りを打開するため、十月、会計規則に特例を設け、軍需品生産に必要な資金を供給するよう、前渡金（資金前渡）制度を拡大し、また備般料等について前金払、概算払の方法を認めた。これらの制度は十三年の会計法の改正によって恒常化され、その後、市場操作の有力な手段となった。また、従来毎月二十五日におこなっていた米穀証券の市中償還を、八月から毎月二十日に繰り上げたり、毎年三、六、九、十二月の四回に限定されていた三分半利国庫債券の利払期を、大蔵省令の改正によって、適宜各月に分割しうるようにしたり、政府支払の促進を図った。さらに、租税の納入は、これを一時におこなうと、市場資金の急速な引上げとなって市場に影響を与えるので、租税引上げの時期を考慮し、ある期間は取扱銀行に預けるような措置をとった。津島（寿一）日銀副総裁が、十月二十九日の金融懇談会で報告したところによると、政府資金の散布状況は、八月が七千六百万円、九月が一億三千万円、十月が二十三日までで七千万円、合計二億七千万円の散布超過であった。

(3) 預金部資金の放出

十一年末、預金部資金を興業銀行経由でコール市場に放出したが、その後、これを短資市場対策の手段として常用化した。その他、預金部は、興業銀行を通じて事業融資、銀行貸付金の肩替り等によって、随時金融市場の緩和にのり出したが、この形式で積極的に短資市場に放出した預金部資金の金額は、八月三千万円、十月一億円、十一月三千万円、十二月三千万円、総計約二億円に上ったと言われる。

以上のような各種の応急措置によつて、九月以降、金融市場は一応緩和されたが、より恒常的な対策として、九月に公布された臨時資金調整法による事業資金運用の調整と、興業銀行を中心とする資金の積極的供給対策とが実施されることになった。

2 金融統制の発足

本格的な経済統制の先頭を切ったのは金融統制であつた。すでにみたように、日本の金融政策は、昭和十一年以後、新しい困難に当面していた。というのは、日本銀行の公開市場操作を根幹とした金融政策は、インフレ的な財政政策の円滑な遂行に協力することを主要な目標としており、国債の消化を促進することによつて、インフレーションの激化を「統制」しようとするものであつたが、いまや、それは新たに「生産力拡充」政策に協力するという課題をもつこととなり、それは、インフレーションの「統制」ということは矛盾するものであつたからである。「生産力拡充」を促進するには、何よりも、そのための資金の供給を確保しなければならない。それには多額の財政資金を投入する必要があるばかりでなく、さらに、金融機関からの貸出しによる豊富な資金の供給を保証しなければならなかつた。ところが、金融機関の貸出しの給源は、また同時に、国債消化のための給源でもある。ここにおいて、生産拡充資金の供給と国債の消化とは、当然に激しい競合状態に立つこととなり、両者をいかに調和するかということが、新しい任務として金融政策に課せられることとなつた。そして、この両者の競合関係を調整し、一方においてはインフレーションの悪化を抑制しつつ、他方において生産拡充資金の供給

を潤沢に確保しようとしたのが、この時期の一連の資金統制法規——昭和十二年の臨時資金調整法、同十四年の会社利益配当及資金融通令、同十五年の銀行等資金運用令——であり、資金統制計画——同十四年樹立——であつた。

それが金融政策の著しい強化であつたことは言うまでもないが、それは単なる強化ではなくて、質的な飛躍的な強化である。それは、もはや、単なる財政資金造出への協力ではなくて、いわば積極的な産業資金運用の質的調整であり、間接的な誘導から、金融機関に対する直接的な、法律による強制への移行である。こうして「生産力拡充」を転機として、金融政策は新たに金融「統制」の段階に入ることとなつた。それはまた、日本の経済政策全般が、単なる経済不況対策から、戦時目的の統制政策へ移つてゆくことと表裏の関係に立つものであつた。「生産力拡充」が日程に上るということ自身が、すでに戦時インフレーションの一段階を画するものであり、その「生産力拡充」政策の一翼として、金融統制が着々推進されてゆくということは、また、金融界と産業全般との関係が一段と緊密の度を加えるとともに、金融と財政との関係がますます深まり、金融界が、それらのことを通じて、自らを戦争目的の下に組み入れて行つたということに外ならない。

過去十年の間、減少の一途をたどっていた銀行貸出しが、昭和十年に至つて、一転して急増傾向に変わったことは、すでに第一節に述べたが、この傾向は、十二年に入ると、いっそうそのテンポを早め、普通銀行の貸出金の増加額は、この一年間に十億円をこえている。しかるに、一方、預金の増加率は伸びず、とくに、預金の中心で

第二十一表 普通銀行における預金と貸出金の増加テンポ

(単位 千円)		
	貸出金増加額	定期預金増加額
昭和10. 6	△ 67,645	261,465
12	273,753	243,027
11. 6	99,940	287,010
12	471,468	80,679
12. 6	520,646	335,349
12	507,666	220,802

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』(昭和15年調)により算出。△は減少を示す。

ある定期預金の増加は停滞気味で、貸出しの増加テンポに応じることができなかった(第二十一表参照)。したがって、政府の応急措置によって、開戦直後の行詰りは一時緩和されたにしても、新しい課題を与えられた金融市場の困難を打開するのは、それほど容易なことではなかった。軍部の国防計画にもとづく軍需産業の飛躍的な拡充は、十一年の終りから十二年上半期にかけて、本格的なスタートを切った。株式会社の資本払込は、十二年に入ってから激増し(第二十二表参照)、払込資本増加額は、昭和五十七年が

四十六億円、八年十億円、九十一年が十三十六億円程度であったものが、十二年には一躍三十七億円以上に増加している。とくに十二年三月などは、一カ月で五億四千万円という驚異的な払込資本増を示した。そして、このような飛躍的な新設・増資の動きにもかかわらず、なお「生産力拡充」を喫緊に要求する生産力の不足ははなはだしく、たとえば、当時の代表的軍需工業会社の決算表によれば、生産能力の二倍半ないし三倍以上の注文残高をかかえているという状態であった。

(1) 東京朝日新聞、昭和十二年六月二十日付、「機械工業確立に官民必死の努力」による。

第二十二表 株式会社払込資本の増加 (単位 千円)

年 月 次	新 設	増 資	そ の 他	合 計
昭和10年 1月	43,507	27,041	26,189	96,737
2	46,899	34,565	23,827	105,292
3	43,554	22,231	25,687	91,474
4	49,160	14,868	34,363	98,392
5	40,360	37,564	51,942	129,867
6	53,456	28,009	35,691	117,157
7	62,841	51,416	19,110	133,369
8	24,083	16,589	25,815	66,488
9	19,710	52,391	13,617	85,719
10	46,092	46,414	30,304	122,811
11	47,942	18,365	21,174	87,483
12	82,224	41,480	35,114	158,819
計	559,836	390,938	342,840	1,293,615
11年 1月	33,081	15,189	25,801	74,072
2	48,441	20,580	18,000	87,022
3	39,692	22,626	65,029	127,347
4	34,867	23,500	20,180	78,548
5	44,416	21,948	60,560	126,925
6	30,564	58,602	52,257	141,424
7	48,763	33,714	40,175	122,653
8	35,249	91,759	19,205	146,215
9	36,813	33,504	51,186	121,503
10	55,082	54,353	36,770	146,206
11	30,837	82,754	41,916	155,507
12	105,603	88,128	86,863	280,595
計	543,414	546,663	517,946	1,608,024
12年 1月	55,967	72,129	44,890	172,987
2	37,626	100,088	50,135	187,850
3	164,455	151,510	223,845	539,811
4	128,517	136,355	148,409	413,283
5	66,734	93,716	92,370	252,821
6	83,981	114,057	73,318	271,356
7	89,108	121,984	56,095	267,187
8	95,851	116,454	95,097	307,403
9	149,493	113,443	157,382	420,319
10	42,519	122,621	72,701	237,842
11	83,892	83,459	93,237	260,589
12	212,144	90,411	113,189	415,745
計	1,210,292	1,316,233	1,220,674	3,747,200

備考：日本銀行調、前掲書による。

このような猛烈な産業資金需要の増大は、当然に国債消化と競合した。公債の消化にふり向けうる金融機関の資力は、産業吸収資金の激増に逆比例して減退して行った。とくに十二年には、公債の消化をある程度犠牲にして、金詰りを緩和する措置がとられたために、金融機関の国債所有増加額は、前年に比して、絶対額すら減少するに至った。第二十三表によれば、金融機関の国債所有増加額は、十一年六億五千万円であったのに対し、十二年は六億円を割り、金融機関運用資金総額の中で占める国債の割合も二六・八パーセントとなっている。国債消化問題が新たに、より深刻な形で登場した。しかも、国債消化をめぐるこの時期の不安は、満州事変直後の時期と質的に異なるものをもっていた。というのは、昭和六―七年と十二年とは、戦時体制の局面が違えばかりでなく、日本における景気循環の局面が相違していたからである。すなわち、満州事変突発当時、日本の景気循環はすでに恐慌を抜け出て、不景気局面に入っていたのであり、それから当然好況に向かう経済的必然性をもっていた。満州事変の時期は「インフレ景気」と言われ、軍備の拡張と為替の低落による特殊な繁栄と考えられたが、その基礎には、右のような事情があった。したがって、満州事変以後の公債の累増をみて、一部の論者は直ちに、悪性インフレ近しと論じたが、景気的好況面においては、たとえインフレーションが起っても、急激な生産の増加がこれに対応して起り、所得の増加によって公債は消化され、また、為替の下落は通貨の金価値の下落をひき起すが、通貨価値の下落は為替の低落の程度には至らない。こうして、悪性インフレに突入する悪循環がチェックされる条件をもっていたのである。ところが、十二年には事態が変化していた。十二年上半期のブームを境と

第二十三表 諸金融機関資金の国家と民間への配分 (単位 百万円)

	民間への放出					国家への給付		合計
	貸出増加(A)	有価証券の増加(B)	銀行債の増加(C)	計A+B+C	合計の百分比	国債増加	合計の百分比	
昭和10年	497	695	△ 89	1,281	72.4%	488	27.6%	1,769
11	815	687	△127	1,629	71.3	652	28.6	2,281
12	1,909	167	447	1,629	73.2	599	26.8	2,228
13	1,924	692	227	2,389	48.0	2,593	52.0	4,982
14	3,785	2,066	147	5,704	61.0	3,651	39.0	9,355
15	4,201	2,647	919	5,929	57.7	4,347	42.3	10,276
16	3,508	3,052	1,315	5,245	46.9	5,945	53.1	11,190

備考：日本銀行『本邦経済統計』による。なお、同種の統計として『満州事変以後の財政金融史』所載のものと、それをもとに改算したものなどがあるが、いずれも計算に誤りがある。

して、景気循環は新たな恐慌の局面に入り始めていた。日華事変突発以後の金融の交調と国債消化の困難化は、このことと関連していたのである。こうして、日華事変突発以後、金融情勢は、満州事変下の場合とは質的に異なった、より深刻な問題に当面していたと言わなければならない。ことを換えて言えば、日華事変突発のころを境にして、インフレーションの進行が重大な不安を生み出しており、また、その主要な原因をなす公債の消化問題に対して、一段と進んだ対策を講ずる必要が生じてきたのである。最初の金融統制法規としての臨時資金調整法は、そのような要請に応じてあらわれてきたものであった。

これよりさき、早くも十一年秋、広田内閣の馬場蔵相は、公債消化のために立法手段ないし行政

手段をとる必要を認め、その準備に着手していた。¹⁾しかし、このような考えは、財界とくに金融界の強い抵抗を受け、公債消化統制案は増税案とともに実現を見るに至らずに、内閣は倒れた。

(1) 馬場蔵相車中談——「明年度からは公債消化についての行政手段を行ふ事も考へてゐる。まだ強制法規を制定するまでには至らないであらうが現行法規の許す限りにおいて行政的の措置を講ずる事はあり得る。」(東洋経済新報、昭和十一年十月十日号、二一八—九頁)

つづいて十一月になると、「馬場蔵相は此の程将来に於ける公債の増発傾向を考慮して公債消化に対する立法的手段を講ずべく決意し、事務当局をして調査せしめ成案を得次第、来議會に提案する事となつた。即ち蔵相は公債消化のためには積極的に資金を公債買入れに振り向けしめる事も場合によつては必要なりとし、これら広汎な権限を含む立法を行ふ積りである。」(東洋経済新報、昭和十一年十二月五日号、六八頁)

馬場蔵相に代つた結城蔵相は、右のような統制方式を一応御破算にしたが、新たな方式を確立するに至らぬまま、退陣してしまつた。しかし、結城蔵相のもとに新任された池田日銀総裁は、公債消化問題にとどまらず、より広範な金融統制を進める意向である旨を、次のとおり就任の抱負として語っている。

「日銀は興銀、勸銀その他一般市中銀行と協力して生産資金の潤沢なる供給を図ること例へば現在の日銀見返り担保の内容範囲は甚だしく窮屈で時代の要求に適しないものがあるから再検討の要がある、又企業金融の第一線に活躍し又その中核的役割を演じてゐる興銀と円滑且つ密接なる資金的關係をつけ日銀は之がバックとなつて資金の供給をなすこと、預金部は老成なる金融的権能を擁してゐながら之れが従来は兎角金融界と疎隔し

たものの如く取扱はれてゐるがこれも全体的金融統制の規範に服せしめることが必要である、一方これと同時に産業をして無統制に陥ることを防ぐために金融的に生産活動に対する適度の統制を図ることが肝要であると考へます、この点は自分としては多年の持論でもあり、大蔵大臣も同様な考へを持つてゐられる様だから折角努力して見ようと思つてゐる」

こうして、生産力拡充計画を推進しつつ、しかも国債消化問題を打開するためには、なんらかの金融統制を実施せねばならぬ段階に入つていた。つづく近衛内閣のもとで賀屋蔵相の掲げた「財政経済三原則」は、表面上はともかく、必然的に金融統制にまで発展すべき性格のものであった。というより、それはさらに進んで、より総合的な経済統制、すなわち、もはや資金の調整のみでなく、物資の調整をも含む体系的な統制を目ざしているものであった。しかし、「統制」についての財界の不安は大きく、容易に賛同を得られる事態にはなかつた。結城蔵相のもとで、日銀制度改革問題がついに無期延期となつた事情については、第一項で述べたが、つづいて、馬場蔵相の統制構想は財界にかなりのショックを与え、このため、就任時の声明の翌日、再声明を発表しなければならぬ有様であり、こうした財界の不安と抵抗は、依然として続いていたからである。

この行き悩み状態を一挙に打ち破つたのは、日華事変の突発であつた。すでに1でみたように、事変突発直後、政府は金融の行詰り状況を打開するため各種の緊急措置をとつたが、この金融緩和対策の実施にあたり、国債の消化は一時犠牲にされることとなつた。すなわち、政府はこの応急対策をおこなうにあたって、日銀の国債手持

を大きくし、国債の民間消化はしばらく急がぬ方針をとり、まず金融市場を緩和し、その上で国債の消化を図ることとした。この方針は、九月十三日の全国手形交換所聯合会における賀屋蔵相の演説の中で、次のように明らかに示されている。

「今回の事変の経費支弁の為に今後相当多額の国債の追加発行を見ますが、之が消化如何は固より財政上金融上極めて重要な問題であります。併し乍ら現下の金融情勢を以てしては此の際之が消化を急ぐことは却て不得策と認められるのでありまして、政府資金の出廻其の他に依り民間の資金が相当潤沢となるを俟つて、其の消化を図ることとするを適當と考へて居ります。」

このように、とくに十二年の春以降、国債消化の停滞が重大問題化していた当時において、右のような非常対策をとらねばならなかったということは、当時の金詰りがいかに深刻なものであったかを語るものであるが、それはまた、他面において、なんらかの国債消化対策をせひとも必要とすることを意味していた。実際に、十二年の国債消化率は異常な低下を示し、このような国債消化の犠牲において、当時の金詰りは一応緩和されたのであるが、もちろん、それは一時的対策であり、結局、なんらかの手段によって、国債消化と民間資金需要とを適度に調整しなければならなかったし、また応急緩和措置の反作用から、逆にそれは緊急な問題と化していた。日華事変の長期化の見通しが強くなるとともに、それは立法措置としてあらわれることとなった。すなわち、日華兩軍の衝突が上海に飛火し、事変の拡大が必至となるや、八月十四日の夜から翌十五日の明け方にかけて、政府は前後

措置のために緊急協議をおこない、同日直ちに資金調整法の制定方針を決定して、法案の議会提出を準備した。

こうして、法的金融統制の第一歩であり、戦時を通ずる資金統制の根本法規たる臨時資金調整法¹⁾は、第七十二回臨時議会の協賛を得て公布され、九月二十七日（第十一条のみ十五日）に施行されるに至った。

(1) 初めは資金統制法と名づけられるはずであったが、「統制」に対する経済界の不安と抵抗を考慮し、当時の民政党町

田忠治の強い反対に会って、「統制」の字を使わず、「調整」法とすることになったのであるという。これは、当時の空気をあらわす一つのエピソードであると言えよう（大蔵省昭和財政史談会における賀屋興宣の談話速記による）。

なお、法案の準備は、当時の迫水久常理財局金融課長の手もとで、七月から始まっていたと言われる（同右、迫水久常の談話速記による）。

3 臨時資金調整法の目的と内容

臨時資金調整法は、「支那事変に關聯し物資及資金の需給の適合に資する為国内資金の使用を調整することを目的とす（第一条）¹⁾るものである。これは、資金の供給を直接統制しようとする最初の法規であり、また、戦時下を通じての資金調整に関する根幹的な法規であるから、この法律の実施をもって、日本の金融政策は新しい時期に入ったといえることができる。本来、資金の統制は、総合的な経済統制の、むしろ副次的な一環を成すものであるが、この法律の施行当時には、物資の直接的な統制はまだ不完全な状態であったために、本法による資金面の統制が、間接的に物資の需給調節のために大きな影響力をもつこととなり、その意味において、金融統制機構

の中できわめて大きな意味をもつこととなった。

(1) 本法提案の意味について、蔵相は、九月五日の衆議院で左のような説明をおこなっている。

「斯る事態に処して遺憾なく其目的を達成致しまするが為には、財政も経済も共に此非常事態に應ずるやう、其態勢を整へることが必要と信ずるのでありまして、即ち軍の需要及び国防に関係ある産業等、此際特に必要なる方面に対し、其必要とする物資と資金と労力とを、出来得る限り潤沢に供給することを中心として、諸般の方策を講ずべきものと考へるであります。而して是が為には積極的に斯る方面への資金の疏通を図り、以て此方面に対し物資、労力等を集中せしむると同時に、他面資金、物資、労力等には自ら限りがありますので、此際としては比較的不急なる事業の新設拡張等を暫時差控ふることが必要であると考ふるのであります。(中略)

此故を以ちまして政府は本議会に資金調整に関する法律案を提出致し、会社の新設、増資並に金融機関等の社債の引受、事業設備の新設拡張資金の貸付等に付、右に申述べました趣旨に基き適当なる調整を行ふと共に、時局に当面し必要とする事業に対する資金の疏通を図る為め、日本興業銀行をして必要な資金の融通を為さしむるやう、興業債券発行限度の拡張、其他の措置を執ることと致したのであります。」

本法は、それぞれ別個の内容をもつ種々の規定を含んでおり、もともと、その内容に従って、当然数個の法律とすべき性質のものであったが、非常立法ではあり、また同一の目的に統一されるべきものであるから、それらを総合して一つの法律として制定されたものである。内容的にみると、それは次の五項目、すなわち、第一に、事業資金の調整に関する規定、第二に、時局産業に対する積極的な資金の供給に関する規定、第三に、興業債券

優遇の規定、第四に、貯蓄債券および報国債券の発行に関する規定、第五に、これらの目的に資するための金融事項の調査に関する規定にわかつことができる。言うまでもなく、このうち第一の規定が本法の中心をなすものであり、不急不要事業への資金の流入を阻止して、不必要な金詰りを防ぎ、公債の消化、時局産業の生産拡充資金の供給を容易にしようとすることを目的としていた。以下、その内容を項目順に概観しよう。

第一の、事業資金の調整は、資金供給者である金融機関の側と資金需要者である事業主体の側との両方面からおこなわれ、重点は前者におかれた。金融機関側からの調整について、本法の適用を受けるのは、金融機関（銀行、信託、保険、産業組合中央金庫および信用組合联合会）の貸付と、金融機関および証券引受業者（有価証券の引受または募集の取扱を業とする者）の有価証券の応募、引受、または募集の取扱とである（法第二条）。したがって、預金部、簡易保険局、信用組合、無尽会社、ビル・ブローカー等は除外される。

そして、これらの金融機関が一口十万元以上の設備資金を貸し付ける場合と、金融機関または証券引受業者が額面総額十万元以上の有価証券の応募、引受、または募集の取扱をする場合には、それぞれ主務大臣（大蔵大臣、商工大臣、または両大臣）の許可を要することとした（施行令第一条、第二条、第十一条）。もともと、金融機関の貸付といっても、事業設備の新設、拡張、改良等に関する一定額以上の長期資金の貸付に限られ、また有価証券についても、実際には社債および外国証券の応募、引受、募集の取扱に限られた。したがって、一定額以下の事業資金の貸付や社債および外国証券の応募、引受等は、運転資金の貸付、一般有価証券の売買、および国債、地方

債、本邦株式の応募、引受、募集の取扱と同様に自由である。また、右のような資金調整は、原則として許可制のもとにおかれることになっていたが、実際の運用については、後に述べるように、むしろ金融機関および証券引受業者がそれぞれ組織した団体による自治的調整にゆだねる方針がとられていた(法第三条)。

次に、事業主体の側からする資金統制としては、資本金五十万円以上の会社が設立される場合、増資や合併等で五十万円以上の会社となる場合、五十万円以上の会社の目的変更の場合には政府の認可を要し、また、五十万円以上の会社が第二回以後の株式払込および社債の直接発行、ならびに自己資金による十万円以上の設備の新設、拡張または改良をする場合には、それぞれ政府の許可を要することとした(法第四条、施行令第四条、第五条、第六条)。

これらの認可、許可(金融機関側からする資金調整が自治的におこなわれない場合の許可を含む)の決定権は政府にあるが、実際上の認可、許可の事務は日本銀行にゆだねられた(法第五条)。このため、日本銀行では、法律の実施された十二年九月に新たに資金調整局を設置し、これら統制事務の処理に当ることとなった。

このほか、法律の運用にあたっては、重要機関として、臨時資金調整委員会および臨時資金審査委員会が設けられた(法第十一条、第十二条)。臨時資金調整委員会は、いかなる種類の事業には新設、拡張などを許し、いかなる種類の事業には許さぬか、という原則的基準を決定する最高機関であり、内閣総理大臣を会長、大蔵大臣と商工大臣を副会長とし、それに内閣から任命された貴衆両院議員、民間学識経験者、関係各省官吏等、四十人以内の

委員をもって構成された¹⁾(官制第二十四条)。これに対し、臨時資金審査委員会のほうは、個々の具体的問題について重要な疑問が生じた場合、申請に応じて、所定の原則的基準にもとづき認否を決定するもので、日本銀行総裁を会長とし、内閣から任命された関係各省官吏および日本銀行職員、六人以内の委員から構成されるものであった。

(1) 臨時資金調整委員会に関する臨時資金調整法の規定は、他の条文に先立ち、十二年九月十五日に施行された。委員会は同年九月二十一日に第一回の会議を開き、政府の諮問に応じて、「事業資金調整標準に関する件」および「事業資金調整標準」を可決した。こうして、本法の運用方針が決定されるのを待って、他の部分が九月二十七日から施行されたのである。

第二の、積極的な資金供給に関する規定は、特定の「時局に緊急なる事業を営む会社」に対して、増資および社債発行につき、商法の例外規定を設けたものである。特例規定のうち、増資については、これらの会社の事業設備拡張資金にあてる場合には、株金の全額払込以前でも増資をおこなうることとし、また、社債についての特例は、これらの会社の設備資金にあてる場合に限り、商法の制限規定を越えて、社債の発行限度を払込株金額の二倍まで拡張しうることとした(法第八条、第九条)。この特例は、まず左の八種の事業に適用されることとなった(施行令第九条)。

一 航空機製造事業

二 金属工機械製造事業

第二節 事業資金運用の調整

三 兵器および兵器部分品製造事業

四 鋼船製造事業

五 製鉄事業

六 産金事業

七 石炭鉱業

八 石油鉱業、石油精製業および石油輸入業

第三の、興業債券に関する規定は、時局産業で急速に事業設備の新設、拡張等を要するものに対して、日本興業銀行に積極的に融資させるため、同行に対し、従来は払込資本金の十倍すなわち五億円であった興業債券の発行限度を、さらに五億円を加えて十億円に拡張し、また、市場での募集が困難になる場合に備えて、右の拡張部分に対しては、その元本の償還および利子払を政府が保証することとなった（法第六条）。さらに、募債にあたって、市場から所要資金を調達することの不可能ないし不適当な場合には、新設された金資金特別会計の資金を、興業債券の応募に運用しうる規定を設けた（法第七条）。

第四の、貯蓄債券および報国債券の発行に関する規定は、消費の節約、濫費の防止、貯蓄の奨励のために、浮動購買力を吸収して、これを必要方面にふり向けることを目的として、日本勧業銀行に、手取金二億円に達するまで、割増金付の貯蓄債券を発行することを許容し（勸銀は、この手取金を預金部に預け入れる義務を負い、預金部は

これをもって公債買入れに利用する）、また、新たに報国債券を発行させることとし、別におこなわれている国債の郵便局売出しと相まって、貯蓄の推進を図ろうとするものであった。

第五の、金融事項の調査は、資金調整をおこなう基礎となる資料を備えるため、資金の需給、有価証券、国際収支、事業の資金計画等について、関係者から報告を徴し、または検査を為しうることにしたものである。

なお、同法のそれぞれの規定に違反した場合には、五千元以下数種の罰金刑が定められた（法第十七―二十条）。

4 資金調整の基準と自治的調整

臨時資金調整法による統制の基準となる原則は、臨時資金調整委員会の決定した「事業資金調整標準ニ関スル件」および「事業資金調整標準」であった。この基準によって、それぞれの会社の目的とする産業または事業は、(1)生産力拡充計画との関係、(2)軍需との関係、(3)国際収支改善との関係、(4)現在の生産能力、原材料の関係その他の事情を考慮して、次のとおり甲、乙、丙に三大別され、さらに、甲は(イ)、(ロ)の二種、乙は(イ)、(ロ)、(ハ)の三段階に小区分された。

甲(イ) 生産力拡充計画産業ならびに兵器（部分品を含む）製造業および航空機（部分品および付属品を含む）製造業

甲(ロ) 生産力拡充計画および軍需に密接な関係を有する産業で、今後事業設備の新設、拡張または改良を必要とするもの

乙 甲および丙に属しない産業または事業で、場合により事業設備の新設、拡張または改良をする必要あるもの（事業の性質に応じ(イ)、(ロ)、(ハ)の三段階にわかつ）

丙 生産力の過剰な産業、ぜいたく品その他、当面国家全般の見地から見て必要度の薄い物品に関する産業はもちろん、この際としてさし控えるのもやむを得ない事業で、さしあたり事業設備の新設、拡張または改良をすることが適当でないと思えるもの

そして、各種事業の設備資金の申請中、右の甲類に入る産業のものは、原則として認許可され、丙類の産業は、原則として不認可とすることに定められた。すなわち、甲類に属する事業には、金、銅、鉄、石炭、石油等の採鉱業、自動車および航空機製造業、兵器製造業、硫安製造業等、百余の事業種類が選ばれたが、いずれも軍需に直接関係ある産業およびそれと密接な関係のある産業であつて、これらの事業は、とくにさしつかえありと認められるもののほかは、原則として許可される。乙類に属する事業としては、人造纖維製造業、パルプ製造業、家畜飼料加工業、製材業等、二百十余種のもが列举されているが、これらの場合には、軍需との関係、国際収支改善との関係、資金の状況、所要資材の需給状況を考慮して、適当と認めたものに限り許可される。丙類に入る事業には、紡績業、写真機蓄音機製造業、石鹼化粧品類の製造業、酒造業、百貨店等、百五十余の業種があげられ、これらの事業については、特別の事情があるもののほかは、原則的に許可されないこととなった¹⁾。

(1) 甲、乙、丙の順位の決定については、少なからぬ問題があつた。たとえば蚕糸業は、はじめ丙類に入っていたが、蚕

糸会長の抗議にあつて、乙類に繰り入れられたという（大蔵省昭和財政史談会における迫水久常の談話速記による）。

右のような標準によつて、金融機関の新規貸出しと、事業設備の新設、拡張または改良は政府の統制下におかれることとなり、事業種類によつて緊急事業と不急事業にふり分けられ、後者に対する資金の貸出しまたは設備の拡大は制限された。こうして、資金が不急不要の使途に流れることを抑制し、間接的に、資金の使途をもつぱら緊急方面に集中させようとしたのである。これを当時の産業構造にあてはめてみると、甲、乙、丙各類の事業が各産業部門の中で占める比率は、第二十四表のとおりであり、工業、交通業の一部と鉱業を除き、農林、水産、金融、商業等は、大体、抑制部門に属する。このうち、鉱工業についてさらに細別してみると、第二十五表、第二十六表のようになる。すなわち、鉱業は、戦時重工業の原料供給部門として、土石採取業を除いた金、石炭、石油等の採鉱業では、九六・八パーセントまでが甲類の(イ)に属し、甲類と乙類の(イ)を合計すると、九・三パーセントになる。工業では、甲類(イ)が一パーセント、(ロ)が二・四パーセント、計二・七パーセント、乙類(イ)が九・四パーセントで、事業の新設拡張に第一順位の与えられるものが二二・八パーセントであり、これに対し、新設拡張のさし控えが要求される丙と乙(ロ)の合計は六二・八パーセントになる。要するに、工業については、生産額の二二・八パーセントを占めている部門に資金供給が集中し、残余の七七・二パーセントがその犠牲に供せられることを意味する。これによつて、戦時経済が、いかに一般産業を犠牲にして、軍需産業に強制的に資金を集中したかが知られるであらう。

第二十四表 資金調整標準による日本産業の構成比率(%)

			甲	乙	丙	計
業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	—	100.0	—	100.0
			—	100.0	—	100.0
			90.2	4.3	5.5	100.0
			13.4	30.3	56.3	100.0
			21.9	14.6	63.5	100.0
			—	—	100.0	100.0
			—	76.4	23.6	100.0

備考：鉱業および工業は生産金額，その他は会社資本金額による割合，電気，ガス，水道を除く。電気供給事業は，甲類に属する事業に必要な電力を供給するものは甲（イ），その他は乙（イ）である。ガスは乙（イ）。東洋経済新報社『日本経済年報』（第30輯）による。

このように、臨時資金調整法による事業資金の統制は、日本経済にとって画期的な意味を持ち、しかも強い法的強制力を有するものであつて、金融機関にしても証券引受業者にしても、十万円以上の貸付や社債発行を取り扱う場合には、原則として、すべて大蔵大臣の許可を要する建前になっていたが、すでに述べたように、その半面、自治的調整の制度が認められ、金融機関または証券引受業者が、貸付ないし社債発行に関して、政府が妥当と認める方法で自治的に調整をおこなう場合には、主務大臣の許可を

受けなくてもよいことになっていた（法第三条）。すなわち、これらの金融機関等は、もともと銀行法等によって政府の監督を受けているのであるから、もし適当な方法によって政府の趣旨を体し、その資金運用を調整するならば、個々の運用について、いちいち許可を受けさせる必要がなく、しかも、その方法が敏活を尊ぶ性質から、自治的調整が認められたのである。

こうして、自治調整のために、日本銀行の本支店を中心として、地方別にその組織をつくることとなり、各金融機関の種別ごとに自治調整団が結成され、それぞれ日本銀行と協力して、円滑な自治調整をおこなう旨の決議をおこなった。十三年末現在において、資金調整を自治的におこなう金融機関は、次のとおり五七五であり、それぞれその所属する自治的資金調整団体は八種、二十四団体であった。

資金調整を自治的におこなう金融機関と自治的調整団体（十三年十二月末現在）

金融機関別	総数	うち自治的調整をおこなうもの	自治的資金調整団体	摘 要
特 別 銀 行	六	六	なし	
農 工 銀 行	五	五	農工銀行同盟会	
産業組合中央金庫 及信用組合聯合会	四八	四八	産業組合金融統制団	
商工組合中央金庫	一	一	なし	
普 通 銀 行	三四二	三三七	地方資金自治調整銀行団	日本銀行本支店管轄区域別に組織される（十七地方）
外国銀行内地支店	一六	五		
貯 蓄 銀 行	七〇	七〇	全国貯蓄銀行協会	
信 託 会 社	二八	二七	信託協会	
証券引受業	八	五	資金自治調整証券団	
生命保険会社	三三	三〇	生命保険会社協会	
損害保険会社	四八	四一	大日本火災保険協会	
計	六〇五	五七五		

金調整標準から見た鉱工業の構造（生産額の甲乙丙別分類）

（単位 百万円）

類		乙 類				丙 類	合 計
ロ	計	イ	ロ	ハ	計		
5.8	494.2	17.3	6.3	—	23.6	30.1	547.9
1.2	489.6	11.0	3.8	—	14.8	—	504.4
4.6	4.6	6.3	2.5	—	8.8	30.1	43.5
265.8	1,500.1	1,058.6	1,618.6	724.9	3,402.1	6,321.7	11,223.9
—	—	26.2	716.3	—	742.5	2,719.7	3,462.2
54.5	560.5	375.5	64.1	81.7	521.3	816.5	1,898.2
89.9	451.7	308.5	507.6	120.3	936.3	387.1	1,775.2
—	59.9	—	—	—	—	—	59.9
23.3	23.3	0.4	11.6	—	12.0	247.4	282.7
98.1	404.6	343.7	56.2	316.4	716.3	627.8	1,748.8
—	—	—	135.8	89.6	225.4	15.2	240.6
—	—	—	—	—	—	221.2	221.2
—	—	4.3	113.8	78.9	197.0	962.5	1,159.5
—	—	—	13.2	38.0	51.2	324.4	375.6

『経済年報』（第30輯）による。

この結果、金融機関のほとんど全部が、自治的に資金調整をおこなうこととなった。したがって、金融機関の側からみると、資金統制といっても、実は原則として、自己の判断にもとづく自治的調整によっておこないうることとなり、政府のおこなうべき統制を、各金融機関が代行する形をとったのである。

金融機関等が右の自治的調整をおこなうにあたって、基準となるのは、やはりさきに述べた「事業資金調整標準」

第二十五表 資

	甲
	イ
鉱 業	488.4
採 鉱 業	488.4
土 石 採 取 業	—
工 業	1,234.3
紡 織 工 業	—
金 属 工 業	506.0
機 械 器 具 工 業	361.8
兵 器 製 造 業	59.9
窯 業	—
化 学 工 業	306.5
製材及木製品工業	—
印刷及製本業	—
食 料 品 工 業	—
そ の 他 の 工 業	—

備考：東洋経済新報社『日本

であるが、自治的調整をおこなう際の具体的運用方針については、別に「自治的資金調整標準」が定められた。¹⁾

- (1) 金融機関または証券引受業者は、資金の貸付、有価証券の応募、引受ま

たは募集の取扱をする場合には、この「自治的資金調整標準」によって、その事業が「事業資金調整標準」に定められた事業分類のうち、甲類に属するものについては努めて優先的取扱をすること、甲類に属するものおよび乙類(イ)に属するもので一件五十万円以内のものは、自由に資金を融通してさしつかえない。乙類(イ)に属するもので一件五十万円以上のものは、大体において資金の融通をしていいが、日本銀行と協議の上でこれをおこない、乙類(ロ)に属するものも、金融機関内においてさしつかえないと認めたものについては、日本銀行と協議の上融資できる。乙類(イ)および丙類に属するものは、原則として融資をさし控えるべきであるが、特別の取扱を必要と認めたものについては、日本銀行に協議することとなっていた。

5 設備資金統制の強化

臨時資金調整法による設備資金の統制は、経済情勢の変化に伴なって、しだいに強化され、関係法令は、その

第二十六表 資金調整標準から見た鉱工業の構成比率
(生産額の甲乙丙別分類比率) (単位 %)

	甲 類			乙 類				丙類	合計
	イ	ロ	計	イ	ロ	ハ	計		
鉱 業	89.1	1.1	90.2	3.1	1.1	—	4.3	5.5	100.0
採 鉱 業	96.8	0.2	97.1	2.2	0.7	—	2.9	—	100.0
土 石 採 取 業	—	10.5	10.5	14.5	5.8	—	20.3	69.2	100.0
工 業	11.0	2.4	13.4	9.4	14.4	6.5	30.3	56.3	100.0
紡 織 工 業	—	—	—	0.8	20.7	—	21.4	78.6	100.0
金 属 工 業	26.7	2.9	29.5	19.8	3.4	4.3	27.5	43.0	100.0
機 械 器 具 工 業	20.4	5.1	25.4	17.4	28.6	6.8	52.7	21.8	100.0
兵 器 製 造 業	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	100.0
窯 業	—	8.3	8.3	0.2	4.1	—	4.2	87.5	100.0
化 学 工 業	17.5	5.6	23.1	19.7	3.2	18.1	41.0	35.9	100.0
製材及木製品工業	—	—	—	—	56.4	37.2	93.7	6.3	100.0
印 刷 及 製 本 業	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0
食 料 品 工 業	—	—	—	0.4	9.8	6.8	17.0	83.0	100.0
そ の 他 の 工 業	—	—	—	—	3.5	10.1	13.6	86.4	100.0

備考：前掲書による。

後しばしば改正された。
昭和十三年九月末、同法の施行当時には、会社の設立、増資、株式の払込、事業設備の新設、拡張等について許可を要するものは、資本金五十万円以上の会社に限られ、それ以下の資本金の会社は制限を受けなかった。そのために、当時から、資本金四十八万円あるいは四十九万円という会社が相当多く設立される状況が生れ、しかも、中には時局的な生産力拡充の見

地から好ましくない会社が多く、また、これらの増加した群小会社をも調整範囲内に含めて、生産力拡充に全面的効果をあげる必要があること、などが改正の主たる理由であった。

まず、昭和十三年一月には、同法にもとづく事業資金調整標準が若干改正されたが、同法施行後一カ年を経た十三年八月に至って、右の標準が再度の改正をみたのみならず、同法施行令および施行細則も改正を受けた。この改正は、同年六月下旬に樹立決定された物資動員計画の遂行を資金側から援助し、長期戦態勢に備えようとするものとして、注目すべき点を含んでおり、改正は相当広範囲に及ぶものであった。

すなわち、同法施行令は次のように改められた。

(一) 会社の設立、増資、合併、目的変更、未払込株金の徴収、自己資金をもってする事業設備の新設、拡張もしくは改良または社債の自己募集について、主務大臣の認可を受ける会社は、これまで資本金五十万円以上になっていたのを、二十万円以上に改めた。

(二) 金融機関および証券引受業者の貸付、証券の応募、引受または募集の取扱については、これまで一口の金額十万元以上は許可を必要としたが、これを一口五万元以上に変更した。これは、前項の会社の資本金の第一回払込に相当するものである。

(三) 自己資金等による事業の新設、拡張または改良も、これまで十万円であった要許可最低限度を五万円に引き下げた。

また、事業資金の自治調整の範囲もせめられ、自治的調整準則は次のように改められた。

(一) 甲類の優先的取扱、および甲類のうち、(イ)の(ロ)に対する優先的取扱には変りはないが、(イ)についても一件三百万円以上、(ロ)については、一件百万円以上のものは、日本銀行本支店に協議の上、自治的調整をおこなうこととなった。

(二) 乙類(イ)に属する事業については、日本銀行本支店への要協議限度を、これまでの五十万円から三十万円へ引き下げた。

(三) 甲類および乙類(イ)に属する事業であっても、当該事業設備の新設、拡張または改良に著しく長期間を要し、したがって、さしあたり急速に効果を期待しえない場合には、日本銀行本支店に協議する。

(四) 乙類(ロ)、(イ)および丙類に属する事業でも、その新設、拡張または改良によって直接に輸出を増進させ、さしあたり国際収支の改善に資すると認められた場合には、日本銀行本支店と協議の上、特別の取扱をすることができることとなった。

右のように、甲類に対する自治的調整にも、要協議限度が新たに設けられたことや、甲類および乙類(イ)に属するものでも、効果をあげるのに長期間を要するものについて許可をさし控えることとしたのは、水力発電、造船、硫安等について、その設備の急増を抑制しようとしたものであった。また、乙類(ロ)、(イ)および丙類の事業でも、輸出振興に役だつものに対して便宜の取扱を許すことになったのは、かん詰、びん詰、雑品等の事業を助成する

目的をもつものであった。

このような改正に対応して、事業資金調整標準にも変更が加えられた。それは、事業細目別で六十七種目にわたっており、そのうち、格上げは一、新設は八、その他はすべて格下げであった。これらの変更は事業の各分野に及んでいるが、その変更の要点は次のとおりであった。

(一) すでに相当拡充され、今後ある程度資金の必要なしと認められるものの格下げ。

(二) 原料配給の関係上さし控える必要ありと認められるものの格下げ。以上は、甲類に属するものでも、(イ)から(ロ)へ、または乙類に格下げされたものも少なくないことで示される。

(三) 若干設備の増設、改善で輸出能力を増進しうる輸出産業の格上げ。この例は食料品工業のかん詰、びん詰製造業、その他に「別号に掲げざる輸出品製造業」が乙類(イ)に新設されたが、これは、主として雑品の輸出増進を企図するものである。

(四) 代用品工業の格上げ。例、人造樹脂および同製品製造業。

(五) ある種目においては、軍需品に集中するために、その他の部分を格下げした。例、自動車。

(六) 種目の合併による若干の格下げが行われた。

(七) 公共的組合事業の削除。

昭和十四年に入ると、戦時経済の推移から、資金統制のいっそうの強化が要請され、年内二回にわたって、臨時

資金調整法および関係法規の大改正がおこなわれた。これは、当時国内の生産力拡充政策に停滞状態があらわれはじめたことと、ヨーロッパに戦争が突発して、日本経済の「米英依存からの脱却」あるいは「国防国家の建設」が唱えられた事態に対応するものであった。

同年第一回の改正は四月におこなわれ、これによって、次のように、ほとんどすべての設備資金の新規融資が資金調整法の統制下に入ることとなった。

(一) 従来は、個人、社团および財団法人は、調整法第二条および第三条の規定によって、各種金融機関から資金の融通を受ける場合にのみ、金融機関の自治的調整を受けることになっていたが、今後は、自己資金による設備の新設、拡張、改良をおこなう場合にも、政府の許可を要することとなった。

(二) 右の要許可限度は、会社の場合と同じく五万円である。

(三) 従来は、会社について、新設、増資および自己資金による設備の新設、拡張、改良の三つの場合を通じ、資本金二十万円以上のもののみ許可を要することになっていたが、取扱上、個人との均衡を保つために、二十万円以上という制限は、自己資金による新設、拡張、改良の場合に限って撤廃し、すべての会社が許可を要することとなった。

これと同時に、自治調整の限度も、甲類(イ)を三百万円から二百万円へ、甲類(ロ)を百万円から七十万円へ、乙類(イ)を五十万円から三十万円へ、それぞれ引き下げ、また、ぜいたく品、趣味、嗜好品等製造用の設備、興行用の

設備、社交用、娯楽用または遊興用の設備等、不急不要と認められる数十種の事業について、要許可限度を五万円から三万円に引き下げた。また、これに伴って、法律に違反して事業設備の新設、拡張等をするものに対して、その中止を命令しうることなど、かなり広範な改正をおこなって、資金調整の強化を図った。

これまでは、資本金二十万円以下の会社、会社以外の個人団体等は資金調整の範囲外にあったため、資本金十九万五千円というような会社が続々設立されるなど、資金の統制はなお不完全であったが、ここに至って、ほとんどすべての新規投資がこの法律の統制下に入り、同法は、ほぼ全事業設備資金を調整しうることとなった。

同年中の第二回の改正は十二月におこなわれたが、これはいっそう重要な意味をもつ画期的な改正であった。これよりさき、九月にはヨーロッパで戦争が突発し、その影響が日本にも及ぶようになり、緊急資材の搬入が困難となったため、生産力拡充計画を重点主義に再編成しなければならなくなったこと、鉄鋼、石炭、電力のごとき基礎資材の供給が窮屈となったこと、物価の騰貴や公債消化の鈍化などが著しく感ぜられだし、インフレーションの抑制が緊切な問題となったこと、などのために、日本の戦争経済は全面的な改革を必要とするに至っていたのである。

この改正の要点は次のとおりである。

(一) 今までの事業調整標準が改正され、甲類(イ)には、生産力拡充計画産業、兵器、同部分品製造業、航空機、同部分品および付属品製造業を所属させ、甲類(ロ)には生産力拡充計画および軍需に密接な関係を有する産業

で、今後、事業の新設、拡張または改良を必要とするものを属させた。

(二) 現在すでに新設、拡張または改良を必要としなくなった産業、原材料等の関係からみて、そのような施設を不適當と認められる産業については、その標準を適當に引き下げることとなった。

(三) 自治調整の範囲はいっそうせめられ、金融機関からの自由貸付限度は、甲類(イ)については五十万円、(ロ)については二十万円、乙類(イ)については十万円に引き下げられた。しかし、甲類(イ)、(ロ)、または乙類(イ)に属する事業でも、事務所、青年学校、寄宿舎等、直接事業に関係のない事業設備の新設、拡張または改良に対する貸付については、日本銀行に協議しなければならなくなった。

(四) 乙類(イ)および丙類に属する事業であっても、事業の運転に支障をきたさぬために必要な、ある程度の設備の改良、または店舗、工場、事務所等の安全および保健上の見地から必要な改良、および災害による設備の復旧に対する貸付については、特別の取扱をすることになったが、この点については、従来あった自由貸付限度を撤廃し、一件の金額五万円以下の貸付についても、日本銀行に協議することとなった。

これらの改正は、当時金融機関の貸出額の顕著な増勢が、不急事業への貸付、資金の投機、おもわくへの流出にもとづくものとみて、貸出しの膨張傾向を抑制し、公債消化の障害を除去しようとしたものであるが、これによって、資金統制は十四年に入って飛躍的な発展を遂げたと言いうる。また、その運用についても、政府の統制方針はしだいに強化されてゆき、一般に株式の払込については、時局関係事業であっても、無条件にはこれを認

めず、その額も最小限度にとどめることとし、さらに、資金面から企業経営の内面にまで指導を及ぼすなど、実質的には、事業設備資金の「国家管理」に近い形がみられるほどであった。

三 銀行等資金運用令による流動資金の調整

1 新法令の制定事情

前述した臨時資金調整法の施行によって、当面の最大課題たる生産力拡充政策は、資金面から強力に推進された。しかし、その後の金融情勢の変化に応じて、同法だけでは資金統制が十分おこなえないことが、しだいに明らかになった。

とくに十四年下期から、通貨の流通高は大膨張をつづけ、物価騰貴の傾向は顕著となった。十三年末から十五年末に至る二カ年間に、物価指数は、卸売で約二割、小売で二割五分の騰貴を示しているが、これは公定価格に關することであって、やみ取引では、公定価格の二倍ないし三倍で取引がおこなわれた。十四年下期以来、将来の物資不足を予測した買だめとやみ取引の横行は、インフレの傾向を促進した。ヨーロッパ大戦の突発以後、投機取引を含めての商取引がいかに増加したかは、手形交換高の推移から推定することができる(十三年八百六十一億円、十四年千七百七十二億円、十五年千三百二十一億円)。銀行勘定の推移からみると、預金の増勢は鈍化傾向にあるにもかかわらず、生産力拡充のための計画資本高はさして減少せず、貸出しは依然たる増加を示した。とくに十

四年ころから、日本経済はいわゆる完全操業状態に入り、今までのように、遊休設備の活用によって軍需の増大をまかなうことは不可能になった。このため、産業界に資金需要は非常に増大していったのである。こうして生じた金詰り状態のなかで、資金運用統制の新たな強化が問題となるに至った。

臨時資金調整法は再三の改正を経て、既述のとおり強化されたが、同法による資金統制は、もともと固定資本設備のみを対象としたものであって、流動資金は全く統制外におかれていた。流動資金について統制することは、技術的に困難な点が多いの言うまでもないが、当初、流動資金が統制からはずされていたことの、より根本的な原因は、これによって商取引を阻害し、敏活な経済活動に支障をきたすことをおそれたことと、当時、まだ金融情勢にはさほど困難を予想させるものがなかったことによるものであろう。すなわち、流動資金として貸し出されたものが固定設備資金として利用されたり、または、それが物資の買だめや、やみ取引等に使用されるというような事態は存在しなかったし、また、それを予測させるものもなかったのである。

しかるに、十四年の下期以降、経済界は変調をきたし、信用の収縮や資金の欠乏（とくに長期資金難の増大）が顕著となるに従って、産業界には、流動資金として借り入れたものを設備資金に流用する脱法行為が増加するに至った。これは、産業の重点主義が強化され、設備資金の許可について弱小企業が困難を感じるようになるに従って、ますますひどくなった。また、流動資金を設備資金に転用するということがばかりでなく、これを投機おもわく資金として利用する者も多くなった。これは、ヨーロッパ大戦の突発に伴ない、世界的な物価騰勢が気構え

られたことから、いっそう促進された。ついに、九月には、大蔵省銀行局長の名をもって、関東地方自治調整銀行団に対して、おもわく資金の貸出自制に関する通牒が発せられ、つづいて全国各種金融機関にも、同一趣旨が通達されるに至った。

こうして、設備資金のみでなく、運転資金をも、なんらかの形で統制する必要が生じてきた。それなしには、資金統制政策そのものが、また、ひいては生産力拡充政策が行きづまってしまふ危険があったからである。

そこで、まず、流動資金の貸付が設備資金に流用されるのを取り締まるため、政府は臨時資金調整法第十六条を発動して、設備資金以外の融通資金について報告を徴することとし、十四年十二月から、銀行その他あらゆる金融機関に対して、これを実施した。その内容は次のとおりであり、これによって、政府は流動資金の統制にも一歩を進めたのである。

- (一) 報告すべき貸出しは一口または一件の金額十万元以上のもの
- (二) 一口または一件三十万円以上の分については貸出しの都度に、その他の貸出しは、毎月分を取りまとめて月十日までに報告すること

(三) 報告書は当分の間日本銀行本支店を経由すること

ついで、十五年七月には、毎四半期末現在で、十万元以上の運転資金貸付残高報告が徴された。

こうして、流動資金の動きをほぼつかんだ上で、同年十月十九日、銀行等資金運用令が制定され、ここに流動

資金の本格的な統制が開始された。同法令は、流動資金の貸出統制のほか、金融機関の資金運用計画の変更または指定、融資命令の拡充を目的とするものであったが、このうち、流動資金の統制については、翌十六年一月一日から施行されることになった。また、同施行規則は、十一月、大蔵・農林・商工・拓務省令で公布された。なお、銀行等資金運用令は、国家総動員法第十一条¹⁾後段にもとづく勅令であり、九月三十日、第十三回国家総動員審議会で可決されたものである。

(1) 国家総動員法第十一条——「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ（中略）銀行、信託会社、保険会社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ対シ資金ノ運用ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」。

2 同法令による流動資金統制の内容

銀行等資金運用令は、「事業に属する設備の新設、拡張又は改良に関する資金以外の資金」、すなわち、臨時資金調整法が取り扱うもの以外の資金を新たに統制の対象とするものであり、金融機関、証券引受会社、またはビル・ブローカーが、そのような資金の貸出しをおこなう場合には、本令による許可を要することとした（第三条、第四条）。

流動資金の貸出しには、貸付の形（証書貸付および手形貸付）によるもののほか、手形の割引の形でおこなわれるもの、当座貸越の形でおこなわれるものも含まれる。そのいずれの形も本令適用の対象となるが、そのうち当座貸越については、取引先が小切手を振り出すことによつて貸越の事実が発生するため、貸出しをなす金融機関

の側からする統制では、一つ一つの貸越を抑えることはできない。そこで、当座貸越については、当座貸越契約の締結それ自体を抑えて、許可制をとることとなった。

これら流動資金貸出しの調整は、金融機関、証券引受会社およびビル・ブローカーに共通した事項であるが、証券引受会社およびビル・ブローカーについては、今まで設備資金の貸出しも臨時資金調整法の適用を受けていないので、本令はこの点を補充する意味で、この両者について、流動資金のみならず、設備資金の貸出しについても、主務大臣の許可を受けさせるようにした。

(1) ただし、証券引受会社およびビル・ブローカーには、当座貸越は存在しない。

流動資金の貸出しは、それが一定限度以下のときは自由とされた。その要許可限度については、別に銀行等資金運用令施行規則をもって定めたが、同規則は、対象となる資金を一括して流動資金と称し、これを「運転資金」と「運転資金以外の流動資金」（いわゆる特殊用途資金、たとえば、株式の買入れ、寄付金、旧債償還資金等、概して臨時的な資金）とに分けた。「運転資金」とは、流動資金のうち、商品または原材料の仕入、運賃、諸給与、配当金または税金の支払その他事業の運営上、通常必要な用途に使用されると認める資金をいう。この種の流動資金の調整については実績主義をとり、原則として、過去の実績以上の貸出しを許可制にした。すなわち、前年の相当半期（四月から九月までと、十月から翌年三月まで）中の当該貸付先に対する運転資金の最高貸付残高を基準とし、それをこえる貸付をする場合には許可を要するのである。ただし、一人に対する運転資金貸付残高が五万円に達し

ない場合は、許可を要しない（規則第四条）。これに対して、運転資金以外の流動資金の貸出しは、三万円以上の貸付については、すべて許可を要する（同第五条）。手形割引については、ほぼ前者に、当座貸越については、ほぼ後者に準ずる（同第六条、第七条）。

すなわち、たとえば、運転資金の貸付についての統制方式は、次のようになっていた。(1)、過去の実績があつてもなくても、貸付残高五万円までは自由に貸し出せる。(2)、たとえ(1)の限度をこえても、前年相当半期の実績相当額までは自由に貸し出せる。(3)、もし(2)の限度をこえた場合には、主務大臣の許可なくしては貸出しはできない。

次のような場合は、命令をもって流動資金の統制から除外された（同第八条）。

- (一) 行政官庁の認可、許可または限度の指定を受けて借り入れる資金の貸出しをするとき
- (二) 行政官庁の命令により資金の貸出しをするとき
- (三) 政府資金の割当のあつた者に対し割当額の限度において当該政府資金の貸出しをするとき
- (四) コール資金の貸出しをするとき
- (五) 金融機関に対して貸出しをするとき
- (六) 地方自治団体に対して貸出しをするとき

なお、流動資金の調整に関連して、次のような付随的規定が定められた。

(一) 流動資金の貸出し（証券引受会社およびビル・ブローカーについては、事業設備資金の貸出しを含む）の許可に関する処分で、事業の重要なものについては、臨時資金調整法第十二条の臨時資金審査委員会の議を経ることを要する（令第五条）。

(二) 政府が貸出しの許可をするため必要ありと認める時は、国家総動員法第三十一条の規定により、貸出しを受けようとする者から、必要事項に関する報告を徴することができる（同第六条）。これは、貸出しが適當であるか否かを判断するには、貸手の側からの調査のみでなく、借手についても適當な調査を必要とするためであつて、臨時資金調整法施行細則第十七条にも、同趣旨の規定がある。

臨時資金調整法の場合と同様に、本令による調整事務も、日本銀行が担当することとなった。

以上が銀行等資金運用令および同施行規則における流動資金調整の要点であるが、その運用方針については、同令の公布と同時に発表された広瀬豊作大蔵次官の、次の談話に示されたとおりである。

「政府は（中略）金融機関、証券引受会社及びビルブローカーの流動資金貸出の調整を行ふこととなつたが、この調整の趣旨は投機、思惑、買溜等の不健全なる用途に充てられる資金の貸出を抑制せんとする点に存するのであつて、一般事業の運営に必要な資金の貸出を抑制せんとするものではない、流動資金の貸出に付ては前年の実績の範囲内ならば制限を設けず実績なき者に対しては一定の金額を限つて自由とし、只其実績又は自由限度を越ゆる貸出のみに付許可を要することにしたのであるが、之は実績又は自由限度を越ゆる貸出を抑制

せんとする趣旨でないから、其用途等を審査しそれが不適當ならざる限り速に之を許可する方針である。(中略)

斯くの如く(中略)貸出調整のために事業の運営上通常必要なる資金の調達に不便を蒙る心配はないのであるから單に借入の実績増加を図る為、徒らに現在必要ならざる流動資金の借入をも行ふが如きことは誠に慎ま
れたい。

尚前年実績の範囲内の貸出は自由であるといったが、之は借主が当然その限度迄の借入を為し得る権利があるといふことでないのは勿論であつて、金融機関等は手許資金の都合等の為、貸出を為し得ない場合もあらうから、この点は誤解のないやうにせられたい、又一方金融機関等に於ては以上申述べたやうな本令の精神を正しく理解し、事業会社の事業運営上是非共必要とする資金の貸出迄も貸渡るが如きことのないやうに注意せられんことを希望する。」

これで知られるように、流動資金の貸出しについては、主として実績主義を採用しているのであって、必要資金に対して制限を加えるものではないとされており、十一月の金融懇談会の席上でも、松隈秀雄銀行局長は、「当局として運用上十分手心を加へる用意を持つてゐる」と言明した。当時、金融統制の強化から、預金の引出し制限がおこなわれるのではないかとの流説が生じ、政府当局はしばしばこれを否定しており、河田大蔵大臣も、九月の東京銀行倶楽部晩食会の席上で、「預金の引出しに制限を加へるが如きことは全然政府において考慮し居らざる所である」と言明していたが、本令による貸出制限においても、預金の自由性が尊重され、見返り貸出しには

第二十七表 臨時資金調整法関係事業設備資金額
(昭和12年9月～昭和17年3月)

(単位 百万円)

	昭和12年	13	14	15	16	合 計	%
鉱 業	96	405	587	559	792	2,439	13.2
工 業	872	1,905	2,735	2,520	3,753	11,785	63.8
農林業	—	2	10	40	10	62	0.3
水産業	11	29	14	23	25	102	0.5
交通業	240	289	500	596	706	2,331	12.6
商 業	54	88	42	97	80	362	2.0
雑 業	16	34	103	314	90	557	3.2
その他	11	64	234	310	196	815	4.4
合 計	1,301	2,815	4,225	4,459	5,654	18,454	100.0

備考：大蔵省銀行局『第八十回臨時帝國議會參考書』による。

なんらの制限も加えなかった。すなわち、預金、貯金その他これに準ずるものを担保とする貸出しは、すべて流動資金貸出調整の範囲外とされ、預貯金引出しに対して拘束、制限を加える意思のないことを明らかにした。

本令の統制方式によつて、いちばん強く統制の圧力を受けたものは、運轉資金以外の流動資金、いわゆる特殊用途資金であり、その中でも、株式その他に対する投機資金やおもわく資金であつたと考えられる。

四 事業資金調整の実績

臨時資金調整法は、事業資金の使用を調整するために、金融機関の資金の貸付、有価証券の応募、引受または募集の取扱、会社の設立、増資、株金払込、自己資金等による事業設備の新設、拡張または改良等に関して認可または許

可を受けるべきものとしたことは前述のとおりであるが、なお、これらの事項について、臨時資金調整法以外の法令により行政官庁の認可や許可を要するものは、とくに臨時資金調整法による認可または許可を省略して、当該行政官庁からの協議を受けることをもって足りることとしていた。これらの臨時資金調整法による認可または許可を受けたもの、自治調整をおこなう金融機関の資金の貸付、有価証券の募集の取扱等をしたもの、および他の行政官庁から協議を受けて許可されたものを合計して、その事業資金の総額のうち、同法が主として調整の対象としている事業設備の新設、拡張または改良に使用された資金の総額は、同法施行時の昭和十二年九月から十七年三月までの四年半の間に総額百八十四億五千万円に上り、これをその使途の産業部門別にみると、第二十七表のとおりである。

額

(単位 百万円)		
19	20	累 計
4,657	1,936	19,727
298	—	3,895
4,936	3,140	23,087
314	41	2,863
10,284	5,117	49,649

すなわち、部門別によると、総額の六四パーセントが製造業部門であり、これに鉱山業、交通業を合わせて、軍需的色彩の強い生産部門の総計をみると、約九〇パーセントを占めていることがわかる。これは、生産力拡充政策の重点がどこに置かれていたかを示すものである。

年次的にみると、十四年以降とそれ以前とは、はっきり区別されている。十二年は、第四・四半期のみで十三億円の巨額を算しているのは、施行当時の経過的取扱として、当時建設中の事業設備がすべて許可され

第二十八表 資金調達別事業設備資金

	昭和 12年	13	14	15	16	17	18
金融機関の貸付	280	1,166	1,590	2,163	1,911	2,198	3,826
有価証券の募集	—	—	615	580	629	622	1,151
調整法による認許可	950	1,344	1,514	1,447	1,492	2,340	5,924
他官庁の協議	63	313	507	269	332	338	686
計	1,293	2,823	4,225	4,459	4,363	5,498	11,587

第二十九表 金融機関の事業設備資金貸付状況

(単位 百万円)							
	昭和 12年	13	14	15	16	12. 9～ 17. 3	内 銀行分
鉱 業	33	175	297	230	244	1,069(13.9)%	927
工 業	163	699	921	1,062	1,267	4,462(58.4)	3,873
農林業	0	1	2	6	3	12(0.2)	11
水産業	4	22	4	3	3	37(0.5)	32
交通業	59	135	129	289	245	928(12.1)	829
商 業	7	54	12	59	8	142(1.8)	136
雑 業	4	17	85	293	25	446(5.8)	372
その他	10	62	138	220	117	556(7.3)	454
合 計	280	1,166	1,590	2,163	1,911	7,651(100.0)	6,634

備考：大蔵省銀行局『第八十回臨時帝国議会参考書』による。

たためである。また、十三年の二十八億円に対して、十四年が四十二億円に激増しているのは、その間における物価騰貴のために建設費が上がったことも一原因であるが、主として臨時資金調整法の適用範囲が拡張されたことと、生産力拡充政策がその効果をあらわして、その部面の投資活動を盛んにしたことによるものであろう。

次に、これを資金調達

方式別にみると、第二十八表のとおりであつて、金融機関の貸し付けた設備資金と、臨時資金調整法（第四条、第四条の二、第八条）によつて認許可した設備資金とが、それぞれ四一パーセントを占めており、有価証券の募集によるものと、他官庁からの協議に同意したものが、それぞれ九パーセントとなっている。

以下、資金調達方式別に、それぞれの資金調整状況を詳細にみてゆくことにしよう。

まず、金融機関の事業設備資金貸付状況を産業部門別に概観すると、第二十九表のとおりであり、十七年三月までの累計は七十六億五千万円に達した。鉱工業および交通業が圧倒的割合を占めているのは当然であるが、雑業およびその他の事業がかなりの比重を占めているの

第三十表 金融機関別事業設備資金貸付状況
(単位 百万円)

	昭和 12年	13	14	15	計
特 別 銀 行	109	414	519	951	1,992
う ち 興 銀	102	390	443	832	1,767
普 銀 お よ び 貯 銀	123	572	819	959	2,474
信 託 会 社	40	139	226	232	637
保 險 会 社	7	33	16	4	61
そ の 他	—	8	9	17	35
計	280	1,166	1,590	2,163	5,199

第三十一表 国債シンジケート加盟銀行・信託会社の事業設備資金貸付状況
(単位 百万円)

	シンジケート 銀 行 ・ 会 社	そ の 他	計
特 別 銀 行	1,904	88	1,992
普 銀 ・ 貯 銀	2,304	170	2,474
信 託 会 社	567	70	637
保 險 会 社	—	61	61
そ の 他	—	35	35
計	4,775	424	5,199

は、中国に対する投資が、満州国債、北支那開発会社債等の形でおこなわれ、それに対する前貸金がここに計上されているためである。

また、金融機関の事業設備資金貸付を各種金融機関別にみると、第三十表のとおりであり、銀行が総貸付額の八六パーセント（十七年三月までの累計では八七パーセント）を占めている。なお、総貸付額のうち、国債シンジケート加盟の銀行および信託会社¹⁾の占める割合は、第三十一表にみられるように圧倒的である。

(1) 国債シンジケート銀行および信託会社は次のとおりである。

特別銀行 興銀、正金、鮮銀
普通銀行 三井、三菱、第一、第百、安田、住友、三和、野村、愛知、名古屋
信託会社 三井、三菱、安田、住友

次に、臨時資金調整法にもとづく認許可の申請とその処理状況をみよう。同法第四条、第四条の二および第八条にもとづく会社の設立、増資、株金払込徴収等に関する認可、許可、および事業設備の新設、拡張もしくは改良に関する許可の取扱状況は、第三十二表および第三十三表のとおりである。申請件数は、法律の適用範囲の拡張もあつて、年々増加し、十六年度末までに二万件近くの申請があつた。これを申請事項別にみると、件数では、自己資金による事業設備の新設・拡張・改良に関するものが最多数で、約八千五百件（四三パーセント）、つづいて株金払込の三千九百件、資本増加の二千六百件となっており、申請金額では、会社合併が七十九億円、資本増加が七十六億円、株金払込が五十一億円、事業設備の新設・拡張が四十六億円の順となっている。会社合併の金

第三十二表 臨時資金調整法第四条，第四条の二，第八条
にもとづく申請事項別取扱件数

	昭和13年	14	15	16	施行以来
自己資金による備込	889	1,694	2,282	2,796	8,463
事業資金に設けられた増加	993	1,042	960	599	3,930
資本金の増設	482	614	687	647	2,605
会社設立	269	360	325	577	1,632
会社合併	94	113	167	199	604
会社債の募集	7	8	10	7	32
目的変更	381	605	653	527	2,225
合計	3,115	4,436	5,084	5,352	19,491

備考：『全国金融統制会報』（昭和17年11月）による。

第三十三表 臨時資金調整法第四条，第四条の二，第八条
にもとづく申請事項別取扱金額
(単位 百万円)

	昭和13年	14	15	16	施行以来
自己資金による備込	626	863	872	1,216	4,617
事業資金に設けられた増加	887	1,432	1,490	956	5,143
資本金の増設	1,635	1,486	1,993	1,804	7,663
会社設立	924	1,053	703	1,066	4,197
会社合併	645	1,344	2,263	3,296	7,911
会社債の募集	7	7	16	9	39
目的変更	—	—	—	—	—
合計	4,724	6,184	7,338	8,347	29,571

備考：資本増加，会社設立の数字は公称資本金を，会社合併の数字は合併後の公称資本金を示す。
上掲資料による。

額は、十五年以後、
他を圧して激増し
ている。十六年に
おいて、株金払込
徴収および資本増
加の件数、金額と
もに減少したの
は、株式市場の不
味の結果とみられ
るが、それにもか
かわらず、会社の
設立および合併の
件数、金額ともに

増加を示しているのは、企業整備の進展に伴ない、会社の新設、合併が要請された結果と言えよう。

これらの申請は、一定の標準に従って、臨時資金審査委員会に付議の上処理された。この委員会に付議するも

のは、法律上は「事案の重要なもの」となっていたが、形式的な標準に従って可否を判断することのできない
ものが多くなったため、自然、同委員会に付議される案件が多くなり、本法施行以来、昭和十六年末までの同委
員会付議件数は約一万件、すなわち総処理件数の五六パーセントに達し、とくに十六年度中には、総処理件数五
千三百五十二件中、委員会付議件数は三千六百八十七件と、六九パーセントを占めるに至った¹⁾。

(1) 大蔵省理財局長田中豊「資金調整法の施行状況と其の運用」(『全国金融統制会報』、昭和十七年十一月号)。

右のような申請に対して認可または許可されたものは、第三十四表および第三十五表のとおりであり、また、
不認可または不許可となったものは、第三十六表および第三十七表に示すとおりである。これによると、不認許
可の件数は予想以上に少ないことがわかる。すなわち、十六年度末までの総処理件数一万九千四百九十一件中、
認許可となったものは一万六千八百二十八件で、総数の八六パーセントを占め、不認許可となったのは二千六百
六十三件で、総数の一四パーセントにすぎない。これは、事変突発当初には、生産力拡充に直接関係のない申請
についても、統制経済への切替えを緩和する趣旨で、経過的措施として、ある程度そのまま許可することが多か
ったことにもよるが、また、同法の趣旨が漸次周知されるにつれて、時局的に緊要度が低い事業の申請は、自発
的にさし控えられる傾向が出てきたというこのみでなく、同法の運用方針としても、なるべく一方的に不許可
の決定をすることを避け、不許可となるべきものについては、申請者から自発的に申請書の取下げをさせたり、
また事業計画の不当なものは、自発的に申請書を訂正の上、再提出させるよう指導してきたため、表面上不許可

第三十四表 臨時資金調整法第四条，第四条の二，第八条
にもとづく認可または許可の件数

	昭和13年	14	15	16	施行以来
自己資金による 事業設備 株式払込	872	1,534	1,957	2,308	7,452
資本増加	982	949	752	498	3,515
会社設立	450	479	449	463	2,011
会社合併	259	316	240	487	1,401
会社合併	90	86	122	134	461
社債募集	7	7	9	7	30
社債募集	377	555	551	415	1,958
目的変更					
合計	3,037	3,926	4,080	4,312	16,828

第三十五表 臨時資金調整法第四条，第四条の二，第八条
にもとづく認可または許可の金額

	昭和13年	14	15	16	施行以来
自己資金による 事業設備 株式払込	616	834	767	1,096	4,331
資本増加	880	1,384	1,402	934	4,979
資本増加	1,600	1,296	1,662	1,577	6,878
会社設立	807	995	563	988	3,888
会社合併	637	1,267	2,187	3,228	7,678
会社合併	7	6	16	9	39
社債募集	7	6	16	9	39
社債募集	—	—	—	—	—
目的変更					
合計	4,548	5,782	6,598	7,833	27,793

備考：第三十三表参照。

臨時資金調整法は、「事業資金調整標準」に定めた六段階の事業分類（甲（イ）、甲（ロ）、乙（イ）、乙（ロ）、乙（ハ）、丙）に従って運
になる件数が少数にとどまったのである。それでもなお、不認可または不許可の件数は年々増加している。

第三十六表 臨時資金調整法第四条，第四条の二，第八条
にもとづく不認可または不許可の件数

	昭和13年	14	15	16	施行以来
自己資金による 事業設備 株式払込	17	160	325	488	1,011
資本増加	11	93	208	101	415
資本増加	32	135	238	184	594
会社設立	10	44	85	90	231
会社合併	4	27	45	65	143
会社合併	0	1	1	0	2
社債募集	4	50	102	112	267
社債募集					
目的変更					
合計	78	510	1,004	1,040	2,663

第三十七表 臨時資金調整法第四条，第四条の二，第八条
にもとづく不認可または不許可の金額

	昭和13年	14	15	16	施行以来
自己資金による 事業設備 株式払込	10	29	105	120	286
資本増加	6	48	88	22	164
資本増加	36	189	331	227	785
会社設立	117	58	140	78	309
会社合併	7	77	76	68	233
会社合併	0	0	0	0	0
社債募集	—	—	—	—	—
社債募集					
目的変更					
合計	176	402	740	515	1,778

備考：第三十三表参照。

用されたが、同法施行以来許可された事業設備資金が、右の標準に応じていかに配分されたかを、次にみよう。
まず、金融機関の事業設備資金の貸付状況を右の事業標準別に示すと、第三十八表のとおりである。六段階の

第三十八表 金融機関の調整標準別設備資金貸付状況
(単位 百万円)

	昭和12年	13	14	15	計
甲 (イ)	142	709	1,057	1,152	3,061
甲 (ロ)	59	104	52	195	410
甲 計	201	813	1,110	1,347	3,471
乙 (イ)	54	125	150	54	378
乙 (ロ)	12	110	191	345	658
乙 (ハ)	2	45	24	41	112
乙 計	67	280	366	439	1,147
丙	12	73	114	377	581
計	280	1,166	1,590	2,163	5,199

第三十九表 臨時資金調整法第四条，第四条の二，
第八条により認許可された設備資金の
年次別，事業調整標準別状況
(単位 百万円)

	昭和12年	13	14	15	施行以来
甲 (イ)	142	709	1,057	855	2,894
甲 (ロ)	59	104	52	211	728
甲 計	201	813	1,110	1,066	3,622
乙 (イ)	54	125	150	159	872
乙 (ロ)	12	110	191	92	238
乙 (ハ)	2	45	24	44	159
乙 計	67	280	366	295	1,269
丙	12	73	114	87	364
計	280	1,166	1,590	1,447	5,255

標準にわけて、最大の部分を占めるのは当然に甲類、とくにその(イ)であり、甲類の計は七〇パーセント前後である。乙類の中では、(イ)が減少して、(ロ)が顕著に増大している。丙類も相当の比重を占め、とくに十五年に激増しているが、これは前にも述べたように、起債界の状況によって、大陸開発資金が、多く前借の形で、銀行の貸付となったからである。

第四十表 臨時資金調整法第四条，第四条の二，第八条により認許可された設備資金の産業部門別，事業調整標準別状況
(単位 百万円)

	甲 類	乙 イ	乙 ロ	乙 ハ	乙類計	丙 類	計
鉱 業	857	15	1	—	16	1	873
工 業	2,449	605	162	99	866	206	3,521
農 林 業	—	2	8	—	10	—	10
水 産 業	—	29	14	—	44	—	44
交 通 業	302	216	21	16	253	28	584
商 業	14	5	—	43	48	66	127
雑 業	—	—	—	—	—	52	52
その他の事業施設 および建設	—	—	32	—	33	11	44
合 計	3,622	872	238	159	1,269	364	5,255

備考：大蔵省理財局・銀行局『第七十六回帝国議会参考書』による。

次に、臨時資金調整法第四条、第四条の二および第八条の規定によって認可または許可された会社の設立・増資・払込等の資金のうち、事業設備の新設・拡張・改良のために使用された資金について、同じく事業調整標準別にみると、第三十九表のとおりであり、十二年と十五年以外は、金融機関の貸付について示されるところと大体同様である。十二年に丙類が比較的多いのは、前述した意味の経過的措施によるものであり、十五年については、むしろ金融機関の貸付のほうが多いのは、大陸開発資金のための特殊事情によるものと言えよう。

さらに、右の状況を産業部門別にとすると、第四十表のとおりである。丙類の工業のうち、相当の部分は法律施行時における繊維工業関係等であり、

第四十一表 他官庁からの協議に同意した設備資金の認許可状況
(単位 百万円)

	件 数	金 額
昭和12年度	—	114
13	—	323
14	—	517
15	1,276	2,289
16	635	6,738
内事業設備	441	853
資本増加	12	232
会社設立	78	2,472
会社合併	104	3,181

備考：1. 事業設備の金額は金融機関の貸付、有価証券の募集払込金および自己資金によるいっさいのものを含む。
2. 資本増加は増資額、会社設立は公称資本金、会社合併は合併後の公称資本金を示す。

同じく商業は、施行当時の百貨店の設備拡張のほかは、主として貿易業関係および各種の統制会社関係である。
以上にみてきた金融機関の貸出しおよび臨時資金調整法による認許可のほか、他官庁からの協議による設備資金

の認許可の分がある。すなわち、産業統制の進行につれて、多くのいわゆる事業法が制定され、従来臨時資金調整法によって律せられていた案件が、直接当該事業法によって律せられることとなり、この分は、当該事業の主務大臣から臨時資金調整法の主務大臣に対する協議として処理されたのであるが、この分の認許可状況は第四十一表のとおりである。

銀行等資金運用令による流動資金統制の実績については、計数的に明示する統計は見当たらないが、金融機関の産業部門別貸出金残高を設備資金と運転資金に分けることによって、その大勢を知ることができる。第四十二表は、銀行等資金運用令第十四条の規定によって提出された報告を、日本銀行で集計したものから作成したもので

第四十二表 金融機関の運転資金貸出残高
(単位 百万円)

	紡織工業	機械器具工業 (含兵器)	工業計	総 計
昭和15年6月末	714	936	3,171	7,091
16 "	745	1,236	3,775	7,781
17 "	849	1,787	4,694	9,755
18 "	1,022	2,562	6,207	12,129
19 "	1,483	5,727	10,704	19,575
20年3月末	1,479	11,269	17,991	32,588

備考：日本銀行資金調整局調による。

あるが、この統計は流動資金統制の一端を示すものであろう。

五 資金計画の発足

昭和十四年の夏以後、日本の戦争経済はめまぐるしく変動した。七月には、アメリカが日本との通商航海条約の破棄を通告し、翌十五年一月から無条約状態に入ることとなった。これよりさき、十四年八月末には、ヨーロッパに大戦が突発した。この戦争は、当初は、日本の経済界に対して好影響をもたらさざろうとの意見がもっぱらおこなわれ、商品市場も証券市場も沸き立った。しかし、戦争の拡大とともに、日本の輸出は減退し、重要資材の輸入難が生ずるなど、ヨーロッパの戦争は、かえって日本経済に対する重圧となった。さらに十五年六月、日独伊三国同盟が締結されると、アメリカとイギリスの日本に対する経済攻勢は一段と強化され、アメリカは、重要工作機械、くず鉄、石油類等の対日輸出を禁止ないし制限するに至った。ここに総合的な戦時統制経済が要請され、「高度国防国家の建設」「新体制」が叫ばれ、国家総動員計画が現実の日程に上りはじめたのである。

戦時統制経済計画の基本となるべく、最初にできたのは物資動員計画（いわゆる「物動」）であった。戦時中の経済計画としては、物資動員計画のほかに、生産力拡充計画、貿易計画、労務動員計画、電力計画、交通動員計画、資金計画等の各種の計画がつけられたが、中核をなしたのは物資動員計画であり、その他の計画は、いずれもなんらかの形式で物資動員計画と結びついて、運営された。生産力拡充計画の立案作業は、これより早く始まっていたが、十二年秋、企画院が発足して、物資動員計画の立案作業が始まるとともに一時取りやめとなり、企画院内に、第一委員会なる名称のもとに物資動員計画委員会が成立し、それが資源局時代の構想をひきついで作業を始め、同年末には、第一回の昭和十三年の物資動員計画ができ上がった。この第一次の計画は、その後、六月に改訂されて発表をみたが、計画として、まだ詳密なものではなく、大して実行力のある計画ではなかった。ついで八、九月ごろから、生産力拡充計画がふたたび取り上げられて、新しい案として成立し、四カ年計画として十四年一月の閣議決定をとり、経済統制のわくの中に入ってきた。そして、さらにこの年には、貿易計画、交通電力動員計画がつくられ、物資動員計画を中核として、一応総合的経済計画に発展した¹⁾。資金計画も、このような国家総動員計画の一環として登場することになったのである。

(1) 物資動員計画は、第一次の十三年計画は一月から十二月までの一年計画であったが、十四年からは、四月から翌年三月までの会計年度の計画に変更され、そのため、十四年は、別に一月から三月までの計画がつけられた。

第一回の資金統制計画は、労務動員計画とともに十四年七月四日に閣議決定をみたが、同日、青木（一男）企画

院総裁は次の談話を発表した。

「資金統制計画は本年度の資金需給計画を概定し、之が実施上必要なる措置の大綱を策定するものである、本計画の重点は、公債の順調なる消化を図り、生産力拡充計画産業、軍需産業及び輸出産業の拡充振興に必要な産業所要資金を円滑適正に供給し、更に満洲及び支那の経済開発資金の調達を確保すると共に、此等に必要な資金は専ら蓄積資金に俟ち極力信用膨脹を避くることにある、特に資金の供給に際しては、物資動員計画の資材配当状況に照応する如くし、過剰な資金を供給して物価昂騰を来し貨幣購買力を低下せしむる如き事態に立到らぬ様に措置することに留意した、本計画に於ては資金蓄積の目標を百億と定め、此資金を国策の線に沿つて必要なる方面に適正に配分する如く概定し、此等の資金需給に関する各般の統制方策を決定した、百億に及ぶ巨額な資金を蓄積することは必しも容易なことではなく、更に之を真に国家有用の方面に過不足なく供給することは極めて困難な仕事である、これは国民一般並に金融諸機関の一致した協力に俟つて始めて達成し得られる処である¹⁾」

(1) 昭和十四年七月五日付東京朝日新聞による。

このように、十四年度の資金統制計画は、資金蓄積目標を百億と定め、これを公債消化、産業、対満支経済開発に配分しようとしたものであり、その後、各金融機関の資金運用計画と相互に関連補充しあいながら、資金統制を総合的に実施しようとしたのである。

つづいて、翌十五年度の第二次資金動員計画は、資金蓄積目標を百二十四億とし、これを右の三種の資金に配分することとし、また、購買力の吸収に努力すべきことをうたった。

こうして、十四年からは、それまでの事業資金調整による生産力拡充資金の供給とならんで、総合的な資金計画をつくることによって、資金統制を一步前進させることとなった。臨時資金調整法による金融統制と資金統制計画による金融統制との段階的な相違点は、前者が貸付資本の個別的統制であるのに対して、後者は貸付資本の全面的統制を目ざすものであり、また、物動計画や生拡計画と一応は照応した総合的統制であった点にある。しかし、それは意図にすぎず、臨時資金調整法が相当の成果をあげたのに対して、資金統制計画の効果は、とうてい比較にならないものであった。この資金計画は、当時、ようやく危ぶまれたインフレーションの発生を防止することをねらったものであるが、もともと、計画そのものが机上プランをあまり出るものではなかった。資金計画と呼ばれてはいても、それは、単に国民貯蓄を基礎にして、大まかに策定したものにすぎず、物資とのにらみ合わせも、きわめて不十分なものであった。

十五年に入ると、膨大な予算を消化しながら、公債の消化、物価騰貴の抑制、生産力拡充計画の遂行等を実施してゆく必要から、金融面での統制強化の必要が、さらに緊切の度を加えてきた。同年八月には、政府は、大蔵省銀行局長の名をもって、上期末預金総額五千万円以上の全国五十九行の普通銀行に対して、各行の資金運用計画に関して、「昭和十五年度下期の預金増加目標、新規貸出予定額及其の預金増加額に対する比率、有価証券

(国債、社債の区別)の新規投資豫定額及其の預金増加額に対する比率」を報告するよう通牒を発した。そして、以後毎半期に同様の報告を徴することとし、銀行の資金計画を収集することによって、資金統制計画を充実させることとなった。

第三節 軍需金融の推進

一 興業銀行の役割の増大

戦争の拡大につれて、もともと長期産業金融を担当する特殊銀行として設立された興業銀行の役割は、生産力拡充資金供給の源泉として、きわめて重要なものとなった。

興銀の産業融資のための資金は、主として興業債券の発行によるものと、政府または日本銀行からの借入金とから成るのであるが、事変突発当初は、金詰りのために、もっぱら日銀からの借入金に依存した。すなわち、日銀による興銀引受時局会社債、事業手形の優遇、社債前貸資金の積極的融資等の方針によって、興銀に対する積極的融資の便法が講ぜられた。

興銀は、産業融資をいっそう積極的にするために、なお、次のような方針をとった。

一、従来、事業会社に対する資金の貸出しは、まず融資総額を決定し、ついで必要に応じて、その分割貸出し

をおこなっていたが、今後は、事情によっては一時に全額を融資し、当該事業会社に、その一部をもって他銀行からの借入金返済させることによって、間接的に市場の緩和を図る。

二、証券業者の手持証券のうち、興銀の引受関係によらない社債についても、これを見返りにして証券業者に資金の融資をおこなう。その場合、証券業者の採算を考慮して、利率は最高日歩八厘五毛程度とする。

十二年度から始まった新造船金融（四千トン以上、十三ノット半以上）についても、取引銀行は興銀のみに限らないが、事実上、興銀単独の取扱であり、また、小船舶の建造のための普通船建造資金の申込も同時に激増し、興銀の船舶金融業務は著しく繁忙となった。

事変の拡大に伴って、中国貿易は途絶し、そのため、輸出業や輸出品製造業者の中には、滞貨をかかえて資金難に苦しむ者が多いため、大蔵省では、興銀および商工中央金庫に対して、その金融的対策を講ずることを勧奨した。興銀では、この対策として、十二年九月の支店長会議において、これら業者が取引銀行から融資を受けた場合には、倉荷証券担保付手形再割引の方法によって、必要な資金を敏速に融通することを決定するとともに、国庫資金の前払とみるべき政府の注文書を見返りとして、軍需品生産業者へ融資することとした。すなわち、軍需品についても前払制度を認められないものがあり、したがって、事変突発直後のように、軍需品の需要が盛んな時期には、製造期間中の工賃および材料費の支弁に困惑する工場が多く、これは生産能率にも影響するので、陸海軍当局とも連絡して、工賃、材料費その他の支払に要する範囲内で、資金の融通をすることとしたのである。

である。

このように、興銀による時局産業資金の供給は、単に量的に重要であるばかりでなく、金融市場の行き詰って

第四十三表 全国銀行と興銀の貸付額増加
(単位 千円)

	全国銀行 貸付増加額	興銀 貸付増加額	興銀の 占める比率
昭和12年下期	911,335	387,511	42%
13 上	315,173	212,741	67
13 下	895,907	119,426	13
14 上	739,510	△ 77,673	
14 下	2,075,921	285,505	13
15 上	1,495,815	276,110	18
15 下	1,837,241	317,731	17

備考：△印は減。

いる時期に融資をおこなうというプールの役割を果しているのであって、この点は、第四十三表に端的に示されている。すなわち、この表は、全国銀行貸付の増加と興銀の貸付増加とを対比したものであるが、金融市場が行き詰った十二年期と十三年上期には、興銀の占める比重は四二ないし六七パーセントと、驚くべき高さに上っている。

十二年九月には、前述したとおり、臨時資金調整法が制定された。これによって、生産力拡充資金の供給を便にし、また、国内不急不要物資方面への資金流出を抑制するための事業資金の調整がおこなわれることになったが、それではまだ資金の積極的供給には不十分なので、さらに、興銀を中心と

して、日銀および政府資金の援助による資金供給対策を実施することになった。すなわち、同法によって、興銀は、日本興業銀行法による興業債券発行限度（払込資本金の十倍たる五億円）を越えて、さらに五億円の発行限度を

与えられ、しかも、募債を容易にするために、新規増加分五億円の元利支払は政府によって保証された(第六条)。これにもとづき、十三年以来、元利払政府保証の興業債券が発行された。また、金融情勢上、市場から所要資金を調達することの不適当な場合ないし不可能な場合には、募債について、金資金特別会計の資金を利用しうることとなった(第七条)。興業債券の発行限度が拡張されても、当時の起債市場では発行が困難であったため、金資金特別会計による興業債券の発行が認められたのであり、その金額は相当巨額に上った。十二年十一月には、同会計引受のもとに三億五千万円の興業債券が発行された。以上のような規定にもとづいて、政府は興業債券に国債同様の待遇を与えるとともに、その消化に、公信用を大規模に動員したのである。

さらに、預金部も、興銀を通じて産業資金を放出した。これは短期貸付であったが、金資金特別会計について大きな額に上った。日本銀行も、その資金を産業資金に使用することとし、七月十五日、期末繁忙時に、国債引受シンジケート団構成員の全部または一部によって組織されたシンジケート団がこれを引き受け、なお、時局緊急と認められる事業の社債について、シ団加盟員が必要以上融資を求める場合には、国債以外のものを担保とする手形割引の最低歩合、日歩一銭一厘を適用することとした。ついで八月十一日、社債の範囲を、新規物から既発債および社債前貸手形にも適用することとなった。このうち、社債前貸手形を見返りとする融資が、いわゆる日銀再割引制度であり、これによって、興銀に対し一億数千万円の資金が供給された。

これらの対策によって、興銀の活動力は著しく増大した。しかも、生産力拡充資金の需要は、その後もなお盛

んで、興銀の時局産業貸出しは活発におこなわれ、七月から十二月に至る期間に、貸出残高は三億九千万円から七億八千万円へと、約倍額に増加した。事変下における興銀の貸出高および債券発行高の推移は、第四十四表のとおりであった。すなわち、十一年上期末に三億八千万円であった貸出高は、十三年末には十一億六千万円とな

第四十四表 日本興業銀行貸出高および債券発行高の推移 (単位 千円)

	貸出残高	債券発行高
昭和11年6月末	377,736	288,853
12	403,053	244,477
12・6	438,981	244,968
12	826,493	640,867
13・6	1,039,223	739,803
12	1,158,658	872,138
14・6	1,080,984	880,961
12	1,366,489	866,520
15・6	1,642,598	1,052,632
12	1,959,329	1,425,065

備考：コール・ローンを除く。別途貸し(大正)を含む。

り、わずか二年間に三倍という激増ぶりを示した。これに対する十三年末の資金源泉は次のとおりであった。

日本興業銀行法第十二条による	五億円
債券発行限度	五億円
資金調整法による債券発行限度	五億円
払込資本金および諸準備金	八千六百万円
計	十億八千六百万円

しかも、十三年末における興業債券発行高はすでに八億七千二百万円であり、債券発行余力は約二億円を残すのみとなった。ここに、興銀の増資が問題となった。問題の要点は、興銀の資本金五千万円は、大銀行としては過少であるため、増資によって銀行の基礎を固める必要があり、また、増資によって興業債券の発行限度を拡大

すべきであるというのであった。はじめ、その増資額は一応一億円と内定したが、市中金融団体方面において、この増資株引受の希望が多かったので、一億五千万円に増加した。これで、興銀の資本金は一躍二億円、四倍となった。

増資株の割当は、現株主へ五千万円、銀行・信託会社の引受分が一億円である。割当については、地方銀行および信託会社からの参加希望もあるので、最初に割当の決定したシンジケート団引受株二百万株のうちから、地方金融機関に十四万八千株を分譲することとなった。ここに、興銀の増資新株のうち、特定募集の二百万株は全部、百八十五の銀行と二十五の信託会社で引き受けられ、興銀は、名実ともに全国の金融機関の支持のもとに、多年懸案の増資を十四年二月の株主総会において決定した。第一回払込金四分の一（十二円五十銭）は五月に徴収されたので、興銀の資本金二億円のうち、払込金は八千七百五十万円となり、したがって、これによる興業債券の発行限度は八億七千五百万円に拡張されるに至った。

さらに、十四年四月には、臨時資金調整法が改正され、同法第六条にもとづく政府保証興業債券の発行限度も五億円を増加して、十億円に拡張された。なお、この額は、その後十六年三月には、さらに二十億円、十七年三月に五十億円、二十年二月には百億円にまで拡張された。これによって、同行の債券発行限度は、増資による拡張も含めて、ついに百八億七千五百万円という巨額に膨張したのである。¹⁾

(1) 日本興業銀行の法律上の債券発行限度の推移を表示すれば、次のとおりである。

年 月	払込資本金	債 券 発 行 限 度		備 考
		日本興業銀行法	臨時資金調整法	
昭和一二・九	三五、〇〇〇千円	払込資本金額の十倍	五〇〇、〇〇〇千円	臨時資金調整法制定
一四・四	三五、〇〇〇	同 右	一、〇〇〇、〇〇〇	臨時資金調整法改正
一四・八	八七、五〇〇	同 右	一、〇〇〇、〇〇〇	増 資
一六・三	八七、五〇〇	同 右	二、〇〇〇、〇〇〇	臨時資金調整法改正
一七・三	八七、五〇〇	同 右	五、〇〇〇、〇〇〇	同 右
二〇・二	八七、五〇〇	同 右	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同 右

十二年上期から十七年上期までの五年間に、興銀の貸付総額は、四億円から三十億円に増大し、また、それに応じて利益金は一三〇パーセント増加し、利益率も、一三・八パーセントから一八・四パーセントに上った。

二 命令融資制度

1 融資命令の発動

前節にみたように、臨時資金調整法および銀行等資金運用令による設備資金および流動資金の調整は、金融統制を画期的に前進させたものではあったが、それは、主として、金融機関が自由に扱える資金の供給に一定のわ

くを与え、それによって資金の流れを統制しようとするものにすぎないから、その統制は、いわば消極的なものとどまっていた。しかし、時局産業資金の供給を豊富にする必要は、ますます増大する一方であったため、政府は、時局産業に流入する資金量そのものを、公的な信用の増発によって拡大させなければならなかった。興銀を通ずる強制融資制は、このような要請をにない、臨時資金調整法の中にある時局産業会社の資金吸収の特典等の規定とならんで、産業資金の積極的供給を図ろうとするものであった。この制度は、国家総動員法第十一条発動問題に関連して登場してきたのである。

戦争運営史に一段階を画した国家総動員法は、国民の深刻な関心のうちに、事変第二年目の第七十三議會を通過して、十三年四月公布され、同年五月から施行された。同法は、金融面にも至大な影響を与えたものであるが、国家に全幅的な権限を与え、情勢に応じて、逐次発動しうることとなっていた。日華事変がいわゆる長期建設段階に入るとともに、政府は、同法の全面的発動を考慮するに至った。そして、同法第十六条に関する勅令案の審議から、同法第十一条の発動が問題になってきたのである。

すなわち、同法第十六条を発動して、事業設備の新設、拡張もしくは改良を事業家に命ずる以上、政府は、当然、その設備の新設、拡張または改良に必要な資金の融資を考慮すべきであり、臨時資金調整法では、金融機関の不急不要事業方面への貸出しは抑制できても、必要な方面に積極的に貸し出せる規定がないのであるから、同時に第十一条を発動すべきであるというのである。総動員法第十一条には、「銀行、信託会社、保険会社其ノ他勅

令ヲ以テ指定スル者ニ対シ資金ノ運用ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」と規定されていた。¹⁾軍部や当時の末次内相らが総動員法第十一条の発動を主張したのに対して、池田蔵相兼商相の見解では、金融統制の主体はあくまで自主統制におかれるべきであり、今までも、それで相当の成績をあげてきたのであるから、強制融資は当時の情勢においては問題になりえないというのであった。結局、この点についての政治的妥協が成立し、十一月十八日、大蔵当局から次のように発表され、これには陸軍方面も同意であると言われた。

「資金の運用問題については生産力拡充のため資金の調達及びその疎通を図る上に於て最も妥当な方法につき目下研究中である」²⁾

(1) 国家総動員法第十一条の全文は次のとおりである。

政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ会社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的変更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ払込ニ付制限若ハ禁止ヲ為シ、会社ノ利益金ノ処分、償却其ノ他経理ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ銀行、信託会社、保険会社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ対シ資金ノ運用ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

(2) 昭和十三年十一月十九日付東京朝日新聞による。

右第十一条の規定によれば、政府は、あらゆる金融機関に融資を命令しうることとなっているが、池田蔵相兼商相によって表明されたところでは、民間金融機関に対して強制融資命令を発する意向はなかった。別の見方からすれば、強制融資命令に対応する金融機構は、もともと自主的統制のもとにおいては不可能なことであった。

それであるから、大蔵当局談では、目下研究中となっているが、強制融資は、實際問題としては、第十一条発動の範囲外として、金融界を混乱せしめないような別個の方法で善処したいという考えであった。融資命令をすべての金融機関に発することは、實際上その必要もないし、また、一般金融機関には資金の限度があるから、その限度以上に融資を強制すれば、金融機関としては、手持公債を処分しなければならなくなるであろうと考えられたのである。こうして、新たな戦時金融機関（資本金一億円、払込資本金の十倍までの債券発行権を付与された半官半民の金融会社）を設立するか、あるいは現存の興業銀行を活用するかの一案の可否が論議されたが、結局、独立の戦時金融機関を設立せず、興業銀行にその役割を担当させ、興銀の別勘定において処理することになった。この問題に関して、池田蔵相のあとをついだ石渡蔵相は、十四年一月の衆議院本会議で、次のように述べている。

「惟ふに長期建設の遂行の爲には日満支を通じ必要な物資の生産力を拡充することが急務でありますことは申すまでもない所であります。臨時資金調整法の施行も之に対する一方策であります。今後の情勢に対応する爲には、更に企業の経営を堅実ならしむると共に、産業資金の積極的供給に付ても方策を講ずるの要があると考え、会社の利益配当に関し適當なる制限を設け、又政府に於て日本興業銀行に対し資金の融通に関し、必要な命令を発し得ることと致す次第でありまして、今後臨時資金調整法の運用と相俟つて生産力の拡充並に産業の基礎強化の爲に寄与することあるべきを期待致して居る次第であります。¹⁾」

(1) 昭和十四年一月二十一日、第七十四議會衆議院本會議における石渡蔵相の演説（『第七十四回帝國議會衆議院議事速

記録』二一—二頁）。

こうして、総動員法第十一条の発動は、十三年十二月の國家總動員審議會第五回總會において可決され、十四年四月、それは会社利益配当及資金融通令として、勅令で公布され、十日から施行された。

会社利益配当及資金融通令は、総動員法第十一条の会社総理に関する命令と銀行に対する資金の運用に関する命令とを規定したものであり、前者については、会社利益の一定率以上の株主配当を制限しようとするものである。これにより、通貨の膨張を防ぐとともに会社内部の保留金を増加し、貯蓄奨励の趣旨に役だてようとしたのである。この点は、その後、同年十月の会社職員給与臨時措置令を統合して、翌十五年十月、國家總動員法にもとづく会社総理統制令として公布、施行された。また、後者の資金運用については、会社利益配当及資金融通令第十二条には次のように規定してある。

大蔵大臣生産力拡充資金其ノ他時局ニ緊要ナル産業資金ノ供給ヲ円滑ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ日本興業銀行ニ対シ資金ノ融通又ハ有価証券ノ応募、引受若ハ買入ヲ命ズルコトヲ得（第二、三項省略）

すなわち、融資命令の発令先として興業銀行が指名された。このため、同行では十四年四月以来、臨時資金融通部と名づける特別会計による部課を設置して、この政府の強制貸付を処理することとなった。

もちろん、政府が、営利的な金融の限度を越えても貸出しを強制的に命ずる以上、この融資に対する金融機関の損失を補償する制度をつくる必要があった。そこで、同令第十三条には次のように規定されている。

政府ハ前条第一項ノ規定ニ依ル命令ニ因リ日本興業銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ同行ニ対シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス（第二項省略）

なお、大蔵大臣が融資命令を発する時には、資金融通審査委員会の議を経なければならないことが規定されていた。同委員会の官制は、十四年五月、勅令で公布された。

こうして、強制融資制を単独で担当することになった興業銀行は、しだいに戦時金融機関的色彩を濃厚にしたのである。ただし、当時、この命令融資は、一、二の会社を除いては、ほとんど実施されなかった。

なお、総動員法第十一条の発動は、当初は時局に必要な軍需、生産力拡充資材、輸外向製品の生産資金に限定されていたが、その後、漸次、株価のてこ入れ資金および信用機関の救済資金としても運用されることとなった。

2 融資命令の拡大

十四年四月の会社利益配当及資金融通令によって強制融資制がつけられ、国家権力にもとづく融資の積極化が一步前進したが、これでもなお、生産力拡充資金の需要を満たすことはできなかった。

十五年に入ると、金融面でのいっそうの統制強化への動きが活発となった。結城日本銀行総裁は、十五年七月九日の銀行信託懇談会の席上において、次のように、その必要を強調した。

「国民全体が……公益を私益に先んずるの観念を確立し、諸般の統制の円滑な遂行に真剣に協力することが根本的に必要で、金融界としてもかかる心構へが緊要なるは勿論である。」

ただし、統制の強化にあたっては、「充分慎重に対処」すべきことが述べられていた。河田大蔵大臣も、同年九月十九日に開かれた東京銀行倶楽部主催の晩食会の席上で、「新体制とは、要するに、従来の不合理なものを一切合理化する運動であって、決して、現実の社会情勢を無視して飛躍するような政綱政策ではない」という趣旨の演説をおこなっている。

こうして、会社利益配当及資金融通令の内容は、さらに整備されて、十五年十月施行の会社経理統制令や銀行等資金運用令に受け継がれることとなり、会社利益配当及資金融通令は廃止された。

同令の融資命令に関する条項は、次のとおり、銀行等資金運用令の第七条に移されて拡大された。

大蔵大臣生産力拡充資金其ノ他時局ニ緊要ナル資金ノ供給ヲ円滑ナラシムル為必要アリト認ムルトキハ銀行ニ対シ資金ノ融通又ハ有価証券ノ応募、引受若ハ買入ヲ命ズルコトヲ得（第二、三項省略）

すなわち、前の資金融通令では、日本興業銀行に対する資金の強制融通命令権を規定してあったが、本令第七条条では、（一）「産業資金」とあったのを、単に「資金」と改め、（二）「日本興業銀行」とあるのを、ただ「銀行」と改めて、適用範囲の拡大を図った。こうして、今までの資金融通令第十二条第一項の規定に、本令第七条第一項の規定が代ることとなった。今までは、融資命令を受ける範囲は興業銀行だけと、はっきり制限されていたものが、特定の銀行でなく、銀行全般に拡大されたことは、注目されることであった。これによって、今後は、全国のような銀行に対しても、融資命令を発しうるわけである。しかし、実際問題としては、広く一般の銀行にま

で発動する意図はなく、興業銀行のほか、十六年四月以降、朝鮮殖産銀行に対して、この命令が発せられた¹⁾。

- (1) これよりさき、朝鮮における時局産業の盛行に伴ない、朝鮮殖産銀行は、興銀の増資と並行して、十三年十一月に増資して、資本金は今までの倍額六千万円となり、さらに十四年末には、興銀と同様、債券発行能力も増大させられた。

このように融資命令が拡大された結果、強制融資にもとづき銀行が損失を受けた場合に、政府がその損失の補償をすることは、今までの資金融通令の場合と同様に規定された（第八条第一項）。この点で、融資命令は、資金運用方法の指定と性質を異にするものであることは言うまでもない。なお、補償すべき損失金額は、総動員補償委員会の議を経て決定される（国家総動員法第二十七条、第二十九条）。

また、同令第十条には、大蔵大臣が融資命令を発動して、銀行に資金の融通をさせた場合、資金の融通を受けた者から業務に関する報告を求めたり、あるいは業務の状況ないし帳簿書類その他の物件を検査しうる事が規定されていた。この権限は、会社利益配当及資金融通令においては認められず、融資先に対する調査は、融資銀行が契約にもとづいておこなっていた程度であったが、右の改正によって、国家総動員法第三十一条にもとづき、大蔵大臣に、直接融資先に対し報告の提出を命じ、または営業所、工場等の実地検査をすることのできる権限が与えられたのである。

なお、興業銀行に対する強制融資命令額は、十四年七月の中島飛行機株式会社への融資を筆頭として、十六年末に至るまでに十五億七千七百万円に上り、同年末現在の融資残高は七億千三百万円に達した（ちなみに、同年末

における興業銀行の貸出残高は二十七億三千五百万円である）。銀行貸出しの中での強制貸付の地位は第四十五表のとおりである。

三 軍需手形引受制度

銀行等資金運用令の第七条における政府の強制命令の範囲は、当初は「資金ノ融通又ハ有価証券ノ応募、引受若ハ買入」ということになっていたが、十六年七月の同令改正によって、さらに「債務ノ引受又ハ債務ノ保証」が加えられた。換言すれば、強制融資および証券の応募、引受、買入れのほか、新たに、債務の引受、保証をも命令しうることとなったのである。翌八月、軍需手形引受制度が実施されるに伴って、興業銀行に対し、右

第四十五表 興銀、普銀の貸出増加額
(単位 千円)

年 末	興銀 貸出残高	出 額 増 加	普銀 貸出残高	出 額 増 加
昭和10	335	24	6,121	249
11	355	20	6,660	539
12	779	423	7,712	1,052
13	1,111	332	8,715	1,003
14	1,319(100)	207	11,152	2,436
15	1,911(279)	592(179)	13,553	2,401
16	2,735(713)	832(433)	15,142	1,588

備考：大蔵省調、カッコ内は臨時部貸付高（強制貸付）。

の債務引受命令が発せられた。

戦争の進展につれて、軍需工業の金融的利便を図るために種々の措置がとられたが、最も有効な方策は、軍自体が事業会社に注文を発した製品について、前渡金を交付するやり方であった。この方法は、現実に軍需工業の

金融難を緩和させる効果があるばかりでなく、金融市場の動きを緩慢ならしめる作用も持つようになった。しかし、その反面では、インフレーションを激化させる危険を内蔵していたため、前渡金の交付方法については、従来からしばしば問題となっていた。この前渡金に代る方法として考案されたのが軍需手形引受制度であり、この制度が十六年八月二十六日から実施されたのである。

もともと、前金払および概算払の制度は日華事変突発の年から始まり、翌十三年三月の法律第十六号「軍ノ需要充足ノ為ノ会社法ノ特例ニ関スル件」によって、本格的におこなわれるようになった。その後、この制度は、次々とその適用範囲を広げてゆき、これによって、政府資金の散布は目だって促進された。しかし、十四年秋にインフレ的傾向があらわれた際に、今まで盛んに活用されてきた前渡金制度は、著しく引き締められた。しかし、その後、政府支払が手加減され、十五年春以来、金融市場が行き詰ってきたので、金融機関からも政府支払の促進が要望され、同年秋に至って、金融緩和政策として前渡金制度が復活された。さらに十六年に入ると、国際情勢の緊迫に対応して、前渡金の範囲も、従来は普通注文額の半分程度であったものが、四分の三程度に拡張されることとなり、政府資金の散布は著しく促進された。このため、金融機関の手もとには短期資金が相当に集積され、短資市場の遊資が過剰状態となったので、翌日物日歩のごときは、月央六厘と、十四年六月以来の安値を示し、協定資金はもちろんのこと、協定外資金さえ処分難の有様となった(第四十六表参照)。このような短期資金の過剰は、戦争遂行上好ましくない方面に資金を流出させるおそれがあるばかりか、ひいては低金利政策、

第四十六表 東京コール翌日物日歩
(単位 厘)

月次	昭和 15 年		昭和 16 年	
	最高	最低	最高	最低
1	7.0	6.75	7.0	6.5
2	7.0	7.0	7.0	6.5
3	7.5	7.0	7.0	7.0
4	7.0	6.75	7.0	6.0
5	7.0	6.5	7.0	6.0
6	7.0	6.5	7.0	6.25
7	7.0	7.0	7.0	6.5
8	7.0	7.0	7.0	6.5
9	7.0	7.0	7.0	6.5
10	7.0	7.0	7.0	6.75
11	7.0	7.0	7.0	6.75
12	7.5	6.75	7.0	6.25

備考：東京銀行集会所調。

公債消化、起債計画等にも悪影響を及ぼすことが大きかった。しかも、他方においては、軍の発注を受けた軍需会社方面では、製造上ないし生産増強の必要から、どうしても、事業運転資金を多額に必要とする状況にあった。そこで、金融機関にダブつき気味の資金を軍需産業方面にふ

り向けることによって、事業金融の疎通を図るとともに、金融市場の合理的調整をするため、右の軍需手形引受制が考案されたのである。政府の発表によれば、それは潤沢な短期資金を長期資金に転じようとするものであったが、実施に至った直接の動機は、十六年六月の独ソ開戦によって生じた不安気分のために、起債市場が不振に陥ったことにあったようである。

軍需手形引受制度は、軍需会社が運転資金を調達するため手形を振り出す際、適当な方法によってその支払を保証して、金融機関をしてその割引に応じさせるとともに、資金の都合によっては、金融機関相互の間でこれを売買しうる道を開くものであった。その具体的方法は、軍需会社に、興業銀行を支払人とする為替手形を振り出

させ、これに対して、軍の支出官または出納官吏が、軍における契約代金の範囲内で前金払または概算払をすることのできる金額であれば、これに特定のスタンプを押す。このスタンプのある手形は、日本興業銀行に依頼すれば引き受けられる仕組になっているので、右の手形の流通性は著しく増大し、軍需会社の資金獲得はすこぶる容易となった。このようなスタンプ手形をもって、軍需会社は取引銀行に割り引かせて、自由に事業運転資金を得ることとなる。この手形は、期限前いつでも興業銀行に持参すれば割引をするし、また、手形を割り引いて、銀行が資金の不足をきたした場合には、日本銀行の再割引すら応諾される。そして興業銀行の引受については、前述のように、政府は興銀に対し、国家総動員法第十一条にもとづく債務引受命令を発動したのである。

この制度の運用方針は、次のようであった。

- 一、軍需手形を振り出しうるものは、軍から注文を受けた軍需会社または個人であるが、さしあたり大会社のみとし、下請業者には及ぼさない方針である。
- 一、軍需手形の引受限度は、短資市場の状況と見合わせて、陸軍、海軍、大蔵各省ならびに日銀、興銀が協議して、毎月決定する。
- 一、軍需手形を振り出した業者は、取引銀行に割引を求めて事業資金を得ることになるが、市中銀行の割引率は水曜会協定による最低割引日歩一銭一厘を適用する。
- 一、この手形を割り引いた市中銀行は興銀に買取りを求め、あるいは日銀に再割引を求める。興銀の買入れは

日歩一銭一厘の割合により、日銀の再割引は商業手形の最低日歩九厘によることとなるが、大体原則として興銀で買い入れる方針である。

- 一、この軍需手形は、予算外契約による発注の場合は、前払制度が認められていないので、今回の方法は、この部面で相当利用され、その意味で事業金融に貢献するところが大である。

この制度は、実施当初は、手続が複雑なため、利用するものは少なかったが、年末が近づくにつれて、しだいに増加していった。また、個々の認可の煩雑さを防ぐために、銀行等資金運用令が改正され、その施行規則によって、包括的に右の資金を要認可の外におくこととなり、十一月、告示をもって、軍需手形の割引により融通する資金と、輸出不能による損失補償制度にもとづき買取機関に対して融通する買取資金との両者をそれに指定した。また十二月には、商工省監理局の大蔵省移管に伴ない、施行規則が改正された。

この軍需手形引受制の実施によって、興業銀行は、政府および日本銀行の支援のもとに、名実ともに軍需融資の中心機関となるに至った。十六年末までの興銀引受軍需手形の累計は、枚数三千三十二枚、金額三億九千九百万円、うち未決済分二千二十枚、三億二千六百万円に上った。しかし、その後は、この制度はあまり利用されなかった。この制度そのものが、当時の一時的な金融情勢の打開を目的としたものであり、過渡的な手段であったからである。

四 共同融資方式の盛行

共同融資とは、二個以上の金融機関が同一の資金需要者に対して融資団を結成し、資金需要者に対する共同調査ならびに共同貸付をおこなうことを言う。この方式は、日華事変以前にもすでに若干おこなわれていたが、それが銀行や信託会社の間に広く急激に発展したしたのは、金融界に変調を生じた十四年以後のことである。その盛行の理由としては、国策会社の増加、企業規模の拡大、犠牲産業の救済等のため、資金需要が膨大化した結果、一つの金融機関だけでその資金を負担することが困難になったこと、危険分散の必要が大きくなったこと、さらに時局の進展につれて、各金融機関における同業連帯の精神が高まってきたこと等があげられるが、より根本的には、十四年の一時的財界反動以来濃化した普通銀行の貸出し警戒が、その背景をなしていた。金融機関における蓄積資金の短期性と、時局下に豊富な資金供給を要求する事業金融の長期性との離反という資金需給の本来的性格に加えて、当時みられた預金増勢の鈍化、国際情勢の見通し難、原材料の獲得難、遊休未働資産の増高に伴う資本負担の加重等を原因とする産業部面の業績向上の停滞は、一般金融機関の警戒気分を助長し、長期設備資金の調達はもとより、短期運転資金についても、事業会社に対する資金の供給が窮屈の度を加えたのである。このような事態に対処して、事業金融の疎通を図る滑剤として広まったのが、共同融資の方式であった。もともと、銀行は、その預金の短期性によって常に資金運用の用途が制約されており、巨額の事業資金を直ちに社債引

第四十七表 事業会社に対する共同融資

A 日本興業銀行を幹事とするもの

鮮満拓殖株式会社	6	行	日本鋼材販売株式会社	9	行
三信鉄道	2	行1信託	茂山鉄鉱開発	8	行
東北振興電力	7	行	大連都市交通	2	行
東満洲産業	8	行	日本鉛亜鉛アンチモン 統制組合	9	行
日東紡績	1	行1信託	中支那振興株式会社	14	行4信託
東北興業	7	行	朝鮮鴨緑江水力発電	2	行
東京横浜電鉄	8	行	日本製鉄	14	行4信託
満洲化学工業	7	行1信託	国際電気通信	14	行4信託
台湾拓殖	9	行	日産自動車	2	行1信託
日本鉄鋼原料統制	8	行	東京芝浦電気	5	行3信託
満洲炭鉄	13	行4信託	日本窒素肥料	2	行
三陟開発	6	行1信託	朝鮮電力	5	行1信託
トヨタ自動車工業	5	行2信託	日本輸出農産物	13	行4信託
南満洲鉄道	13	行4信託	日本石炭	9	行4信託
呉羽紡績	4	行	食料品罐詰製罐工業組 合	9	行
昭和飛行機工業	7	行	株式会社日立製作所	8	行5信託
株式会社本溪湖煤鉄公 司	11	行4信託	日本輕金屬株式会社	4	行
株式会社東京石川島造 船所	2	行	日本農産罐詰共販	9	行
矢作水力株式会社	3	行	北支那開発	14	行4信託
満洲帝国政府	13	行4信託	昭和電工	8	行4信託
満洲拓殖公社	13	行4信託	満洲電業	13	行4信託
満洲重工業開発株式会 社	13	行4信託	満洲電信電話	13	行4信託
大日本塩業	3	行	朝鮮送電	2	行
宇治川電気	4	行2信託	日産化学工業	4	行2信託
日本放送電	11	行4信託	日本蜜柑罐詰工業組合 联合会	5	行
三陟鉄道	6	行1信託	国策パルプ工業株式会 社	5	行
株式会社池貝鉄工所	6	行	石原産業	7	行
日本電力株式会社	4	行1信託	株式会社中山製鋼所	2	行
日本鋼統制組合	9	行	新興人絹株式会社	2	行
帝国蚕糸株式会社	9	行	愛知電気時計	6	行
東洋拓殖	12	行4信託			

第四十八表 事業会社に対する共同融資
B その他の銀行を幹事とする共同融資先

日東化学工業株式会社	4 行	パルプ調整組合	5 行
大日本輸出綿糸布振興組合	8 "	北海道地区商業組合聯合会	5 "
三井物産株式会社	3 "	三井鉱山株式会社	2行1信託
東洋高压工業 "	2行1信託	大日本航空 "	8 行
愛岐水力 "	1"1 "	安川松本合名会社	1行1信託
明治鉱業 "	1"1 "	豊田製鋼株式会社	4 行
鐘淵紡績 "	2 行	日本アルミニウム "	4 "
不二越鋼材工業 "	2行3信託	宇治電証券 "	3行2信託
日本綿織物卸商組合聯合会	6 行	大日本航空 "	8"4 "
三井鉱山株式会社	2行1信託	日本アルミニウム "	4 行

第四十九表 事業会社に対する共同融資
C 信託会社を幹事とする共同融資先

東京高速鉄道株式会社	1行1信託	日本放送電株式会社	2 信託
日本放送電 "	2 信託	九州水力発電 "	2行2信託
九州水力発電 "	2行1信託	日東紡績 "	1"1 "
東北振興化学 "	3 信託	富士写真フイルム "	1"1 "
京成電気軌道 "	2 "	満洲重工業開発 "	4 信託
電機化学工業 "	4 "	恩給金庫	4 "
内海紡績 "	1行1信託	大日本電力株式会社	4 "
長野電気 "	3 信託	上毛電力 "	1行1信託
ラサ工業 "	1行1信託	南海鉄道 "	3 信託
東京人造絹糸 "	1"1 "	関東水力電気 "	4 "
京王電気軌道 "	2 信託	九州水力電気 "	2行1信託
九州水力電気 "	1行2信託	聯合紙器 "	1"1 "
東洋機械 "	1"2 "	宇治電ビルディング "	1"1 "
日本放送電 "	4 信託	東北金属工業 "	1"1 "

第四十七表 事業会社に対する共同融資 (つづき)
A 日本興業銀行を幹事とするもの (つづき)

大同製鋼株式会社	6 行	帝国鉱業開発株式会社	8 行
昭和重工業 "	9 "	報国砂鉄製錬 "	6 "
東洋工業 "	5 "	中島飛行機 "	8 "
理研金属 "	8 "	株式会社日本製鋼所	2行1信託
理研電器製造 "	8 "	理研工業株式会社	8 行
理研光学工業 "	8 "	東亜興業 "	3 "
理研化学興業 "	8 "	石産精工 "	5行2信託
理研鋼材 "	8 "	東邦化学工業 "	3"1 "
理研圧延工業 "	8 "	北鮮拓殖鉄道 "	2 行
帝国燃料興業 "	12行4信託	南洋拓殖 "	8行4信託
尼崎製鉄 "	5 行	日本農産物 "	13"4 "
大阪交通 "	3 "	日本国際航空工業 "	2 行
宇治電証券 "	4行2信託	鯛生産業 "	2行1信託
愛知電気時計 "	7 行	東洋高压工業 "	2"1 "
大同製鋼 "	8 "	東洋機械 "	3"2 "
山口慶八	2 "	三井鉱山 "	2"1 "
徳山曹達株式会社	2 "	日本アルミニウム "	4 行
理研護謨工業 "	8 "	ラサ工業 "	2行1信託
理研コンダラム "	8 "	駿豆鉄道 "	1"1 "
理研重工業 "	8 "	大阪製鎖造機 "	9 行
理研工作機械 "	8 "	豊和重工業 "	9 "
理研鍛造 "	8 "	豊田工機 "	6行2信託
理研鑄造 "	8 "	川南工業 "	2 行
古河電気工業 "	2 "	中華民国政府	3 "
満洲電線 "	13行4信託	華北政務委員会	3 "
日本水素工業 "	3"2 "	東洋機械株式会社	2行2信託
日東製粉 "	1"1 "	中華滙業銀行	3 行
株式会社昭和製鋼所	13"5 "	交通銀行	3 "
立川飛行機株式会社	2 行		

第五十一表 証券会社に対する共同融資

3 証券会社	7 銀行2信託	5 証券会社	6 銀行2信託
3 証券会社	7 " 2 "	5 証券会社	7 " 2 "
7 証券会社	6 " 2 "	3 証券会社	7 " 2 "
2 証券会社	7 " 2 "	5 証券会社	7 " 2 "
4 証券会社	7 " 2 "	6 証券会社	7 " 2 "
4 証券会社	7 " 2 "	4 証券会社	7 " 2 "
5 証券会社	7 " 2 "	6 証券会社	7 " 2 "
7 証券会社	7 " 2 "	6 証券会社	7 " 2 "
4 証券会社	7 " 2 "	7 証券会社	1 信託
6 証券会社	7 " 2 "	5 証券会社	2 "
4 証券会社	2 信託	7 証券会社	6 銀行2信託
5 証券会社	7 銀行2信託	7 証券会社	6 " 2 "
5 証券会社	7 " 2 "	7 証券会社	6 " 2 "
6 証券会社	7 " 2 "	4 証券会社	5 " 2 "

第五十二表 社債引受シンジケート団

A 昭和12年~16年11月に新たに引受シ団を結成したもの

△大同製鋼	8 行	日本染料製造	4 行1信託
日本製鋼所	3 行1信託	住友化学工業	2 " 1 "
△日本製鉄	14 " 4 "	東洋レーヨン	1 " 1 "
住友金属工業	7 " 4 "	△大連汽船	2 行
△日本電気	2 " 1 "	×△東亜海運	14 行4信託
塩水港製糖	2 行	×△日本放送電	12 " 5 "
×△国際電気通信	14 行4信託	×△北樺太鉱業	5 行
広島電気	4 社	×△帝国鉱業開発	8 "
×△東北振興電力	7 行	×△南洋拓殖	8 行4信託
△池貝鉄工所	6 "	×△北支那開発	14 " 4 "
△日立製作所	8 行5信託	×△東北興業	7 行
三菱重工業	6 " 3 "	△東信電気	8 行5信託
△中島飛行機	8 行	△東京芝浦電気	5 " 3 "
×△鮮満拓殖	6 "	△満洲化学工業	7 " 1 "
×△台湾拓殖	9 "	△日本窒素肥料	12 " 4 "
×△帝国燃料興業	12 行4信託	△日産化学工業	4 " 2 "

第五十表 事業会社に対する共同融資

D 幹事の定めなき共同融資

東京株式取引所一般取引員組合	5 行	北海道金物商業組合聯合会	5 行
日本海産物販売株式会社	2 "	北海道米穀商業組合聯合会	5 商組中 行
電溶鋼業 "	2 "	東京府米穀商業組合	8 行
日本自転車工業組合聯合会共同販売所	3 "	大阪機工株式会社	2 "
		東部大豆配給商業組合	4 "

受の形で供給しえない場合がある。そのような場合に、銀行は一時短期貸付の形で緊急な資金需要に応じ、その後、機をみて社債の引受をなし、これと振り替えて貸付を回収する方法が考え出された。共同融資の方式は、このいわゆる社債前貸しに端を発して盛んとなったのであり、したがって、社債共同引受団のある会社に対し、その引受団メンバーの間に共同融資団または融資シンジケート団の結成される例が多かった。もちろん、その後しだいに、引受団とは独立に融資団が組織され、あるいはそれが拡張される例が生じ、また、設備資金のみならず、運転資金に対しても、しばしば共同融資がおこなわれるようになったのである。

融資シンジケート団の結成は、十四年以降、太平洋戦争突発直前(十六年十一月末)までに、百七十六口という多数に上った。これを幹事別に整理すると、第四十七―五十表にみられるように、興業銀行を幹事とするものが最も多く、百十八口と全体の六七パーセントを占め、その他の銀行を幹事とするものが二十口(二一%)、信託会社を幹事とするもの二十九口(一七%)、その他が九口(五%)となっている。また、十六年六月末現在の融資額総計は十七億二千五百万円

第五十二表 社債引受シンジケート団 (つづき)

A 昭和12年～16年11月に新たに引受シ団を結成したもの (つづき)

△日 東 紡 績	1行1信託	三 菱 社	1行1信託
△浅野セメント	3〃2〃	×△大日本航空	8〃4〃
△日本製粉	1〃1〃	△トヨタ自動車工業	5〃2〃
住友電気工業	1〃1〃	川崎重工業	9〃5〃
×△昭和製鋼所	13〃4〃	×△近江鉄道	1〃1〃
×△満洲電業	11〃4〃	×△本溪湖煤鉄公司	11〃4〃
×△満洲拓殖公社	13〃4〃	×△満洲電信電話	13〃4〃
×満洲電線	13〃4〃	×△満洲炭鉄	11〃4〃
△大日本航空	8〃5〃	×△満洲重工業開発	13〃4〃
△北支開発債券	14〃5〃	△東洋高圧工業	2〃1〃
三 菱 鉄 業	1〃1〃	京城電気	4〃2〃
×△中 支 振 興	14〃4〃	中支振興債券	14〃5〃

備考：×印国策会社，△印興銀幹事のものを。

B 昭和12～16年11月にシ団メンバーの拡充されたもの

神 戸 製 鋼 所	7行1信託	鐘 淵 紡 績	6行2信託
△昭和電工	8〃5〃	東武鉄道	9〃4〃
△中島飛行機	8 行	東邦電力	5〃2〃
×△帝国燃料興業	12行4信託	△日本水産	6〃1〃
△阪神電気鉄	7〃1〃	×△日本発送電	12〃5〃
△榊川電気工業	3 行	九州水力電気	5〃2〃
△東信電氣	8行5信託	×△昭和製鋼所	13〃4〃
×△日本製鉄	14〃4〃	×△満洲重工業開発	13〃4〃
△日立製作所	8〃5〃	△日本製鉄	14〃5〃
△東京芝浦電気	5〃3〃	△鉄業開発債券	11〃5〃
△宇部窒素工業	2 行	△満洲重工業開発	13〃5〃
△日本窒素肥料	12行4信託	△満洲電気	13〃5〃
×△南満洲鉄	13〃4〃	△京阪電気鉄道	4〃4〃
×△台湾電力	6 行	△東京横浜電気鉄道	5〃3〃
△矢作水力	3行2信託	△京王電気軌道	2〃2〃
×△東洋拓殖	12〃4〃	×△満洲拓殖公社	13〃4〃
×△南洋拓殖	8〃4〃	×△満洲電信電話	13〃4〃
△北海道炭礦汽船	2〃1〃	△日本発送電	12〃5〃
△浅野セメント	3〃2〃	△満洲拓殖公社	13〃5〃
△大日本紡績	8 行	△満洲電信	13〃5〃
	2行1信託		

備考：Aに同じ。

(百三十口)に上り、これは全融資メンバーの総貸出残高の一一パーセントを占めていた(東京銀行集会所調)。

右はすべて事業会社に対する融資であるが、このほか、証券会社七社に対する銀行および信託会社の共同融資がおこなわれ、その口数は二十八口に上っている。(第五十一表)したがって、これを加算すると、太平洋戦争直前までに結成された共同融資口数は二百四口となる。

なお、社債の引受シンジケート団による発行は、社債の金額がきわめて巨額なため、明治時代からおこなわれており、日華事変下にも非常な盛行をみた。十二年以降十六年十一月までの総計三百十四口、金額においては社債総発行額の九一パーセントを占め、また、右の期間にシンジケート団が新たに結成されたもの五十六、シ団メンバーが拡充されたもの四十一に達した(第五十二表)。

第四節 銀行合同政策と庶民金融機関

一 一県一行主義

わが国において政府の銀行合同政策が開始された時期は、遠く明治二十九年(銀行合併法)にまでさかのぼるが、その動きが顕著となったのは第一次大戦後のことであり、大正七年には、銀行新設に対する資本金最低限の引上げと銀行の合同奨励方針が採用された。さらに、昭和初年の金融恐慌を契機として、昭和三年から新銀行法が実

施され、これにより、(一) 普通銀行は五年以内に資本金を百万円以上にすること、(二) 勅令指定の地域に本店または支店を有する銀行は資本金二百万円以上とすること、(三) 株式会社組織でないものは五年以内に組織を改めるべきこと等が規定され、弱小銀行の整理・合併が著しく促進された(当時、この規定にはずれた無資格銀行の数は六百十八行に上った)。金融恐慌を通じて、銀行整理はあらしのように進み、二年末の銀行数千二百八十三行は、七年末には五百三十八行と半数以下に減少する有様であり、多数の銀行が政府の奨励のもとに整理統合され、右の期間中に、主として合同によって七百四十五行が消滅した。このように猛烈な整理過程は、八年に入ると、ほぼ整理が一巡して沈静化し、毎年の年中減少銀行数は、七年までは、少ない年でも百を数えたものが、八年から十年にかけては、急に二十―三十台に下った。八年八月、政府は銀行政策について新方針を決定し、(一) 個々の銀行について個別的に内容の堅実化を図り、その主要な目的を預金者の保護においてきた従来の消極的な銀行政策を放棄し、(二) 今後は、一府県または経済的に一単位とみなされる地域内の全金融系統を整備し、金融統制を確立することを主眼とすることとなった。この方針を確認強化し、戦時下の新しい銀行集中を導いたのは、十一年の馬場大蔵大臣による「一県一行主義」であった。

二・二六事件によって新たに成立した広田内閣の馬場大蔵大臣は、金融機関の全般的な整備を決意した。蔵相は、公債の増発に伴なう公債の円滑な消化と、生産力拡充資金の調達との必要から、低金利政策を推進したことはすでに述べたが、同じ事情は、また、金融機関の整備改善を日程に上せなければならなかった。というのは、

公債の最大の引受手は金融機関、とくに銀行であり、また、生産力の拡充を図る上においても、大いに金融機関の活動にまたねばならなかったからである。大蔵省当局は、「一経済地域一行」の標語のもとに、地方銀行の合同促進に着手した。昭和二年以来、大蔵省が地方銀行に対してとってきた伝統的な合同方針は、弱体銀行を整理することであり、これは預金者の保護に重点をおくものであったが、これに対して、これからろうとする方針は、金融機関の整備であり、それは戦時下における銀行の機能をいっそう十分に発揮させようとするところに重点をおくものであるから、両者の間には質的な相違があった。

この点について、馬場大蔵大臣は、十一年五月の貴族院予算委員会において、次のように述べている。

「今後は斯う云ふ方面に付て尚一層皆に預金者、債権者保護と云ふことでない見地から、金融機関に対する統制と云ふ言葉を使って宜いか、指導と云ふ言葉を使って宜いか、広い意味の監督権を行使する必要があるのではないかと考へて居ります。普通銀行に付きましては私は普通の府県に於ては、……府はまあ実際に於ては入りませぬ。普通の県に於ては一県一行、乃至二行を理想とすると云ふことを衆議院でも答へて居るのであります。之には種々な利害得失の議論もあらうと思ひます。又之を理想とするから、斯う申して無理に銀行の合併を致さうと云ふ速進主義を執つて居る積りではないのであります。併しながら是は唯に私の一家言ではなくして、前高橋大蔵大臣に於かれましても、この理想を持って居られたと私は承知して居るのであります。今日の金融恐慌の大部分と云ふものは、余りに銀行が沢山竝んで建つて居る。それに或場合には弱体銀行があつて、

預金の取付が起ると云ふことが導火線となつて、金融機関の破綻を来す場合が多いのであります。而して大銀行が地方に支店を設けて進出致して居ります結果、往々にして其の地方の預金を安全第一主義の下に中央から出して居る大銀行の支店に動もすれば集まる。さうして地方の一流の貸付は其の大銀行の支店に、自然預金のコストが安い、従つて貸出の利息が安いと云ふので集る。是がある為に地方の銀行はどうしても一流の質草は取れない、又金利も高く預らなければならぬ。而もそれが銀行が沢山並んで居る結果競争的になりまして、遂には不自然な貸出をする。斯う云ふこと、竝に夥しく不動産の金を固定せしむると云ふやうな事柄が原因となつて、可なり地方銀行の破綻を見て居るのであります。之を若し通常の県に於て一行又は二行に適當に漸進的に銀行が合同されて、而も地方的の特色を帯びて銀行が働いて参つた方が却て地方の金融の事情にも適ひ、銀行の破綻をも防ぎ得、大蔵省の監督なり、或は中央の大銀行との連絡關係に依る応援なりが旨く行くのではなからうか、斯う云ふ風に大体自分は考へて、左様な理想を持つて居ると云ふことを申したのであります。勿論之には多少の弊害も伴はないとは申しませぬ。之に対する指導監督は十分に考へて行かなければ或は其の弊を見ることもありませうから、十分なる注意を加へて行く必要があるのであります。之を急速に行ふことは必ずしも利益でないと思ひます。普通銀行の監督方針は私は先程金融機関全般に付て申しました通り、普通銀行と雖も極めて公共的の使命を持つものであります。是が或は投機に偏する貸出をするとか、其の他不都合な貸出をする¹⁾と云ふことは勿論債権者、預金者保護の立場から統制致さなければならぬのでありますが、更に之

に対しても適當なる資金の貸出方法の指導と云ふ様なことに付ては将来十分考へて行くべき筋があらうと思ひます¹⁾。」

(1) 昭和十一年五月十八日、第六十九議會貴族院予算委員會における馬場藏相の説明（『第六十九回帝國議會貴族院豫算委員會議事速記録』第一類第二号、一五—六頁）。

すなわち、地方銀行の基礎をいっそう強固にし、信用を高めることによって預金の吸収を容易にし、当該地方に適切な金融をおこなわしめることに当面の目的がおかれており、その目的を達成するには、多くの地方では、まだ銀行の数が多すぎ、しかも各銀行の規模が過小であるから、それを是正するために合同という方法を取り、また、合同を進めるにあたっては、一県内の銀行を一行ないし二行にまとめて行くことを目安にしたのである。これがいわゆる「一県一行」主義である。

金融恐慌以来、弱小銀行の整理と銀行の集中傾向は顯著に進展したが、それはまだ、政府の企図する程度からは隔たることはなはだ遠いものであった。昭和二年以降、普通銀行の数は七割近く減少したが、それでもなお、十年末における普通銀行数は四百六十六行を数え、全国一府県当りにして平均約十行であった。県内にある銀行数を基準にして各府県を分類すると、次のとおりであつて、「一県一行」とは、まだ相当の隔たりがあつた。

区分	府県数	府	県	名	(カッコ内は銀行数)
四行以下	一六	岩手(四)、宮城(三)、茨城(四)、滋賀(四)、奈良(一)、鳥取(一)、島根(三)、岡山			

五行以上	一二	北海道(五)、秋田(五)、千葉(五)、群馬(六)、福井(五)、三重(六)、和歌山(七)、山口(六)、愛媛(九)、長崎(八)、熊本(七)、鹿児島(五)
十行	九	青森(一四)、福島(二三)、栃木(一〇)、埼玉(一二)、神奈川(一二)、新潟(一一)、岐阜(一〇)、京都(一二)、大分(一三)
十五行	八	山形(一六)、東京(二八)、富山(一九)、石川(一七)、山梨(一六)、長野(一七)、愛知(一五)、佐賀(一五)
二十行	二	静岡(二〇)、大阪(二〇)
二十五行	一	福岡(二九)
三十行	一	兵庫(四三)

右のように、限られた地域内での多数の銀行の併存は、それらの銀行の規模が小さく、その基礎が弱いことを語るものである。十年來の規模別銀行数をみると、次のように、普通銀行一行当り払込資本金において五十万円以下のものが全体の約四割、百万円以下をとれば、全体の七割近くを占めており、また、自己資本と預金の合計額をみても、三百万円以下の銀行が約半数を占めている状態であった。

払込資本金額別行数	預金と自己資本の合計額別行数
五十万円以下	一九〇

百万円	一三〇	七九
三百万円	八二	一五三
五百万円	一九	七四
千万円	二八	四七
三千万円	一一	五九
五千万円	一	二三
一億円	五	一七
三億円	一	八
五億円	一	一
五億円をこえるもの	六	六
合 計	四六六	四六六

このように、小規模な銀行が普通銀行の大部分を占めている事實は、金融政策上不便な点が多いばかりでなく、地方弱小銀行自体の経営が、都市大銀行と比べて著しく困難となっており、自ら規模を拡大すること、すなわち合同のみが、かれらにとって残された道であった。金融恐慌以後における銀行預金の分布状態は、第五十三表のとおりである。

しかし、「一県一行」主義といつても、そのような整理を文字どおり一挙におこなおうとするのではなく、具體的方針は次のようなものであった。

第五十三表 普通銀行預金の分布状況
(単位 百万円)

	15大銀行	その他	計
昭和2年	4,714	4,314	9,028
3	5,316	4,015	9,331
4	5,495	3,797	9,292
5	5,350	3,388	8,738
6	5,238	3,031	8,269
7	5,692	2,627	8,319
8	6,003	2,813	8,816
9	6,488	2,950	9,438
10	6,840	3,110	9,950

一、普通銀行の競争を排除することを理想として、全国を数十の経済地域に分け、それぞれに一つの中心銀行を設けることとし、その中心銀行は一千万円程度の資本金のものとする。そのため、政府は銀行合同計画表を作成し、各地の実情を考慮してこれを実施する。

二、一挙に一地域を一行にまとめるような過激な方法とはらず、まず数個の中心銀行を作り、それを一行に集中させてゆくこと。

三、従来、合同のためにかえつて銀行の内容が悪化することがしばしばあった（たとえば、信濃銀行、日向中央銀行の休業問題等）ので、今後の合同にあたっては、優良資産のみを新銀行に移譲させること。

四、大銀行の地方支店は、例外の場合（六大都市、その他とくに重要な地域）を除き、なるべく地方銀行に譲渡させること。

銀行合同の気運は十一年春ころから全国的に動きだした。「一県一行」主義の趣旨から、本来は地方銀行相互間の合同が主流をなすものであるが、十一年九月におこなわれた川崎第百銀行の、川崎貯蓄銀行および東京貯蔵銀行の合併は、普通銀行と貯蓄銀行の合同という従来あまり見られなかった事例であったためばかりでなく、そ

れが東京市内の大銀行であっただけに、異常な注目を浴びた。右の三行は、内容に大きな差があったが、合併条件は三行対等とし、資産負債勘定は同年上半期末現在をもつて基礎とされ、合併の結果、川崎第百銀行の資本金は三千八百九十八万円に近く、預金は七億円をこえる状況となり、同行は六大銀行に比肩する大銀行となった。

(1) 十一年上半期における三行の規模は、次のとおりであった。

	公称資本金	払込資本金	預金
川崎第百	三三、九八八千円	二三、〇七二千円	三七二、四〇六千円
川崎貯蓄	五、〇〇〇	三、七五〇	二六一、一五一
東京貯蔵	二、〇〇〇	一、二五〇	七六、九九〇

地方における銀行合同については、比較的多数の銀行を県下にもつ地方がまず注意をひき、十年末において、諸府県中、銀行の最も多い兵庫県（四十三行）が最初に整理の対象になった。十一年十二月におこなわれた同県下の有力銀行七行の合併による神戸銀行の新設は、その最大のものであるとともに、この時期における地方的合同の代表的なものであった¹⁾。このほか、各地方にあらわれた地方的中心銀行のおもなものとしては、京都府の両丹銀行（十一年に四行合併新立）、栃木県の足利銀行（十一年および十二年に五行合併）、富山県の十二銀行（十二年に四行合併）などがあった。

(1) 神戸銀行は、次の七行が合同して新立したものであり、新銀行の資本金は二千二百五十三万円である。

銀行名	資本金	払込資本金
神戸岡崎	二〇、〇〇〇千円	一二、五〇〇千円
三十八	一七、〇〇〇	一〇、六〇〇
西宮	五、五〇〇	二、一四七
灘商業	三、〇〇〇	二、一〇〇
姫路	一、五〇〇	一、三七五
高砂	一、二八九	九八七
五十六	二、〇〇〇	二、〇〇〇
合計	五〇、二八九	三一、七二〇

また、前記の具体的方針の第四項の問題として、大蔵省は十一年下期から、大銀行のもつ地方支店の整理を勧奨し、それを委譲または廃止させることとなった。従前から、大銀行の支店は、預金の吸収にあたって地方銀行と対立関係にあったが、金融恐慌以後の地方銀行の信用低下によって、地方資金はますます地方銀行に集まらず、このため、地方銀行の営業不振が起る傾向が強まったので、地方的大銀行を作ることによってこの傾向を是正し、ある程度、地方資金の地元還元を図ろうとしたのである。

しかし、大銀行の地方支店引揚げは、もっぱら安田銀行や三和銀行等の多数支店を擁する銀行に対しておこなわれたため、ほとんどその効果はなく、むしろ合併によって生じた本店銀行の減少に伴なう重複支店の減少が主で

第五十四表 普通銀行の支店出張所数の推移

年 月	本店数	支店数	出張所数
昭和10・6	476	3,805	1,241
12	466	3,708	1,218
11・6	451	3,671	1,198
12	424	3,654	1,205
12・9	391	3,632	1,185
12	377	3,621	1,171

あった(第五十四表参照)。しかも一方では、弱小銀行の整理に伴ない、かえって有力銀行が積極的にのり出し、支店を設置する動きもみられた(たとえば三菱銀行は、東京の金原銀行を買収して、支店を拡大した)。

なお、金融恐慌以来、地方銀行相互の間の連携を強化するため、連合団体を結成しようとする動きがあったが、勧業銀行総裁時代から、この点に関心をもっていた馬場蔵相のもとで、右の機運は急速に実現されることとなり、十一年九月、社団法人全国地方銀行協会が設立されて、東西シンジケート団加入銀行以外の全国の普通銀行

は、特別のものを除き、すべてこれに加盟するに至った。

同協会の設置理由と経過については、大蔵省和田銀行局長が、同協会結成準備協議会において次のように述べている。

「申上ぐる迄もなく普通銀行は地方金融の機関として極めて重大なる職責を有して居るのであります。殊に現下の非常時局に当り其の社会的地位は益々重大で、其の経営の方針は従前の儘で徒らに推移することを許さないのがありますが、かかる情勢の下に於て今後一層内容の充実を図り、其の機能を發揮するがためには各行夫々経営に付慎重なる考察を必要とすると同時に、一方に於てどうしても相互の聯絡協調を密にし又共同して

研究調査を進めて行くことが急務であると考えられます。此の意味に於て大蔵省に於ても、普通銀行の全国的聯絡機関の成立を希望して居るのであります。然るに他の金融機関に於ては貯蓄銀行、信託会社、無尽会社等皆夫々協会結成の下に着々成績を挙げつつあるに、独り普通銀行の間に於てのみ今以て此種の施設の無かつたことは甚だ遺憾と考へて居つたのであります。又大蔵省としても聯絡の機関を缺くがため相互に不利不便とする点が少く無かつたのであります。

従つて今回諸君の間に協会結成の御協議が進めらるると云ふことは、非常に時宜を得た計画であつて前に述べた意味に於ける聯絡機関としての協会が結成せらるるならば、其れは普通銀行の使命達成上頗る結構なことであると同時に、大蔵省との關係に於ても至極好都合であると考えられます。大蔵省としては其の團結の形式如何は問ふ處ではありません。諸君は充分御協議の上立派な有意義な聯絡機関を設立せられんことを希望する次第であります。」

二 勸農合併

日本勸業銀行と地方農工銀行とは、その創設当初には業務上の分担ができていたが、しだいに不動産銀行としてのそれぞれの特色の違いが不分明となつてきた。明治三十三年には四十六行を数えた農工銀行は、大正十年の勸農合併法^い制定以来、その数を減じ、二・二六事件当時には十七行が残っていた。

(1) 大正十年四月法律第八十号「日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ関スル件」

馬場蔵相は、勸銀総裁時代から勸農合併の積極論者として知られていたが、蔵相就任以後、その持論を積極的に実施するに至つた。当時は貸付の不振のため、勸銀も、各地の農銀も利下げ競争にあえいでおり、合併がおのずから促進される事情があつたところへ、大蔵省から、農工銀行の合併が国策として強く勧奨されたのである。この動きを察して、「早くも馬場蔵相の就任直後、『馬場蔵相が年来の持論を捨てない限り、やがて強制合併其他の方法による合理化が断行されることは予想に難くない……。農工銀行側としては、強制合併によつて頗る不利な取引を余儀なくするよりは、それ以前に有利に自発的に合併談を成立させるに如かず』として、宮城、岡山、大分の三農工銀行に合併の動きがあつたといわれる¹⁾。」

(1) 『日本勸業銀行史』、昭和二十八年刊、六二〇頁（昭和十一年三月十四日付読売新聞）。

勸農合併法制定当時の高橋蔵相は、勸・農両行の合併は任意であり、合併しない所は、元のまま両者の分野を判然としておく意向であることを表明し、貸付限度についても両者の間に差を設けていた。ところが、馬場蔵相は高橋蔵相当時の公約を撤廃し、貸付限度についても両者を同等にし、地域的協定を無視して、十一年三月に愛知県農工銀行の地盤である名古屋市に勸銀支店の設置を認可し、また同月、新規および既往貸付の大幅な利率引下げを発表するに至つた。この利下げは、勸銀としては貸付不振対策であつたが、農工銀行がこれに追随すれば、農銀は経営上大きな負担を覚悟せねばならず、そのことが合併の氣運をいっそう進展させた。

とりあえず、農工銀行側は、蔵相の勧告もあり、東京府農工銀行を先頭に、すべて勧銀と同じ線にまで貸付利率の引下げをおこなった。ところが、同年六月に、勧銀はふたたび貸付利率を引き下げる旨発表した。この計画は、農工銀行にとってまさに決定的なものであった。これと同時に、六月中旬、馬場蔵相は、従来全国農工銀行同盟会長であり、合併反対の急先鋒であった東京府農工銀行の頭取を招致して、合併を勧奨した。こうして、ついに東京府農工銀行の合併が決定した。合併に応じた理由として同行の発表した声明は、次のとおりである。

「当行は特殊銀行として三十八年間国家の保護の下に営業して来たのでありますから、国家の政策に従はねばなりません。……政府に於ては差当り勸農両行の合併統一が金融統制上必要であると認め、国策として之を断行する方針を示されました。不動産金融機関は単一にも複数にも各一長一短はありますが、政府に於て合併方針を決定された上は最早議論の余地はありません。¹⁾」

(1) 前掲書六二〇―一頁。

この合併に際して発表された次の政府談話は、すでに農工銀行存在の意義を否定したものである¹⁾と言ふことができる。

「思ふに、勸農合併の利害得失に付ては今尚兎角の論を絶たないやうであるが、大正十年四月勸農合併法の制定以来両行の合併は年と共に進捗し、当初四十六行を数へたる農銀中約三分の二は既に合併を了し、今日迄残存せるものは東京府農工銀行外十六行を算するのみである。尤も、農工銀行も創業以来四十年に近き歴史を有

し、終始健全なる営業方針の下に経営して居るので現状の儘営業を続けて行くことには別に困難を感じることはないのであるが、時世の進運と我が農村並に不動産金融の実状を考察するときは、此の方面の金融機構ないし営業方針の上に幾多改善を要するものがあり、政府に於て庶政一新の政策を遂行するに付ては、之等金融機関の強化統制は最も緊要なる前提である。殊に一朝有事の場合に想到するときは、農工銀行の如き特殊の目的を有する金融機関が地方的に割拠分立することは決して策を得た所以でなく、最非共之を統制して有無相通ぜしむる所がなくてはならない。加之、勸農両行は其の創設當時に於ては業務上各々特殊の領域を有し、同時に両者緊密なる連繋の下に一大金融網を形成して居たのであるが、其の後経済界の変遷に伴ひ漸次両者の特色は相混淆し、連繋は解消し、為めに今日に於ては勸農両行は殆んど同一の業務内容を以て相対立する形となつて、最早特殊銀行として之を分存せしめる意義を失ふに至つて居るのである。政府に於ては敍上の実情に鑑み夙に現行法に依る勸農合併の進捗を期し、曩に農工銀行当局に対し深く時世の進運と非常時国策の重要性に省察し、専ら大局的見地に立脚して深甚なる考慮を致さんことを勧奨した次第である。」

(1) 『日本勸業銀行四十年史』、昭和十三年刊、付録「勸農両銀行合併史」三九―四〇頁。

このような政府の強硬な態度を前にして、各地農工銀行は九月に特別集会を開いて、「強制合併絶対反対」の氣勢をあげ、十一月に開かれた全国農工銀行同盟会大会も、合併に反対の申合せをおこなったが、大勢は、すでに決したも同様であった。

こうして、十一年秋から十二年春にかけて、鹿児島県、阿波（徳島）、大分県、宮城県、濃尾（岐阜）、三重県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県の十農工銀行が勧銀との合併契約を結び、さらに翌十三年二月には、滋賀県農工銀行がこれに追隨して吸収合併された。当初の四十六行のうち、残るは愛知、神奈川、福島、茨城、岡山の五行にすぎず、しかも最大の農工銀行である東京、大阪、兵庫等の諸行はすべて合併され、勧銀の農銀合併は、この第三次合併¹⁾によってほとんど完成した。こうして、日本勧業銀行は、今や実質的に中央・地方を通ずる全国唯一の不動産金融の特殊銀行となったのである。

(1) 第一次合併は大正十年から十二年にかけての時期で、この間に十九の農工銀行が消滅し、第二次合併は昭和二年から五年にかけての時期で、この間に八農工銀行が消滅した。さらに昭和九年には、二行がこれに加わった。

三 日華事変下の銀行合同

銀行合同政策は大蔵省の伝統的な政策をなすものであったが、それが、馬場蔵相のいわゆる一県一行主義によって、戦時態勢に即応した具体的な姿をとって進められ、さらに日華事変の進行に伴ない、いよいよ国策の一環としての性格を明確にしつつ、いっそう強力に展開されていった。

銀行合同問題について、賀屋大蔵大臣は、十三年五月の全国地方銀行協会の席上、次のように述べている。

「銀行の基礎の強化に関する第一の問題は銀行の整理合同の点であります。政府が一経済地域に強力なる一中

心銀行を置き其の機能の發揮に努めしむるを適當と認めて居りますことは、今更多言を要せぬのであります。諸君の協力に依り漸次此の理想に近づきつつありますことは洵に幸とする所であります。併し乍ら地方に依りましては、依然銀行が多過ぎて、整理合同を必要とするものもありますので、政府は将来共漸次実情に即したる方法を以て之を進めて行き度いと考へて居ります。」

臨時資金調整法の実施以来、政府の金融に対する強力な統制が開始されたが、銀行の合同もまた、その金融統制の一環としておこなわれた。すなわち、軍事生産力拡充資金の統制をおこなうためには、各地に散在し、相互に競争しあつて、利潤を追及する小銀行の乱立状態は改められねばならなかった。また、事変突発以来、日本銀行引受による国債の発行が累増するにつれて、その消化の過程にも、しばしば波乱を免れず、しかも、当時において、大都市銀行はこの国債消化と生産力拡充資金の供給で手いっぱいであつたから、国債消化の方向を地方銀行にまで拡大するのは、当然の成行であつた。そして、そのためには、地方銀行の合同による銀行の基礎の強化が必要となつていたのである。この意味では、本来、銀行として自立が可能であるものでも、政府の統制の必要から合併されたと言えることができる。

と同時に、他方において、事変の長期化に伴ない、銀行の合同は、当局の勧奨による合同から「自発的」合同へと、ある程度転換する傾向を見せてきた。というのは、当局の直接的な勧奨がなくても、合同によって経営の向上を図らなければ、やってゆけない事情が濃くなつてきたのである。

このことは、とくに地方銀行について重大な意味をもっていた。すなわち、地方銀行の中には、まだ小規模で基礎薄弱なものが少なくなかったが、これらの銀行にとっては、預金の吸収面でも資金の運用面でも、その活動の余地がますますせばめられてゆき、必然的に整理統合を要する実情にあったからである。低金利政策と金利平準化政策が進むにつれて、各地組合銀行の預金利子協定率以外に存在した地方銀行のいわゆる勉強率が撤廃されていったが、このような預金利子の低下に従い、貸出金利も低下するのは当然であり、ことに資金の運用難は貸出金利の低下に拍車をかけることとなり、また、勧銀による低利貸出しの圧迫から、不動産担保貸出金利も著しく低下の傾向を示した（八年八・四％、十一年七・五％、十四年六・六％）。これらの事情、とくに地方銀行の収益の大半を占めていた不動産貸出利率の著しい低落は、その経営を著しく困難にし、合同によって経営の合理化を図らなければならなくなった。さらに、産業組合中央金庫を中心とし、中央・地方を通ずる一体系の金融機関として、著しくその機能を発揮しだした信用組合が地方銀行の領域に進出し、ことに、それが預金に対する税金免除の特典をもち、比較的高率の預金を吸収するため、地方銀行に深刻な影響を及ぼすこととなった。

しかし、地方銀行にとっていっそう重要な意義をもったのは、戦時下における商品配給機構の変化が及ぼした影響である。従来、地方銀行が担当していた地方生産物の配給機構に対する金融が、大口にまとまって中央に集中し、各種配給統制の中央機関に対する大口貸出しの増加となったが、このことは、都市大銀行にとっては、かつて預金、貸出しの増加となつて、業績の著しい向上をもたらしたが、一方、地方銀行としては、適当な貸出し

の対象を失い、資金の運用難を深刻にする原因となった。すなわち、地方銀行は、従来、農村その他における不動産担保を主とする金融機関であると同時に、農産物の中央への出荷、配給および農村必需品の中央からの移入に関する金融機関として、相当重要な役割をもっていた。ところが、前述のように、勧銀の比較的低利の貸付によって、地方銀行の不動産貸しが侵食される傾向が生じた一方、物資配給機構の变革は、産業組合の進出によって地方銀行の営業を圧迫するとともに、金融の中央集中化をきたすこととなり、これらの事情はいずれも地方銀行の業務、とくに資金の運用部面を縮小させてしまった。さらに、米穀の国家管理に伴う米穀金融の変化、とくに生産地から消費地向けの荷為替の消滅や、繭糸の統制に伴う繭、生糸金融の減少、とくに輸出港向け荷為替の激減等の事情は、地方銀行の営業に大きな影響を及ぼし、その地位を脅かした。こうして、地方弱小銀行がその業務において自立性をそこなうに至ったことは、地方銀行が「自発的」に合同せざるを得なくさせられた重要な一因であると言わねばならない。¹⁾第五十五表と第五十六表を対比することによって、都市大銀行と一般地方弱小銀行との、事変下における経営内容の質的差異の一端を知ることができるであろう。

(1) 東京手形交換所『戦時経済特別調査報告書』下巻、昭和十七年刊、「事変後に於ける銀行合同の経過と方向」。

ヨーロッパに戦争が突発して以後、民間銀行全般に対して金融統制はいっそう強化され、そのため、国策に応じた資金の運用をすることは、しばしば採算上の不利を伴うのは当然であるが、しかも、銀行資金のうち、国策的運用に向けられる部分はいよいよ増大するばかりであった。このような資金の国策的運用と経営上の困難と

第五十五表 全国地方銀行主要勘定（シンジケート銀行を除く）

（単位 千円）

年 月	預 金	前期に対 する増	貸 出	前期に対 する増	有価証券	前期に対 する増
昭和13・6	4,124,745	%	2,715,566	%	1,864,723	%
12	4,666,395	13.1	2,886,221	5.9	2,144,902	15.0
14・6	5,358,839	14.8	3,135,477	8.6	2,548,284	18.8
12	6,427,853	19.9	3,615,258	15.3	3,097,311	21.5
15・6	7,354,622	14.4	3,881,705	7.4	3,705,992	19.6
12	8,200,667	11.5	4,074,557	5.0	4,225,992	14.0
16・6	7,996,715	9.7	3,865,338	5.1	5,112,416	21.0

第五十六表 十大銀行六大都市主要勘定

（単位 千円）

年 月	預 金	前期に対 する増	貸 出	前期に対 する増	有価証券	前期に対 する増
昭和13・6	7,528,351	%	4,472,989	%	3,708,604	%
12	8,241,867	14.5	5,123,149	3.0	3,932,927	29.3
14・6	9,304,014	9.5	5,716,873	14.5	4,464,795	6.0
12	10,760,698	12.9	6,753,684	11.6	4,709,091	13.5
15・6	11,704,501	15.8	7,599,359	15.4	5,069,741	5.5
12	13,100,070	8.7	8,589,380	12.5	5,445,953	7.7
16・6	14,401,234	11.9	9,922,237	13.0	6,602,238	7.4
		9.9		3.9		21.2

の矛盾を緩和する方法として、銀行経営の合理化が真剣に叫ばれるに至った。銀行の合同は、経費を節約することによってこの要望に答えるとともに、さらに、資金の増大と貸出しの拡大によって収益率をあげることを可能にし、国策遂行上の不利をカバーできる絶妙な策とされたのである。

結城日本銀行総裁は、十五年五月の全国地方銀行協会総会の席上において、この点を次のように述べている。

「今後は銀行の経営上にも種々の困難が加重する結果、経営を合理化する必要は愈々加はるものと予想せられるのであつて、預金利率及び貸出利率の協定の励行は勿論、事務の整理改善に依つて経費の節約を為す等も、此際一層徹底すべきであり、（中略）銀行の合同の如きは此の見地より最も効果的であつて、或は従来、当然実行せらるべきものが種々の関係で実行し得なかつた向もあると思ふのであるが、此際は大乘の見地より再考せらるることが甚だ望ましいのである。」

銀行合同政策の推進と並んで、十三年以後、銀行支店増設の許可範囲がゆるめられたことが注目される。従来普通銀行の支店増設は、合併その他特別の事情ある場合を除いては、容易に認可されず、その数は漸次減小したが、これは、経営の基礎を強化する上で相当の効果があつた。馬場蔵相のいわゆる一県一行主義では、さらに積極的に大銀行の地方支店を整理しようとしたのであるが、その効果があがらなかったことは、すでに述べた。ところが、このような銀行支店の抑制方針は、金融の円滑を図る上で支障をきたしたのは明らかであり、事後、貯蓄奨励が重要国策の一つとして登場するに及んで、この方針は変更を余儀なくされた。早くも十三年四月、手

形交換所聯合会に出席のため下阪した賀屋蔵相は、「普通銀行支店増設も銀行の弱体化しない範囲で許可する方針である」と言明した。

銀行支店の新設許可方針は次のようなものであり、その意義は小さくないと言える。

- 一、東京・大阪の新市地域は従来から銀行店舗数が少なかったため、この地域にのみ支店新設を許し、旧市内には認めない。この両市には大銀行の支店のみを許可し、地方銀行の進出は認めない。
- 二、地方においては、一般的に支店新設を認めず、新興工業地帯に限って認める。地方には地方銀行の支店のみを認め、原則として大銀行の進出は許さない。ただし、名古屋地方、北九州地方には多少の例外を認める。

第五十七表 有力銀行の支店出張所新設

	12年末	15年末
第百銀行支店	85	92
出張所	19	9
第一銀行支店	58	65
出張所	—	2
三井銀行支店	22	27
出張所	1	1
三菱銀行支店	23	36
出張所	3	4
安田銀行支店	126	132
出張所	12	11
野村銀行支店	39	48
出張所	9	6
三和銀行支店	150	154
出張所	51	43
住友銀行支店	69	81
出張所	12	7
東京貯蓄銀行支店	18	25
出張所	—	—
不動貯金銀行支店	77	82
出張所	—	—
安田貯蓄銀行支店	59	67
出張所	—	—
大阪貯蓄銀行支店	44	55
出張所	6	2

三、現存店舗の移転も近距離に限って認める。

四、支店新設を認めるのは普通銀行、貯蓄銀行に限り、特銀の支店は、原則としてその必要を認めぬ。

この許可方針により、京浜および阪神地方の新興工業地帯を中心として、普通銀行および貯蓄銀行の支店、出張所の新設が相当多数に上った。第五十七表に見られるように、東西有力銀行の支店創設はとくに顕著であった。なお、右の方針は信託会社にも適用され、十五年から、その支店が新設されるに至った。

第五十八表 銀行合同参加数の推移

年次	参加銀行数	新立銀行数	継続存銀行数	消滅銀行数	差引減少数
昭和11	42	2	16	26	24
12	92	3	40	48	45
13	52	2	22	30	28
14	47	2	22	25	23
15	53	4	19	34	30
16	150	12	39	111	99

備考：日本銀行調による。

第五十九表 銀行数の異動

年次	特殊銀行	農工銀行	普通銀行	貯蓄銀行	計	前年比減少数
昭和11	6	16	424	74	520	48
12	6	6	377	72	461	59
13	6	6	346	71	429	32
14	6	6	318	71	401	28
15	6	6	286	71	369	32
16	6	6	186	69	267	102

備考：全国銀行協会聯合会調による。

次に、銀行合同政策の実績を、統計上からみることにしよう。

日華事変下における銀行合同の具体的成果は、巻末の資料Ⅱ、統計第十六表のとおりである。これを整理すると、銀行合同参加数は第五十八表のようにな

り、銀行数は第五十九表のように変化する。すなわち、昭和十一年から十六年に至る間に、銀行総数は五百二十行から二百六十六行へと、減少数は二百五十四行に上った。このうち、普通銀行のみをみると、四百二十四行から百八十六行へ、二百三十八行の減少をみた。したがって、減少率は五六パーセントに達し、この間、毎年平均四十行の普通銀行が姿を消していったわけである。これを府県別にみると、普通銀行の数は第六十表のように移動した。すなわち、「一県一行」主義が完成した府県は、十六年九月末現在で十二県に達し（第六十一表）、このほ

第六十表 普通銀行府県別行数の推移

		12年 下期	16年 9月			12年 下期	16年 9月
兵	庫	34	12	滋	賀	4	3
福	岡	28	8	茨	城	4	3
静	岡	18	10	和	山	4	2
東	京	18	13	歌	井	4	2
大	阪	17	13	福	手	4	1
山	形	16	10	岩	木	4	1
石	川	16	4	栃	城	3	2
佐	賀	15	5	宮	山	2	1
青	森	14	8	岡	川	2	1
大	分	12	7	香	太	1	1
富	山	11	5	樺	取	1	0
長	野	11	6	(移動のない府県)			
愛	知	10	4	山	口	6	6
神	川	10	7	群	馬	6	6
福	島	10	9	千	葉	5	5
新	潟	9	8	秋	田	4	4
長	崎	8	3	鹿	島	4	4
愛	媛	7	1	広	島	4	4
京	都	7	4	島	根	3	3
朝	鮮	7	6	台	湾	3	3
岐	阜	6	4	高	知	2	2
三	重	6	4	奈	良	1	1
埼	玉	5	4	宮	崎	1	1
熊	本	5	4	徳	島	1	1
山	梨	5	2	沖	縄	1	1
北	道	5	1	計		383	220

第六十一表 一府県一行の地方とその銀行名（昭和16年9月末現在）

府県別	銀行名	払込資本金
栃	足利銀行	千円 5,450
岩	岩手殖産銀行	2,100
奈	南都銀行	10,000
岡	中国銀行	6,703
徳	阿波商業銀行	1,275
香	高松百十四銀行	1,275
愛	伊豫合同銀行	9,725
宮	日向興業銀行	2,005
北海道	北海道銀行	7,800
沖	沖縄興業銀行	1,000
島	山陰合同銀行	13,240
樺	樺太銀行	2,000

か、本店銀行を一つも持たぬ県（鳥取県）まで生れるに至った。

次に、規模別にこの間の銀行の異動をみると、第六十二表のとおりであり、資本金二百万円未満の銀行数の減少がとくに顕著であったことが知られる。すなわち、十一年から十六年に至る六年間に、資本金百万円未満の銀行数は百十五行か

ら二十七行へ、八十八行の減少であり、同じく二百万円未満の銀行数は百六十四行から五十一行へ、百十三行の減少をみている。両者を合わせた減少率は、実に八割弱の激しさを示している。また、この結果、普通銀行一行当り平均公称資本金は、十一年末に四百万円見当であったものが、十六年末には約七百万円見当となり、一行当り預金額は二千五百万円から一億五千八百万円へ、六倍以上の増大となった。銀行全体の規模がいかに大きくなったかは、これによって知られるであろう。

なお、銀行の店舗数の推移をみると、総数においては大した変化は見られないが、新興工業地帯を県下にもつ府県において、かなり顕著な支店の増設状況を看取することができる（第六十三表参照）。

別行数および資本金額の推移

(単位 千円)

500万円以上		1,000万円以上		5,000万円以上		合 計	
行数	資本金	行数	資本金	行数	資本金	行数	資本金
29	190,929	34	484,341	6	584,700	424	1,703,096
25	163,273	33	470,747	6	584,700	377	1,627,410
24	157,157	32	468,147	6	584,700	346	1,587,640
24	155,157	32	468,147	6	584,700	318	1,552,241
23	152,157	32	528,147	5	514,700	286	1,512,623
21	143,573	32	488,851	6	584,700	186	1,434,257

第六十三表 銀行支店数の推移

	普通銀行		貯蓄銀行	
	12年末	15年末	12年末	15年末
東京府	275	313	65	88
神奈川県	82	87	16	17
愛知県	126	153	33	37
大阪府	229	255	48	68
兵庫県	251	243	12	15
福岡県	125	131	9	9
全国合計	3,598	3,636	387	461

備考：上掲書による。

日華事変下における銀行合同政策の成果は、ほぼ以上とおりであり、要するに、整理合同は主力銀行による小銀行の買収合併にほかならなかった。この場合、小銀行といっても、それ以前の整理を免れた、内容のかなり堅実なものが大部分であったことを忘れてはならない。また、大都市において

第六十二表 普通銀行資本金

年次	50万円以上		100万円以上		200万円以上	
	行数	資本金	行数	資本金	行数	資本金
昭和11	115	63,186	164	179,857	76	200,084
12	91	49,462	149	163,145	73	196,084
13	80	43,302	135	147,630	69	186,706
14	69	36,977	124	137,070	63	170,192
15	60	32,167	107	119,975	59	165,478
16	27	14,997	51	58,640	49	143,496

備考：大蔵省銀行局『銀行総覧』による。

は、大銀行相互間の合同はこの時期にはまだ見られず、大銀行が小銀行を買収合併した例が少数あったにすぎない。その他の整理合同は、すべて地方においておこなわれた。地方の主力銀行による小銀行の合併は、これ以前の満州事変期から進行しており、それがいっそう積極的に進められたのであるが、日華事変期に入ると、このほかに、地方小銀行が相互に多数合同して新しい銀行を設立する動きが広範囲に生れ、この時期における銀行数減少の大半が、かかる方法によったものであることは注目に値する。そして、合同政策の結果残った地方銀行は、それ以前の地方銀行とはかなり性格を異にするものとなった。というのは、残った地方銀行は、それ以前より経理面ではかなり自主性をもつようになったが、しかも運営の面では、むしろ自主性を失ってしまったからである。

これは、金融機構全体の戦時的整備が一段と進展したからであり、これによって、地方金融はいっそう中央の金融につながれ、金融全体がますます財政に従属していったのである。

四 社会政策的金融施設

以上にみた銀行集中の過程は、一方において、いわゆる中小商工業金融が困難化していった過程であった。日華事変期には、この中小商工業金融ないしいわゆる庶民金融のための新しい施設が、金庫の形で創設された。中小商工業金融ないし庶民金融は、日華事変の突発以前から広く論議された問題であり、十一年秋、大蔵省銀行局内に庶民金融課が設置され、日本興業銀行は、新たに全国的規模で中小商工業金融にのり出した。事変の突発以後、日本経済の重工業中心への再編成が強力に進められるにつれて、とくに、軽工業の大部分を占めていた中小商工業者の転失業問題は、ようやく深刻な問題として登場するに至った。

日華事変期に入って、戦時国民生活の安定確保という見地から、これらの転失業問題の解決が緊急を要するものとなり、その転業資金の積極的融資を図るため、十二年十二月、中小商工業者資金融通損失補償制度が実施されるに至った。この制度は、中小商工業資金融通のため損失を受けた金融機関に対して、損失補償契約による補償をした場合、政府が一定限度内の金額を補給する制度であるが、その後、この制度はさらに拡大され、その利率も改善された。

中小商工業者に対する金融機関としては、十一年五月に制定された商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫（同年十二月開業）があるが、十三年に入ると、新たに庶民一般を対象とする庶民金庫が出現することになった。

た。この計画は、すでに馬場蔵相のもとで「庶民貸付金庫法案」の名称で準備されていたが、広田内閣の総辞職のため、日の目を見ずにいたのを、十三年二月、新たに庶民金庫法案として第七十三議会に提出されたものである。同法案の提案要旨は、「政府は過般損失補償制度の拡張を行い、これら既設金融機関（信用組合、無尽会社、質屋業等の庶民金融機関を指す）の活動に積極性を与えんことを期待している。しかし、これらの機関だけでは、庶民階級に対する金融、ことに小口無担保金融の疎通について不十分であると思う。そこで、政府は、本法案により一千万円の政府出資をし、純非営利の庶民金庫を創設して、既設金融機関をもってしては十分な融資に恵まれなかった中小産業者および勤労所得者等に対し、小口信用貸付の疎通の円滑を図ることによって、国民生活の安定に資せんとするものである」という点にある。庶民金庫法第一条にも「庶民金庫ハ庶民金融ノ円滑ヲ図ルコトヲ目的トス」とあり、中小商工業者および勤労所得者に対して、対人信用による小口金融を円滑にしようとしたのである。

庶民金庫は、十三年七月一日、資本金一千万円（全額政府出資。この出資は三分半利公債の交付の形でおこなわれた）で設立され、同年八月一日に開業した。開業前夜は徹夜で開門を待つ人もあり、開業当日の借入申込書の交付数二千七百八十四通、開業後一週間の申込受付数は四千四百二十二件、金額にして二百五十五万円に上ったが、この数字は、本金庫の設立が中小商工業方面の利用者によっていかに歓迎されたかを示した。貸出資金は、払込資本の十倍まで発行しうる庶民債券をもってするが、この元利払については、一億円まで政府が保証し、さらに、

政府は一定年限の間補助金を出すことになっていた。

創立当時の本金庫の業務は、庶民金庫法第十七条により、次のように定められていた。

A 一般庶民を直接に対象とする業務（直接業務）

イ 割賦償還または定期償還の方法による小口貸付の取扱

ロ その借入関係者からの預金の受入れ

B 金融機関（銀行、無尽会社、市街地信用組合）に対する業務（対金融機関業務）

イ 小口貸付資金の融通

ロ 小口貸付の損失補償

ハ 以上の取引先からの預金の受入れ

C 以上の業務に付帯する事業

しかし、その後十六年三月、無尽業法とともに庶民金庫法も改正され、「庶民金庫ハ前条ノ業務ノ外無尽会社ノ預金ノ受入及無尽会社ニ対スル貸付ヲ併セ行フコトヲ得」（第十七条ノ二）という一条が追加されて、業務の範囲が著しく拡大された。さらに十八年三月、市街地信用組合法の制定されたのを機に、庶民金庫法もまた改正され、「無尽会社」の下に「又ハ市街地信用組合」が加えられて、庶民金庫は、これまで市街地信用組合の親機関であつた産業組合中央金庫と並んで、市街地信用組合の中央金庫たる性格を確立したのである。また、従来同金

庫の資金の調達は、ほとんど債券発行（全額預金部引受）に依存していたが、これ以後、預金の比重が著増するに至つた。二十年に入ると、庶民金融機関の系統の整備が進められ、今までの無尽統制会、市街地信用組合統制会が発展的に解消して、庶民金融統制会が設立され、これに関連して、市街地信用組合は全面的に本金庫の支配下に移行することとなり、本金庫は名実ともに庶民金融の中央機関となった。つづいて二十年七月には、軍需金融業特別措置法施行令が改正され、庶民金庫は無尽会社、市街地信用組合のために手形の割引をおこない、有価証券の保護預りもしくは委託売買をなし、または為替業務を営むことができるようになった。なお、これよりさき、二十年六月、資本金が三千万円に増資（二千万円日本銀行出資）された。

二十年三月末の本金庫の勘定をみると、債券発行残高四千七百二十九万円、借入金残高三千五百五十二万円、預金六千八百六十九万円、小口貸付金残高七千二百二十三万円であつた。¹⁾

(1) 大蔵省金融統制調査会報告第三篇『金融機関発達史』（昭和二十四年刊）による。

恩給金庫は、十三年三月制定された恩給金庫法による公益法人として同年六月設立され、恩給または年金受給者に対し、恩給または年金を担保とする金融の道を与えるものであつた。本金庫の資本金は三千万円（政府出資五百万円、民間公募百万円、その他は公共団体）であり、払込資本金の十五倍まで恩給債券を発行することができた。

同金庫は、その設立目的に従つて、まず市中金融業者の手にある恩給を担保とする債権を恩給金庫に乗り換えさせることに主眼をおき、十六年末までにほぼその整理を完了した。その金額は四千八百三十万円に上り、また

一般受給者に対しておこなった貸付は三千三百三十九万円、貸付口数は、両者合わせて九万七千二十九件に達した。右のほか、恩給金庫は、不時の出費に苦しむ受給者や市中金融業者があえて顧みようとしなかった高齢者・病弱者の受給者に金融をうる機会を与えたが、二十年八月末における貸付金残高は九千二百四十万円、預金残高は二千八百万円であった。

国民更生金庫は、はじめ十五年十二月、全国金融協議会の寄付と政府の補助金（それぞれ百万円）を得て、財団法人組織として設立されたが、翌十六年三月、国民更生金庫法の制定によって、七月、同法の施行とともに特殊法人として再出発した。

同金庫の目的は、「時局ノ要請ニ応ジ転業又ハ廃業ヲ為ス商工業者等ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ図ルコト」（同法第一条）であり、その業務は次のとおりである。

一、転業または廃業をする商工業者等のために資金の管理または処分をする

末現在)

(単位 千円)

合 計	
口 数	金 額
8,615	68,502
47	44,741
537	6,962
33	26,011
19	46,596
4,040	86,380
83	6,935
2,051	21,351
1	53
3,780	8,509
85	2,184
210	13,189
43	2,041
1,648	7,076
472	11,359
1,211	19,594
572	14,189
1,382	27,103
1,072	3,275
26,354	33,962
44	3,980
5,007	37,109
158	8,450
12	2,818
25	8,154
1	3,828
57,502	514,351

第六十四表 国民更生金庫の貸付金業種別一覧表（昭和19年3月

業 種 別	引受限度貸付金		共 助 貸 付 金		繋貸付金	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
商 業						
米 穀 販 売 業	8,549	13,361	64	55,139	2	2
石 炭 販 売 業	—	—	47	44,741	—	—
石 油 販 売 業	497	2,558	40	4,404	—	—
木 材 販 売 業	—	—	33	26,011	—	—
織 維 製 品 卸 売 業	—	—	19	46,596	—	—
織 維 製 品 小 売 業	3,817	13,365	221	72,583	2	432
食 糧 品 小 売 業	10	79	73	6,856	—	—
其 の 他 小 売 業	1,888	4,193	163	17,158	—	—
接 客 業	—	—	1	53	—	—
其 の 他 雑 商 業	3,752	2,871	26	5,636	2	2
工 業						
ゴ ム 製 品 製 造 業	70	1,194	15	989	—	—
皮 革 製 造 業	206	11,101	4	2,088	—	—
セ ル ロ イ ド 製 造 業	42	1,041	1	1,000	—	—
陶 磁 器 製 造 業	1,637	6,122	11	954	—	—
硝 子 及 硝 子 製 品 製 造 業	462	9,804	10	1,555	—	—
製 糸 業	1,204	19,421	7	173	—	—
織 物 業	570	13,000	1	1,060	1	129
染 色 及 整 理 業	1,380	25,318	2	1,784	—	—
製 材 業	1,072	3,275	—	—	—	—
菓 子 パ ン 飴 類 製 造 業	26,345	31,739	9	2,223	—	—
真 田 類 菓 等 製 造 業	42	733	2	3,248	—	—
其 の 他 雑 工 業	4,940	27,571	65	9,528	2	9
其 の 他						
旅 客 自 動 車 運 送 業	158	8,450	—	—	—	—
貨 物 自 動 車 運 送 業	—	—	12	2,818	—	—
回 漕 業	—	—	25	8,154	—	—
真 珠 養 殖 業	—	—	1	3,828	—	—
合 計	56,641	195,198	852	318,579	9	574

国民更生金庫の当初の資本金は二千万円で、うち千九百万円を、政府は国債証券をもって出資した。その後、十七年、十八年の改正を経て、資本金一億円となった。また、払込資本の十倍（のち十五倍に拡大）の債券を発行することができた。

 $\langle 1 \rangle$

(単位 千円)

[illegible]

による。

第五節 国民貯蓄奨励運動とその実績

戦争経済を強化する上で絶対必要な生産力拡充資金を十分に保障しながら、同時に財政上必要な国債消化資金を確保することは、容易なことではなかった。しかも、他方において、膨大な政府資金の民間散布によって生ずる追加購買力が、自由に消費的な用途、それも供給量の制限された消費財の購買に向けられることは、直ちに急激な物価騰貴を招来する結果をもたらす。そして、もし物価の安定が保たなければ、すべての経済活動が円滑を欠くばかりでなく、戦争物資の調達そのものが困難にならざるを得ない。戦費および軍需物資の調達が大量的になり、強行的になればなるほど、この危険は増大してくる。こうして、増加した国民所得が消費的な用途に向かうのを制限し、これを国家的ないし軍需生産的用途に集中させることは、戦時経済政策の枢要部分を構成するものとなった。そして、増加した国民の購買力を、このように、消費的用途から国家的ないし軍需生産的用途に転換することを可能にする重要な手段こそ貯蓄である。すなわち、消費的方面に向かう購買力を蓄積させ、これを国家的ないし生産的用途に集中することによって、必要物資の増産と物価の維持を達成すること、これがいわゆる国民貯蓄奨励の目標にほかならなかった。要するに、貯蓄奨励運動の眼目は、国債の消化、生産力拡充資金の蓄積、インフレの抑制、の三点であった。

I 十三年度

国民貯蓄奨励運動は、昭和十三年四月十九日の閣議決定にもとづき、十三年度から国民運動として実施されるに至った。十三年度の貯蓄目標額としては、過去の貯蓄実績（十一年度の実績約二十八億円）から判定して、平時のままとしての貯蓄可能額三十億円、政府支払額から推定した戦時の貯蓄可能額五十億円、計八十億円と見積られた。しかし、この目標額の決定は、実は実際の貯蓄可能額を検討した結果というより、むしろ貯蓄によってまかなう必要のある資金の量から逆算したものであった。すなわち、生産力拡充資金として、少なくとも三十億円、国債消化資金として最低五十億円、合わせて八十億円という額が決定されたのである¹⁾。

- (1) いずれにしても、この数字はそれほど根拠のあるものではなかった。一説によると、八の字は末広がりであり、八十億にしたとも言われている。（大蔵省『昭和財政史史談会記録』による）

賀屋大蔵大臣は、十三年五月の『財政』誌上で、その算定基準を次のように述べている。

「各種金融機関に集積する貯蓄額並に国債公社債等に対する直接投資額として今後一年間に増加することを必要とする国民貯蓄の額は経済界の状況、政府資金の撤布額如何等に依つて異なるけれども大体約八十億円程度を目標とすべきである。然らば何故約八十億円程度を目標とするかと謂ふに今後一年間の国債発行額は五十億円を超える豫想であつて之を消化する為には五十億円に近い資金を要し又生産力拡充資金も今後一年間に大体三十億円以上を要する見込であるから此の兩者を合せば八十億円以上の資本の増加を必要とするのである。今

後経済活動の増大に伴つて日本銀行券の或程度の膨脹も必然であつて、現に第七十三回帝国議會に於て保証準備拡張の法律も通過した様な次第であり、之を細かく謂へば数億円程度は通貨膨脹に依つても支弁される訳であるから資金蓄積の目標としては先づ大体に於て八十億円程度が適當であると考へる。」

その中心になる機関としては、四月に大蔵省に国民貯蓄奨励局が設置され、六月には、大蔵大臣の諮問機関である国民貯蓄奨励委員会の官制が公布され、関係各庁高等官、貴衆両院議員および学識経験ある者のうちから、六十四人の委員が任命された。六月二十日、同委員会は貯蓄奨励方針を審議決定して、政府に答申した。大蔵省が一局を設けて、自らこのような大衆啓発にのり出したのも珍しいことであるが、また、自分の地方機関を使わず、道府県を中心とし、地方庁を動員して仕事をしたことも、特異の事例をなすものであつた。また、外郭団体としては、国民精神総動員中央聯盟¹⁾が中心となり、宗教団体、教化団体、経済団体、在郷軍人会、婦人会、青年団等すべての加盟団体を動員して、宣伝、指導の活動を展開した。

(1) 国民精神総動員中央聯盟は、後に国民精神総動員本部となつたが、大政翼賛会ができてからは、翼賛会がこれに代つた。

この運動は、初めは精神運動の色彩が非常に濃厚であつて、国民の協力を求める啓発運動にすぎなかつた¹⁾。最初の貯蓄奨励委員会の答申も啓発宣伝に力点をおき、貯蓄実行方策としては、貯蓄組合の設置と金融機関に積極的活動を促すという二つにとどまつていた。

(1) 啓発運動の形としては、講演会、ラジオ、演芸、レコード、展览会、パンフレット、ポスター、標語の募集等、あらゆる手段を使った。中でも、多数の婦人名士を動員した地方講演が評判であつた。

「国民貯蓄」とは、個人的貯蓄でないものであり、国民経済的意義における貯蓄を言うのだと説かれた。

貯蓄の具体的実行方策の中心になつたのは、貯蓄組合の設置であつた。貯蓄は、団体の力によつて継続的にすることが最も効果的であるとして、この組合の設置に力を注いだ。その方法としては、官公署の職域でやるもの、銀行、会社、工場の事業所でやるもの、商工業者の団体、青年団等の各種団体ごとにやるもの、市町村の町内会、部落会等の地域別にやるもの、という四つの型に分類し、組合規約のひな型を示して設置を勧奨した。そのうち、一事業または一工場の従業員二十人以上のものと官公署(学校等を含む)については、必ず設置する方針がとられた。

組合員のする貯蓄の種類および金額については、国民貯蓄奨励局から配布する『国民貯蓄規約例』にもとづいておこなうこととした。貯蓄の種類は、郵便貯金、銀行預金、金銭信託、信用組合貯金、無尽掛金、国債または貯蓄債券の購入等であり、貯蓄額の標準は次のとおりであつた。

(1) 官公署、銀行、会社、工場等に設置する場合

(イ) 事変前に比し所得の増加なき者に適用すべきもの(『国民貯蓄規約例』別表第一表)

(一) 俸給給料

	扶養家族なきもの	同三人以下のもの	同四人以上のもの
月五十円以下のもの	百分の十以上	百分の一・五以上	百分の〇・五以上
月百円以下のもの	百分の二十以上	百分の三以上	百分の一以上
月百五十円以下のもの	百分の二十五以上	百分の四以上	百分の二以上
月二百円以下のもの	百分の三十以上	百分の五以上	百分の三以上
月三百円以下のもの	百分の四十以上	百分の六以上	百分の四以上
月三百円を超えるもの	百分の五十以上	百分の八以上	百分の六以上

(二) 賞 与

	扶養家族なきもの	同三人以下のもの	同四人以上のもの
百円以下のもの	百分の三十以上	百分の十以上	百分の五以上
二百円以下のもの	百分の三十五以上	百分の十五以上	百分の十以上
五百円以下のもの	百分の四十以上	百分の二十以上	百分の十五以上
千円以下のもの	百分の四十五以上	百分の二十五以上	百分の二十以上
二千元以下のもの	百分の五十以上	百分の三十以上	百分の二十五以上
五千元以下のもの	百分の六十以上	百分の四十以上	百分の三十五以上
五千元を超えるもの	百分の七十以上	百分の五十以上	百分の四十五以上

(ロ) 事変前に比し所得の増加したる者に適用すべきもの(『国民貯蓄規約例』別表第二表)

(一) 俸給給料

俸給額	家族数	扶養家族なき者	家族三人以下の者	家族四人以上の者
増加前の額に相当する額		第一表の割合を適用す	同上	同上
増加額中増加前の額と合せ月五十円に達する迄の部分に相当する額		百分の三十以上	百分の十以上	百分の五以上
増加額中増加前の額と合せ月五十円を超え百円に達する迄の部分に相当する額		百分の六十以上	百分の四十以上	百分の三十以上
増加額中増加前の額と合せ月百円を超える部分に相当する額		百分の八十以上	百分の七十以上	百分の六十以上

(二) 賞 与

賞与額	家族数	扶養家族なきもの	扶養家族あるもの
増加前の額に相当する額		第一表の割合を適用す	同上
増加額中増加前の額と合せ百円に達する迄の部分に相当する額		百分の六十以上	百分の四十以上
増加額中増加前の額と合せ百円を超え二百円に達する迄の部分に相当する額		百分の八十以上	百分の七十以上
増加額中増加前の額と合せ二百円を超える部分に相当する額		百分の九十以上	百分の九十以上

備考

- 一 増加所得算定の基礎たる増加前とは昭和十一年を指すこと
 - 二 扶養家族とは世帯主以外の者を指すこと
 - 四 日給者に付ては前月中の給料（賃銀）の実収額を以て其の月額と看做すこと
 - 五 臨時手当に付ては給料の加給と看做さるるものは給料に加算し賞与の性質を有するものは賞与に加算すること
 - 六 賞与に対する割合は年一回支給の場合を豫想したるものなるを以て年二回以上支給する向にありては其の割合を適当に引上ぐること
 - 八 貯蓄額の割合を定むるに付ては大都市と地方との生活上の相違、自己家屋居住者と借家住の者との別、多額の負債を有する者等各個の事情を考慮すること
 - 九 事変前に於て失業、病氣等の為所得なかりし者又は所得の著しく少額なりし者に付ては其の増加所得額に適用すべき割合を適当に斟酌するも可なること
- （三、七、一〇および一一項省略）
- (2) 商工業者、其の他の団体に設置する場合
- （イ） 商工業者にありては大体営業収益税及同附加税の合計額又は府県営業税及同附加税の合計額を最低目標として（十五年度からは、「事業所得に対する分類所得税又は営業税の合計額を標準とする等」と改められた。）適当に之を定むること
- （ロ） 其の他の者にありては組合員の申合せに依り適当に之を定むること

(3) 町内会、部落等に設置する場合

町会費、税額（十五年度からは、「税額」の下に「資産又は生活の程度」が加えられた。）等を標準とし各人別に適当に定むること

十月、国民貯蓄奨励委員会は特別委員会を設け、貯蓄の趣旨の普及ならびに貯蓄実行の強化策を政府に答申した。そのおもな点は次のとおりである。

第一 一般方策

- （イ） 大都市に於ける趣旨の普及には特に力を注ぎ広く町会、各種同業組合、職業団体、文化団体等の協力を求むること
- （ロ） 家庭の主婦に対する趣旨の普及宣伝に力を注ぎ家庭を中心とする戦時生活様式の確立を図ること
- （ハ） 学校方面に対し又は学校を通じ生徒の父兄に対する普及宣伝にも一層力を注ぐこと
- （ニ） 貯蓄奨励運動の功績者に対しては之が表彰の方法を考慮すること
- （ホ） 特に必要な場合に於ては貯蓄機関の取扱時間を延長する等貯蓄の便宜供与に付更に一段の考慮を払ふこと

第二 特殊方策

(1) 所得の増加せる方面等に対する方策

(イ) 特に軍需工業等所得の増加せる方面にありては一層時局の認識を深め高率なる貯蓄の実行に努むる様広く全国に亘り組織的運動を行ふこと

(ロ) 会社、工場等に於ける貯蓄に付ては事業主の協力に俟つは勿論、特に従業員の自発的協力を求むること

(2) 賞与等に対する方策

(イ) 本年末の賞与、臨時手当等に付ては特に高率貯蓄を行ふ様官庁、会社、工場等と連絡を保ち普く全国的運動を起すこと

(ロ) 右賞与、臨時手当等の一部は之を国債又は貯蓄債券等を以て支給する方法を広く一般に実行すること

これについては、十一月中旬、各方面に対し次のように示達された。

各官公署、会社、工場、各種団体等に於ては本年末支給すべき賞与、期末手当、臨時手当等の内左の標準に依る金額を支那事変国債若くは貯蓄債券を以て支給し又は賞与手当等の受給者に対し次の標準に依る金額の支那事変国債若くは貯蓄債券を購入するやう勧奨すること、特に股販産業方面にあつては其の標準率を高くし又貯蓄債券を以て支給し又は貯蓄債券を購入せしむるものは成るべく少額受給者に限ること

賞与、期末手当、臨時手当等	任意の額
賞与、期末手当、臨時手当等	
百円未満のもの	一割相当額以上
百円以上二百五十円未満のもの	一割五分相当額以上
二百五十円以上五百円未満のもの	二割相当額以上
五百円以上千円未満のもの	三割相当額以上
千円以上五千円未満のもの	四割相当額以上
五千円以上のもの	

(3) 貯蓄組合に対する方策

(イ) 未だ貯蓄組合の普及せざる方面に対しては此の際急速之が設置を図ること

(ロ) 既存の貯蓄組合に付ては其の貯蓄率、活動状況等を調査し不十分なるものは之を強化すること

(ハ) 大都市に於ては地域別組合と共に職場別組合に力を注ぎ能ふ限り貯蓄率の引上を図ること

カンパニヤとしては、六月下旬、「国民精神総動員貯蓄報国強調週間」を実施し、貯蓄組合の普及および既設組合の整備充実を図り、また、事変前に比べてとくに所得の増加した者に対しては、従来おこなってきた程度の貯蓄のほか、原則として、その増加所得の全部を貯蓄に向けさせることとした。また、十二月の「経済戦強調週間」は、その重点を(イ)生活の刷新、(ロ)物資の節約、(ハ)貯蓄の実行においたものであるが、そのうち貯蓄については、「貯蓄報国」の意義をさらに徹底させ、とくに貯蓄組合の整備充実に努めることとした。

貯蓄組合の設置は急速に進み、十三年末には、早くも組合数三十一万、組合員千九百万人、貯蓄残高一億七千

五百万円という数字を示した。

II 十四年度

十四年になると、戦争の長期化が必至となり、いわゆる「東亜新秩序建設」のための大陸経営の段階に入り、巨大な資金と物資が必要となった。しかも、国債の消化率は十三年度八九パーセント、十四年度八〇パーセントと落ちる状況にあった。貯蓄増加の必要性はますます増大し、戦時財政経済の成否はかかって国民貯蓄の実行いかにあると言われるほどになったから、貯蓄奨励運動はいつそう拍車をかけられた。

貯蓄目標は前年度より二十億円を増し、百億貯蓄(国債消化資金六十億円、日満支を通ずる生産力拡充資金四十億円)を計画した。前年度の目標額は大体の目安を定めたにすぎないが、本年はこれを道府県に割り当て、道府県は必ずそれを達成するように推進した。また、従来貯蓄が徹底していなかった都市や殷賑産業——主として軍需関係の産業——の方面に力点をおいて、その徹底を期することとした。

大勢は、依然として貯蓄の普及徹底を強化するという前年度の方針の域を脱しなかったが、十四年度の国民貯蓄奨励委員会が答申した新年度の貯蓄奨励方策のうち、前年度と異なった点をあげれば、次のとおりである。

(一) 貯蓄奨励の一般方策

(イ) 貯蓄増加百億円の目標を達成する為には国民挙つて極力生活を緊縮し貯蓄を増加せざるべからず特に殷賑産業方面其他所得の増加せる方面に於ては一層貯蓄の実行に努むること

(ロ) 各道府県に於ては地方の収入状況其他の経済力に即応し能ふ限り最大限の貯蓄目標額を樹立して之に邁進すること、外地に於ても之に準ずること

(ハ) 貯蓄実績の向上を図る為には消費生活の担当者たる家庭の主婦に呼び掛くるを最も有効なりと認めらるるを以て此の際一層婦人の協力を求むること

(二) 貯蓄奨励の特殊方策

(1) 都市及殷賑産業方面に於ける貯蓄の徹底

(イ) 都市に於ては適実なる貯蓄奨励計画を樹立すると共に貯蓄奨励実行委員の如き制度を設け各地方に於ける熱心なる適任者を動員して貯蓄状況の検討及成績の向上に努むること

(ロ) 殷賑産業方面に対しては従業者の自発的協力に依り労務者統後生活刷新運動を強化徹底すると共に各会社、工場、鉱山に於ける貯蓄状況を個別的に検討し其の充分ならざるものに対しては所得増加状況其他を勘案して当該会社、工場、鉱山に於ける貯蓄額を定め其の実現に努めしむること

(ハ) 殷賑産業方面の従業者に対しては労働能率の向上、浪費の防止を図り以て貯蓄の充実を求むる為環境整備、教養、餘暇善用等に付適當なる施設を講ずるの要あること

(2) 農山漁村方面に於ける貯蓄の励行

農山漁村方面に於ける貯蓄の実行は大体に於て順調なりと認めらるるも時局の重大性に鑑み一層之が励行

を期すると共に此の方面に於ても時局に依り収入の増加したる者は特に貯蓄の増加に努むること

(3) 生活の刷新

(イ) 公私生活に更に一段の刷新を加ふるは貯蓄の増加を図る為缺くべからざる要件なりと認めらるるを以て貯蓄奨励に当りては特に生活の刷新に力を注ぐこと

(ロ) 生活刷新を強調するに当りては時局の要求に即応せる適當なる指導を行ふこと

(ハ) 婦人団体等を動員し特に股販産業方面の主婦に対し生活刷新の指導を行ふこと

(4) 組合貯蓄の徹底的増加

(イ) 貯蓄組合の貯蓄は本年度に於ては先づ最小限度組合貯蓄の倍加を期し全国的運動を起すこと

(ロ) 各貯蓄組合は本年度中に達成すべき組合貯蓄額の目標を定め其の実現に努むること

(この方策に添って『国民貯蓄規約例』を改正し、官公署、銀行、会社、工場等に設置するものの貯蓄額を、(1)事変前に比し所得の増加しない者に適用すべき俸給、給料の貯蓄率を二分ないし五分方、賞与を五分方、(2)事変前に比し所得の増加した者に適用すべき俸給、給料の貯蓄率を一割方、賞与を五分方、前年度より引き上げた。)

(5) 金融機関等の積極的活動

各種金融機関の団体は此の際夫々目標額を定むる等の方法に依り一層積極的に国民貯蓄の吸収に當るべく

特に工場地帯に於ける金融機関は工場従業者の貯蓄方法に付便宜を供与する方策を講ずること

この年実施をみた具体的方策としては、前年度から実施された賞与国債支給運動を一段と強化したこと、郵便年金法を根本的に改正し、九月一日から団体年金制度を実施したこと等がある。

一、賞与国債支給運動の強化

本年度は、実施機関たる会社、銀行、工場、各種団体のほかに鉱山を追加した上、国債または貯蓄債券を支給ないし購入させる標準率を、百円以下のものについては、前年度の任意額より一割相当額以上、その他のものについては、大体五分引き上げた。また、前年度には、貯蓄債券をもって支給し、または貯蓄債券を購入させる者なるべく少額受給者に限っていたが、本年度はこれを一般に適用させることとした。なお、実施方法についても、とくに前年末の賞与国債支給状況に徴して、それを実行しなかったり、実行が不十分であると認められたものに対しては、本年は必ず実行するよう個別的に要請することとした。

二、団体年金制度の実施

本制度は、会社、工場、鉱山等、とくに股販産業方面における従業員の、郵便年金に対する集团的加入を促進することによって、国民貯蓄の奨励に寄与しようとするものであった。その方法は、会社、工場、鉱山等、同一の事業主に使用される者の総人員の七割以上、または同一の事業主に使用される者を厚生大臣が定めた一定の標準により区分した集団の七割以上の者で、その集団が十人以上の者をもって、貯蓄組合の一種たる団体

郵便年金組合を組織させて、集团的に郵便年金に加入させるものである。加入しうる年金の種類は、保証期間附据置終身年金（掛金の払込は随時払）に限られるが、これは、支払開始後二十年以内に本人が死亡しても、その残存期間中は、同額の年金が継続して遺族に支払われるものであり、かつ、万一、年金支払開始期以前に死亡または解約しても、既往の払込掛金に年二分の複利利息をつけた金額が支払われることになっていた。

なお、本年のキャンペンヤとしては、百億貯蓄の達成を期するため、六月の一週間を「百億貯蓄強調週間」として、「一億一心、百億貯蓄」のスローガンで宣伝をおこなった。また、十月の次官会議の決定にもとづき、十二月の一カ月間にわたり、国民貯蓄の奨励その他に関し、都市を中心に、とくに軍需産業関係者等の実践を促すため、「経済戦強調運動」を実施し、これに違反する行為は憎むべき非国民的罪惡であることを強調した。

Ⅲ 十五年度

十五年度の貯蓄目標額は、国債消化資金六十億、日満支を通ずる生産力拡充資金四十億、それに浮動購買力吸収のための二十億を見込んで、計百二十億円に引き上げられた。

国民貯蓄奨励運動は、開始以来、ほとんどその趣旨の普及徹底に終始してきたが、満二年を経て、その必要性も相当普及するに至ったのみならず、貯蓄は、その必要を知るのみで実行を伴わなければ効果がないので、十五年度はその実行を促進強化すべき時期であるとして、貯蓄実行組織の完備とともに、能力に相応した強力貯蓄の計画的実現を目ざすこととなった。当時ようやくインフレに対する不安が強まり、また、貯蓄引出しに制限が

加えられるのではないかとの風説も生じたので、一部には、この際法律によって貯蓄を強制すべしという意見が高まっていた。そのような措置は実施には至らなかったが、右のような情勢にかんがみて、新たに各市町村から個々の貯蓄組合に至る末端組織にまで、貯蓄目標額を個別的に割り当てることとした。また、内地のみならず、外地についても、朝鮮、台湾はもちろんのこと、満州や北京にも同様の目標額が定められた。北京では、領事館が中心となって活動した。十五年度の特徴は、このように細胞的組織を整備すると同時に、こまかく具体的に運動を浸透させた点にあった。

国民貯蓄奨励委員会は、その答申にかかる十五年度国民貯蓄奨励要綱にもとづく貯蓄奨励実施要目の中で、とくに力を注ぐ要があるものとして、左の七項目を掲げた。天引貯蓄は、単に俸給や賞与についてだけでなく、土地家屋の売却代金、農水産物の売上げ等にも拡張された。能力貯蓄とは、貯蓄の能力ある者には、能力に応じて、その限度まで貯蓄させようとするもので、総合所得税を調べて、その納税者に高額所得者組合というものを作らせた。あらゆる消費機会をとらえて、買物貯蓄、料理屋貯蓄、お芝居貯蓄というようなものまで実施された。また、この年は紀元二千六百年の記念式典がおこなわれたので、それを機会に、誕生貯金、入学貯金等、各種の名称の記念貯金が行われ、このため、貯金通帳が五冊も十冊もある家庭が珍しくなくなったほどである。

一、個別目標額の設定

(イ) 本年度に於ては個別的指導に力を注ぎ(中略)夫々個別目標額を設定し其の実現に努むること

(ロ) 会社、工場、鉱山及農林水産関係団体等をして夫々其の収入増加の状況を考慮したる最大限の貯蓄増加目標額を設定せしめ其の実現に努めしむること

二、天引貯蓄の強行

(イ) 天引貯蓄は俸給、給料、賃金、手当、賞与等支払の際天引し得るものに限らず配当利子、地代、家賃、売上金又は臨時的収入等に付ても収入の際自ら優先的に天引して貯蓄を励行すること

(ロ) 農山漁村方面に於ても農林水産物の値上り、増産等に依り多額の資金流入を見るものと認めらるるを以て(中略)増加所得の一定割合を源泉に於て天引して貯蓄に向けしむる様一段と適切なる方策を講ずること

三、能力貯蓄の徹底

(イ) 貯蓄増加の実数を挙ぐる為に(中略)各人の収入状況、資産状況及家庭の事情等に応じ個別的に貯蓄力を測定し其の最大限度の貯蓄を行はしむるの方法を一層徹底せしむること

(ロ) 商品券及生活必需品以外の物品を一定金額以上購入する者又は一定金額以上の遊興観劇を為す者等をして必ず其の機会に国債、貯蓄債券の購入其他一定金額の貯蓄を為さしむる等の方法を考案し消費の機会を捕捉して貯蓄を実行せしむること

四、貯蓄継続の励行

(イ) 購買力抑制の為には貯蓄を長期に亘り続行するの要あるを以て一般的に貯蓄の持久継続を勧奨し各種貯蓄の期限到来するものに対しては極力之を継続実行せしむること

(ロ) 証券投資に当りては国債、貯蓄債券其他確実なるものを選ぶ様健全なる投資の指導に努むること

(ハ) 郵便官署等に於ける国債、貯蓄債券等の無料保管の実行に伴ひ郵便局売出国債、貯蓄債券等は必ず之が保管を委託せしむる様指導勧奨し継続保有の実を挙ぐることに

五、貯蓄組合の充実強化

(イ) 前年度の組合貯蓄倍加運動に引続き本年度に於ても一層組合貯蓄の充実強化を図ること

(ロ) 特に前記天引貯蓄、能力貯蓄、継続貯蓄の趣旨を採り入れ之を強行すること

(ハ) 前年度来実施し来りたる貯蓄奨励実行委員の制度を更に拡充強化し其の活発なる活動等に依り貯蓄組合の充実を期すること

六、新規貯蓄方法の実行

紀元二千六百年に当り皇国の隆昌を慶祝し且記念する意味を以て金融機関、各種団体等に於ては誕生貯金、入学貯金、結婚貯金等諸種の目的を掲げたる二千六百年記念貯蓄を考案実施すること

七、貯蓄態勢の強化

(イ) 戦時意識の徹底は消費節約貯蓄実行の先行要件なるを以て時局下に於ける財政経済の実情を国民に普

く滲透せしめ国民精神の緊張を促すこと

(ロ) 国民は真に滅私奉公の覚悟を以て生活の切下を断行し戦時生活を推進すること

(ハ) 貯蓄増加の積極的手段として各人其の立場立場に於て(中略)貯蓄源泉の培養を図ること

この年には、前後二回にわたって貯蓄強調週間を実施した。第一回の六月下旬の一週間は、奨励運動の徹底化に重点をおき、第二回の十二月の一週間は、国民貯蓄実践運動の強化推進に重点をおき、各団体の貯蓄実績に再検討を加えて成績の向上に努めるとともに、年末賞与の高率貯蓄と国債支給運動の趣旨徹底を目的とした。

なお、この年の秋、貯蓄運動の外郭団体たる国民精神総動員本部は解消され、新たに成立した大政翼賛会がこれに代った。

IV 十六年度

十六年度の貯蓄目標額は、当初、国債消化資金七十五億、日満支を通ずる生産力拡充資金六十億、合計百三十五億円とされたが、十一月の臨時議会(第七十七議会)で追加予算が成立し、国債発行額三十五億円の増加が決定されたため、その額だけ目標額を増して、百七十億円となった。

前年来、従来の普及宣伝による奨励政策から、しだいに技術的および事務的な方策に移行した貯蓄運動は、十六年度に入ると、ますます後者の傾向を強め、貯蓄実行組織の完備と能力貯蓄の計画的実現を目ざして進むこととなった。国民貯蓄奨励委員会の答申にもとづいて決定された本年度の貯蓄奨励強化策のおもなものは、左のと

おりである。

一、国民貯蓄組合の整備拡充

本年度について特筆すべきことは、国民貯蓄組合法の制定である。この法律は、三月に公布され、六月に実施されたが、それは今後の貯蓄奨励運動の中核をなすものであった。同法は、当時五十余万あった貯蓄組合に法的根拠を与え、組合を保護するとともに、大蔵大臣は必要に応じて貯蓄組合の設定を命じうることで、貯蓄の増加を図るほか、貯蓄組合の助成策として次のような特典を与えた。

(一) 組合に対する特典

イ、補助金および奨励金の交付

ロ、印紙税の免除

(二) 組合貯蓄に対する特典

イ、預貯金利子または信託利益に対する分類所得税の免除

ロ、国債利子に対する分類所得税の免除

免税については、組合のあつせんによる元本三千円をこえない銀行預金利子および合同運用信託利益、額面金額三千円をこえない国債(郵便局に保管を委託し、または登録したもの)、元本五千円をこえない銀行貯蓄預金、産業組合貯金その他の預金の利子であつて、信託については三年以上、その他のものについては二年以上据え置かれ

た貯蓄に対しては、甲種の配当利子所得に対する分類所得税を免除する特典を与えて、貯蓄の質を強化しようとするものである。したがって、本年度の貯蓄奨励方針は、主として本法制定の趣旨およびその運用方法の周知徹底を図るとともに、次のような方針にもとづいて組合を整備拡充し、前年度増加実績の倍加を期することに重点をおいた。

(イ) 本年度に於ては、町内会、部落会等の地域並に官公署、学校、事務所、営業所、工場、事業場の職域に在りては総て之を単位としたる国民貯蓄組合を組織せしめ此の方面に於ける未結成の絶無を期すること

(ロ) 高額貯蓄を為す国民貯蓄組合の普及を図ること

(ハ) 組合貯蓄にして満期到来のものに付ては更に之を定期預金、据置貯金、金銭信託、国債、貯蓄債券等の長期貯蓄として継続せしむるの方策を講ずること

(ニ) 組合員転出又は脱退の場合に在りては出来得る限り転出先又は新住居地組合の貯蓄に振替へしむる等適當なる方法に依り貯蓄を継続する様指導すること

二、貯蓄標準の適正化

従来は、各人の貯蓄額は、原則として貯蓄者の自由であつたが、今後は、左の方針によって基準をつくり、特別の事情のないかぎり、これによって貯蓄額を定めるよう指導することとなった。

(イ) 道府県は(中略)払戻しに付何等規約の制限なき貯蓄に付ては特に貯蓄率を高むる様指導すること

(ロ) 貯蓄標準は經常的收入と臨時的收入とに區別し臨時的收入の場合に在りては高率ならしむること

(ハ) 収入金額又は生産物の販売数量等を基準として決定する貯蓄標準にありては増収、増産分に付ては貯蓄率を高むること

(ニ) 国民貯蓄組合に依る適正なる貯蓄標準は概ね左記に依り之を設定すること

1 地域組合の貯蓄標準は市町村民税等を参酌し各自の能力に應ずる様設定せしむること、源泉貯蓄を行ひ得ざる収入例へば不動産、貸金等より生ずる収入を主とせる者に在りては成るべく之を高率ならしむること

2 職域組合の貯蓄標準は国民貯蓄奨励局設定の規約例別表に示せる貯蓄率に対比し之より低率なるものは努めて其の程度に引上しむる様指導すること

3 産業団体組合にして同業者の組織する組合に在りては収入額を基準とし夫々の利益率に應ずる貯蓄標準を定めしめ同業者に非ざる産業団体組合に在りては組合費、出資金等を参酌して各自の能力に應ずる様貯蓄標準を設定せしむること

4 其の他の貯蓄組合の貯蓄標準は高額貯蓄組合を除くの外概ね身分関係等に依るもの多きを以て各組合の性質に鑑み適當に定めしめ、高額貯蓄組合に在りては所得額の一定標準の者を以て組織せしめ貯蓄標準は租税等を参酌し各自の能力に應ずる様協定せしむること

三、浮動購買力の吸収

(イ) 小額債券及郵便切手貯金制度の普及に付ては概ね左記に依り之が徹底を期すること

1 小額債券は之が購入に便なる百貨店、煙草販売業者等に於て販売せしむるの外、会社、工場、事業場等に対しては給与支払見込額等を基準として之を引受けしめ、逐次受給者に購入せしむる様指導すること

2 郵便切手貯金は、学童貯金等に於て勧奨するの外広く煙草販売店、劇場、百貨店等に於ても之が販売の取次を為さしむることとし其の普及を図ること

(ロ) 現金取引に代へ適當なる信用取引の普及に努め尚振替払の実施を一般的に勧奨すること

1 企業等の支払に際しては銀行其他金融機関を通ずる振替払を実施せしむる様適當なる方策を講ずること

2 俸給、給料、賞与等の支払に付ては出来得る限り給与振替払制の普及を図ること

3 物資の配給等の際に於ける現金取引を適度に抑制し得る様通帳制度の普及を図ること

4 小切手制度の適當なる普及に付考究すること

四、勤勞強化と貯蓄の励行

積極的な勤勞強化によつて得た所得を貯蓄にふり向けさせるため、学生、青少年団、婦人会等を進んで生産的

勤勞に従事させ、たとえば集團開墾または空地利用等の収入を、すべて貯蓄させる方法を取り、また一般に工場、事業場等でも就動率の向上に努めさせ、それによつて増加した所得を、できるだけ貯蓄させることとした。

五、金融機関の活動強化

本年度には、国民貯蓄組合法の制定に伴なつて、次のような方法によりその活動を強化し、預金者に対して便宜を与えることとした。

(イ) 金融機関をして長期資金の吸収殊に国民貯蓄組合法の運用に依る資金の吸収、金利の平準化、経営の合理化に努めしめ以て国債消化促進を図る様指導すること

(ロ) 各種金融機関をして会社、工場、事業場、各種団体、高額所得者の国民貯蓄組合に対し之が貯蓄の吸収に資する様、出張集金等、積極的活動を為さしむること

(ハ) 各種金融機関をして預貯金者に対する便宜供与の為特定期間に於ける預貯金取扱時間の延長、会社工場等への出張取扱其他特別の施設を考慮せしむる様指導すること

なお、各金融機関がそれぞれ各自の貯蓄目標を立てたのは、十四年度からであるが、正式に公債消化額がその目標に織り込まれることになったのは、公債消化促進強化方針が宣伝された十六年度からである。その実績では、十四年度は好成績をあげたが、十五年度に入ると、ヨーロッパ戦争の突発にもとづく生産力拡充資金の盛んな需要、物価の騰貴等から、預金の増勢は鈍化し、第六十六表のように、シンジケート銀行団および信託会社

は、その目標を内輪にせざるを得なかったのである。

本年度の具体的な施策としては、次のような種々の方法がとられた。

一、会社、工場、鉱山等に対する貯蓄奨励特殊方策

(イ) 個別的貯蓄目標額は会社、個人企業等の各事務所、営業所、工場、事業場に於て本年度中に支払はるべき諸給与の予定額に対し、左記割合を以て算定したる金額が純増加額(歩留り額)となる様決定せしむること
報酬、給料、手当、賃金に対し

時局産業関係のものに在りては 一割五分以上

時局産業関係以外のものに在りては 一割 以上

賞与、期末手当に対し

時局産業関係のものに在りては 二割五分以上

時局産業関係以外のものに在りては 二割 以上

(ロ) 満期到来の貯蓄に付ては更に之を長期貯蓄例へば定期預金、金銭信託、国債、貯蓄債券等として継続せしめ又は転勤、退職の場合に於ては出来得る限り転勤先又は新住所の貯蓄に振替へしむる様適當の方策を講

第六十六表 金融機関の預金増加目標

(単位 億円)

年 度	シ ン ケ ト ー 銀 行	(内)公 債 消 化	地 方 銀 行	(内)公 債 消 化	貯 蓄 銀 行	(内)公 債 消 化	信 託 会 社	(内)公 債 消 化
昭和14	30	—	15	—	10	—	5	—
15	36	—	20	6	12	6	6	—
16	32	11.5	22	9	14	9.8	3.5	0.5

ずると共に国債の登録、国債、貯蓄債券等の郵便局又は日本勧業銀行の無料保管制度の利用等証券の換価防止に注意すること

(ハ) 本年度に於ける各事務所、工場等の貯蓄状況を審査し、貯蓄不良又は引出の多額なるものに付ては適宜個別的指導督励を為すこと

二、切手貯金の復活

大正十二年の関東大震災以来中止していた郵便切手貯金の制度を復活し、七月から実施した。郵便貯金に預入しうる郵便切手の種類は、十銭切手に限られた。

三、簡易店舗開設の勧奨

各有力銀行および信託会社に対して、簡易店舗の開設を認可(大体、信託会社に対しては大都市に限り一社二店あて普通銀行に対しては百店見当)する方針を採ることとし、それぞれ地方を指摘して、勧奨にのり出した。ただし、これは、従来預金吸収施設のない地方に限り、その業務についても、貸出業務はもちろん、当座取引も認めず、郵便局の補完的意味をもつ預金吸収機関たらしめようとするものであった。新設は、六大都市および北九州等の、所得の増加した地方を中心に認めることとし、十六年十二月の第一回決定では、普通銀行等百二十カ所が認可された。

四、郵便貯金最高制限額の引上げ

郵便貯金の一人の貯金最高制限額が二千円であったのを三千円に引き上げ、また、一回の預入最低制限額十銭を五十銭に引き上げ、七月から実施した。

五、定額郵便貯金の実施

従来の郵便貯金とは異なる定額郵便貯金制度を設け十月から実施した。その要点は次のようなものである。

(イ) 預入金額は一口二十円、五十円、百円および二百円及三百円の五種類とし、この金額は一度に全額を預入すること

(ロ) 預入期間は、預入の月から起算して十カ年とし、最初の一カ年間は原則として据え置くこと、ただし、預入者の事情によっては中途払戻しを認めることがある。

(ハ) 利子は、半年から複利の方法で、払戻しまでの経過年数に応じ、長期にわたるほど有利に計算され、利回りは最低二分八厘六毛から最高三分九厘九毛七糸まで。

六、賞与国債支給割合の引上げ

前年度に拡張された賞与国債支給標準率を、本年度にはさらに強化し、前年度の改正標準率を最低限度とし、扶養家族の有

加 額

(単位 百万円)

無尽会社金	小 計	直接有価証券投資	合 計	貯蓄増加額
25	2,203	675	2,878	—
40	2,763	1,344	4,107	—
61	5,182	2,151	7,333	8,000
104	8,414	1,788	10,202	10,000
196	9,653	3,164	12,817	12,000
226	11,987	4,033	16,020	13,500 改 17,000

第六十七表 貯 蓄 増

年 度 別	郵便貯金	簡易保険積立金	郵便年金積立金	銀行預貯金	信用組合金	金銭信託	保険会社金
昭和11年	240	164	20	1,164	172	96	320
12	401	173	16	1,453	209	40	431
13	815	195	20	3,062	414	224	391
14	1,384	247	39	4,908	963	297	472
15	1,715	332	80	4,981	1,259	323	767
16	2,052	405	170	6,126	1,507	444	1,057

備考：大蔵省調。

第六十八表 内地における国民貯蓄組合の普及状況

年 月 末	組合数	組合員数	貯蓄現在額	組合員の人口対比
昭和14年3月末	千組 416	千人 24,852	千円 434,466	% 34.4
9	471	29,126	722,424	39.9
15年3	501	31,642	1,152,502	43.4
9	516	34,417	1,527,436	47.2
16年3	531	36,315	2,033,052	49.6

備考：大蔵省調，「組合員の人口対比」は14年3月末の分は昭和13年10月1日現在の，14年9月末および15年3月末の分は昭和14年10月1日現在の推計人口（内閣統計局調）により，また，15年9月末および16年3月末の分は昭和15年10月1日現在（昭和16年4月18日内閣告示第6号）の人口により算出したものである。

無等を考慮して引き上げることとした。

七、カンパニヤ

第六十九表 内地における国民貯蓄組合種類別（昭和16年3月末現在）

種 別	組 合 数		組 合 員 数		貯 蓄 現 在 額		組合員 一人当
	組数	百分比	員 数	百分比	金 額	百分比	
官公署、学校、軍隊 を単位とするもの	千組 62	11.7%	千人 9,766	26.9%	千円 269,718	13.3%	円 27.61
軍需関係その他増設店 により所得の増加を する会社、工場、商店 を単位とするもの	17	3.2	2,600	7.2	336,684	16.6	129.51
上記以外の会社、工 場、商店を単位とす るもの	31	5.8	2,207	6.1	205,532	10.1	93.10
町内会、部落区を単 位とするもの	310	58.4	13,688	37.7	869,877	42.8	63.54
そ の 他	111	20.9	8,053	22.2	351,241	17.3	43.61
計	531	100.0	36,315	100.0	2,033,052	100.0	55.98

備考：大蔵省調。

本年度も、六月下旬に百三十五億貯蓄強調週
間、十月に国債消化強調運動を実施して、貯蓄奨
励の宣伝をおこなった。

以上に述べたように、ありとあらゆる形の貯蓄
奨励運動が次々とおこなわれ、国民貯蓄増加目標
額は年々累増していったが、統計上にあらわれた
その成果は、第六十七表のとおりである。

貯蓄奨励政策の根幹をなした国民貯蓄組合は、
組合数および貯蓄額からみると、第六十八表のよ
うな普及を示し、これを組合種類別にみると、町
内会、部落会等の地域を単位とするものが、組合
数において約六割、貯蓄額において四割三分と、
圧倒的地位を占めていた（第六十九表参照）。

国民貯蓄奨励運動の性格を示す代表的な事例を
いくつかあげれば、福井市においては、十三年十

宮崎県の神前貯金

市 別	貯蓄場所	年 月	預入総人口	金 額	預入受付時間
宮崎 市	宮崎神宮 社 前	昭和十六年 二月	五八〇	一、一三七円	自午前六時
		三月	七一〇	一、一六〇	自午前六時
		四月	六九五	一、二四〇	自午前六時
		五月	八二五	一、六〇七	自午前六時
都 城 市	神柱神社 社 前	二月	一一五	一、〇一五	自午前六時
		三月	一一〇	一、三二〇	自午前六時
		四月	二八四	九三九	自午前九時三十分
		五月	七六三	一、八九八	自午前九時三十分
延岡 市	今山八幡宮 境 内	二月	一九三	七六二	自午前七時
		三月	六四一	二、一一四	自午前七時
		四月	五四八	一、三六八	自午前七時
		五月	七九六	二、〇九二	自午前七時

月から誕生記念貯蓄を開始し、出生児一人当り十銭ずつ記入の郵便貯金通帳を配布して、貯蓄が進められた。静岡県では、県下の各学校の児童生徒の貯蓄に努力し、各学校に一名の貯蓄係員を委嘱して、貯蓄の奨励をおこな

った。また、宮崎県においては、興亜奉公日に際して神前にぬかずく敬謙な気持をそのまま実生活の上に具現するため、皇紀二千六百年の新しい紀元の発足にあたり、県民こそつての興亜奉公神前貯金の実行を奨励し前ベ
ージの表のような成績をあげたと報ぜられた¹⁾。

(1) 東京手形交換所『戦時経済特別調査報告書』上巻、昭和十七年刊による。

第二章 太平洋戦争期の金融統制と金融情勢

——金融体制の整備と軍需金融の推進——

第一節 経済新体制と金融統制

一 財政金融基本方策要綱

太平洋戦争への突入以後、日本の戦争経済は最後の段階に踏み込むこととなり、金融統制も、従来の段階から一段と飛躍的な発展をみるに至ったが、その出発点となったのは、財政金融基本方策要綱の決定である。

中国との戦争が長期化し、その解決の見通しが全く失われた戦局の中で、十四年九月に始まったヨーロッパの戦争と、日米通商航海条約の廃棄（本条約は十五年一月二十七日失効）および英米による重要物資の対日禁輸の実施は、日本の戦争経済に深刻な困難をもたらした。生産力拡充計画も物資動員計画も、これによって根底から動揺せざるを得なくなった。日本の支配層は、経済の軍事化をさらに徹底させることによって、この困難を乗り切ろうとした。そのあらわれがいわゆる新体制の樹立であり、「高度国防国家体制の完成」を目標にした総合的な「再編成」運動にほかならない。十五年七月における第二次近衛内閣の成立は、そのエポックを画するものであ

った。八月には基本国策要綱が発表され、十二月には経済新体制確立要綱が発表された。それにもとづいて、金融面での「新体制」も、当然、日程に上らざるを得なくなった。右の確立要綱に対応して、企画院においては直ちに金融新体制要綱なるものが立案されたが、その内示をみて、各方面の反対は予想外に強く、ついに発表をみるに至らなかった。

しかし、内外の情勢は、金融体制のなんらかの形で根本的な再編成を焦眉の急務たらしめていた。金融情勢も、ようやく悪化の気配を濃厚にしてきた。政府資金の散布超過が累増しているにもかかわらず、金融機関の預金、とくに長期安定性預金の増勢は鈍化し、銀行の貸出増加率も低落を始め、とくに産業資金に充当される部分の減退が注目された。普通銀行の貸出額は、十四年を頂点として増勢は鈍化し、とくに十六年に入ると、その傾向はいっそう顕著になった。また、物価抑制策と資金供給策との矛盾や、インフレーションを抑止するに必要な公債消化のための資金と、産業部面に投入すべき資金との対抗関係は重大化し、さらに、営利を原則とする金融機関の資金運用方針と、経済的に不健全かつ不安定な軍需産業への投資との間の矛盾も、ようやく激化するに至った。発行社債のうち、政府保証債の占める割合が増加したり、命令融資や債務保証額が急増していったことは、明らかに右のことを示していた。こうして、あらゆる面から見て、資金の総合的配分計画の実施と金融制度の根本的改革とは緊急の課題となってきた。大蔵省は原案の作成を急ぎ、企画院案の内容を変更し、新秩序や新体制ということばを避けて、成案を終えた。そして、政府は十六年七月十一日の閣議決定を経て、次のような

「財政金融基本方策要綱」を発表するに至った。

- (1) ヨーロッパ戦争の突発以後、大蔵省は、物価抑制の見地から極力貸出しの抑制を図ったが、そのため、資金調整標準の甲(イ)に属する優先的事業に対してすら、次のような銀行局長通牒(要旨)を自治調整団に発するに至ったことは、事態の深刻さを示すものと言えよう(矢尾板正雄『昭和金融政策史』、昭和十八年刊、四六七頁による)。

「兵器部分品製造業及び航空機部分品製造業は資金調整標準甲(イ)に属するも、右に対する設備資金の貸付は一件金額五十万円以下なる場合に於ても、陸軍関係にあつては陸軍省整備局長名義、海軍関係にあつては海軍省経理局長名義の承認あるもの以外は貸付を差控えられ度し。但し右証明なく貸付の必要ありと認めたる場合は、豫め日本銀行本支店に内議の上実行せられ度し。」

財政金融基本方策要綱

第一方 針

戦時諸国策遂行ノ経済的基礎ヲ強化確立シ高度国防国家体制ノ完成ヲ促進スル為メ財政金融ニ関シ所要ノ改革ヲ行ヒ国家資金力ヲ計画的ニ動員配分スルト共ニ資金運用ノ方針機構及方法ヲ改善シ綜合計画経済ノ円滑ナル運営ノ下ニ国家経済力ノ最高度ノ發揮ヲ期ス

第二 要 領

一、国家資金動員ニ関スル計画

(一) 国民経済ノ総生産額其他ヲ綜合的ニ勘案シテ国家資力ヲ概定シ之ヲ国家目的ニ従ヒテ財政、産業及国民消

費ノ三者ニ合理的ニ配分スベキ国家資金動員計画ヲ設定ス

(二) 国民貯蓄計画ハ右国家資金動員計画ニ基キテ樹立スルモノトス

(三) 国家資金動員計画ハ毎年度之ヲ定ム尚将来数ケ年度ニ亘リテモ之ヲ概定スルモノトス

二、財政政策ノ改革

(一) 会計制度ノ改革

財政ノ運用ヲ合理化シ計画経済運営トノ関係ヲ明確且緊密ナラシムル如ク左記各項ニ依リ会計制度ヲ改革ス

(イ) 現在一般会計ガ性質ノ全ク異ル各種ノ支出ヲ包含シ從テ計画経済運営トノ関係ヲ明確ニシ得ザルニ願ミ

支出ノ性質ガ一般的経費ナルカ資産ヲ構成スル経費ナルカ等其ノ性質ニ從ヒテ經理ノ調整ヲ工夫スルコト

(ロ) 特別会計ニ付テモ上記ノ趣旨ニ從ヒ必要ナル整理ヲ行フコト

(ハ) 豫算ノ形式ニ改善ヲ加ヘテ一層理解シ易キモノタラシムルト共ニ国家ガ事態ノ必要ニ応ジテ敏活ニ行動シ得ル様弾力性アル豫算ノ編成ヲ為スコト

(ニ) 其ノ他時勢ノ変遷ニ即応シ又ハ戦時ノ必要ニ応ズル為メ現行会計制度全般ニ付再検討ヲ加ヘ必要ナル改善ヲ行フコト

(二) 豫算編成方法ノ改革

歳出豫算ハ資金、物資関係トヲ見合ヒテ先ヅ其ノ総額ヲ概定シ重点主義ニ依リ政府ノ最高方針ニ則リ之ヲ編

成ス之ガ為メニハ特ニ左記事項ヲ実行ス

(イ) 毎年度豫算ノ編成ニ際シテハ豫メ行政各部ノ首脳者相協力シテ政府ノ実行スベキ重要国策ヲ先議劃定スルコト

(ロ) 重要国策費ト其ノ他ノ経費ガ財政資金ニ關スル計画ニ基ク歳出ノ総額ヲ超過スルコトナカラシムル為メ行政各部ハ毎年度既定経費ニ付徹底的ニ検討整理ヲ行フコト

歳入ハ歳出ノ性質ニ照応シテ其ノ財源ヲ按配シ公債財源ニ依ルモノハ歳出ノ性質ガ之ヲ許容スルモノニ限ルモノトス尚租税及公債以外ノ方法ニ依ル歳入増加ニ關シ所要ノ措置ヲ講ズ

(三) 税制ノ改革

租税ハ財政資金ノ所要ニ応ジ必要ナル収入ヲ確保スルモノトシ計画経済運営トノ関係ヲ稽ヘ一層合理的ナル税制ヲ設定ス之ニ關シ特ニ重要ナル所左ノ如シ

(イ) 国民各階各層ガ負担ヲ分担スル如ク税種ノ新設及改廃ヲ為シ又税率ヲ改定スルコト

(ロ) 時局下必要ナル生産ノ助長、消費ノ規正、貯蓄ノ増強、購買力ノ吸収其ノ他諸政策ノ遂行ニ資スル如ク

租税政策ヲ活用スルコト

(ハ) 財政資金ノ所要ニ応ジ毎年度租税ヲ増減スル方針ヲ採ルコト

(ニ) 課税及徵税方法ヲ合理化スルコト

(四) 公債ノ発行及消化ノ計画化

公債ハ公債財源ニ依ルベキ限度ヲ定メテ其ノ発行豫定額ヲ規正シ之ガ発行及消化ニ関シテハ金融統制ト見合ヒテ之ヲ計画化シ且ツ公債整理ニ関スル合理的ナル措置ヲ講ズ

(イ) 単純ナル歳入補填公債ハ之ヲ発行セザルコト

(ロ) 具体的ナル公債消化計画及其ノ実行方策ヲ設定スルコト

(五) 地方財政ノ改革

地方財政ニ関シテモ国家財政ノ改革ニ即応シ全国民経済運営ノ見地ヨリ之ヲ統制スルト共ニ地方の特色ヲ發揮セシメ地方民力ノ強弱ノ差ヲ補正シテ全国的ニ冗費ヲ節約シ且ツ中央ヨリノ委任事務又ハ中央ト協力スル事業ノ財源等ニ関シテ必要ナル調整ヲ行フ

三、金融政策ノ改革

(一) 産業資金ノ計画化

国家経済力が最高効率ヲ發揮スル如ク生産、物資、労力ノ状況等ト見合ヒテ民間産業及外国投資ノ為メ使用スベキ資金総量ヲ規正シ且ツ其ノ配分ヲ定メ産業資金ヲ計画化ス

(二) 金融制度ノ改革

金融ハ国家資金ニ関スル計画ニ基キ計画経済ノ運営ヲ確保スル為メ資金ガ公債消化及物資、動力、労力ノ確

保ヲ可能ナラシムルコトヲ主眼トシテ流通スルガ如ク公益的ニ計画的ニ且ツ統一のニ行ハルベキモノトス

(イ) 日本銀行ノ機能整備

政府ノ金融統制ノ実施ニ関スル機関タル機能ヲ一層整備充実シ各金融機関トノ資金上ノ関係ヲ緊密ニシ金融ノ情勢ニ応ジ金融資金ヲ能動的ニ引上又ハ放出シ具体的ニ金融ヲ調整スル機能ヲ拡充ス

(ロ) 金融機関ニ対スル統制ノ強化

金融機関ノ投資、融資及回収ヲ政府ノ金融統制ノ方針ニ即応セシムルガ如キ機構ヲ整備シ日本銀行トノ資金の関係ヲ緊密ナラシムルト共ニ同業連帯ノ精神ヲ一層昂揚セシメ共同的投資融資ノ方法ヲ活用セシム
金融機関ニ対スル監督ニ関シテハ金融機関ガ計画経済ノ運営上担当スル責任ヲ果セルヤ否ヤヲ監査スルコトニ努ムルモノトス

(ハ) 金融機関ノ組織化

金融機関ヲシテ日本銀行ヲ中核トシテ組織体ヲ結成セシメ政府指導ノ下ニ同業連帯一体のニ其ノ機能ヲ發揮シ金融統制ノ実施ニ協力シ且ツ金融ト産業トノ聯絡ノ緊密ヲ図ラシム

右組織体ハ原則トシテ日本銀行及各種業態別団体ヲ以テ構成シ全国的統轄団体トス尚要スレバ各種ノ金融機関ヲ包含スル地域団体ヲ設ク

(ニ) 金融機関ノ整理統合

金融機関ノ組織化ト相俟ツテ無用ノ競争ヲ根絶シ経営ヲ合理化シ金融資金原価ノ低下ヲ図ル尚之二件ヒ要スレバ新ナル機関ノ設置ヲ考慮スルト共ニ特殊銀行及金融業務ヲ営ム特殊会社ニ付テモ所要ノ整備ヲ行フ

(ホ) 金融資金ノ蒐集及運用ニ関スル措置

各金融機関ノ経営ハ政府ノ金融統制ノ方向ニ沿ヒテ自ラノ責任ニ於テ行ハルベキ処之ト相俟ツテ金融統制ノ円滑ナル遂行ニ資スル為メ必要ヲ生ジタル場合ニ於テハ金融資金ノ蒐集及其ノ払戻ノ責任ニ付国家ノ信用ヲ参与セシメ又投資、融資ニ付国家ノ信用ニ於テ保証又ハ債権ノ肩代リヲ為ス途ヲ開キテ其ノ回収性ヲ補強スル等ノ方策ヲ講ズ

(ヘ) 金融ノ各種系統間ノ調和

一般金融機関系統、組合系統其ノ他ノ各種ノ系統ノ金融機関相互間ノ連繋ヲ緊密ナラシメ各系統ノ金融ガ同一ノ指導方針ニ沿ヒテ調和シテ行ハレ金融市場ヲ一体トシテ金融統制ノ実ヲ挙グル如ク措置ス

(ト) 政府資金及政府関係資金運用ノ統一

預金部、簡易保険、特定ノ社会保険、政府関係共済組合等ニ集積セラルル資金ハ全金融統制ト一体的關係ニ於テ統一的ニ運用スルモノトス

(ニ) 有価証券取引機構ノ合理化

有価証券ノ価格ノ適正及安定ヲ図リ又時局下必要ナル有価証券ノ取引ヲ円滑ナラシメ以テ産業資金ノ疏通ト

国民貯蓄ノ保護ニ資スル為メノ措置ヲ講ズルト共ニ其ノ取引ノ方法及機構ヲ合理化ス尚有価証券業者ノ業務ニ関スル監督ヲ一層厳重ニス

(四) 企業資本ノ活用

企業ヲシテ努メテ資産ノ償却及利益ノ内部留保ヲ為サシメ以テ自己金融能力ヲ増加スルト共ニ企業ノ経営ヲ合理化シ人的物的資源ノ効率ヲ一層發揮セシメ又企業ニ属スル剩餘資金ノ集約ヲ図ル為メ企業ニ対スル資金統制ヲ強化ス

生産拡充等国策上必要ナル企業ノ資金調達ヲ円滑ナラシムル為メノ措置ヲ講ズルト共ニ企業中遊休設備ヲ生ジタル場合ニ於テ国家的見地ニ於テ之ガ資金化ヲ必要ト認ムルトキハ国家ニ於テ之ニ信用ヲ供与シ又ハ設備ノ有無相通ノ斡旋ヲ行ヒ要スレバ国家管理的措置ヲ講ズル等攻究ヲ為スモノトス

(五) 企業設備ニ対スル国家ノ資本的援助

国家ノ要請ニ基キ設備ヲ新設擴張スル場合要スレバ国家ニ於テ企業ニ対シ出資若クハ信用ノ供与ヲ為シ又ハ国家ニ於テ直接建設ヲ為シ其ノ経営ヲ企業ニ委任スル等ノ途ヲ開ク

(六) 外国為替政策ノ改革

外国為替政策ハ外貨資金ヲ活用シ貿易政策ト表裏一体ヲ為シ皇国及自存圈内ノ必需物資ノ獲得ヲ確保スルコトヲ目標トスルト共ニ国際決済ニ於ケル円貨ノ地位ヲ向上セシメ皇国对外経済ノ伸張ヲ図ルモノトス

之ニ関シ特ニ注意スベキモノ左ノ如シ

- (イ) 為替相場ノ変動ノ危険ヲ必要ニ応ジ国家ニ於テ負担処理スル制度ヲ確立スルコト
- (ロ) 諸外国トノ決済竝ニ金融関係ヲ円滑ナラシムル如キ協定ノ締結ニ努ムルコト
- (ハ) 毎年度貿易計画ト照応シ国際収支計画ヲ定メ之ガ適実ナル実施ヲ図ルコト

(七) 満支ニ対スル投資ノ調整

満洲及支那ノ財政資金及産業資金ハ努メテ現地ニ於ケル蓄積資金ニ依ルベキモ当分ハ我方ヨリ之ヲ補給スルノ要アルヲ以テ之ガ為メ物資労力ノ交流ト相照合シテ国家資金ニ関スル計画ニ基キ一元的計画的ニ必要ナル金融ヲ実施スルモノトシ之ガ為メ必要ナル措置ヲ講ズ

四、行政機構ノ改革

本要綱ノ実施ヲ円滑ナラシムル為メ所要ノ行政機構ノ改革又ハ運用ノ調整ヲ行フ

備考 本要綱ノ実施ハ逐次速カニ実行ニ移スコトトシ法令ヲ要スルモノニ付テハ其ノ整備等ニ直チニ着手スルモノトス

戦時金融政策史上画期的な意義をもったこの要綱は、「国家資金力を計画的に動員配分すると共に資金運用の方針機構及方法を改善」することを目的とし、その方法を総合的に示したものであり、その内容は多方面にわたるが、その骨子とするところは、河田大蔵大臣談によれば、次の三点にあるとされた。

一 国家経済力の資金に表現し得る能力を可及的に正確に判断し、右に基き国家資金を財政、産業、消費に亘り国家目的に従ひ動員し得る体制を整備確立せんとす

二 総合計画経済運営上財政活動の国民経済との具体的なる關聯性を明確ならしむると共に、財政活動を敏活ならしむるため会計制度及び豫算方式につき所要の改善を加へ、又国防及び戦時に於てとるべき財政政策を能動的に活用せんとす

三 戦時国防生産力を確立するため国家の要請する生産力を維持育成發展せしむるため長期金融の機能を整備充実せんとす、これがため金融制度及び秩序に対し所要の整備を加ふると共に、国家自らなすべき信用供与に関する施策及び国家施設を能動的に活用せんとす

同要綱は、国家資金動員計画の設定を基本方策の主軸においているが、金融政策については、次の七項目をあげている。

- (一) 産業資金の計画化
- (二) 金融制度の改革
- (三) 有価証券取引機構の合理化
- (四) 企業資本の活用
- (五) 企業設備に対する国家の資本的援助

(六) 外国為替政策の改革

(七) 満支に対する投資の調整

このうち、(一)と(二)が最も重要であり、(一)にいう産業資金の計画化は、国家資金動員計画の一部をなすものであり、これは、すでに十四年以来資金統制計画として試みられてきたことを、さらに推し進めようとするものであった。このような資金計画を有効に遂行してゆくためには、(三)の金融制度の改革が要請される。この点について同要綱は最も力を注いでおり、それをさらに、(四)日本銀行の機能整備、(五)金融機関に対する統制の強化、(六)金融機関の組織化、(七)金融機関の整備統合、(八)金融資金の蒐集及運用に関する措置、(九)金融の各種系統間の調和、(十)政府資金及政府関係資金運用の統一、の七項目に分けて、改善方針を掲げている。ここに指示された方針は、その後次々と具体化され、日本銀行の改組、時局共同融資団の結成、戦時金融金庫の設立、金融統制会の結成、銀行の大規模な合同等の形であらわれたのである。

また、前記の(三)においては、有価証券取引機構を、右に述べたような線に沿って合理化しようとするものであって、この意図は、十八年三月から施行された日本証券取引所法によって実現をみることとなった。その他の項目については、多くが抽象的な原則論にすぎず、実施をみるには至らなかった。

以上にみたように、財政金融基本方策要綱は、「経済新体制」の一環である「金融新体制」の構想を明示したものであり、概して具体性を欠く抽象的な「基本方策」にとどまるものであったが、たまたま、その発表後五カ

月たらずで、日本が太平洋戦争に突入したために、そこに盛られた方針のいくつかは次々と具体化されることとなった。この意味において、同要綱は、太平洋戦争下の金融統制の向かう方向を定めたものとして重要な意味をもち、影響するところが大きかったのである¹⁾。

(1) なお、財政金融基本方策要綱に関する詳細な点については、当時発表された大蔵次官広瀬豊作述『財政金融基本方策要綱に就て』（全国金融協議会刊）、大蔵省理財局企画課長迫水久常述『財政金融基本方策解説』（戦時生活相談所刊）、銀行研究社編述『財政金融の新体制』（文雅堂刊）等を参照されたい。

財政金融基本方策要綱によって方向づけられた太平洋戦争下の金融統制は、戦時経済統制の一環として、他の各種の経済統制によって規制される面が大きかったが、他面では、逆に他の経済統制に大きな影響を与えた。そして、全統制体系の中で占める金融統制の地位は、時期によって若干の変化があった。もちろん、太平洋戦争期における経済統制の目標が戦争目的の円滑な遂行にあった点では、日華事変期のそれと異なるものではなく、したがって、生産の増大が主軸をなしていたことも同じであった。しかし、生産の増大が重大な隘路と困難に当面するにつれ、経済統制の性格にも、変化があらわれるに至った。日華事変期の終りまでに、日本の経済統制は、資本主義経済の原則の中ではほぼ最高の形態にまで達していたが、緊迫した戦局と経済情勢の動きの中では、従来のような全面的統制方式の推進のみでは、時局の要請に答えられなくなってきたのである。利潤を無視した国家資本の全面的な進出の必要が、そのことを物語っていた。太平洋戦争期に入っても、まだ、その前期に

は、従前の全面的統制方式が一応はそのまま引き継がれ、金融統制は、主として他の生産統制、物価統制、配給統制等の統制措置を補充し、補完する役割になってきたと言える。しかし、その後期に至ると、生産の全般的な行詰りの中で、統制の目的は特定戦力の増強にしばらくゆき、ここでは一切の条件を無視して、各分野において、いわゆる超重点方式が採用されることとなった。そして、超重点方式の採用は、ますます多く金融統制に依存せざるを得なくしていった。さらに、終戦に近づく、統制の目標は、もはや生産の増強からしだいにはずれ、むしろ経済秩序の混乱を防ぐことに集中せざるを得なくなった。こうして、金融統制は、満州事変期にそうであったように、ふたたび統制体系の中心的位置を与えられることとなった。しかし、この時期の金融統制は、満州事変期のそれとは全く性質を異にするものであったばかりでなく、もはや正常な意味での金融統制と言うことはできないようなものになっていたのである。

二 国家資金計画と貯蓄奨励

資金統制に関する計画が、物資、労務および交通に関する動員計画とならんで、国家総動員計画の一部として十四年度から作成されたことは、すでに述べたとおりである。この計画は、その後も毎年策定をみて、実施されてきたが、戦争経済の進展につれて、個別的物動計画を総括的に把握する方式が要求されるようになり、物動計画を資金面から総合、補充し、戦争経済の円滑な運営を企図する総合物動計画たる資金計画の必要が痛感される

に至った。前項にみた財政金融基本方策要綱は、資金統制計画を質的に大きく発展させる契機となった。

さきにみたように、国家資金動員計画の設定は、前項に掲げた財政金融基本方策の主軸とされたものである。

財政金融基本方策要綱は、「国民ノ総生産額其他ヲ綜合的ニ勘案シテ国家資力ヲ概定シ之ヲ国家目的ニ従ヒテ財政、産業及国民消費ノ三者ニ合理的ニ配分スベキ国家資金動員計画ヲ設定ス」と述べ、国家資金を計画的に、財政資金、産業資金および国民消費資金に配分しようとするものであり、このために国民貯蓄計画を立案実行することとした。また、国家資金動員計画は毎年度これを定めるものであり、将来は、数カ年度にわたっても、これを概定するものとした。なお、この基本方策要綱にもとづく「国家資力」の算定および国家資金動員計画の設定等に関する基本的な研究をおこなうために、大蔵省内に国家資力研究室が開設され、総合的な資金計画の編成方式の研究に着手した。こうして、十七年度から、また本格的には十八年度から、資金計画は精密化されることとなり、従来の蓄積資金を中心とした統制計画方式をやめて、「国家資力」を財政、産業および国民消費に合理的に配分する国家資金計画が樹立され、これ以後終戦に至るまで、その形式が踏襲されたのである¹⁾。

(1) 戦時中の資金計画は、このように、一応国民経済全般についての計画であって、国民消費資金をも資金配分計画の上に算定計上し、資金の全面にわたる動員配分計画という性格をもっていた。これに対して、戦後の「資金需給計画」なるものにおいては、その対象とする資金の範囲が金融面にあらわれる範囲の資金に限られ、また、資金の需要と供給がそれぞれ別個に予測された上で両者の需給関係が算定される形を取っている。したがって、この場合は、両者のアンバ

ランスが当然に予想され、このアンバランスが資金不足として予測され、その部分が、通貨増発として資金需給の調整をとるようになっていく。戦時と戦後の資金計画は、その意味で性質を異にするものである。

毎年の資金計画は次のように決定された。

- 昭和十四年度資金統制計画（十四年七月四日閣議決定）
- 昭和十五年度資金統制計画（十五年七月十八日閣議決定）
- 昭和十六年度資金統制計画（十六年九月十六日閣議決定）
- 昭和十七年度資金統制計画（十七年六月二日閣議決定）
- 昭和十八年度資金統制計画（十八年五月十一日閣議決定）

第七十表 戦時資金計画編成形式の推移

昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度
（計）資金需給 （資）金需要 （公）債所要資金 （国）債 （地）方債 （産）業所要資金 （満）洲国日 （支）那日 （金）所要額	（計）資金需給 （資）金需要 （公）債所要資金 （国）債 （地）方債 （事）業所要資金 （株）式払込金 （杜）債増加 （借）入増加算	（計）資金総合 （資）金供給 （一）資金供給 （公）債所要資金 （金） （一）国債 （二）地方債 （事）業所要資金 （金） （一）株式払込金	（計）資金総合 （資）金供給 （一）公債資金 （一）国債 （二）地方債 （二）産業資金 （一）軍需産業 （一）生括産業 （一）一般産業	（一）資金動員 （一）動員資金 （一）国内動員 （一）財政課 （一）徴税 （一）租税 （一）印紙 （一）専売 （一）益金 （一）配分計画 （一）動員資金 （一）動員資金総額 （一）同配分 （一）財政資金 （一）国庫財政 （一）軍事費 （一）行政費 （一）投資出資 （一）調達計画 （一）動員資金 （一）動員資金総額 （一）同調達区分 （一）租税その他 （一）の普通収入 （一）（現地を除く） （一）国庫収入 （一）地方収入

計 （資）金供給額 （蓄）積資金 （差）引給 （不）足額	対満供給資金 対支供給資金 調整準備金 計 （資）金供給 （蓄）積 （差）引過不足 日銀貸出増減	（一）会社債増 （一）借入金増 （一）対満供給資金 （一）対支供給資金 （一）対南投資 （一）調整準備金 （一）合 （一）資 （一）金 （一）動員 （一）計 （一）一、国内 （一）貯蓄動員 （一）民間金 （一）融機関 （一）官庁 （一）公衆証券 （一）自己投資 （一）金 （一）二、現地 （一）国債消化 （一）引受 （一）本邦株式 （一）杜債引受 （一）等	（一）その他 （一）対外投資 （一）対満投資 （一）対支投資 （一）対南投資 （一）調整準備金 （一）合 （一）資 （一）金 （一）動員 （一）計 （一）一、国内 （一）貯蓄動員 （一）民間金 （一）融機関 （一）官庁 （一）公衆証券 （一）自己投資 （一）金 （一）二、現地 （一）国債消化 （一）引受 （一）本邦株式 （一）杜債引受 （一）等	（一）その他 （一）個人貯蓄 （一）民間金 （一）金融機関 （一）官庁 （一）証券投資 （一）法人資金 （一）等 （一）その他 （一）現地動員 （一）資金 （一）財政課 （一）徴税 （一）对本邦投資 （一）その他 （一）二、国民消費 （一）資金（国民消費支出金） （一）消費税等を含む	（一）地方財政 （一）産業資金 （一）軍需産業 （一）生括産業 （一）一般産業 （一）その他 （一）三、対外投資 （一）資金 （一）満洲 （一）支那 （一）南方 （一）甲地域 （一）乙地域 （一）調整準備金 （一）四、企業自己 （一）株式 （一）本邦関係 （一）その他 （一）六、社債 （一）本邦関係 （一）その他 （一）七、借入金 （一）本邦関係 （一）その他 （一）小計（四一七） （一）八、未定	（一）公債 （一）国債および借入金 （一）地方債 （一）現地国庫収入 （一）小計（一三） （一）四、企業自己 （一）株式 （一）本邦関係 （一）その他 （一）六、社債 （一）本邦関係 （一）その他 （一）七、借入金 （一）本邦関係 （一）その他 （一）小計（四一七） （一）八、未定
--	---	--	---	---	---	---

資金計画の編成形式の変遷を表示すれば、第七十表のとおりであって、漸次、その形式が複雑化し、精密化したことが知られる。「国家資力」という語がはじめて使われたのは十七年度計画においてであるが、同計画においては、資金需要（配分）額とその動員（調達）額とがすでに見合わされ、また、産業資金は軍需産業等四項目に分類され、さらに、对外投资も体系的に組み立てられており、十八年度の編成方法の原型をなしている。十七年度計画の概要を示せば、次のとおりである（上部は動員計画を、下部は配分計画を示す）。

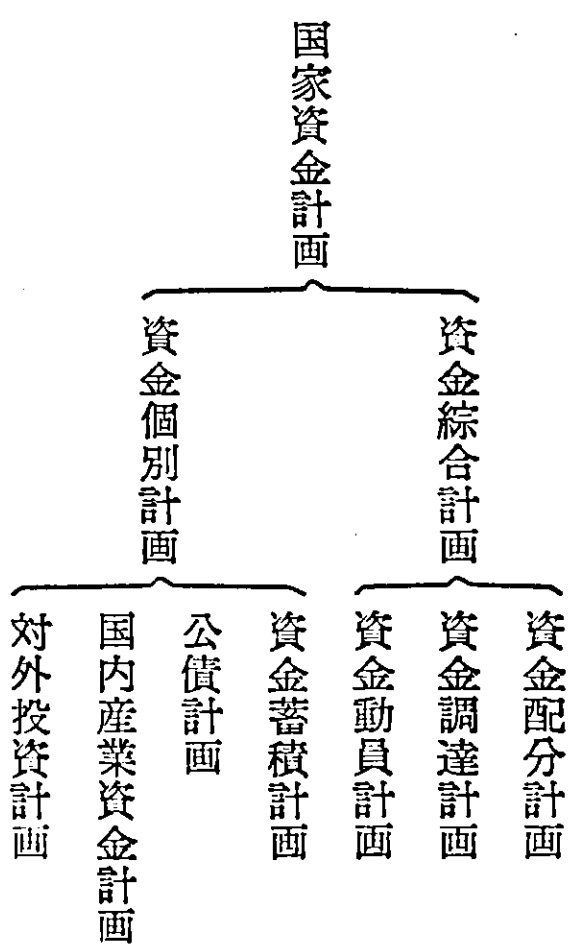
租 税(七〇億)……………	財政資金(二四〇億)
国民所得(四五〇億)	貯 蓄(二三〇億) { 公債消化(一七〇億)
	生産力拡充(六〇億)……………産業資金(六〇億)
国民消費(一五〇億)……………	国民消費資金(一五〇億)

十八年度計画は、「国家資金計画」として一応の整備を終ったが、その発表にあたって、鈴木（貞一）企画院総裁は次のように述べている。

「従来の資金統制計画は資金の所謂金融市場的蓄積とその配分を中心としたいはば局部的計画であつたが、本年度よりは貯蓄の源泉たる国民所得まで遡り戦時国民経済の実体に基づき国家資力を概算し、その財政、産業及び国民消費の三者に対する配分関係を計画化することとなり、真の国家資金計画としての実体を具備するに至つたのである。」

以下、十八年度計画にもとづいて資金計画体系の概要をみよう。資金総合計画は一連の資金計画を総合したも

のであり、総合計画をも含めたこれらの諸計画が、国家資金計画と総称される。国家資金計画の目的は、「国民経済における当該計画年度の動員充用し得べき総力、即ち国家資力を経験的物価水準により貨幣的に算定把握し、右の限度によりて国家資金の配分使用を国家目的に従ひ計画化し、以て国家資力の円滑なる而も最高度の形成を促進し、前記経験的物価水準の維持を図り、国民生活の安定を期する」にある。国家資金計画は資金総合計画と資金個別計画とに区分され、それぞれが、また、いくつかの計画に区分される。これを表示すれば、次のようになる。



資金総合計画は、国民経済の経済循環、すなわち国民所得の形成、配分、流通ならびに消費と潜在資力との、それぞれの量的面を、資金面から統計的に動態的に計画化するもので、とくに資金配分計画は、これを最も適実に反映するものとされる。

資金配分計画は国家資金計画の中核をなすもので、国家資力総額（国家資金）を財政、産業および国民消費に配分する計画である。そして、国民購買力の消費ならびに投資への使用量を、それぞれにつき、国家目的に従い合理的に画定し、物資、労務等の実質的配分量と国民購買力の使用量（国家資金の使用）との離反を最小限にとどめ、かつ国家資金の有効な使用により、国家資力の最高度の動員活用を図るにあるとされる。

資金調達計画においては、国家資金のうち、国民消費資金以外の資金、すなわち財政資金、産業資金および財政産業調整準備金の合計額を動員資金総額と称し、その調達方法を、所要資金の性質に応じて、租税、公債、企業自己資金、社債、株式、借入金または未定等に区分、計量したものである。

また、右財政資金における公債発行額と産業資金における企業自己資金を除いた残額との合計は、次の資金動員計画の国民貯蓄動員額にほぼ見合うものである。

資金動員計画は、動員資金調達の基盤に関する計画である。すなわち、軍需品生産の増加は国民収入の増加を招来し、国民消費に充当すべき購買力は、慣習により増加する傾向にある。このことは、貨幣購買力の変動を通じて国民経済の混乱を招来するものであるから、貯蓄目標の高揚による貯蓄率の連続的引上げにより、派生所得の減少を期する必要があるのである。すなわち、国家および公共的金融機関等による国民資力の引上げ、吸収の実行が要点である。

資金個別計画は、資金総合計画の円滑な実施を図るため、その部門をだいたい配分使用部門と吸収動員部門と

に区分し、各部門の国家資金把握の実情に適應するように、資金総合計画の要点項目を部門的に細分し、かつ、資金総合計画の純計的なのに反し、本計画においては総計的な性格を賦与し、国家資金に関する計画の施行に資するものである。そして、吸収動員部門に属する計画としては、資金蓄積計画および公債計画があり、配分使用部門に属する計画としては、国内産業資金計画および对外投资計画がある。

(イ) 資金蓄積計画は、資金動員計画における国内動員資金中の国民貯蓄動員額を基礎とし、これに若干の調整を加えて資金蓄積総額を求め、国民所得の階級別職種別分布状況を勘案の上、これをさらに民間金融機関、官庁資金、公衆証券投資ならびに勤務先預け金の各項に細分し、それぞれにつき蓄積目標を計上している。

(ロ) 公債計画は、国債計画および地方債計画に区分されている。

(ハ) 国内産業資金計画は、資金配分計画の国内産業資金の配分額ならびに資金調達計画の同調達額のそれぞれにつき所要の調達を加えたもので、まず配分額については、これをさらに軍需、生括、一般産業ならびにその他用資金に区分し、前三者につき設備ならびに運転資金の所要額を計上し、資金使用の認許可等の基準的わく設定の役割を果すものであった。

(ニ) 对外投资計画は、資金総合計画における配分ならびに同調達資金に若干の調整を加え、これを基本として満支ならびに南方に関する所要資金別の公社債、株式、借入金その他の調達方法を計画化したものである。国家資金計画における毎年の国民所得の見通しと実績概算を示すと、第七十一表のとおりである。また、その

第七十一表 国家資金計画と実績 (単位 億円)

	昭和17年度		18		19		20	
	見通	実績	見通	実績	見通	実績	見通	実績
A. 国民所得	450	472	500	617	600(≒)50	841	900	—
1. 財政資金	240	234	310	328	425(≒)50	452	655	—
イ 租税	70	93	100	119	140	152	185	—
ロ 公債	170	141	210	209	285(≒)50	300	470	—
2. 産業資金	60	61	60	86	60	165	180	—
3. 国民消費資金	150	204	130	211	115	210	115	—
B. 国民貯蓄	230	235	270	310	360(≒)50	485	600	—

備考：昭和19年度の(≒)印は第八十五議会における追加予算の国債追加発行予定額に相当するものである。

うちの主要計画とその実績は、第七十二表のとおりであった。十三年以来設定されてきた貯蓄目標額は、右の資金動員計画が樹立されて以後は、同計画によって計算された国民貯蓄動員額によって算定されることとなった。これにより、国民所得の配分計画と関連して、公債消化資金と産業資金とが国民貯蓄によってまかなわれるべきものとされ、従来漠然としか考えられていなかった貯蓄目標の設定が、形式的にせよ、一応の根拠をもつこととなった。

資金動員計画および資金蓄積計画における資金蓄積額と国民貯蓄増加目標の関係を示すと、次のようになる。

(→) 資金総合計画における資金動員総額

(イ) 個人貯蓄動員額（資金蓄積計画における個人分の計に相当）

民間

官庁

証券投資

第七十二表 国家資金計画における主要計画と実績

1. 資金配分計画 (単位 百万円)

項 目	昭和17年度 実績	昭和18年度		昭和19年度		昭和20年度 見込
		計画	実績	計画	実績	
国家資力総額	61,503	65,738	79,755	83,441	107,921	118,901
I 動員資金総額	37,900	46,005	54,344	62,019	83,204 (外300)	94,916
(1) 財政資金	24,974	32,350	34,866	43,961	47,960	66,556
(イ) 国庫財政	22,993	30,165	32,479	41,177	45,054	62,808
1. 軍事費	16,215	19,897 (内4,650)	22,168 (内4,124)	27,526	32,751	44,023
2. 行政費	5,704	9,153	9,246	12,170	11,074	17,326
3. 投資出費	1,074	1,115	1,065	1,481	1,229	1,459
(ロ) 地方財政	1,981	2,185	2,387	2,784	2,906	3,748
(2) 産業資金	12,412	12,655	19,478	16,058	35,244	25,360
(イ) 国内産業資金	10,636	11,019	17,491	13,906	33,120	23,948
1. 軍需産業	2,488	3,361	4,225	4,179	9,890	9,085
2. 生括産業	3,814	4,295	5,217	4,119	5,972	4,436
3. 一般産業	1,336	661	1,129	462	2,956	1,427
4. 其他資金	2,998	2,702	6,920	5,146	14,302	9,000
(ロ) 対外投資資金	1,776	1,636	1,987	2,152	2,124	1,412
1. 満洲	1,057	570	585	476	551	752
2. 支那	593	823	1,038	1,354	1,250	660
3. 南方	126	243	364	322	323	0
(3) 調整準備金	0	1,000		2,000	0	3,000
II 国民消費資金	23,603	19,733	24,868	21,422	24,417	23,985
(国民消費支出金額 〔消費税等を含む〕)	(26,183)	(23,820)		(26,748)	(29,499)	(30,612)

備考：財団法人統計研究会『戦時および戦後のわが国資金計画の構造』(昭和26年3月)による。

昭和18年度軍事費におけるカッコ内数字は、現地資金動員によって支弁された現地支出の計である。また、昭和19年度動員資金総額実績におけるカッコ内数字は、金融機関保有の糧券および蚕券の増加高である。

3. 資金動員計画 (単位 百万円)

項 目	昭和17年度 実績	昭和18年度		昭和19年度		昭和20年度 見込
		計画	実績	計画	実績	
動員資金総額	37,900	46,005	54,344	62,019	83,204 ⁽³⁰⁰⁾	94,916
Ⅰ 国内動員資金	34,831	43,734	53,178	61,971	83,308	95,308
(1) 財政課徴	10,394	12,744	13,899	17,966	20,696	22,656
(2) 国民貯蓄動員	22,075	29,490	32,713	41,663	47,455	69,992
(3) 企業自己資金	1,540	1,500	2,004	2,342	2,342	2,660
(4) 通貨増発	822	0	4,362	0	12,815	0
Ⅱ 海外資金動員	3,069	2,271	1,709	48	196	△ 392

備考：昭和17年度は海外資金動員額には現地調弁軍事費を含んでいる。

4. 国内産業資金計画 (単位 百万円)

項 目	昭和17年度 実績	昭和18年度		昭和19年度		昭和20年度 見込
		計画	実績	計画	実績	
Ⅰ 資金配分	11,284	12,297	20,594	16,589	37,040	28,329
(1) 軍需産業	2,888	3,961	6,605	6,179	12,090	11,085
設備資金	1,551	2,311	3,017	3,030	4,102	3,605
運転資金	1,337	1,650	3,588	3,149	7,988	7,480
(2) 生括産業	3,930	4,844	5,799	4,754	7,692	6,631
設備資金	2,478	3,844	4,322	3,633	5,405	4,682
運転資金	1,452	1,000	1,477	1,121	2,287	1,949
(3) 一般産業	1,468	790	1,270	510	2,956	1,613
設備資金	718	360	565	160	521	284
運転資金	750	430	705	350	2,435	1,329
小計	8,286	9,595	13,674	11,443	22,738	19,329
設備資金	—	—	—	6,823	10,028	8,571
運転資金	—	—	—	4,620	12,710	10,758
(4) その他資金	2,998	2,702	6,920	5,146	14,302	9,000
企業整備関係等資金	—	—	—	2,596	6,115	6,000
現地預貯金等その他	—	—	—	2,550	8,187	3,000
Ⅱ 資金調達	11,284	12,297	20,594	16,589	37,040	28,329

2. 資金調達計画 (単位 百万円)

項 目	昭和17年度 実績	昭和18年度		昭和19年度		昭和20年度 見込
		計画	実績	計画	実績	
動員資金総額	37,900	46,005	54,344	62,019	83,204	94,916
Ⅰ 財政資金	24,974	32,350	34,866	43,961	47,960	66,556
(1) 租税其他普通歳入(除現地分)	10,394	12,744	13,899	17,966	20,696	22,656
(i) 国庫収入	9,289	11,615	12,487	16,399	19,156	20,828
1. 租税	—	8,321	9,150	11,769	11,742	14,321
2. 印紙収入及専売益金	—	1,462	1,500	2,169	2,082	3,007
3. その他	—	1,832	1,837	2,461	5,332	3,500
(v) 地方収入	1,105	1,129	1,412	1,567	1,540	1,828
(2) 公債	14,145	19,504	20,865	25,833	29,955	46,654
(i) 国債	13,900	19,219	20,632	25,523	29,460	45,917
(v) 地方債	245	285	233	310	495	737
(3) 現地国庫収入	435	102	102	162	162	246
(4) 国庫一時餘裕金	—	—	—	—	△2,853	△3,000
Ⅱ 産業資金	12,412	13,655	19,478	16,058	35,244	25,360
(i) 国内産業資金	10,636	11,019	17,491	13,906	33,120	23,948
1. 自己資金	1,540	1,500	2,004	2,342	2,342	2,660
2. 株式払込	3,013	3,600	4,737	4,100	5,247	4,300
3. 社債増加	1,420	1,500	1,766	1,800	1,919	2,100
4. 借入金増加	4,663	4,419	8,984	5,664	23,612	14,888
(v) 対外投資	1,776	1,636	1,987	2,152	2,124	1,412
1. 社債	1,115	886	784	1,030	754	712
(a) 満洲	—	—	—	—	—	332
(b) 支那	—	—	—	—	—	380
2. 株式	333	353	365	389	555	600
(a) 満洲	—	—	—	164	285	330
(b) 支那	—	—	—	225	270	270
3. 借入金其他	328	397	838	733	815	100
(a) 満洲	—	—	—	81	82	90
(b) 支那	—	—	—	330	410	10
(c) 南方	—	—	—	322	323	0
Ⅲ 未定	0	1,000	0	2,000	—	3,000

4. 国内産業資金計画（つづき）（単位 百万円）

項 目	昭和17年度 実績	昭和18年度		昭和19年度		昭和20年度 見込
		計画	実績	計画	実績	
(1) 自己資金	1,540	1,500	2,004	2,342	2,342	2,660
(2) 外部資金	9,744	10,797	18,590	14,247	34,698	25,669
(イ) 株式払込	3,013	3,600	4,737	4,100	5,247	4,300
(ロ) 社債増加	1,420	1,500	1,766	1,800	1,919	2,100
(ハ) 借入金増加	4,663	4,419	8,984	5,664	23,612	14,888
(ニ) その他	648	1,278	3,103	2,683	3,920	4,381
補償金及び保険金	—	—	—	500	1,478	2,000
前受金増加	—	—	—	2,000	2,200	2,000
政府出資	—	—	—	87	155	84
設備補助	—	—	—	96	87	297

5. 对外投资計画（単位 百万円）

項 目	昭和17年度 実績	昭和18年度		昭和19年度		昭和20年度 見込
		計画	実績	計画	実績	
I 対満投資	1,271	800	813	700	788	1,000
(イ) 公債	783	400	383	10	0	0
(ロ) 社債				290	252	400
計	783	400	383	300	252	400
(ハ) 株式払込	488	400	430	300	417	470
(ニ) その他				100	119	130
II 対支投資	599	857	1,169	1,400	1,405	820
(イ) 社債	400	490	513	825	590	400
(ロ) 株式払込	199	367	656	225	270	270
(ハ) 借入金その他				350	545	150
III 対南方地域投資	126	243	364	322	323	0
(イ) 甲地域	120	200	334	265	266	0
(ロ) 乙地域	6	43	30	57	57	0
合 計	1,996	1,900	2,346	2,422	2,516	1,820

- (ロ) 法人資金蓄積
- (ハ) 企業自己資金
- (ニ) 右に加算すべき分
- (イ) 金融機関預け金増（内外銀行その他金融機関等の合計）
- (ロ) 未交換切手類増
- (ハ) 特殊決済預金が見合融資により設定せられたる分
- (三) 小計（一）＋（二）
- (四) 右より控除分
- (イ) 企業自己資金より勤務先預け金を除けるもの
- (ロ) 企業整備決済預金
- (五) 差引、蓄積総額（資金蓄積計画における蓄積総額）
- (六) 右より控除すべきもの
- (イ) 当座預金および同業者預金
- (ロ) 官庁資金中民間貯蓄に基かざるもの
- (ハ) 貯蓄増加目標の指定なき民間金融機関

(c) 差引、政府発表国民貯蓄増加目標額

右のうちの資金蓄積計画は、個人、企業、政府機関を総合したものであるが、政府発表の国民貯蓄増加目標額は個人および企業の民間関係のものである。国民貯蓄額に含まれるのは、銀行預金（当座預金を含まず）、金銭信託、郵便貯金、簡易保険積立金、郵便年金積立金、厚生保険積立金、保険会社準備金、信用組合貯金、無尽会社資金および有価証券（ただし、個人の有価証券および貯蓄債券の合計額）である。太平洋戦争下における国民貯蓄目標

額および貯蓄実績は第七十三表のとおりである。

第七十三表 太平洋戦争下の貯蓄目標額と
その実績 (単位 百万円)

	貯蓄 目標	国民所得 に対する 割合	貯蓄実績	遂行率
昭和16年	17,000	43.4%	16,020	94%
17	23,000	51.7	23,457	102
18	27,000	54.5	30,988	115
19	41,000	63.1	48,489	118
20	60,000	70.9	67,392	112

備考：国民所得に対する割合を除き、日本銀行統計局『戦争中金融統計要覧』による。

この統計表によれば、貯蓄実績が目標額に達しなかったのは十六年度だけであって、他の年度にはいずれも目標額を上回っていた。すなわち、国民貯蓄は毎年の予定額を超過しており、その点では満足すべきものであったようにみえる。しかし、それは表面上だけのことであって、実情はそれほど芳しいものではなかった。けだし、一方では、貯蓄実績の数字が、果してどの程度まで正確であったか疑わしかった。貯蓄額のうち最大の部分を占めたのは銀行預金であるが、その数字は、本支店勘定や両建勘定などの操作によって過大にドレッシングされる場合が少なかったと思われるし、また、

銀行預金に次いで大きな部分を占めた有価証券投資額にも、問題があったようにみえる。なぜなら、たとえば十九年度や二十年度のごとき、悪いはずの年度が大幅に目標額を上回っているからである。これらの末端の数字が不正確であれば、その総額は必ずしも額面どおりには受け取れないと言わねばならない。まして、年度末になっても貯蓄目標額に達しない場合には、政府資金を積極的に散布することによって実績を作るということもないではなかった。他方において、貯蓄目標のほうの数字は、その間のインフレの進展によって、あまり意味のあるものではなくなっていた。というのは、貯蓄目標額を設定した時期以後に変化が生ずると、その目標額を定める基礎となった資金配分計画そのものが変化してしまうから、以前の資金配分予定額をもとにして定めた目標額では、実際の資金需要にはとうてい応じきれなくなってしまうからである。十九年度の資金配分計画の実績を例に取って言えば、財政資金において約四十億円、産業資金において約百九十億円、国民消費資金において三十億円も計画額を超過しており、これでは当初の貯蓄目標額と実績額とを単に対比しただけでは無意味なことになってしまうであろう。それでもなお、終戦直前に至ると、貯蓄実績は目標額をはるかに下回るような情勢が生れてきたのである。

要するに、貯蓄成績の向上は、逆に政府資金の散超とそれによるインフレの強度の進行によってはじめて獲られたものであり、それは、国民貯蓄の使命が達成されたとか、インフレの抑制に成功したとかいうことは別のことであったと言わなければならない。

国民貯蓄の実績が実情をそのまま正しく表現したものとさえいえないとすれば、同じようなことが資金計画全体についてもあてはまる。資金計画が実情から離れてゆく原因となったのは、主として、日本銀行による国債の引受にもとづく戦費の支出方法であつた。もともと、国債の全額が国民貯蓄によって消化され、その残りの国民貯蓄のみによって産業の投資がおこなわれるとすれば、国民所得の配分は、同時に資金の配分にほかならないわけである。しかし、実際には日銀引受公債の全額が消化されることはなく、しかも、そのうち少なくとも一部分が日銀の貸出しによってまかなわれたのであるから、国民所得の配分と資金の配分とは異なるものにならざるを得ない。ここに、国民所得が水増しされて貨幣的に表現され、数字上でのみつじつまがあうことになってしまう原因があつた¹⁾。

(1) 貯蓄計画、資金動員計画の実績については、日本銀行調査局特別調査室『満州事变以後の財政金融史』(第三編)、大蔵省昭和財政史談会記録(第三十九回、第四十一回、第七十回、第七十一回)、大蔵省理財局国民資力企画室『資金計画及びその樹立方法の概要について』(昭和二十一年)、統計研究会『戦時および戦後のわが国資金計画の構造』(昭和二十六年)等によつた。

それにしても、以上にみたように、かなりの貯蓄実績の増加があつたことは明らかであり、そのために、政府は絶大な努力をはらつて、貯蓄奨励にあたつたのである。十六年までの国民貯蓄奨励運動についてはさきに述べたが、太平洋戦争期には(終戦近くなってくると、それも出つくした感があつたが)さらに目新しい方法が次々と案出

され、あらゆる形のもとに、ほとんど強制的に奨励がおこなわれた。

十七年度の貯蓄増加目標額は二百三十億円と決定された。これは貯蓄奨励運動開始の年である十三年度の目標額八十億円の三倍に近い額であり、それは十七年度の「国家資力」の半ばに達するものであつた。政府は、国民貯蓄奨励運動の強化に資するため、事変国債および事変債券の名称を大東亜戦争債券と改称するとともに、百貨店における商品切手の発行を禁止して、これを国債に代えた。また、郵便貯金法を改正して、郵便貯金の最高預入限度を三千円から五千円に引き上げ、同じく簡易生命保険の最高制限額を五百円から千円に引き上げた。さらに前述したように、臨時資金調整法を改正して、土地その他のものの収用または買収による代償金等の臨時収入に対して、その金銭の処分につき命令をなしうることとし、また、勧業銀行の発行する戦時貯蓄債券の発行限度を十億円から二十億円に、報国債券のそれを五億円から十億円に引き上げ、抽せん制度の妙味を加えた。

金融界でもこれに対応し、東京手形交換所では十六年十月臨時総会を開き、貯蓄増進のため、次のように営業時間を延長することを決定した。

- (イ) 毎月五日、二十日、二十五日および月末、月初の営業日各一日、合計五日は貯蓄奨励のため、預金の受入時間を午後五時まで延長、ただし、その日が土曜日に当たるときは、午後二時まで延長すること
- (ロ) 五日、二十日、二十五日が休日にあつたときは、次の営業日においてその受入時間を延長すること
- (ハ) 十二月二十日より直ちに実行すること

また、大蔵省は、十六年冬、普通銀行・貯蓄銀行・信託会社に対して簡易店舗の開設を許可したが、十七年三月にも、これと同数の百二十カ所の簡易店舗の新設を許可した。

十七年七月には、貯蓄増加累計が五百億円に達したので、首相官邸で功労者の表彰式がおこなわれた。十一月には、行政簡素化のため官庁の機構が改正され、これまで大蔵省の外局であった国民貯蓄奨励局が、国民貯蓄局という内局になった。また十七年度から、新たに国民貯蓄組合指導員なるものを全国各地に置いて、貯蓄の督励に当らせた（六大都市の区に十名ないし十五名、その他の市に五名ないし十名、町村に一名ないし三名を置いたが、十八年十一月末現在で総計一万七千五百名に達した）。

十八年に入ると、貯蓄奨励に関係のある法律の制定や改正がいくつもおこなわれた。

第一は、「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル件」（法律第四十三号、三月公布）であるが、この法律は、資金の蓄積と貯蓄の増強を強化する目的で、「多数の人員、店舗等を擁し現存金融機関中最も活動力ある普通銀行等」に貯蓄銀行業務または信託業務を兼営させ、これによって大衆的預金や長期貯蓄性資金の吸収にも活動させようとしたものである。

第二は、国民貯蓄組合法の改正である。これは、貯蓄促進のために国民貯蓄組合の活動範囲と機能を拡張しようとするものであって、市町村単位の地域組合の組織を認めること、組合貯蓄の範囲を拡大して、外国有価証券（外国または外国法人の発行する公債または社債）の買入れと勤務先預け金を新たに追加すること、組合貯蓄の利子ま

たは利益に対する課税上の特典を拡張すること、組合加入の命令をなしうる内容としていた。なお、国民貯蓄組合はその後ますます増大し、十九年末には六十万五千五百組合を数え、加入人員五千九百万人、預金総額八億三千七百万円に達した。

第三は、「納税施設法」（法律第六十四号、三月公布）である。同法は、「国民の納税の履行を容易ならしめ、併せて国民貯蓄の増強等に資する為め」に、納税団体の組織、法人納税積立金の積立、納税準備預金制度および租税の貯蓄納付を規定したものである。租税の貯蓄納付（または戦時納税貯蓄）は、納税と貯蓄とを結びつけたものであり、特定の租税（分類所得税、総合所得税および個人の臨時利得税）を納付する場合、その税額の二倍または三倍の金額を政府に貯蓄すると、それによって税の納付があったものとして、納税の義務が免ぜられ、貯蓄した金額は、一定期間が経過したのち払い戻される制度である。金利は高めに計算され、二倍貯蓄の場合には九年後、三倍の場合は十一年六カ月後に払戻しされる。この制度は、金利が有利なため、富裕階級の脱税手段に使われるおそれがあるとの非難を受けたので、貯蓄額の最高限度は二万円と定められた。なお、政府は、この納税貯蓄収入金のうち租税額に相当する部分は、租税収入として一般会計の歳入に計上し、超過額は、公債発行による収入金として臨時軍事費特別会計の財源に充当した。

国民貯蓄奨励運動を実施してゆく上で常に問題になったのは強制貯蓄の件であった。とくに十五年ごろから、貯蓄は法律で強制しなければだめであるという議論が一部に強まったが、結局、法律的な強制はおこなわれず、

最後まで愛国的精神運動として実施する方針が維持された。強制を避けた理由は、精神運動としてやるほうが効果的だと考えられたからである。貯蓄を強制する場合には、払戻しについて厳重な制限が必要であり、また、貯蓄の標準を法律で定めると、かえって多額の貯蓄を期待できないというのである。罰則も設けなければならないし、義務となると、それ以上の貯蓄はやらないようになるであろうし、かえって逆効果になると考えられたためである。しかし、貯蓄そのものは法律的に強制されなかったが、国民貯蓄組合の組織が強制されるものであることは、国民貯蓄組合法に明文で規定されていたし、国債、債券の隣保消化、割当貯蓄は実質上の強制にほかならなかった。貯蓄目標額の毎期の割当にあたって、下部末端に行くほど、目標額にヤマをかけた水増し額が強制的に実施されたことも、事実と言わなければならない。

終戦が近づくにつれて、貯蓄運動は、インフレーションの浪にしだいにみこまれていった。十九年度の貯蓄目標額は三百六十億円（その後の臨時議会で四百十億円に増額）、二十年度は六百億円と定められた。十九年八月の「福券」につづき、割増金付債券の最後のものとして、二十年の敗戦の年の七月に、皮肉にも「勝札」が発行された。さらに、終戦間近になると、印刷ということ自体が困難となったので、証書類をいっさい使わず、金額も自由で、帳簿記入式の「公債」である「護国公債」というものがの発行計画されたが、これはついに実現を見るに至らなかった。

第二節 日本銀行の改組

一 改組の背景

太平洋戦争期の金融界を特徴づける顕著な動きとして、何よりも注目に値するのは金融機構の改革であった。臨時資金調整法を初めとする一連の金融統制法規によって、資金統制の網は、すでに日華事変期において、ほとんどまんべんなく張りめぐらされた。しかし、戦局の推移につれ、生産力拡充政策が行き詰ったにもかかわらず、いな、行き詰ったからこそ、その中で軍需生産をいっそう拡大しなければならぬ必要が生じ、そのためには、単なる金融統制政策の強化ではなく、その新しい段階への飛躍が不可避となってきた。それは、制度上の根本的な改革を要請していたのである。この金融機構の改革を実現したものが新たな日本銀行法の制定であり、金融統制会の設立であり、一連の新金融機関の新設であり、また、既設金融機関の大規模な整理統合であった。ここでは、まず日本銀行の改組拡充についてみることにしよう。

わが国の中央銀行である日本銀行は、明治十五年の創立以来、各方面から、しばしばその批判と改革の案が示されてきた。そのうち、日銀制度改革案として重要なものだけでも、大正十五年に設置された金融制度調査会案、昭和五年の大蔵省・日本銀行共同調査会案、昭和十二年の日本銀行条例改正打合会案の三つがある。しかし、

これら三つの改革案は、それぞれ昭和二年の金融恐慌、六年の満州事変、十二年の日華事変という重大事件の突発によって、いずれもその実現をみるに至らず、このため、日本銀行制度は、銀行券の発行に関する規定を除けば、明治十五年における同行創立以来、ほとんどなんらの変化をもこうむることなしに活動をつづけてきたのである。しかしながら、日華事変下の経済情勢、とくに金融面にあらわれてきた時局の重圧は、日本銀行制度の根本的改革を必至ならしめた。

直接その改革を促した第一の事情は、時局産業資金の調達を円滑にする必要である。すなわち、昭和十二年、結城蔵相のもとで生産力拡充政策が政府の政策として採用された際、これに必要な資金を豊富に調達する意味において、日本銀行が公然と産業金融に進出する必要ありとされた。従来、日本銀行は短期流動的な商業金融の中心機関であることを理想とし、長期資金ないし産業金融に関与することは、努めてこれを避けてきたのである。もちろん、見返品制度の活用によって、実際上ある程度まで産業金融をおこなうことができないわけではなかったが、制度上、産業金融が封じられていたことは、産業金融に積極的に進出する上で非常な拘束となるものであった。ところが、生産力拡充がますます必要となり、しかも、そのための資金の供給に困難が生じたので、日本銀行は、一国の中央銀行として、産業金融に対しても積極的に支援する必要を認め、その建前とする商業金融中心主義を投げうち、実際上も、証券担保貸付における産業証券の取扱、日本興業銀行に対する支援等によって、産業金融に対する積極的支援の傾向を示すに至った。

改組を促した第二の事情は、銀行券発行制度に関するものである。これよりさき、昭和六年以後、日本銀行の金準備高は激減し、金解禁前の十億円台から、七年に入ると、四億円台に下った。当時における日本銀行兌換券の発行高は十億円前後であったから、従来の法定保証準備発行限度一億二千万円を加えても、なお五億円前後の制限外発行が常態化していた。こうして、七年には保証発行限度を一躍十億円に拡張するとともに、限外発行税を、従来の最低年五分を三分に引き下げた。しかし、その後赤字公債政策の続行と輸出の好転によって、通貨の

第七十四表
日本銀行兌換銀行券発行高
(単位 百万円)

年次	年中平均	年中最高
昭和11	1,340	1,965
12	1,535	2,399
13	1,920	2,859
14	2,376	3,818
15	3,336	4,930
16	4,176	6,232

膨張はいっそう急激になった。すなわち、第七十四表に示すように、兌換銀行券発行高は、十一年の年中平均十三億円が、十六年には四十二億円に増大した。ここにおいて、政府は、十三年、十四年の二回にわたって保証発行限度を拡張したが(十七億円から二十二億円)、これによって、正貨準備の増減により通貨量の自動的調節を図る制度の意義は、もはや完全に失われた。さらに十六年春には、今までの屈伸制限法を捨てて、

最高発行額制限法を採用するに至った。すなわち、これによって従来の正貨準備と保証準備の区別を撤廃し、日本銀行は大蔵大臣の定める一定限度(十六年度七十七億円)まで銀行券を自由に発行しうることとなった。同じく朝鮮・台湾両銀行の銀行券発行にも、同趣旨の措置が講ぜられた。十六年二月、貴族院における特別委員会の席上、政府委員は銀行券発行制度全般にわたって改正を研究中なる旨を明らかにしていた。

第三に、日本銀行条例は国際金融取引についてなんら規定していないため、従来から種々の困難を生じていたが、事変の進展につれて、アジア各地域に中央銀行が設立され、日本銀行がこれと取引を結ぶ必要が起るとともに、この点の改正が強く要望されるに至った。

第四に、民間資金の蓄積が豊富となるにつれて、民間の有力銀行が日本銀行にその資金を仰ぐことが漸次消滅し、このため、日本銀行と金融市場との連係が著しく希薄化した事実がある。この点は、資金統制の上からしむれば非難の対象となり、資金の統一的運営を期する必要が叫ばれた。これは日本銀行の国家機関化と表裏をなす要請であったが、十六年の財政金融基本方策要綱も、この点について、「各金融機関トノ資金上ノ関係ヲ緊密ニシ金融ノ情勢ニ応ジ金融資金ヲ能動的ニ引上又ハ放出シ具体的ニ金融ヲ調整スル機能ヲ拡充ス」、「金融機関ヲシテ日本銀行ヲ中核トシテ組織体ヲ結成セシメ政府指導ノ下ニ同業連帯一体的ニ其ノ機能ヲ發揮シ金融統制ノ実施ニ協力シ且ツ金融ト産業トノ聯絡ノ緊密ヲ図ラシム」と述べている。

以上に述べたように、日本銀行は、その組織上、業務上、銀行券発行制度上、根本的な改組を必要不可避とする情勢にあった。たまたま、昭和十七年十月をもって、明治四十三年二月に満三十年延長された営業年限が満了するため、これを絶好の機会として、ついに大規模な改革がおこなわれたのであった。

この改革には、組織面のごとく実質的变化を意味する部分と、既成の事実を法令によって形式的に確認したにすぎない部分と、単に法令の整理統一に終った部分とがある。

二 改組の内容

1 組織と目的

改組の眼目の一つは、日本銀行を、従来の株式会社組織から独自の組織をもつ特殊法人とすることであった。もともと、旧日本銀行は資本金六千万円（うち払込四千五百万円）の株式会社であったが、総裁以下の役員は大蔵大臣の任命にかかり、（もともと、その手続としては事前に株主総会において選挙するを要し、また、監事は純然たる株主総会の選挙制であった）その株式の所有、移転にも制限があつて、純然たる私的企業ではなかったが、その組織が株式会社であることは、いかに株主の権限が制限されていても、その企業の採算を無視しえない点で、なお一般会社企業と共通の性質を多分に有していた。これに対し、新日本銀行はこのような企業性格を脱却し、国家的目的を有する特殊の法人として設立された。日本銀行法第一条は、「日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融の調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス」とし、同第二条は、「日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ」とした。

出資組織の特殊法人たる新日本銀行は資本金を一億円とし、旧株主の出資分四千五百万円をこえる額は政府が出資することとなった（ただし、この政府出資分五千五百万円の払込は終戦時までおこなわれず、二十三年四月に至り、連合軍司令部の指示によって、はじめて徴収された）。株主総会に該当するものは設けられず、出資者が日本銀行の業務

に参与する余地はなく、ただ、その払込金を限度として同行に対する持分を有するのみである。出資証券は、一定の手續に従ってこれを譲渡することができるが、外国人、外国法人、および実質上これらの外国人に支配されている日本の法人は、出資者となることができない。

出資証券は一般の株式に似ているが、次の点で著しい差異がある。すなわち、日本銀行は政府の出資に対しては剰余金の配当をしないが、それ以外の者の出資に対しては、毎事業年度の剰余金中から年四分以上五分以下の配当をおこなう。したがって、剰余金（利益金と言わない）の配当には最高限が定められ、もし年四分の配当をおこないえない場合には、政府はその割合までの配当を補給しなければならない。また、日本銀行が解散する場合には、その払込金額をこえる残余財産は国庫に帰属することとなっているから、政府以外の出資者は、その出資額以上に残余財産の配当にあずかりえない。しかも、前述のように株主総会に該当する出資者総会は認められず、したがって、民間出資者は役員の選任に関与しえないから、日本銀行の出資証券は、その性質上、株式よりもむしろ社債券に類するものであった。

組織上とくに著しい変化は、職員の制度についてみられる。役員についてはすべて政府において任免権を保有するばかりでなく、職員は、原則として、すべて「法令に依り公務に従事する職員」とみなされることとなった。役員としては、総裁、副総裁各一人、理事三人以上、監事二人以上、参与若干人がおかれ、参与以外の役員は、原則として兼業が許されない。参与は一種の諮問機関であるが、それぞれ理事会と独立に意見を述べうる点

で、七年創設の参与制度および十一年以来の参与理事制度と異なる。

なお、政府の日本銀行に対する監督権は著しく強化され、前記役員の任命権および解任権はもとより、公定歩合の認可をはじめ、業務、銀行券、経理に関し広範な認可権を留保し、また、日本銀行の目的達成上必要ありと認めるときは、日本銀行に対し必要な業務の施行を命じうるほか、業務、財産の状況に関し報告を徴し、検査その他監督上必要な処分ができることとなった。業務の実施については、総裁のみが業務を「総理」し、役員集会の議事を「統裁」することとなり、従来の重役集会の多数決制は廃止された。

2 業 務

日本銀行業務についての改組の主要点は、次のとおりである。

第一は、時局の進展に即応してその範囲を拡充し、従前の商業金融中心主義を捨て、進んで産業金融の調整にも当りうることとした点である。日本銀行条令では、株式を抵当とする貸出しや株式の所有はもちろんのこと、「直接間接ヲ問ハズ工業ニ関係スル事」も固く禁止されており、中央銀行が産業金融に進出しないことが、創立当初から確認されていた。しかし、商業手形の未発達なわが国の金融機関は、一般に株式担保の貸出しをその主要業務の一つとみなしており、その中央銀行としての日本銀行も、早くから商業金融のわくを越えだしていた。すなわち、明治十八年以来、抵当品ならびに保証品のなかに日本鉄道会社や横浜正金銀行等の株式を入れており、また、同二十三年の恐慌時には、日本銀行条例にない「担保品」なる名称を付することによって、株式担保

の貸出しを大々的に実施した。この制度は明治三十年廃止されたが、実質上は「見返品」という名称のもとに存続することとなった。大正年代の改革論においては、しばしばこの見返品制度の撤廃が主張されたが、昭和初年の改革案になると、この制度を正面から認めるに至った。昭和二十年の改革案では、見返品制度を公認したばかりでなく、「日本銀行ハ社債若クハ株式ノ応募、引受又ハ買入ヲ為サザルコトヲ為シ置クヲ可トス、政府保証債ニ付テモ亦同様ナルモ若シ特ニ日本銀行ノ応募又ハ引受等ヲ必要トスル場合ニ於テハ特別立法ニ依リ其ノ途ヲ開クヲ可トス」(条例改正打合せ小委員会審議記録)とし、産業金融への一步前進が認められた。こうして、十七年の改組にあたっては、従来の国内商業金融調整のほか、「産業金融ノ調整疏通ニ任ゼシムルコト」が一つの眼目として掲げられた。すなわち、日本銀行法第二十条は、日本銀行の業務として「手形、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀又ハ商品ヲ担保トスル貸付」をあげ、社債や株式を担保とする貸付を正式に認めたばかりでなく、国債以外の債券であっても、主務大臣の認可を受けた銘柄のものは、その売買が可能となった。これは、従来から見返品制度の名のもとにおこなわれてきた産業金融を公認し、中央銀行の業務として産業金融の調整が加えられたことを明白に示したものであるが、このことは、長期固定的な産業資金を直接日本銀行から放出させる趣旨ではなく、一時的な資金の供給を意味するものであると説明された。

第二は、従来のような金融市場に対する消極性を捨てさり、一般市場操作を積極的にしようとした点である。日本銀行条例においては、日銀の金融市場に対する関係としては、手形割引ないし短期の貸付等、消極的なもの

が認められたのみで、積極的に手形や一般有価証券を売買して、市場を調整するというほどの意味はなかった。すなわち、日本銀行は従来から公債の売買をおこなってきたが、これは、銀行の経営採算上やむを得ずおこなうにすぎず、これによって金融市場を調節しようとするものではなかった。満州事変以後においても、日本銀行の国債売却は、市中銀行その他の要求に応じて消極的におこなわれたのであり、日本銀行が積極性を発揮したのは、売却の中止をおこなった時だけであった。しかるに、日本銀行法は「商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、国債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ売買」を日銀業務の一項目とし、これによって、従来国債の売買に必要であった主務大臣の認可は不必要になり、また、主務大臣の認可を受ければ、国債以外の債券も売買できるようになった。なお、旧条例が手形の買入れのみを掲げたのに対して、売却をも明記した点が注目される。

第三は、国際金融取引上必要な業務を開始したことである。日本銀行が国際金融に関与する場合に、その範囲は外国為替手形の割引に限られていた。日本銀行法では、これに対して外国為替の売買を公認し(第二十三条)、また、外国金融機関に対する出資または融資およびこれと為替決済取引をなしうることを定めた(第二十四条)。これは、いわゆる大東亜共栄圏の成立を予想し、これに即応して、各地の中央銀行との間に国際金融取引を支障なくおこなう必要が生じたためである。

第四の改革は、信用制度の保持育成のために必要な業務をおこないうることとした点である。このような業務として考えられたものは、一つは、たとえばスタンプ手形によっておこなわれたような新しい信用制度を普及す

る業務であり、いま一つは、金融機構のはたんを防止する業務であった。これらの業務は以前から日本銀行によって実行されてきたものであるが、金融機構のはたんを防止するためには法定の業務範囲を逸脱せざるを得ず、したがって、たとえば大正十二年の震災や昭和二年の金融恐慌の場合のように、そのための特別法を制定する手続を必要としていた。それを、新法では、このような場合、主務大臣の認可を唯一の条件として、これを恒久的な業務として認めたわけである。

第五は、政府との関係の問題である。新法において、対政府関係の業務のうち最も注目を要するのは、財政資金供給の主要形態たる国債の引受ないし応募と政府に対する無担保貸付を、日本銀行の業務として明記したことである。これは、日本銀行が財政資金の供給者であることを無制限に義務づけたものであった。また、日本銀行が国庫金の取扱をすることは旧条例と同様であるが、一般的に「法令ノ定ムル所ニ依リ通貨及金融ニ関スル国ノ事務ヲ取扱フモノ」（日本銀行法第三条）とされたことによって、日本銀行の国家的性格はいっそう明確にされた。従来においても、会計法をはじめ臨時資金調整法、外国為替管理法、銀行等資金運用令、会社経理統制令等の諸法令には、日本銀行の国家事務参加が規定されていたが、国庫金の取扱を除いては、日本銀行条例にこれをうける規定がなく、その点、制度上不明確であった。日本銀行法は、とくにこの点を規定することによって、日本銀行が制度上国家事務を取り扱うものであることを確認したのである。

3 銀行券

以上に述べた組織上および業務上の改革と並んで、銀行券発行制度の上でおこなわれた改革は最も大きな注目をひいた。その眼目は、銀行券の兌換制度を廃止し、いわゆる管理通貨制度を基礎とした発券制度を設けたことであった。すなわち、日本銀行法は「日本銀行ハ銀行券ヲ発行ス」（第二十九条）と規定し、その兌換についてなら規定するところがないから、制度上、日本銀行は従前のごとき正貨兌換の義務を免除され、したがって、その発行する銀行券は、もはや兌換銀行券とは呼ばれず、日本銀行券と称せられる。また、同法は「主務大臣ハ前条第一項ノ銀行券ノ発行限度ヲ定ムベシ」（第三十条）と規定しているが、これによって、発行限度は単なる一つの目安にすぎないものとなった。制限外発行は、大蔵大臣の認可を条件として、いくらでもなしうるものであり、しかも制限外発行税の納付は不要となったから、日本銀行券は、制度上も、正貨である金の保有量に全然制約されることなく、戦争遂行のために無制限に発行しうることになったのである（この改革による新しい発券制度の成立については、『昭和財政史』第九巻、「通貨編」第四章第一節を参照されたい）。

なお、経理について剰余金の処分方法が改正された。すなわち、日本銀行は毎事業年度に、(1)その剰余金の二十分の一を損失填補および配当準備のため準備金として積み立てねばならない。(2)この準備金のほか、大蔵大臣の認可を受け、目的を定めて積立金をすることができる。(3)大蔵大臣の認可を受け、民間出資に対し年四分以上五分以下の配当をする。(4)剰余金のうちから前記三項の金額を控除した残額は、すべて事業年度経過後二ヵ月以内に政府に納付しなければならない、のである。

三 改組の経過

政府は、十五年以来日本銀行制度の全面的な改革を企図して、その準備を進めたが、日本銀行においても、これと対応して特別調査委員会を設置し、制度改善の対策を検討した結果、十六年八月に日本銀行制度改善要綱を決定した。一方、政府は、十六年秋以来具体的に日本銀行法案の起草審議に着手したが、太平洋戦争の突発にあつて成案の完成を急ぎ、翌十七年一月、閣議において次のような日本銀行法案要綱を決定して公表するに至った。

日本銀行法案要綱（昭和十七年一月七日 新聞発表）

日本銀行ヲシテ内外諸般ノ情勢ノ進展ニ即応シ我国中央発券銀行タルノ使命ヲ完ウセシムル為左記要綱ニ依リ日本銀行制度ヲ改正スルコト

記

- 一、日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保成ヲ目的トスルコト
- 二、日本銀行ハ特別法ニ依ル特殊法人トシ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルルモノトスルコト
- 三、資本金ハ一億円トシ政府ハ内五千万円ヲ出資スルモノトスルコト
- 四、日本銀行ニ総裁一人副総裁一人理事三人以上監事二人以上ヲ置キ政府之ヲ任命スルコト理事ニ付テハ総裁

ノ推薦ニ依ルコト

政府ハ一定ノ理由アル場合ニ於テ役員ヲ解任スルコトヲ得ルコト

五、日本銀行ノ職員ハ之ヲ公務員ト看做スコト

六、日本銀行ノ業務ノ範圍ヲ拡充シ国内商業金融ノ調整ヲ中心トスル從來ノ制度ニ加ヘ左ノ業務ヲモ行フ制度トスルコト

(一)産業金融ノ調整疏通ニ任ゼシムルコト

(二)金融調節ノ為ノ市場操作ヲ積極的ニ行ハシムルコト

(三)外国為替ノ売買其ノ他国際金融取引上必要ナル業務ヲ行ハシムルコト

(四)信用制度ノ保持育成ニ当ラシムルコト

七、銀行券ノ金兌換制度ヲ廃止シ管理通貨制度ヲ基礎トスル発券制度ヲ設クルコト

八、政府以外ノ出資者ニ対シテハ剩餘金中ヨリ年五分ヲ超エズ且年四分ヲ下ラザル割合ノ剩餘金ノ配当ヲ為スベキコト

九、政府ハ政府以外ノ出資者ニ対シ年四分ノ剩餘金ノ配当ヲ保証スルコト

十、政府ノ出資ニ対シテハ剩餘金ノ配当ヲ為サザルコト

十一、剩餘金中ヨリ積立金及配当金ヲ引去リタル残額ハ国庫ニ納付スベキコト

十二、将来日本銀行解散スル場合ニ於テ払込資本金額ヲ超ユル残餘財産ハ之ヲ国庫ニ帰属セシムルコト

十三、日本銀行条例ニ依ル日本銀行（旧日本銀行）ハ本法ニ依ル日本銀行（新日本銀行）ト為ルモノトシ、大蔵大臣ハ日本銀行改組委員ヲ任命シテ之ガ所要ノ手續ヲ行ハシムルコト

旧日本銀行ノ権利義務其ノ他ノ法律関係ハ新日本銀行ニ於テ一切之ヲ承継スルモノトスルコト

十四、旧日本銀行株主ハ其ノ儘新日本銀行ノ出資者トナルモノトシ新日本銀行ハ右出資者ニ対シ国債又ハ現金ヲ以テ補償金ヲ交付スベキコト

右補償金産出ノ基準ハ適當ナル期間中ニ於ケル旧日本銀行株式ノ時価及新日本銀行成立ノ際ニ於ケル新日本銀行出資ノ時価ヲ参酌シ日本銀行株式補償審査委員会ノ議ヲ經テ大蔵大臣之ヲ定ムルコト

右補償金ニハ所得税ヲ課セザルコト

十五、本法ノ制定ニ伴ヒ貨幣法、朝鮮銀行法、台湾銀行法等ニ関スル所要ノ規定ヲ設クルコト

十六、日本銀行条例、兌換銀行券条例、日本銀行納付金法、昭和十六年法律第十四号及金準備評価法ハ之ヲ廃止スルコト

右の要綱にもとづき、直ちに日本銀行法案が作成され、第七十九回帝国議會に提出された。十七年一月二十二日、衆議院本會議における賀屋蔵相の提案理由説明は次のとおりである。

「我が国通貨並に金融制度の中核であります日本銀行をして、中央發券銀行として国家經濟總力の適切なる

發揮を図る為め、政府と一体的關係に立ちまして通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成に任せしめ得るが如き体制を整備致しまして、以て大東亜戦争の完遂と高度国防国家体制の完成に資し、進んでは大東亜共栄圈の確立と将来久しきに亘る是が維持發展に寄与せしむることは、刻下緊急の要事と信ずるのであります抑、現行の日本銀行制度はそれ〴〵明治十五年及び同十七年の制定に係る日本銀行条例及び兌換銀行券条例を基本の法律と致して居るのであります、其の後若干の修正を加へられて参つたのでありますが、其の基本的建前は殆ど六十年前と何等変更せらるることなく今日に及んで居るのであります、其の結果今や日本銀行の現行制度は、同行運営の實際に副はざるに至りましたのみならず、今後其の使命を全うせしむる為には少からず障碍となるのであります、仍て茲に日本銀行制度の全般に亘り根本的改正を行ふことと致した次第であります、是より本法案の主なる点に付き説明を申し上げます

先づ第一に、現在日本銀行は一種の株式会社組織でありますが、同行の公的性質が愈々濃厚となるに伴ひまして、其の使命の遂行に遺憾なからしむるが為め、之を強度の公的性質を有する特殊法人とするを適當と認めたのであります

次に日本銀行の資本金は之を一億円に増加しますると共に、現在の払込資本金四千五百万円の外五千五百万円を政府に於て出資し、是が實際の払込は今後必要に依じて之を為すことと致したのであります、又日本銀行の運営は専ら国家目的の達成を使命として行はるべきものでありますから、同行役員の責任、任免等に関する

る規定を之に適應する如く改正すると共に、同行の職員は総て之を公務員と看做すことと致したのであります。次に現在日本銀行の業務は、制度上国内商業金融の調整を中心と致して居りますが、其の範囲を拡充致しまして、右の外更に産業金融に付ても進んでは是が調整を図り、金融市場操作も之を積極的に行ひ、国際金融取引にも積極的に関与すると共に、更に我が国信用制度の保持育成に当ることをも日本銀行の義務として規定致したのであります。又現行の兌換銀行券条例に基く発券制度は、金本位制度を基礎とするものでありまして、今日右の制度は全く其の意義を喪失するに至りましたため、昨年法律第十四号を以て之に代る制度を設けたのであります。同法は臨時的な特例に止まるものでありますから、之に代へ管理通貨制度を基礎とする恒久的なる新発券制度を設けることと致したのであります。

次に日本銀行を公的組織とするに伴ひ、政府は政府以外の出資者に対し年四分の配当を保証することと致し、他面剰餘金より出資者に対する年五分を超えざる配当及び所定の積立金、此の兩者を引去りましたる残餘は之を挙げて国庫に納付せしむることを適當と認めたのであります。尚ほ今回の日本銀行の改組に当りましては、現在の日本銀行の権利義務、其の他一切の法律関係は其の儘新日本銀行に於て之を継承し、又改組の際に於ける同行の株主は其の儘新日本銀行の出資者となることと致したのであります。併し右出資者に対しましては、此の改組に依り損害を蒙ることなからしむる必要がありますので、日本銀行をして適正なる基準に依り補償金を交付せしむることと致したのであります。

最後に、現行の日本銀行関係の諸法規は其の体裁が新旧多様でありまして調和を缺き、是等の全体を通じて日本銀行制度の内容を総合的に且つ明確に理解する上に甚だしく不備であります。仍て是等諸法規の統合整理を行ふことを適當と認めたのであります。本法案の要点は以上申述べた通りでありまして、之に依り今後日本銀行は我が国中央発券銀行と致しまして遺憾なく其の使命を果し得ることとなり、又国家の同行に対して与ふる無限の援助と相俟つて、同行の信用の基礎は愈々鞏固を加へ、同行は新しき事態に相應はしき中央発券銀行となるものと確信致す次第であります¹⁾。

(1) 『第七十九回帝国議会衆議院議事速記録』四一頁。

日本銀行法は同年二月公布された。これにもとづき、日本銀行条例、兌換銀行券条例、日本銀行納付金法、兌換銀行券条例の臨時特例に関する法律、金準備評価法等、旧来の日本銀行に関する基本法規はすべて廃止された。日本銀行法の制定により、旧来の日本銀行の性格は根本的に改革されることとなったが、その改組の方法としては、旧日本銀行が解散の手續をすることなく、旧日本銀行が新日本銀行と「為る」という特別の方法によることとし、このため、日本銀行法は、附則において、その手續を詳細に規定した。設立準備は急速に進行し、四月中に改組の事務が完了したので、五月一日の成立登記とともに新しい日本銀行が発足することとなった¹⁾。

(1) 本節については、日本銀行調査局『日本銀行制度改善論小史、日本銀行改組の事情』(昭和二十二年一月)によるところが大きい。

第三節 金融統制会の成立とその活動

一 全国金融協議会

日本銀行の改組と時を同じくして、金融統制会が設立された。その前身をなすのが全国金融協議会であった。昭和十五年七月第二次近衛内閣の成立当時、近衛首相を首班とする政治上の新体制運動に呼応し、政治、経済、文化等のあらゆる分野にわたって新体制確立の気運が濃厚となり、金融界においても、これに即応するなんらかの組織を整備する必要に迫られてきた。従来、金融機関の間の横の連絡は、主として銀行信託懇談会と全国手形交換所联合会等においてなされていたが、同年九月十二日の銀行信託懇談会の席上でおこなわれた結城日本銀行総裁の、「金融機関の聯絡提携を一段と緊密ならしめたい」との趣旨のあいさつが端緒となり、金融新体制案が金融業者の側から自主的に主張されるに至った。結城総裁のあいさつは、大要次のとおりである。

「今次事变勃発以来金融界は協心戮力公債消化、生産力拡充資金供給の二大目的完遂を目標とし、政府の金融統制施設に順応して今日まで大体順調に経過して来たが、金融業者は能く其の使命を自覚し公益優先の理念の下に今後一層其の持場持場に於て確固たる心構を以て対処することが肝要である。之に就て、特に留意すべき点を述べれば

(1) 金融機関の職能は国家公共奉仕にある。戦時経済下に於ては特に資金運用上国策遂行に協力し、苟くも不急、不要部に資金を流入するが如きことを極力抑制すべきである。

(2) 次に業務の遂行に計画性を附与することである。生産、配給、消費其の他の部面が益々計画性を加ふるに連れ又資金調整も一層強化されることと豫想されるので業務運行の万全を期する為め今後其の経営には一段と計画性を附与することが必要である。

(3) 次に金融機関の聯絡提携に就て一言したい。金融機関に於ては各々業種に従ひ實際業務上の協定は勿論、相互連繋の機構も略々整備して居るが、更に一層有効に活用すると共に異種金融機関又は団体間の聯絡に就ても、更に之を緊密ならしめることが刻下の喫緊の要務なりと信ずる。」

協議は急速に進み、早くも同月二十一日には、全国金融協議会の創立総会と第一回の役員会が開催される運びとなった。

会の目的は、「金融機関ノ緊密ナル聯絡提携ヲ図リ内外ノ新事態ニ対応シ、其ノ使命達成上必要ナル事項ヲ協議スル」ことである。そして同会の活動のねらいは、「この重大時局に対処し、無用の競争を避け、一団となつて資金の蓄積に努力し、その運用に当つても国債の消化に協力するは勿論、国策上緊要なる産業に対する資金の供給については『公益優先』の理念に則り、従来以上之を積極的に支援し、財界に安心を与ふる」こと（同月二十八日の第二回役員会における結城会長の演説による）であった。

新機関設置の實質的意義を發揚するため、役員会は、(一) 国債消化に関する件、(二) 起債市場対策に関する件、(三) 各種金融機関の会合の整備、統合に関する件の三項をとりあげ、第一項については、「金融機関は資金蓄積に付相互聯絡協調を保ち貯蓄目標額に達する様一層努力し又資金運用に就ては国策遂行に即応して適切な資金計画を樹て国債消化の万全を期すること」、第二項については、「生産力拡充資金の調達を円滑ならしむる為め社債の発行消化を促進し、且その市価の安定を図るを急務とす、(中略) 仍て至急官庁側とも聯絡をとり具体案を樹て之が実現を期する」との申合せをおこない、これらの趣旨に即して、至急具体案を立てることとなった。

創立当時の会員は、既存の金融業者団体を単に加盟させるだけであつた。当初の会員は次のとおりであり、会長には結城日銀総裁が就任した。

日本銀行

全国手形交換所聯合会

全国地方銀行協会

全国貯蓄銀行協会

農工銀行同盟会

信託協会

生命保險会社協会

産業組合中央金庫

その後、さらに次の団体が加盟した。

証券引受会社協会

ビルブローカー協会

全国無尽中央会

庶民金庫

恩給金庫

これらの金融業者の各種団体を網らするものである以上、全国の金融機関はともかくもすべてこれに包含され、文字どおりに全金融界を代表する総合的な団体となったが、右のような会員構成では、同一の銀行が二重三重に加盟する結果になるわけである。このため、会員構成の整備が必要とされたが、たまたま、十六年七月に出た財政金融基本方策要綱の趣旨に従つて、それを実行することとなり、七月の第八回役員会において、会員を業種別、機能別団体に編成替へすることを決定した。七月中旬には、新たに地方銀行協会加盟以外の市中銀行たる第一、三井、三菱、安田、第百、三和、住友、野村、東海、神戸の十銀行をもつて「普通銀行団」を結成し、これらが、あらためて「普通銀行団」として全国金融協議会に加入した。

また、それにつづいて、同月下旬には、横浜正金、日本勸業、日本興業、朝鮮、台湾、北海道拓殖、農工銀行同盟会、朝鮮殖産、商工中央金庫、恩給金庫、庶民金庫および国民更生金庫が「特殊銀行団」を結成し、その資格で協議会に加入するに至った。

こうして、全国金融協議会は日銀を中核体とし、業種別、機能別団体を原則とする十団体によって組織された横の連絡機関となったが、この機関が、果して「公共性」や「公益優先」の原則に従って新体制たるの実をあげるか否かは、初めから論議の的となった。まず、この点について注目すべきは、協議会に対する政府側の態度であった。同協議会創立の当初には、大蔵、農林、商工、拓務各省など関係官庁当局から顧問あるいは評議員が参加するはずであったが、成立してみると、大蔵省からは全く代表者の参加がみられなかった。結局、「官庁側でも今後本会と密接なる連絡を図る」というに過ぎないこととなり、ここに、同協議会は完全に金融業者の自主的統制団体たる性格が明確になった。この間の経過について、当時の東京日日新聞は次のように伝えている。

「去る十二日日銀の銀行信託懇談会席上一応内定、発表された協議会設立要綱に於ける関係官庁代表の『顧問乃至評議員』としての参加の規定に対しては当日出席せる松隈銀行局長よりも一応の賛意が述べられ、その具体的取扱方法に付ては大蔵当局一任の形となつてゐたが、その後大蔵省では協議会に対する態度に就き種々の角度より考究の結果、その創立の内的経過、会の性質竝に今後新事態に即応して実施を必要とする金融統制化の方向等に鑑みこの際直ちに協議会に内部参加し、これと抱合的な形態を採ることを避け、外部より十分な

聯絡はとるが不即不離、是々非々の態度で会の今後の實際の動きを暫く静観してその指導に当ることが最も適切な措置である、という方針を決定、この程協議会設立準備委員会まで『官庁の内部参加拒否』が通達されるに至った。その結果として前記設立要綱が改変され官庁代表の顧問乃至評議員就任に関する規定が全く取除かれて、二十一日の創立会で規約の正式決定を見た訳である。かくて全国金融協議会はその組織機構上に於ては全く監督官庁との聯絡が規定されないこととなったが、この大蔵省当局の不即不離態度の表明によって寧ろ實質上は創立参画者の最初の意図如何に拘らず会の今後の方向を外部的に別に枠付けられたとも見られ、また協議会が新事態に対応すべき今後の仕事のテンポ如何によつては大蔵省当局が別個に新しい金融統制機構の設立を企図するに至るべき場合も考えられる。」

すなわち、金融協議会に対しては、その趣旨については問題ないが、その構成について、かなりの批判が加えられていた。非難が向けられたのは、主として次の点であった。

(一)同会は単なる協議機関にすぎず、重要産業統制会のような「指導者原理」にもとづく統制団体ではなく、むしろ連絡協調の機関であり、また、会員の入会や退会の自由を認めた任意団体であること。(二)官庁のいわゆる内部参加が取りやめとなり、単に協議会の指導に当ることとなったが、金融統制の強化と金融協議会の組織との間の具体的な連関が明らかでないこと。(三)興業銀行や勸業銀行等の重要な特殊銀行も、また都市の大銀行も、全国手形交換所聯合会の一員としてのみ参加していること(この点は、前述のように、後に変更をみた)等。

当時、国策に対していちばん非協力的な自由主義的防壁と目されていたのは金融部門であり、この協議会についても、それは、主として、従来の縦の連合に重点があったのを横の連絡に結合したにすぎないものと言われ、さらに、一部の論者は、それについて「金融資本の強制融資命令に対する一の反抗的の意味を有するものとみられるので、かかる意味において反動性を持つものと言わねばならない。大蔵省関係の不参加はこの反動性によって生じたことと思われる¹⁾」という非難を浴びせていた。

(1) エコノミスト編『統制経済講座』第六巻、一三二頁。

金融協議会の仕事としては、種々の問題について政府に建言するほか、次のようなものがあつた。

- 一、国債消化に関する申合せ（九月）
- 一、起債市場対策の決定と時局対策に関する申合せ（九月）
- 一、各種金融機関の会合の整備統合策と金融改善具体策の樹立（十月）
- 一、全国金融協議会と経済新体制との連関に対する要望および国民更生金庫基金寄付の件の決定、中小商工業金融に関する申合せ（十一月）
- 一、配給機構の変更に伴う金融機関相互間の機能の調整ならびに中小商工業金融改善策の決定（十二月）
- 一、国際情勢の緊迫に伴う重大事態対処方の決議ならびに政府に対する希望の申合せ、経済新体制実施に関する研究への参加および日本興業銀行において研究中の投資会社設立案の支持の決定（十六年一月）

右の決定事項のうち、毎年別々に会合がおこなわれていた各金融機関の総会は、金融協議会の総会に統一され、恒例の大蔵大臣および日銀総裁の演説も協議会のみとなった。

もともと、全国金融協議会は法的根拠をもたず、したがって、会員に対して道義的拘束力以上の力をふるいえなかった。そして、それはその名称の示すとおり、金融機関相互間の自主的な協議機関にすぎなかった上に、政府のイニシアチブにもとづかず設立された関係もあつて、政府の要望する、より強力な統制団体に発展的に解消する必然性をもっていた。

財政金融基本方策要綱は、いわゆる財政金融の新体制の構想を明らかにしたが、そのなかに、日本銀行を中核として金融機関の組織体を結成させる趣旨が示されていた。政府はこの方針に即して、十六年秋から、日本銀行法案の起草審議に着手すると同時に、これと並行して国家総動員法第十八条¹⁾にもとづく「金融統制団体ニ関スル勅令案要綱」の起草審議をおこない、翌十七年一月閣議において、日本銀行法案要綱とならんで右要綱を決定した。この勅令は、日本銀行法が同年二月公布されたのに引きつづき、四月十八日、総動員法第十八条にもとづく金融統制団体令（勅令第四百四拾号）として公布され、即日施行された。同令は、一般産業に対する重要産業団体令に呼応して、金融統制団体の種別、各統制団体の目的、事業、組織等を規定し、金融統制の機構とその運営に法的根拠を与えらるゝとともに、その統制作用をいっそう強力にしようとするものであつた。

(1) 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ団体ニ対

シ当該事業ノ統制又ハ統制ノ為ニスル経営ヲ目的トスル団体又ハ会社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラルル団体ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ為サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第一項ノ団体成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ当該団体ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ団体ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ団体ニ対シ其ノ構成員（其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ事業ニ関スル統制規定ノ設定、変更若ハ廃止ニ付認可ヲ受ケシメ統制規定ノ設定若ハ変更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ対シ団体ノ統制規定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ団体又ハ会社ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二 金融統制団体令

金融業者の自治団体としては、前項に述べた全国金融協議会を初めとして、すでに次のような各種の金融団体が存在していた。

既存のおもな金融団体

（○印は全国金融協議会の会員）

団 体 名	性 格	目 的
全国金融協議会	申合団体	金融に関する諸問題の協議連絡機関
○特殊銀行団	同 右	特殊銀行の連絡機関
○普通銀行団	同 右	金融に関する協調連絡機関
○全国地方銀行協会	社団法人	地方銀行業に関する実際の理論的研究ならびに連絡機関
○全国貯蓄銀行協会	同 右	貯蓄銀行業の理論的実際的研究ならびに連絡機関
○信託協会	同 右	信託業の理論的実際的研究ならびに連絡機関
○証券引受会社協会	同 右	有価証券の普及に関する研究ならびに連絡機関
○生命保険会社協会	同 右	保険業の学理的实际的研究ならびに社交機関
○ビルブローカー協会	申合団体	ビルブローカー業の学理的实际的研究ならびに連絡機関
農工銀行同盟会	同 右	業務上の連絡協調機関（特殊銀行団の構成員）
自治的資金調整団	同 右	臨時資金調整法にもとづく資金の自治的調整団体（現在は団として活動をしていない）
地方預金利率協定組合	同 右	地方的の預金利率協定団体
全国手形交換所联合会	同 右	手形交換所の連絡ならびに社交機関

銀行集会所	社団法人 財団法人 一七	銀行、経済に関する研究ならびに社交機関
○全国無尽中央会	社団法人	無尽業の学理的实际的研究機関
○全国組合金融協会	申合団体	全国金融協議会へ参加するための団体
全国信用組合联合会協会	同 右	全国信用組合联合会の連絡協調機関
全国市街地信用組合協会	社団法人	全国市街地信用組合の連絡協調機関
産業組合中央会	同 右	産業組合、同聯合会の普及、発達ならびに連絡機関
産業組合監査聯合会	特殊法人	産業組合および同聯合会の自治監査機関

けれども、これらの団体は、いずれも申合団体か、せいぜい民法上の社団法人であるばかりでなく、その目的とするところも、親睦社交、連絡協調、理論的および实际的研究等であるにすぎず、ただ例外的に、全国地方銀行協会の社債の特別引受等のようなものもあったが、これも決議等の方法によっておこなわれているにとどまるのであった。しかし、太平洋戦争に突入して以後の戦時統制経済は、新しい自律的指導統制の団体を要求しており、右のような単純な社交機関的存在をもってしては、とうていこの要求に応じえないことは明らかであった。ここに、金融統制団体令によって、金融事業の指導統制を直接の目的とする金融統制団体が、法令にもとづく団体として設立されることとなったのである。

金融統制団体令は、重要産業団体令と同じく、国家総動員法第十八条の規定にもとづき、業者の自律的統制団

体について規定するものであるが、重要産業統制団体と金融統制団体とは、次のような相違点をもっている。

産業統制会と金融統制団体とのおもな相違点		
産業の場合		金融の場合
A、産業別統制会		B、業態別統制会
第一、事業		第一、事業
(1) 政府の計画に対する参画		(1) 「政府の計画に対する参画」なし
(2) 当該産業に関する統制指導		(2) 当該金融事業に関する資金の吸収運用に関する指導統制
(3) 当該産業の整備確立		(3) 当該金融事業の整備の促進
(4) 技術の向上等事業の発達に関する施設		(4) 当該金融事業の機能の増進
(5) 「金融事業と産業との関係の緊密化の促進」なし		(5) 当該金融事業と産業との関係の緊密化の促進
(6) 当該産業に関する調査研究		(6) 当該金融事業に関する調査研究（Aに略同じ）
(7) 会員及会員たる団体を組織する者の当該産業に属する事業に関する検査		(7) 全国金融統制会の命を受けたときは検査を為し得るも「事業」としては
C、全国金融統制会		第一、事業
		(1) 政府の計画に対する参画（Aに同じ）
		(2) 資金の吸収運用に関する指導統制（Bに略同じ）
		(3) 金融事業の整備の促進（Bに略同じ）
		(4) 金融事業の機能の増進（Bに略同じ）
		(5) 金融事業と産業との関係の緊密化の促進（Bに略同じ）
		(6) 金融事業に関する調査研究（Aに略同じ）
		(7) 検査を為すの権能あるも「事業」としては掲げず（Bに同じ）

産業の場合		金融の場合	
A、産業別統制会		B、業態別統制会	C、全国金融統制会
査		掲げず	
(8) 其の他統制会の目的を達するに必要なる事業		(8) 其の他業態別統制会の目的を達するに必要なる事業	(8) 其の他全国金融統制会の目的を達するに必要なる事業（Bに同じ）
(9) 「業態別統制会の会員に非ざる統制組合及地方金融協議会の事業に対する指導統制」なし		(9) 会員たる統制組合に対する指導統制	(9) 業態別統制会の会員に非ざる統制組合及地方金融協議会の事業に対する指導統制
第二、会員たる資格		第二、会員たる資格	第二、会員たる資格
(1) 当該産業を営む者にして主務大臣の指定するもの		(1) 当該金融事業を営む者にして主務大臣の指定するもの（Aに略同じ）	(1) 日本銀行
(2) 当該産業を営む者を以て組織する団体にして主務大臣の指定するもの		(2) 当該金融事業を営む者を以て組織する統制組合にして主務大臣の指定するもの（Aに略同じ）	(2) 業態別統制会
(3) 第一号に掲ぐる者及前号に掲ぐる団体を以て組織する団体又は前号に掲ぐる団体を以て組織する団体にして主務大臣の指定するもの			(3) 其の他金融事業を営む者にして主務大臣の指定するもの

第三、役員		第三、役員	
(一) 任命方法		(一) 任命方法	
(1) 会長 銓衡委員の推薦したる者の中より主務大臣之を命ず		(1) 理事長 銓衡委員の推薦したる者の中より主務大臣之を命ず（Aの会長に同じ）	
(2) 副会長、理事長、理事 会長之を命ず（主務大臣の認可を要す）		(2) 副理事長、理事 理事長之を命ず（主務大臣の認可を要す）（Aに同じ）	
(3) 評議員 会長之を命ず（主務大臣の認可を要せず）		(3) 評議員 理事長之を命ず（主務大臣の認可を要す）	
(4) 監事 評議員之を選任す		(4) 監事 評議員之を選任す（Aに同じ）	
(二) 会長、副会長、理事長及理事の他業兼任禁止（但し、主務大臣の認可あれば例外）		(二) 理事長、副理事長及理事の他業兼任禁止（但し、日本銀行の職員たるとき又は主務大臣の認可を受けたるときは例外）（Aに略同じ）	
(三) 会長の副会長、理事長又は理事解任権		(三) 理事長の副理事長及理事解任権（主	
		(三) 会長には解任権なし	

産業の場合

A、産業別統制会

任権（主務大臣の認可を要す）

第四、統制会の権能

(一) 関係各大臣の諮問に対し答申すべし

(二) 資料提出請求権

其の会員及会員たる団体を組織する者には当該産業に関する事項の調査を為す為必要な資料の提出を求むることを得

金融の場合

B、業態別統制会

務大臣の認可を要す（Aに略同じ）

第四、統制会の権能

(一) 主務大臣の諮問に対し答申すべし（Aに略同じ）

(二) 資料提出請求権

其の会員又は其の会員たる統制組合の組合員に対し当該金融事業に関する事項の調査を為す為必要な資料の提出を求むることを得、但し統制規程に依る場合の外主務大臣の認可を要す（Aと略同様なるも資料提出を請求する場合を限定せり）

場合

C、全国金融統制会

第四、統制会の権能

(一) 主務大臣の諮問に対し答申すべし（Bに同じ）

(二) 資料提出請求権

其の会員、業態別統制会の会員、業態別統制会の会員たる統制組合の組合員、業態別統制会の会員たらざる統制組合又は地方金融協議会員に対し金融事業に関する事項の調査を為す為必要な資料の提出を求むることを得、但し統制規程に依る場合の外主務大臣の認可を要す（Bと略同様なるも資料提出を求め得る範囲広し）

(三) 過怠金徴収権

定款又は統制規程違反者に課す

(三) 過怠金徴収権（Aに同じ）

(三) 過怠金徴収権（Aに同じ）

(四) 統制規程の設定

会員又は会員たる団体を組織する者の事業に関する統制規程を設定す

(四) 検査権

(1) 何時にても検査し得

(2) 如何なる事項についても会員及会員たる団体を組織する者の検査を為し得

(四) 統制規程の設定

会員のみを羈束する統制規程を設定す

(四) 検査権

(1) 全国金融統制会より命を受けたるときに限る

(2) 会員の業務又は財産の状況を検査し又は会員たる統制組合に対し其の会員の業務若は財産の状況を検査し其の結果を報告することを命ず

(四) 統制規定の設定（Bに同じ）

(四) 検査権

(1) 主務大臣の命令ありたるとき又は事業の遂行上必要ありと認むる場合に於て主務大臣の認可を受けたるときに限る。

(2) 会員、業態別統制会の会員又は業態別統制会の会員たる統制組合の組合員の業務又は財産の状況を検査す
(3) 会員たる業態別統制会に対し其の会員若は其の会員たる統制組合の組合員の業務若は財産の状況を検査し又はその会員たる統制組合をして当該統制組合の組合員の業務若は財産の状況を検査せしめ其の結果を報告すべきことを命ず

産業の場合
A、産業別統制会

金融の場合
B、業態別統制会

場合
C、全国金融統制会

(イ) 会員たる法人等の理事、取締役等
に対する会長の任免権あり

第五、政府の監督

(イ) 総動員法第三十一条の報告徴収及
検査権

(1) 行政官庁必要ありと認むるとき
之を行ふ

(2) 統制会又は其の会員若は会員た
る団体を組織する者より其の事業

(イ) なし

第五、政府の監督

(イ) 総動員法第三十一条の報告徴収及検
査権

(1) 主務大臣必要ありと認むるとき之
を行ふ (Aに略同じ)

(2) 業態別統制会のみより報告を徴し
又は之を検査することを得

(イ) なし

第五、政府の監督

(イ) 総動員法第三十一条の報告徴収及検
査権

(1) 主務大臣必要ありと認むるとき之
を行ふ (Bに同じ)

(2) 全国金融統制会のみより報告を徴
し又は之を検査することを得 (Bに

に關し報告を徴し又は之を検査す
ることを得

(イ) 調査命令

關係各大臣之を命ず

(イ) 事業施行命令及定款変更命令等、主
務大臣当該産業の統制上必要あり
と認むるとき

(イ) 業務及会計に関する監督命令又は
処分

(イ) 役員解任権

(1) 会 長

(イ) 法令若は法令に基きて為す処
分に違反したるとき

(イ) 公益を害したるとき

(イ) 不適当なりと認むるとき

之を解任することを得

(2) 副会長、理事長、理事、監事又
は評議員

(イ) 調査命令

主務大臣之を命ず

(イ) 事業施行命令及定款変更命令等、主
務大臣金融事業の統制上必要ありと認
むるとき (Aに略同じ)

(イ) 業務又は経理に関する監督命令又は
処分 (Aに略同じ)

(イ) 役員解任権

(1) 理事長、副理事長、理事又は評議
員 (Aの会長に略同じ)

(2) 監 事

略同じ)

(イ) 調査命令

主務大臣之を命ず

(イ) 事業施行命令及定款変更命令等、主
務大臣当該金融事業の統制上必要あり
と認むるとき (A、Bに略同じ)

(イ) 業務又は経理に関する監督命令又は
処分 (Bに同じ)

(イ) 役員解任権

(1) 会 長

解任権の規定なし

(2) 副会長、理事長、理事又は評議員

(Bの副理事長以下に同じ)

- 産業の場合
- A、産業別統制会
- (イ) 法令若は法令に基きて為す処分に違反したるとき
- (ロ) 公益を害したるときのみ之を解任することを得

(ウ) 解散権

- 金融の場合
- B、業態別統制会
- Aの監事に同じ
- C、全国金融統制会

(ウ) 解散権 (Aに同じ)

(3) 監事
Bに同じ

(ウ) 解散権 (A、Bに同じ)

また、構成上でも、重要産業統制団体においては、各産業別統制会と地区別の産業別統制組合との二本建であるのに対し、金融事業統制団体として金融統制団体令によって定められたのは、各業態別統制会、地区別の業態別統制組合、各業態別統制会を包括する全国金融統制会および地区別に各業態を包括する地方金融協議会の四種の統制団体であった。そして、これら四本建の統制団体をもって金融機関の新しい組織体が形成されたのである。

このような統制団体ができた後においては、政府の全般的な指揮監督のもとに、日本銀行は金融操作の方法により、また、統制団体はその自律の力をもってする指導統制の方法により、相並び相補って、政府の金融統制に協力することになるのであり、これによって統制の体系が整備される。したがって、日本銀行と統制団体とはと

くに緊密な関係を保つ必要があり、このため、日本銀行総裁をもって全国金融統制会の会長とし、副会長には日銀副総裁をあてることとなった。事務所も日本銀行内に設けられ(のち十九年一月に設けられた八支部も日本銀行支店内に置かれ、日銀の支店長がそれぞれの支部長となった)、その業務は日本銀行によって担当されていたのであって、同統制会は日本銀行の分身のごときものであった。同統制会の役員は兼業禁止の建前であり、他の職務または商業に従事するには主務大臣の認可を必要とするが、日本銀行の職員である場合はこの例外とされた。すなわち、日本銀行の職員は、その職を辞することなく、当然に統制会の役員となりうるのである。日本銀行は全国金融統制会の中核的会員であり、日本銀行と同統制会とはもちろん別個のものであるが、しかも、日本銀行法案の議会審議にあたっての政府の言明において、「日本銀行と全国金融統制会とは厳密に政府の意思が間違なく両者に於て運営するやうな組織を考へますことが極めて必要なのでありますので、そこで(中略)この両機関は全く緊密なる聯絡の下に動き得るやうに特殊の配慮を致したやうな次第でございます」と述べられたように、結局、日本銀行は全国金融統制会の事業の運営ならびに権能の行使をなしうる体制にあった。日本銀行が、十七年の改組にあたって、とくに統制会関係事務を執行するため考査局を設けたのは、この趣旨に出たものである。さらにその後、戦局の激烈化に伴ない、各業態別統制会相互間の整理統合が必要となり、しかも、全国金融統制会の事業が日本銀行の事業から画然と区別することが困難になると、終戦直前の二十年四月には、従来の日本銀行考査局は統制局と名称を変更し、全国金融統制会と完全に融合するに至った。この時期になると、日本銀行と全国金融統制会

とは、法人としては別個のものであるにもかかわらず、同統制会の役職員は完全に日本銀行と融合し、実質的には日本銀行の一部局である統制局が、全国金融統制会の事務を執行する状況となってしまったのである。

全国的統制団体としての全国金融統制会のほか、金融事業には普通銀行、貯蓄銀行、信託会社等各種の業態があり、それぞれ各業態別に自律的統制をおこなう必要があるので、全国金融統制会のもとに業態別統制会が設けられた。また、信用組合等その数の多い金融機関については、直接それらのものをもって業態別統制会を設立するより、一応これらのものの地区別の下級団体を設立し、さらに、この団体をもって業態別統制会を設立する方法をとるのが適当であるとして、統制組合の制度が設けられた。なお、地方的に金融事業に共通な問題を処理し、地方における金融事業相互間の連絡調整を図る機関を設立することも必要と認められたので、業態別統制会および統制組合とは別に、道府県を範囲とするその地方所在の各種金融機関によって結成された地方金融協議会の制度を設け、全国金融統制会の指導統制のもとに必要な事業をおこなう地方的団体とした。

これらの四種の統制団体のうち、包括的なものは、いうまでもなく全国金融統制会であり、事実上は同統制会だけが重要な積極的活動をおこない、その他のものは同統制会から発せられる命令を実行する機関であった。同統制会の会員は、日本銀行および各業態別統制会、それに主務大臣の指定した会員たる横浜正金銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、台湾銀行、産業組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、戦時金融金庫の六特銀、五金庫から成り、これによって、すべての金融機関が同統制会の支配下に入ることとなった。

全国金融統制会の構成員である業態別統制会は、勸農金融統制会、普通銀行統制会、地方銀行統制会、貯蓄銀行統制会、信託統制会、生命保険統制会、無尽統制会、証券引受会社統制会、市街地信用組合統制会の九業態別統制会から成るものであり、それらについては、金融統制団体令の公布直後に設立命令が発せられ、五月十一日から十四日にかけて、九業態別統制会が相次いで設立された。全国金融統制会は、右の設立が終った五月十五日に設立命令が発せられ、同二十三日に創立をみるに至った。¹⁾ 組合金融統制会は、少しおくれて五月三十日に成立した。この統制会は、道府県を単位として、その地域内の市街地信用組合以外の信用組合によって組織される地区別統制組合を会員とするものであり、その下部組織として組合金融統制団をもつこととなる。また統制組合としては、別にビル・ブローカーを中心とする短資業統制組合が設立されたが、この統制組合は、いずれの業態別統制会にも属せず、直接に全国金融統制会の指導を受けることとなった。こうして、六月には新統制機構の整備をほぼ完了することとなった。各統制会の構成は次のとおりである（カッコ内は五月末現在会員数）。

全国金融統制会（十統制会、六特銀、四金庫）

普通銀行統制会（都市銀行十三行）²⁾

地方銀行統制会（残りの普通銀行百五十九行）

貯蓄銀行統制会（六十九行）

勸農金融統制会（勸銀および農工銀行五行）

信託統制会（二十一社）

生命保険統制会（二十六社）

無尽統制会（百七十三社）

証券引受会社統制会（八社）

市街地信用組合統制会（二百九十組合）

組合金融統制会（産業組会中央金庫および四十七の組合金融統制団）

(1) 五月に決定した全国金融統制会の役員は、次のとおりである。

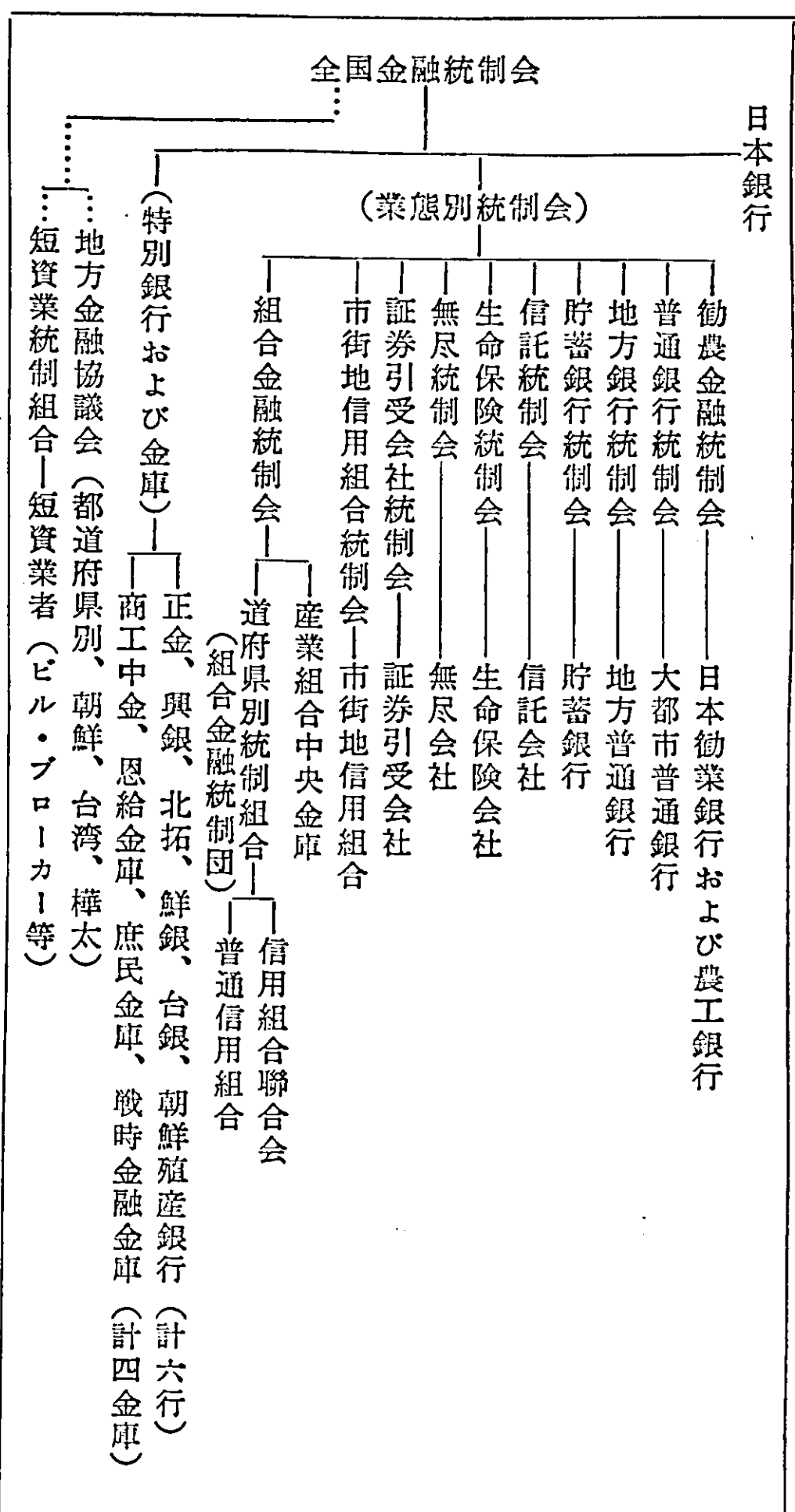
会 長（日銀総裁）	結城豊太郎
副会長（日銀副総裁）	渋沢 敬三
理 事（普銀統制会理事長）	相田 岩夫
〃（前大阪税関長）	岸 喜二雄
〃（日本銀行理事）	岡田 才一
〃（前昭和銀行頭取）	田島 道治
〃（日銀考査局長）	一萬田尚登
監 事（正金銀行頭取）	大久保利賢
〃（三菱銀行取締役会長）	加藤 武男

(2) 普通銀行統制会の会員に指定されたのは、次の十三行であった。

神戸銀行、三和銀行、十五銀行、昭和銀行、住友銀行、第一銀行、第百銀行、東海銀行、日本晝夜銀行、野村銀行、三井銀行、三菱銀行、安田銀行。

右の各統制会が設立されるに伴ない、全国金融協議会、特殊銀行団、農工銀行同盟会、普通銀行団、全国地方

金融統制団体組織図



銀行協会、全国貯蓄銀行協会、信託協会、全国無尽中央会、全国市街地信用組合協会、証券引受会社協会、ビル・ブローカー協会等の既存金融団体はすべて解散させられたから、各種金融機関は、以後、一元的に右の組織に再編成されたわけである。各種金融統制団体の組織的構成状態は前ページの図表のとおりである。

その後、十七年十月には新たに損害保険統制会が設立され、業態別統制会の一として全国金融統制会に加盟した。また、農工銀行の日本勸業銀行による合併と、貯蓄銀行の普通銀行による合併ないしは残存貯蓄銀行相互の合併によって、勸業金融統制会と貯蓄銀行統制会とは自然消滅の形となった。

三 全国金融統制会の活動

全国金融統制会ノ目的ハ、「国民経済ノ総力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル為金融事業(有価証券ニ関スル事業ヲ含ム)ノ機能ノ綜合的發揮ヲ図ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且金融ニ関スル国策ノ立案及遂行ニ協力スルコト」(定款第一条)であった。

以下、全国金融統制会の戦時下における具体的活動状況を述べる前に、その前身たる全国金融協議会との相違点に触れておこう。

さきの全国金融協議会は、その性格から言っても申合団体であり、入会も退会も任意な団体であった。これに対して、金融統制会は、国家総動員法にもとづき、金融統制団体令によって設立を命ぜられた団体であり、その

会員たる資格をもつものはすべて当然に参加せねばならず、また、その会員は、資格を失わないかぎり、脱退することはできない(金融統制団体令第九条)。また、全国金融協議会は全国一本の単一団体であったが、金融統制会はいわゆる四本建であって、そのうち全国金融統制会が、ほばさきの全国金融協議会に照応するものと言える。しかし、その構成は後者よりはるかに整備され、複雑になっている。すなわち、全国金融統制会は、多数の業態別統制会と特別銀行および金庫などをそれぞれ同一列の会員として支配におさめ、とくに組合金融統制会のもとに中間団体として統制組合を設けさせ、また別に、各府県地域に設立された地方金融協議会を指導下においている。

さきに述べたように、全国金融協議会に対する批判は、一つには、その性格の任意団体たる弱さに向けられていたが、金融統制会は強制団体として強化された。また二つには、特別銀行や都市大銀行の参加が間接的であった点が指摘されたが、全国金融統制会においては、特別銀行は個別的に会員として直接参加し、都市銀行は普通銀行統制会を結成して、地方銀行とは別の形で参加している。これらの点を考えるならば、全国金融統制会は前の金融協議会と対応する地位にあるとはいえ、その組織において後者よりはるかに強化されたと言える。

また、全国金融協議会の場合には、官庁側は、同会に対してはいわゆる不即不離の態度をとってきたが、金融統制会に対しては、主務大臣の権限として、(一)報告徴収および臨検検査、(二)調査命令、(三)監督命令、(四)役員に対する解任権、(五)解散命令権などが規定され(団体令第三十条ないし第三十五条)、政府が統制会に対して持つ広範な監督権と強力な命令権を明らかにしている。もし、これらの条項が文字どおり実施されるとすれば、

政府は統制会を直接に指揮し、これに対して絶大な監督権をふるうこととなっているであろう。しかし、金融統制会は、その設立の建前から言えば、政府に対する協力機関であり、その性格からみれば、自律的な統制団体であると解された。たとえば、全国金融統制会会長結城日銀総裁は、この点について次のように述べている。

「情勢の進展に伴ひ各般の統制は益々強化され且精密化される方向に進むものと思ふのであるが、統制の目的は飽く迄も国策に應じて国家経済力を最も有効に發揮することに主眼を置くべきであり、金融統制の実施に付て之を政府又は日本銀行に於て専行することなく、自律的統制団体たる金融統制会に委ねることとした所以のものも亦此の方式に依て最も有効に金融事業の機能を發揮し、国家経済力の昂揚に寄与し得べきことを期待したが為である」¹⁾

当局側の意図も同様であり、賀屋大蔵大臣は、発会式の演説において次のように語った。

「惟ふに金融を統制するに当りまして、全ての金融機関が一体的に活動し得るが如き組織を形成し、之に依つて総合的にその機能を發揮し、自律的に国家の要請する所を十分に実現すると謂ふ状態が望み得ますならば、之こそ金融統制の方式として最も理想とする所であると申さねばならないのであります。今回金融統制団体の設立に付て政府の所期する処は究極的には実に茲に在るのであります」²⁾

これらの意見によれば、政府と金融統制会との関係は、政府が規定上は絶大な監督権を持っているにもかかわらず、統制会にはなお自律的に会員を統制する機能が認められており、それを通じて、統制会は政府に協力する

立場にあったものと言えよう。この点では、金融統制会は、その主旨において金融協議会の精神を受け継いでいたものとみられるが、しかも、新しい方式がとられた理由は、一つには、わが国の統制経済も、幾多の試練を経て、このような技術的進歩を示したものというるし、³⁾他面では、官庁統制における事務の繁忙を、この方式によって簡便化しようとする實際的必要もあつたのである。

- (1) 結城豊太郎「金融統制会の進むべき途」、『全国金融統制会報』、昭和十七年八月創刊号、一〇—一三頁。
- (2) 賀屋興宣「金融統制団体に望む」、同右、六頁。
- (3) 迫水久常『金融統制会の進路』、昭和十七年、二九頁。

全国金融統制会が政府に協力する自律的統制団体であつたとすれば、その協力は、いかなる形でおこなわれたであろうか。同会の定款によれば、その目的を達するために次のような事業をおこなうことになっていた（第八条、第九条）。

- 一、金融に関する政府の計画に対する参画
- 二、資金の吸収および運用に関する指導統制
- 三、金融事業の整備の促進
- 四、金融事業の機能の増進
- 五、金融事業と産業との関係の緊密化の促進

六、金融事業に関する調査および研究

七、右のほか全国金融統制会の目的を達するに必要な事業

八、他の金融統制団体に対する指導統制

そして、同会がさしあたって主力を注ぐべき事業は、「第一には国民貯蓄の増強であり、第二には蓄積された資金の国家目的に即応する適正なる配分である¹⁾」とされた。第一の点は、国民貯蓄増加目標額の達成に協力することであり、第二の点は、一定限度の資金を、国家の立場からみて最も効率的に運用することである。これらの点で協力の実を挙げるために、全国金融統制会は直接に、または業態別統制会を通じて間接的に、各金融機関に対して、資金の吸収および運用に関する総合的な計画表の提出を要求し、その運用を指導する立場に立った。同年七月二日、全国金融統制会の事業運営の基本となるものとして、(一)業態別統制会の統制規程の設定等に関する件、(二)資金の吸収及運用の計画に関する件、(三)有価証券の応募、引受又は買入等に関する件、(四)資金の融通に関する件、(五)金利等の調整に関する件の五件から成る統制規程が、大蔵省告示第三百八十九号によって施行されたが、それによれば、資金運用の指導はきわめて強度におこないうることとなっていた。たとえば、同統制規程の第二号には「命令又は指示」の言葉が使われており、同第三号の説明にあたって、渋沢副会長は、「第一条は、政府の計画に基いて、金融機関が、一定期間毎に投資される有価証券の種類、金額又は割合を指示することに関して定めましたもので、特に国債等については一定の標準、方法等で相当立入ったお願ひを致すこ

とになります³⁾」と述べていることから推察される。このように、全国金融統制会が、支配下の金融機関に対してその資金運用を指導することによって、さしあたっての金融の課題である貯蓄の増強と資金の適正な配分が実現されたならば、政府自らが資金統制にのり出さなくても、国家の要求するところは達成されることになったであろう。

(1) 賀屋興宣「金融統制団体に望む」、『全国金融統制会報』、昭和十七年八月創刊号、五頁。

(2) 前後五号にわたる大蔵省告示として発表された統制規程の要点は、次のとおりである。

一、業態別統制会が統制規程を設定、変更または廃止しようとするときは、金融事業の統制を一元的にする必要上、主務大臣に対する認可申請前に、あらかじめ全国金融統制会の承認を受けさせることとしたこと。

二、全国金融統制会は、会員から一定期間ごとの資金計画を徴求し、これにもとづき、政府の計画に即応して、金融機関のおこなう資金の吸収および運用を一元的に指導統制することとしたこと。なお、これに伴ない、業態別統制会においても、それぞれ支配下の金融機関から資金計画を徴求し、これについて必要な指導統制をおこなうこととなる。

三、金融機関の国債、社債、株式等の有価証券投資については、全国金融統制会は、政府の計画にもとづき、金融機関が応募、引受または買入れをなすべき有価証券の種類、金額または割合や、応募、引受または募集取扱の時期、方法または条件等に関して必要な指示をおこない、有価証券に関する政府の計画の実現を図ることにした。これに伴ない、全国金融統制会は、事業会社等から申し出があつた場合等には、新たな社債引受シンジケート団の結成のあつせん等をおこなうことになる。

四、全国金融統制会は、共同融資の実行等についても必要なあつせん指導をおこない、緊要な産業資金の疏通に努める

とともに、とくに投機おもわくの方面等、不要不急の方面に対する資金の流出を抑止する要がある場合等には、そのために必要な指示をおこなって、蓄積資金の配分の適正を期することとしたこと。

五、全国金融統制会において預貯金利率、貸出利率、各種の業務上の手数料等の基準につき必要な事項を指示し、地方金融協議会および業態別統制会と連絡して、その一元的調整を図ることとしたこと。

(3) 渋沢敬三「全国金融統制会の統制規程の趣旨」、『全国金融統制会報』、創刊号、一五頁。

太平洋戦争の期間を通じ、全国金融統制会のおこなった活動は、金融機関の資金吸収目標ならびに運用のわくの設定、とくに国債の計画的消化、軍需産業ならびに戦時金融金庫等の起債の引受、軍需産業に対する共同融資等のあっせん、金融機関の合併など整備の促進、内国為替集中決済制度の創設等、金融業務の改善の立案などがその主たるものであった。

まず資金の吸収について、同会が主としておこなったのは、政府の貯蓄計画の遂行に努力することであった。同会は、政府の貯蓄目標にもとづいて、会員たる各金融機関や各業態別統制会に対して分担額を決定指示するとともに、貯蓄組合結成の指導をおこなうなどの方法によって、具体的にその目標達成を援助した。また、資金吸収に関する専門委員会を設けて、資金吸収の具体策を研究し、その成案を当局に建議した。

同会はまた、資金運用面についても、各業態別統制会から毎四半期の資金計画を徴集し、国家資金計画の樹立を援助し、また、とくに国債消化の具体的な計画を作り、預金増加額に対する公債買入割当標準比率にもとづいて、各業態別統制会に消化目標を内示して、強力にその消化を促進した。公債の割当は、全国金融統制会の最初

の事業としておこなわれたが、その割当額は次のとおりであった。

普通銀行は預金増加額の六〇％程度（前年実績約三〇％）

地方銀行は預金増加額の六〇％程度（前年実績約五〇％）

貯蓄銀行は預金増加額の七五％程度（前年実績約七〇％）

生命保険会社は増加資産の六〇％程度（前年実績約四〇％）

右の割当額は、それぞれ前年度実績に比べて相当の増加にあたり、ことに都市大銀行と生命保険会社にとっては飛躍的増加となっていた。

また、同会は政府の起債計画の立案についても積極的に協力し、巨額の引受実行をあっせんした。このため、統制会は社債引受団の再編成、拡充、個々の社債引受についての細かい指導あっせんを実行し、また十七年十月には、引受社債の種類についての重点主義の採用、社債の種類による引受団構成の原則を定めた。

また、同統制会の業務のうち最も重要なものの一つとして、十七年六月解散した時局共同融資団の事業を引き継いだ共同投資のあっせん業務がある。引継当時の共同融資額は五十一件、十億円であったが、統制会の指導のもとに共同融資は急激に増加し、十七年八月以降十九年八月十九日までに同会が指導あっせんした共同融資の件数ならびに金額は、二千三百十一件、二百二億千九百四十五万九千円に上り、うち十九年度分は四百二十八件、四十三億七千二百一十一万五千円であった。また共同投資についても、社債引受団の結成のあっせん、シンジケー

ト団の拡大などの活動をおこなった。

そのほか、同統制会は、十七年十二月末の第一銀行と三井銀行の合同、三菱銀行と第百銀行の合併、安田銀行の日本晝夜銀行の吸収のあっせんなどにみられるように、金融機構の整備についても重要な活動をおこなっている。さらに、金融政策に関係のある各種法規の実施に際しては、常にその実行を推進するため、その趣旨の普及徹底を図り、金融業務の改善については、専門委員会を設けて具体策を練り、内国為替集中決済制度のごときものに至るまで、その立案をおこなった。¹⁾

(1) 内国為替業務は繁雑をきわめたものであったため、その簡易化ないし合理化の必要は以前から問題とされ、なかでも為替取引から生ずるいわゆる為替じりに関する操作事務については、改善合理化の必要が最も痛感されていた。すなわち、対他店間に為替上の貸借を生じた場合、これを各取引先ごとに当方口および先方口に分けて整理するとともに、その決済にあたっては、為替じりの付替または振込などの方法を利用し、本支店を通じ、あるいは他行を回って、個々に資金の出合を求めて回収または手当をするのであるが、取引先は多数であり、かつ契約上の制約もあって、その事務はすこぶる繁雑であり、この処理には多数の人員、しかも高度の熟練者を要し、なおかつ資金の決済に万全を期しがたいうらみがあった。内国為替集中決済制度は、為替事務の上述の状態にかんがみ、為替上の対他店貸借の勘定整理および決済の事務を簡易化し、それによって人員および物資の節減を図るとともに、資金の効率を発揮させるために創案されたものである。

本制度は、要するに、全銀行の為替上の貸借を、結局、日本銀行本支店間の貸借に転化しようとするのであり、その

方式は次のごときものである。

一、日本銀行は、本店のほか、各内国為替業務取扱銀行の地理的、資金的便宜に応ずるため、数支店を選定して決済店とする。

二、各銀行は、決済上最も利便とする地に一母店を設置し、母店はあらかじめ日本銀行の決済店中一店を指定して、これに為替資金口座を開設する。

三、銀行各店舗において為替金の支払をした場合は、母店がこれを集めて日本銀行決済店に請求をなし、為替資金口座にその支払日付をもって入金を受ける。一方、該為替金の受入れをした銀行の母店は日銀決済店における自己の口座に資金手当をし、日本銀行決済店はこれを引き落す。

なお、全国金融統制会が各種金利の最高限度を定めたことは、従来における金利の規整が単なる業者間の申合せであったのに比較すれば、たとえ間接的な規整であったとはいえ、大蔵省告示によって施行された全国金融統制会の統制規程にもとづくものになっただけ、より公的なものに転化したことを意味する。

なお、終戦の年の春、大蔵省は、行政機構の簡素化と並行して金融統制団体の統合簡素化をおこなうこととなり、五月十七日、その大要を次のとおり発表した。

- 一、全国金融統制会は日本銀行と表裏一体の運営を行ひ新に参与制を設け各業態別統制会理事長を参与とする
- 二、全国金融統制会の指定会員たる特別銀行及び普通銀行統制会、地方銀行統制会、貯蓄銀行統制会、信託統制会を統合して銀行信託統制会を新設す

三、庶民金庫を強化拡充し之を中心として市街地信用組合統制会及び無尽統制会を統合して庶民金融統制会を新設す

四、日本証券取引所を中心とし取引員統制会及び証券引受会社統制会を統合し証券統制会を新設す

五、全国金融統制会の指定会員は資金統合銀行及び商工組合中央金庫、恩給金庫、国民更生金庫、戦時金融金庫、南方開発金庫の六とす

右の改組により、業態別統制会の数は十一から六に、全国金融統制会指定会員の数は十四から六に、それぞれ減少した。

金融統制団体令は、終戦後、二十年十月に廃止され、ここに全国金融統制会は解散されて閉鎖機関となり、その清算は二十一年六月に終了した。

第四節 軍需金融の強行

一 時局共同融資団

元来、共同融資の方式は、(一)巨大資本の収集、(二)危険負担の分散、(三)自由競争の弊害の除去等に役だつ

ところが大きいので、とくに戦時金融においては尊重されるのであるが、わが国でも、十四年以来きわめて盛んにおこなわれるようになったことは、前章第三節に述べたとおりである。その後、国際情勢の緊迫につれて、高度国防国家建設のための生産力拡充の必要はますます強くなり、これに伴って、軍需産業資金の円滑な供給がいつそう痛切に望まれるようになるにつれて、共同融資方式の一段の飛躍的強化が要請されることとなった。財政金融基本方策要綱は、資金運用に関して、とくに「同業連帯ノ精神ヲ一層昂揚セシメ共同的投資融資ノ方法ヲ活用セシム」と述べ、共同融資の積極的奨励方針を強調しているが、小倉大蔵大臣も、十六年八月の全国金融協議会役員会の席上において、その点を次のように語っている。

「(前略)次は投資、融資及其の回収に当つての共同動作であります。(中略)社債の共同引受、共同融資等の方法は従来と雖も相当広く行はれて居りますが、将来之は一段と拡大強化する必要があると認められるのでありまして、之が為め必要なる機構に就ては速に其の整備を図ることが肝要であると考へます。特に投融資先に関する調査等は共同的に之を実行するの方針を考究せられることが必要でありまして、政府としても斯かる調査に就ては十分なる援助を与へる考であります。」

小倉蔵相は、同時にまた、普通銀行においても安んじて長期産業金融に積極的進出をおこないうるよう、時局産業融資にして回収不能が生じた場合には、政府がその損失補償に応ずる用意がある旨を言明した。これは、普通銀行の貸出警戒の気運を取り除こうとするものであった。

右のような政府の方針と大蔵省の勧奨とに應じて、同月二十日、日本興業銀行を中心として十大普通銀行（第一、三井、三菱、安田、住友、三和、第百、野村、東海、神戸）の間に「時局共同融資団」が自主的に結成されることとなり、その後、十二月には、五大信託会社（三井、三菱、安田、住友、三和）がこれに参加するに至った。これによって、市中銀行はその中心を商業金融から工業金融へ移し、共同して時局産業の維持、育成および生産力拡充のための金融をおこなうことになった。これは、時局産業金融の機構にあらわれた新しい質的な変化を意味する。というのは、従来の共同融資団は、個々の事業会社に対して、いわば自然発生的、個別的、便宜的に組織されたものであり、各融資団の組織も内容も不統一、不明瞭であることを免れず、各融資団相互の連絡はきわめて不十分であったが、日本の代表的銀行と信託会社からなる時局共同融資団の成立によって、共同融資は、国策の要請に応じ、全体として統一的、計画的におこなわれうることとなったからである。すなわち、共同融資団は加盟金融機関全体としての共同融資はもちろんのこと、必要ある場合には、融資団加盟以外の金融機関とも提携して共同融資をおこない、また、加盟金融機関一部の共同融資または単独融資についてもあつせんをする。さらに、新規融資のみならず、既存融資の肩替りをおこなうほか、金融に関するあらゆる調査、相談に応じようとするものである。

同融資団の成立直後、加盟銀行代表者の会合において協議決定された規約要綱は、次のとおりである。

時局共同融資団規約要綱

一、本団ハ時局共同融資団ト称ス

一、本団ハ株式会社日本興業銀行、株式会社第一銀行、株式会社三井銀行、株式会社三菱銀行、株式会社安田銀行、株式会社第百銀行、株式会社住友銀行、株式会社三和銀行、株式会社野村銀行、株式会社東海銀行及株式会社神戸銀行ヲ以テ組織ス

一、本団ハ産業ノ維持育成並ニ生産ノ拡充強化ニ必要ナル資金ノ需要ニ付共同ノ調査及融資ヲ行フコトヲ以テ其ノ目的トス

一、共同融資其ノ他重要ナル事項ハ加盟銀行ノ代表者ヲ以テ組織スル委員会ニ於テ之ヲ決定ス

一、株式会社日本興業銀行ハ本団ノ幹事トナリ大蔵省及日本銀行トノ連絡加盟外金融機関若ハ其ノ団体トノ交渉等ニ当ルモノトス

一、本団ノ事務所ハ本所ヲ東京市株式会社日本興業銀行本店内ニ支所ヲ差当リ大阪市同行大阪支店名古屋市内行名古屋支店内ニ置ク

一、本団ハ本所及支所ニ所長各一名ヲ置キ其ノ事務ヲ担当セシム
所長ハ加盟銀行代表者委員会ノ幹事ヲ兼ね議案参考資料等ノ提出其ノ他委員会ニ関スル一切ノ事務ヲ処理スルモノトス

一、本団ノ経費ハ加盟銀行ニ於テ均等分担スルモノトス

また、九月の委員会において正式決定をみた事業運営方針は、次のとおりである。

一、本団ノ事業

(イ) 加盟銀行全部ノ共同融資ヲ行フト共ニ必要アル場合ニハ他ノ金融機関又ハ其ノ団体トノ共同融資ヲモ行ヒ且ツ加盟銀行一部ノ共同融資又ハ単独融資ニ付斡旋ヲ為スコト

(ロ) 必要アル場合ニハ既存ノ共同融資又ハ単独融資ノ肩替リヲ行フコト

(ハ) 金融ニ関スル相談ニ応ズルコト

二、本団ニ於テ金融ニ関スル相談ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ調査シ其ノ結果融資ヲ実行又ハ継続スルコトガ時局ニ緊要ト認メタルトキハ直接之ガ金融ノ方法ヲ講ジ又ハ適當ナル金融機関ヲ紹介シ若ハ適當ナル金融方法ヲ考究スルモノトス

三、加盟銀行ニ於テ融資ヲ実行又ハ継続スルコトガ時局ニ緊要ト認ムルモ相手方ノ事情等ニ因リ単独ニテ処理シ難キ場合ニハ之ヲ本団ニ回付シ本団ニ於テ適當ナル措置ヲ考究スルモノトス

四、加盟銀行ノ行ヘル融資ニ付重大ナル事故發生ノ場合ニハ速ニ之ヲ本団ニ通知シ本団ハ之ヲ政府、日本銀行、關係銀行等ニ通報スルト共ニ当該事業ノ維持及金融界ノ安定ニ付必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

五、本団ハ必要ニ応ジ政府ニ対シ融資命令其ノ他ノ方法ニ依ル国家信用ノ発動ヲ要請シ又重要ナル融資ニ関シテハ政府ノ指示ニ依リ之ガ措置ヲ講ズルモノトス

六、本団ハ政府、日本銀行ト常ニ密接ナル連絡ヲ保持シ調査上必要アルトキハ其ノ援助ヲ求ムルト共ニ本団若

ハ加盟銀行ノ融資申込先又ハ取引先ニ対スル必要ナル措置ニ付テモ其ノ援助ヲ求メ当該事業ノ維持及發展ニ

関シ最善ヲ尽スモノトス

七、加盟銀行ハ金融機関ニ共通ノ問題及財界ニ於ケル重要ナル問題ニハ隨時情報ヲ交換シ本団ハ他ノ金融機関及其ノ団体トモ適宜交渉スルモノトス

本団の業務範囲は、次の業務要綱が示すように、きわめて広範囲にわたっているが、この業務の運営にあたっては、常に関係官庁、日本銀行等と緊密な連絡を保つこととし、とくに調査上必要がある場合および融資先に対し必要な措置をとる場合には、その援助を求め、また場合によっては、融資命令その他の方法による国家信用の発動を要請することになっていた。

時局共同融資団業務要綱

一、本団ハ加盟銀行全部ノ共同融資ヲ行フ外加盟銀行一部ノ共同融資又ハ単独融資ニ付斡旋ヲ為スモノトス
一、加盟銀行一部ノ融資ニ付テハ全体ノ委員会ニ諮リタル上当該銀行代表者ノミノ委員会ニ於テ決定シ得ルモノトス

一、本団ハ必要アル場合ニハ他ノ金融機関若ハ其ノ団体トノ共同融資ヲモ行フモノトス

一、本団ハ必要アル場合ニハ既存ノ共同融資若ハ単独融資ノ肩替リヲ行フコトヲ得ルモノトス

一、本団ハ社債ノ応募及引受ハ之ヲ行ハズ

- 一、本団ノ共同融資ハ委員会ニ於テ決定セル条件及融資比率ニ従ヒ各銀行別ニ其ノ分担額ヲ融通スルモノトス
- 一、共同融資ノ調査ハ株式会社日本興業銀行及融資申込先ノ主タル取引銀行ニ於テ之ヲ行フモノトス
- 一、本団ノ共同融資其ノ他ニ付代表者ヲ必要トスル場合ニハ株式会社日本興業銀行及融資申込先ノ主タル取引銀行ヲ以テ之ニ当ラシムルモノトス

一、代表者名義ニ依ル共同融資ノ場合ニ於テハ各加盟銀行ハ委員会ニ於テ定メラレタル比率ニ従ヒ融通資金ヲ供出スルモノトス

一、前号ノ場合ニ於テ代表者ガ共同融資ノ元金、利息、割引料等ヲ受入レタルトキハ速ニ之ヲ融資比率ニ従ヒ各加盟銀行ニ配分スルモノトス

一、加盟銀行ノ一部ニ於テ代表者ヲ定メ共同融資ヲ行フ場合ニハ前二号ニ準ジ処理スルモノトス
本融資団の組織としては、幹事、代表者委員会および連絡委員会があり、幹事に興銀が当り、大蔵省および日本銀行との連絡、加盟外の金融機関またはその団体との交渉にあたる。事務所も興銀本店内に置き、大阪と名古屋の興銀支店内に支所を開いた。事務は、興銀の職員がこれを担当した。

時局産業関係の会社が共同融資を受けようとするときは、興銀内の事務所にてこれを依頼する。融資の申込あるいは金融に関する相談を受けた場合には、興銀は、融資申込先の主たる取引銀行と協力し、その有する事業調査機能を活用して融資先の調査をおこない、議案、参考資料等を作成して、各銀行営業所長級をもって組織されて

いる連絡委員会にかけて下審査する。そして、その成案をさきの十一銀行の代表者からなる代表者委員会にはかり、貸出しの諾否、貸出条件、融資金額の割当、担保に関する処置等について最後の決定を下す仕組みになっていた。融資の形式は、原則として右の委員会において決定した条件と融資比率に従って、各行別に分担額を融通する建前になっているが、また代表者名義によるものもあった。

こうして、時局共同融資団が結成されてから一カ年足らずの間に、時局重点産業会社に対する共同融資は、前述の十一銀行、五信託を中心として相当活発におこなわれた。しかし、十七年五月に全国金融統制会が設立されると、同会は共同融資の指導あつせんを一元的におこなうこととなり、ここに時局共同融資団は発展的に解消し、同年八月から、共同融資の指導あつせん事業を全国金融統制会が引き継ぐこととなった。引継当時の共同融資額は五十一件、約十億円であった。

全国金融統制会が発足してのち、七月に統制規程が告示されたが、その第四号にもとづき、同会会長は支配下金融機関に対し、今後新規の共同融資はもちろん、既存の共同融資の継続更新に際しても、これを全国金融統制会に事前に申し出るよう依頼することとした。これによって、中央・地方を問わず、二つ以上の金融機関が共同または協調して融資する場合には、融資機関、金額、利率、分担額その他の融資条件について、幹事銀行または融資申入れを受けた金融機関から事前に協議を受ける建前となり、共同融資に関するかぎり、統制会は、全国的に漏れなくこれを指導あつせんしうることとなった。

しかし、実際問題としては、地方的な共同融資に対して、全国金融統制会が、いちいち中央本部でその申し出を処理することとすれば、敏速を欠くし、不便でもあるので、同年八月、全国金融統制会に地方委員の制度を設け、各地の日本銀行支店長を地方委員に委嘱し、地方の共同融資は、地方委員経由で申し出を受けることとし、さらに融資金額の少額のものや、地方的でしかも急を要するものについては、地方委員の手もとで処理した上、その報告を受けるにとどめることとした。

また、共同融資であつて、銀行等資金運用令の許可または臨時資金調整法の貸付協議を要するものについては、融資機関は、それにもとづく許可申請を日銀経由で提出するとともに、金融統制会に対して共同融資の協議をするため、二重の手数を要するので、このような事務手続を簡素化するために、十八年一月末から、共同融資については、さきの許可申請書あるいは貸付協議書を全国金融統制会経由で日本銀行に提出することに改めた。

なお、共同融資の処理にあたっては、なるべく特殊事情を考慮し、融資機関の自律性を尊重して指導あつせんする方針をとった。ただし、新設の国策会社などで、従来の実績がないものについては、融資方法や融資条件の規準を示した要綱を融資機関に積極的に明示し、なるべくこの要綱によらしめることとしたものもある。

共同融資の取扱方法としては、次の二つの方法がとられた。(一)借主が、共同融資団構成員のおおの分担保に相当する額面の手形を構成員各自に対して振り出し、これを構成員がそれぞれ割り引き、その代り金を各自の預金とする。(二)各構成員が各自あての約束手形を割り引くことは右と同様であるが、その代り金は、幹事銀

行において領収証と引替に、交換所経由で幹事銀行の仮受勘定に受け入れ、その後で借主に交付する。このいずれの方法をとる場合でも、借主は融資団構成員の数だけの約束手形を振り出し、また、その切替のつど、同一の手続を繰り返すこととなり、その手続はきわめて繁雑であつた。

金融統制会が共同融資の指導あつせんにあたるようになってから十八年六月末に至る十一カ月間の申請件数は九百二十八件に上り、その金額も七十億円に達した。その内容を検討すると、次のようである。

まず、融資対象の所在地によつて共同融資の地方的分布状況をみると、総数九百二十八件のうち、東京三百二十三件、大阪百六件である。次に、一件当りの融資金額をみると、第七十五表のように、百万円以上五百万円未満のものが最も多く、百万円未満の比較的少額のものに次いでいる。百万円未満のものは、府県単位に設立された木材会社、石炭会社、その他繊維関係の統制会社、配給会社が多く、また五千万円をこえる融資は国策

第七十五表 共同融資一件当り融資金額

一件当り融資金額	件数
100万円未満	261
100万円～500万円	367
500万円～1,000万円	139
1,000万円～5,000万円	136
5,000万円以上	25
計	928

会社や時局重点会社に対するものである。また融資の利率からみると、一銭二厘のものが最も多く、一銭一厘のものが、それに次いで多い。次に融資団の構成員の数からみると、第七十六表のとおりである。このうち二店または三店から成る融資団の件数が多いのは、地方融資団のうち、とくに繊維関係の統制会社結合に対するものが多いためである。これに対し、構成員が二十店以上に

第七十六表 共同融資団構成員数

融 資 団	件 数	融 資 団	件 数
構 成 員 数		構 成 員 数	
2 店	190	15 店	16
3 "	176	16 "	24
4 "	116	17 "	9
5 "	82	18 "	10
6 "	71	19 "	4
7 "	56	20 "	1
8 "	51	21 "	3
9 "	34	22 "	3
10 "	24	23 "	2
11 "	26	25 "	2
12 "	9	27 "	1
13 "	6	計	928
14 "	12		

備考：『全国金融統制会報』による。

第七十七表 共同融資団の幹事

共 同 融 資 団 幹 事	件 数
興 銀 単 独 幹 事	117
そ の 他 特 銀 "	21
普 銀 "	228
地 銀 "	114
信 託 "	16
保 險 "	4
興銀, その他特銀共同幹事	4
興 銀, 普 銀 "	12
そ の 他 特 銀, 普 銀 "	3
そ の 他 特 銀, 地 銀 "	12
普 銀, 地 銀 "	4
幹 事 の 定 め な き も の	38
計	573

上るものは巨大会社に対する共同融資であって、これらのものは、融資額も巨額に上るものが多い。共同融資団の幹事からみると、第七十七表のように一機関が単独でおこなうものが多いが、二個の機関が共同して幹事となるものもある。また資金用途別に分類すると、設備資金と運転資金の額はほぼ同額である。

全国金融統制会による共同融資のあっせんは、その後もますます盛んにおこなわれ、件数においても金額においても急速に増加した。あっせん総額は、十七年八月末は二十件、二億円、十八年八月十四日には千七十四件、七十八億円、十九年八月十九日には二千三百十一件、二百二億円に達した。もっとも、このあっせん額は、新規または継続融資を合算し、また融資限度を加算しているので、実際の貸出額とは相当の隔たりがあり、実際の貸

出額は、大体これの三分の一程度であったと言われる。

最後に、時局共同融資団時代の共同融資と、全国金融統制会がその指導あっせんをするようになってからの共同融資とを比較すると、次のような特徴が見られる。

(一)全国金融統制会のもとで、共同融資の件数と金額は急速に増加し、したがって、貸出し全体のなかで占める比率が増大する傾向にあり、共同融資がいつそう普及したことが知られる。(二)一件当り融資金額は、時局共同融資団時代に比べてかなり低くなった。時局重点会社に対する融資では、依然として一件当り巨額に達するものがあるが、他方において、きわめて少額の共同融資が相当多数あらわれてきた。(三)時局共同融資団時代には、いわゆる十一行五信託の範囲で構成する共同融資が多かったが、その後は、十一行五信託に限らず、以前に取引関係を有したあらゆる金融機関が共同融資の構成員となりうることとなり、地方銀行その他金庫などで共同融資に参加するものが増加した。これに伴って、共同融資団の幹事も興銀または普通銀行に限らず、融資対象の性質に応じて、正金、勧銀などの特別銀行が幹事となり、また地方の融資団においては、従来の取引関係から地方銀行が幹事になるものも相当多数に上った。(四)融資利率が低下し、地方的にも平準化する傾向があらわれた。利率の低下は、主として国策会社に対する共同融資の増加に起因するものであり、利率の平準化は、主として、産業における整備統合によって地方的な中小産業が整理され、全国的な体系をもつ国策会社に編成替えされたものに対する融資において顕著であった。府県石炭共販会社、食糧営団などに対する融資は、その代表的なもので

ある。(五)以前に共同融資の対象となっていたのは、主として時局重点産業と国策会社であり、その後も、融資金額においては、それらのものが圧倒的な額を示しているが、その後の著しい傾向は、各種の国策的統制会社や配給会社などに対する共同融資が、その件数を増加していることである。(六)資金の用途からみると、従来の共同融資は主として設備資金であったが、その後は、これとともに運転資金に対する融資が相当多額に上るに至った。これは、多くは、生産を伴わない、単なる重要物資の配給機構として設立された統制会社や配給会社に対する共同融資の増加によるものである。

(1) 岸喜二雄「共同融資の現状とその将来」、『全国金融統制会報』、第三卷第二号参照。

後に述べる軍需指定融資制度が確立してからは、従来の共同融資団は大体そのまま軍需融資協力団に変わり、幹事銀行が指定銀行に選定されるという形で解消したものが多く、融資機関の指定をもたない統制会社や配給会社に対する共同融資は、依然として続けられたのである。

二 戦時金融金庫

太平洋戦争期の金融統制においてとくに顕著な特徴をなすのは、新しい金融機関が次々と出現したことである。それは、とくに十七年の初めと二十年の前半期に集中しているが、これら新設の金融機関として、次のようなものがある。

名 称	根拠法令	沿革	資本金 (内政府出資)	政府より付与されたる特権	政府より受くる監督
戦時金融金庫	戦時金融金庫法 (昭一七・二 法三三)	昭一八・四・一八設立	資本金三億円 (内政府出資二億円)	一、甲種配当利子所得に対する分類所得税免除、日本共同証券会社よりの有価証券の移転に付き有価証券移転税免除 一、戦時金融債券発行、払込資本金額の十倍 一、同債券元利支払補償 一、配当補償 一、業務上の損失補償	一、主務大臣の監督、戦時金融金庫監理官の業務監視を受く 一、役員、政府之を任免 一、主務大臣の認可を要する事項 1 定款変更 2 戦時金融債券発行 3 剰余金運用処分
南方開発金庫	南方開発金庫法 (昭一七・二 法三三)	昭一七・三・三〇設立	資本金一億円 (全額政府出資)	一、当分の間所得税、法人税及営業税免除、地方税免除 一、債券発行、払込出資	一、主務大臣の監督 一、総裁・副総裁は政府、理事・監事は主務大臣之を任免

				金額の十倍 一、貸出融資に基く損失 補償	一、主務大臣の認可を要する事項 1 定款変更 2 債券発行 3 剰余金処分
日本銀行	日本銀行法 (昭一七・二 法六七)	明一五・一〇 開業 昭一七・五・ 一改組	一億円 (内政府出資 五千五百万 円)	一、銀行券発行 一、營業稅免除 一、政府出資に對する剰 余金配当免除 一、政府配当補償	一、主務大臣の監督、日本 銀行監理官の業務監視を 受く 一、役員、政府之を任免 一、解散したる場合に於て 払込資本金額を越ゆる残 余財産國庫に帰属 一、剰余金処分後の残額政 府へ納付 一、主務大臣の認可を要す る事項

外資金庫	外資金庫法 (昭二〇・二 法二二)	昭二〇・三・ 一設立	五千万円 (全額政府出 資)	一、所得稅、法人稅及營 業稅免除 一、業務上の損失、政府 補償	一、主務大臣の監督を受く 一、役員、主務大臣之を任 免 一、剰余金政府へ納付 一、主務大臣の認可を要す る事項 1 業務の開始、其の方 法竝に変更 2 事業計画及収支予算 決定竝に変更
					1 定款変更 2 割引歩合及貸付利子 歩合決定変更 3 銀行券製造發行銷却 竝に之に關聯する事項 4 每事業年度經費予算 決定

共同融資銀行	昭二〇・三・ 二七設立			
資金統合銀行	昭二〇・五・ 一二設立			

これら新設機関のうち、日本銀行についてはさきに第二節で述べ、共同融資銀行および資金統合銀行は後に取り扱うこととし、ここでは、まず戦時金融金庫について述べることにする。なお、南方開発金庫と外資金庫については、『昭和財政史』第四巻、「臨時軍事費」編を参照されたい。

特別の戦時金融会社を新たに設立するという問題は、日華事変突発当初からの懸案の一つであった。その後、戦時経済の進展に伴ない、生産力拡充資金の量的増大が一転機を画するようになったとき、あるいは資金そのものに質的な変化が生じたときなどには、いつも戦時金融会社の設立が問題となるのであった。すなわち、昭和十四年、生産力拡充四カ年計画の実施に伴ない、生産力拡充資金供給の円滑化が問題になったとき、当局側からも民間側からも、戦時金融会社の必要が叫ばれた。また、十五年ころからアメリカとイギリスの日本に対する経済的圧迫が強化され、従来外国に依存していた重要物資を自給しなければなくなり、その開発に要する資金の問題が重大化してきた。ここに、生産力拡充資金の量的な増大とともに質的な変化が生じたので、これらの資金

は、従来の金融機関から調達することが困難となった。このため、戦時金融会社設立の要望は、またも盛んとなるに至った。このように、戦時金融会社設立の要望はかなり長い歴史をもっているが、太平洋戦争突発まで、その実現をみるに至らなかったのは、興業銀行を中心とする民間金融業者の間に強い反対があったからである。その反対の理由は次のようなものであった。

(一)国策金融の担当機関として、長い歴史と伝統をもつ日本興業銀行が存在しているのに、これに類似の機関を設けることは、屋上屋を架することになること。(二)新しい機関が設立されても、適当な経営者を求めることはほとんど不可能であるから、所期の目的を達しえないこと。(三)生産力の拡充を阻害しているのは、資金難というよりもむしろ物資の不足であるから、新しい機関を設けて豊富に資金を供給しても、大した効果がないこと。(四)物資不足のおりから、産業界の要求するままに資金を供給することは、インフレーションを激化させる危険があること。

これらの反対論は常に優勢を占め、十四年に戦時金融会社の設立が問題になったときには、結局、興銀の機能を拡大して産業資金の供給にあたらしめることとなり、総動員法第十一条にもとづく強制融資命令を発動することになって、これを代行した。

また、十五年にこの問題が起ったときにも、戦時金融会社を新設するより、長い経験と人材を擁している興銀を活用し、それによって産業界の需要を満たすことに決定したのである。

しかし、問題のあることに新機関の設立が要望されたということには、それ相応の理由があった。すなわち、日本興業銀行は政府の特殊銀行ではあるが、完全に営利性を離れたものではない。営利主義は依然として興銀の営業方針の中心をなしており、融資命令に対しても、興銀主脳部がこれに全部的に協力したとは言えなかった。しかも、強制融資は手続に長い期間を要し、非常な不便があった。また、興銀が戦時金融に対して不十分であるとした原因は、その力の弱いことであった。すなわち、実情において、興銀よりもシンジケート団の大銀行のほうが、資力の点からいっても活動能力の面からいっても、強い力をもっていた。したがって、戦時金融については金融界全体が協力する必要があるが、その点で、興銀の力はまだ不十分であった。さらに、国策金融会社としては政府と一体にならねばならず、日本銀行とも密接な関係をもたねばならないが、この点においても、興銀には欠点があったのである。

こうして、太平洋戦争の突発を転機として、どうしても戦時金融会社が生れる必然性があったのであるが、それでもまだ、新機関を設立するか、興銀を改組するかという問題があった。しかし、今度は緊迫した情勢の必要から、ついに新機関の設置が実現されることとなった。開戦に伴ない、軍需生産の重点的な増強と産業の再編成のために必要な資金需要は、きわめて巨額に上ったが、その大部分は長期間固定する危険の大きい、しかも採算上不利なものであったから、それをすべて民間金融機関によってまかなうことは、事実上不可能であった。融資命令による方法も、資金需要が膨大で、しかも迅速を要するために、十分な手段とは言えなかった。こうして、

政府の包括的な補償を背景として、右のような膨大にして緊急な資金の供給を担当する金融機関として、戦時金融金庫が設立されることになった。長い間懸案になっていた戦時金融会社が、太平洋戦争の突発を契機として、一挙に実現することになったのである。

十七年一月七日の閣議において戦時金融金庫法案要綱が決定されると、同法案は直ちに第七十九議会に提出され、議会の協賛を経て、十七年二月法律第三十二号をもって公布された。三月一日、同法は、同法施行令（二・二七 勅令一一七号）および同法施行規則（二・二八 省令一〇号）とともに施行され、ここに、戦時金融金庫は、四月十八日をもって、その業務を開始した¹⁾のである。この開業の日は、たまたま、アメリカの飛行機がはじめて日本本土に侵入した日に当たっていた。初代の総裁は、住友財閥の筆頭重役小倉正恒である。

(1) 戦時金融金庫の設立に際して、大野（龍太）副総裁がおこなった放送内容は、次のとおりである。

戦時金融金庫の設立に際して （昭和十七年四月二十一日）
大野副総裁放送

此の度戦時金融金庫法と申します法律に基きまして「戦時金融金庫」が生れ、去る四月十八日より開業致しましたので、此の機会に何故此の金庫が設立されたか、此の新しく生れた戦時金融金庫がどんな仕事をするのかと云ふ点に就て一言御説明申上げ、官民皆様方の御理解と御協力とを御願致度いと存するのであります。

現在我国の国策が大東亜戦争の完遂と大東亜共栄圏の確立とに集注せられて居りますことは申す迄もない所であります。開戦以来御稜威の下、陸に海に空に皇軍の活躍は真に目覚ましいものがあり将来に於きましても亦愈々大なる戦果が挙げられることを確信致して居ります。我々銃後国民の責任と致しましては、此の戦果に答へまして国防生産力

を益々充実し強化し、必要となつて参りまする莫大な物資を供給することに円滑を期しますとともに、此の為に必要な大きな金額の資金を融通することにも万全を期さねばならぬのであります。

支那事変が始つてから此の方、銀行其他の金融機関も此等必要の資金を融通することに全力を尽して参つたのであります。何が何でも此等の金融機関は大体其の資金の源泉を一般の預り金に仰いで居るのであります。国家的な見地からすれば、どうしても必要な事業の資金であるのに拘らず、従来の私的な経済の立場からは算盤が採れないとか、或は一時に大きな資金を必要とする為普通の金融機関では到底賄ひ切れないとか云ふ種類のものが、時局の進むに連れて段々出て参つたのであります。又内外の有様が急に変化しましたので産業の能率も最も高く發揮できる様に、我国経済の仕組を変へる「産業の再編成」を行はなければなりません。斯様なことに要する資金も通常の金融機関では中々賄ひ切れぬと云ふ事業も差迫つて参つたのであります。此等の資金の需要に応じまする為、損が起れば政府が其の損を償ふと云ふことによつて金融機関に資金の融通を政府が命令する、所謂「命令融資」と申しまする制度が起り、又危険を分散して危険を小さくすると云ふ目的で以て所謂「時局共同融資団」の結成が行はれたのであります。

然し乍ら、命令融資に致しましても、一々の融通に付て一々政府の命令を受ける必要がありまする為、色々と手続が要つて不便である憾もあり、又共同融資に致しましても国民の大切な預金を預つてゐる普通の銀行としては、危険の多い事業に対して貸出を為るのを尻込みするのは当然でありまして、之に多くを期待することは無理な注文であります。大東亜戦争が起つてからは、この様な資金が益々多額に入用となるので、此の際在来のやり方とは別に、特に金融を専門的に行ひまする金融機関を設けまして、損が起つた場合には一々、個々別々にではなく、包括的に一括して政府が損を償ふと云ふことに依りまして、損得の算盤を離れて、戦時経済を運営する上に必要な資金を、円滑に且

十分に供給することに遺憾なき様致しますと共に、普通の金融機関には従来の分野で、危険な貸付をすることなく、其の経営を益々堅実にして、十分活動する様にさせることが肝要となつて来たのであります。

これが此の度戦時金融金庫が設けられるに至つた所以でありまして、此等の事情を考へますれば、此の金庫がどう云ふ仕事をするかと云ふ仕事の内容も自ら明かとなつて来るわけであります。即ち其の主要な仕事は国家的には是非共必要な事業ではあるが、其れが必要とする資金を、他の金融機関からは調達することが非常に困難な場合に、其の入用な資金を供給することでありまして。戦時金融金庫の根拠となつて居りまする戦時金融金庫法と申す法律の第一条に、此の金庫の目的に付て規定を設けて、生産の拡充や前に述べました産業の再編成等の為必要な資金であつて、他の金融機関等から供給を受けることが難しいものを供給するのが目的であると定めてある所からしまして、法律の規定の本当の意味を読み違へて、此の金庫から資金を借りる者は経済界の屑で、他に貸し手が無いから政府が特別に設けた此の金庫から資金を借りるのだ、と考へる人がないでもなからうと親切に心配して下さる方があるのであります。

事業を經營する会社や人々が、如何に信用がありまして、亦資産が十分でありまして、戦争の際に国家の目的に直接お役に立つ様な仕事を致します場合に、其の事業の将来に於きまする損得の見透が中々つけ兼ねるものがありますし、又一時に大きな資金が要りまして他から借りるのに不自由を感じるとか、困難であると云ふことが相当多いのであります。其の様な場合に、国家的事業を資金が不自由である、借りるのに困難であると云ふので打ちやつて置くことが戦争の際には到底出来ないで、此の金庫が面倒を見ると云ふのであります。此の所を噛み分けて、此の金庫から資金の世話を受ける者は資産や信用が駄目な者だと片付けられたら大間違であります。此処は法律の規定に良く書き分けてあるのであります。此の金庫が資金を出す遣方は銀行等が行つて居ります貸出の方法に依りまする

外、会社の株式を持つとか、会社の社債を引受けるとか云ふ方法も採り、債務の保証も出来ることになって居ります。殊に株式を持ち社債を引受け、事業を育てて行くと云ふ所謂投資的な仕事は従来適当な金融機関が無かつたのでありまして、本金庫の活動に期待せられる所が頗る多いのであります。

従つて本金庫から資金の供給を受けることが出来る者は、先づ

第一に軍需関係其他国家にとつて緊要な産業を営むものであります。具体的に申せば武器、飛行機、弾薬、糧秣の様な直接軍需に関係ある産業とか、鉄、鋼を作る産業、船舶を造る造船業とか、機械を作る産業等特に生産力拡充を急務とせられる重要な産業並に代用品を作る産業等を指すのでありまして、此等の産業に入用な資金で企業の採算の見透が難しいとか、一時に大きな資金が要るとかの事情に因つて、一般の金融機関から其の供給を受け難い場合には資金の面倒を見ようと云ふのであります。

第二に政府の方針に基いて未動又は遊休設備即ち工場や機械等の事業設備で、現在は資材や原料の関係で働いて居ない、若しくは遊んで居るものを持ち続けて行かうとする者であります。此等の設備の内、他に売却処分する方がよいものは別と致しまして、将来国家的に見て之を維持せしめなければならぬと思はれるものに付きましては、戦時金融金庫で持ち続けることが出来る様に、入用な資金を融通して行かうと云ふ訳であります。

此の処で、皆様御存知の様に既に設けられて居ります産業設備営団との関係に触れて、一言致度いと存じます。

産業設備営団は国家が緊要と致しまする産業の事業設備を、自分の手で建設したり未動遊休の設備を買上げたり活用したりすること等を目的と致して居りますので、此の金庫の仕事と関係の深い部分があります。然し乍ら産業設備営団は緊要な産業設備を、急に建設することが必要ではあるが、損得の計算からは危険率が高く、事業者が建設するには非常な困難を感じるものを営団自らの手で建設すると云ふのであります。之に対しまして、此の金庫は国家の緊

要とする産業を営む者の必要とする資金に付きまして、特別の面倒を見て行かうと云ふのであります。

又未動、遊休設備に付きましては、営団の方は政府がお決めになりました方針に基いて、止めてしまふと定められた設備を、スクラップにする為に買上げたり、又事業を行つて居る者が維持して行くことが難しい設備を買上げて営団の手で持ち続けたり、或は其の活用を斡旋したりするのであります。此の金庫は事業を行つて居る者が設備を持ち続ける上に必要な資金を貸して、事業者が自分の手で維持するのを助けて行くのであります。

即ち戦時金融金庫の仕事は全く「金融的」とか「資金的」とか申すべきものであります。産業設備営団の方は「物的」とか「資材的」とか申すべきものであります。

此の金庫と此の営団とは固より十分な連絡が要る訳ではありますが、其の仕事の分野は自ら定まつて居るのであります。

第三に政府の方針に基いて重要な物資を貯蔵する者であります。例へば最近に設立せられました重要物資管理営団とか、物資統制令に依りまして重要な物資を保有する様に命ぜられた者等であります。重要な物資を非常用其他国家的に必要とせられる目的に基いて貯蔵して行く者に対しましては、資金の上でも十分之を保護して行く必要があります。本金庫は此等の者に対し其の貯蔵に必要な資金を融通して十分国策に協力せしむる様に致すのであります。

第四に政府の方針に基いて事業の整理を為す者であります。之は近く公布せられる筈の企業整備令に基いて、他の事業に属する工場設備等を譲受け、又は其の出資を得まして自分の設備を増強しようとする者であります。此等に対する資金の供給は、国家の生産能率を増進させること或は遊休未動設備を活用して行くことに缺くべからざるものであります。之も本金庫で面倒を見て行かうとして居ります。

以上に対する投資又は融資の仕事に加へまして、本金庫は有価証券が不当に値下りするのを防いで、重要産業の増

資や払込等を容易くすると同時に、其の甚しい値上りを抑へまして、資金が投機市場へのみ集り過ぎて必要な産業に資金が集らない様なことが起らぬ様にする目的で、有価証券の値段を安定せしめます為に、株式等売ったり買ったりすることが出来ることとなつて居るのでありまして、之と同じ目的の為に昨年春設立せられました日本協同証券株式会社は今回本金庫に統合せられたのであります。即ち有価証券の市価の安定は、前に述べました本金庫の投資、融資の仕事と直接な関係を持つて居るのでありまして、之を総合的に運営しまして、戦時産業金融の円滑なる調整を図らうとして居るのであります。

本金庫が此等の仕事をやつて行きます為には、巨額な資金が必要となつて来るのは申す迄もありません。然し乍ら此の金庫は銀行の様に一般の預金を受入れてやつて行くではありません。主に債券を発行してお金を調達するので、法律に依りまして払込資本金の十倍迄の「戦時金融債券」の発行が認められて居ります。この金庫の資本金は三億円で、只今の所払込資本金は半額即ち一億五千万円でありますが、資本金三億円の全額の払込が済んだ上では、十三億円の資金を使つて働くことが出来るのであります。

此の出資金に付ては政府が二億円、民間から一億円を出資せられて居り、民間の出資に對しましては政府が年五分の配当を保障して居られ、又戦時金融債券に對しては政府が元金及利息の支払保証をすることとして、資金の調達の便宜を計つて居られるのであります。

従ひまして政府としても其の運営が放漫に流れることのない様、又戦時金融が円滑に且堅実に行はれる様、特に監理官を置いて其の業務を監視されることになつて居ります。其他役員は全部政府の任命であり、職員は法律上の公務員として取扱はれる等、其の組織の上に於きまして公けの色彩が頗る濃厚なのであります。

以上戦時金融金庫の概略を御話し致しましたが、此の金庫の仕事が従来の金融機関の仕事と相補ひ、相助け合つて

戦時金融の万全を期して居ることも、今迄に御説明申上げました所で明かでありませう。殊に債券発行の方法に依り巨額に上る資金を調達し、而も徒らなる通貨膨脹を避け、戦時経済の運営を全うして参ります為には、其の資金の源泉をどうしても国民の貯蓄に求めなければならぬことは改めて申す迄もありません。此の意味に於きまして、本金庫が其の使命を十分達成致しまする為には、政府竝に各種金融機関は固より、皆様方一般の、心からなる御支持と御後援とが絶対に必要なのであります。

皇軍の赫々たる戦果を思ひ、銃後御奉公の心を新に致しますると同時に、皆様の御力添へに依りまして、大東亜戦争の子供とでも申す様な此の金庫が健かに且力強く成長し、国家の要望と負托とに十分応へまして大東亜戦争を勝ち抜き、大東亜共栄圏を確立することに一大貢献をすることの出来ます様、祈つて止まない次第でございます。

戦時金融金庫法案要綱の内容は、次のとおりである。

一、戦時ニ際シ生産拡充及産業再編成等ノ為必要ナル資金ニシテ従来ノ金融機関等ヨリ調達ヲ受クルコト困難ナルモノヲ供給シ併セテ有価証券ノ市価安定ヲ図ル為戦時金融金庫ヲ設立スルコト

戦時金融金庫ハ之ヲ法人トスルコト

二、戦時金融金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置キ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ従タル事務所ヲ置クコトヲ得ルコト

コト

三、戦時金融金庫ノ資本金ハ三億円トシ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得ルコト

政府ハ二億円ヲ限り戦時金融金庫ニ出資スルコトヲ得ルコト

四、戦時金融金庫ニ総裁副総裁各一人理事及監事若干名ヲ置キ政府之ヲ命ズルコト

五、戦時金融金庫ニ評議員若干名ヲ置キ政府之ヲ命ズルコト

評議員ハ業務経営ニ関スル重要ナル事項ニ付キ総裁ノ諮問ニ応ズルコト

六、戦時金融金庫ハ左ノ業務ヲ行フコト

(一) 国家緊要産業ヲ営ム者又ハ政府ノ方針ニ基キ未動遊休設備ヲ保有シ、重要物資ヲ貯蔵シ若ハ事業ノ整備ヲ行フ者ニシテ必要ナル資金ノ調達困難ナルモノニ対スル投資及融資

(二) 市価安定ノ為メニスル有価証券ノ売買

(三) 前記各号ニ附帯スル業務

戦時金融金庫ハ其ノ目的達成上必要アルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ前項以外ノ業務ヲ行フコトヲ得ルコト

七、戦時金融金庫ハ払込資本金額ノ十倍ヲ限り戦時金融債券ヲ発行スルコトヲ得ルコト

政府ハ戦時金融金庫債券ノ元本ノ償還及利息ノ支払ヲ保証スルコトヲ得ルコト

八、政府ハ戦時金融金庫ガ民間出資ニ対シ一定率ノ配当ヲナス為必要ナル補助金ヲ交付スベキコト

九、戦時金融金庫ノ業務ヲ監督スル為監理官ヲ置クコト

十、政府ハ戦時金融金庫ヨリ投資又ハ融資ヲ受ケタル企業ニ対シ監督ヲ行フコトヲ得ルコト

十一、日本協同証券株式会社ハ之ヲ戦時金融金庫ニ統合スルコト

この要綱に明らかなように、戦時金融金庫のおもな目的は、「戦時ニ際シ生産拡充及産業再編成ノ為必要ナル資金ニシテ他ノ金融機関等ヨリ供給ヲ受クルコト困難ナルモノヲ供給シ併セテ有価証券ノ市価安定ヲ図ルコト」(同金庫法第一条)であった。主目的たる資金の供給については、右に述べたように、その資金が生産拡充および産業再編成に必要である上に、他の金融機関から供給を受けることの困難なものであるという条件にかなうものでなければならないが、さらにそればかりでなく、資金の需要者は「国家緊要産業ヲ営ム者又ハ政府ノ方針ニ基キ未動遊休設備ヲ保有シ、重要物資ヲ貯蔵シ若ハ事業ノ整備ヲ為ス者」(同第十九条)でなければならない。ここで、他の金融機関から供給を受けることが困難であるというのは、「決して事業者の信用が薄弱である等の理由によって困難であるという意味ではなく、事業そのものの性質上、その収益性の見通しが困難であるというような理由によって、資金の供給を受けることが困難な者」のことである。そして、この資金供給は出資(株式保有)・資金の融通・債務の引受または保証・社債の応募または引受という形でおこなわれるのである。また、有価証券の市価安定のために有価証券の売買および保有などをするのであるが、戦時金融金庫は、株主総会の決議を経て日本協同証券株式会社を吸収し、その業務を引き継いだ¹⁾。また船舶の建造に対して、興銀とならんで融資にあた

ることも明らかにされた。

(1) 吸収当時における日本協同証券株式会社の貸借対照表は、次のとおりである。

日本協同証券株式会社貸借対照表 (昭和十七年三月十四日現在)

資 産		負 債	
未払込資本金	二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 円	資 本 金	五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 円
現金預金	七九六、〇一九・六一	積 立 金	三二、〇〇〇・〇〇
国 債	二二、五四〇、〇〇〇・〇〇	借 入 金	六九、八四九、三一九・〇〇
株 式	八〇、二九七、二九〇・七三	雑 勘 定	五二六・九二
家具什器	三七、二七九・〇〇	利 益 金	九、〇二四、九七二・四四
未經過利息	二三六、二二九・〇二		
合 計	一二八、九〇六、八一八・三六	合 計	一二八、九〇六、八一八・三六

すなわち、同金庫の業務は、(一)軍需産業、生産拡充産業、代用品工業等のごとき国家緊急産業を営む者、(二)将来のために未動または遊休設備を保有する者、(三)政府の企業整備方針にもとづいて事業の整備をする者に対して、普通の方法では資金の調達が困難な場合に融資することを主とするものであり、それは、銀行等資金運用令の強制融資命令をさらに徹底させたものであり、急速かつ多額の資金需要に応じうるようにしたのが特徴である。

同金庫の資本金三億円のうち、政府出資は二億円であり、民間出資一億円のうち五千万円は、日本協同証券の資本金が充当され、残り五千万円に対しては、都市および地方の普通銀行、興銀、正金、勧銀の各特殊銀行、生命保険会社、信託会社等が出資参加した。出資者のおもなものは次のとおりである。

日本政府	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円
日本興業銀行	九、七七〇、〇〇〇
日本証券取引所	七、五八一、一〇〇
帝国銀行	六、一〇五、〇〇〇
三菱銀行	六、〇〇〇、〇〇〇
三和銀行	三、四〇〇、〇〇〇
安田銀行	三、三五〇、〇〇〇
住友銀行	三、〇一七、〇〇〇
その他	六〇、七七六、九〇〇
合 計	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇

資金としては、右の資本金のほか、払込出資額の十倍まで(後三十倍に拡大)戦時金融金庫債券を発行することが認められ、この債券の元利の支払は政府の保証するところである。また、民間出資に対する年五分の配当を含めて、損失の金額をも政府が補給することになっていた。同金庫の事業所は、本店を東京に置き、支店はなく、日本興業銀行(大阪、京都、愛知、富山、静岡、宮城、兵庫の各府県支店)、日本勧業銀行(その他の府県支店)、北海道拓殖銀行(北海道)、台湾銀行(台湾)、朝鮮殖産銀行(朝鮮)、満洲興業銀行(満州)に代理店を指定した。

戦時金融金庫の貸出額は、十七年度約四億円であったが、十八、十九年度末における貸出残高はそれぞれ約十億円、二十九億円と膨張し、終戦時には三十六億八千三百万円に達した。これを貸出金額別に見ると、一口五千

第七十八表 戦時金融金庫の金額別貸出残高
(単位 千円)

区 分	口 数	金 額	百分比
貸出残高 1 億 円 以 上	6	1,129,850	30.7
〃 5,000万円以上	10	665,701	18.1
〃 1,000万円以上	56	985,367	26.8
〃 500万円以上	50	382,261	10.4
〃 100万円以上	178	436,429	11.8
〃 100万円未満	255	83,766	2.3
合 計	555	3,683,374	100.0

備考：貸出残高がバランス・シートに掲げられた20年9月
月末計数と相違するのは、敗戦と同時に、外地関係貸出金は、
回収不能資産として処理したためで、実際貸出実行額は3,683
百万円である。

万円以上の大口貸出しが貸出総額の約半分を占めていた(第七十八表)。そのうち、大口貸出先は第七十九表のとおりである。

戦時金融金庫のおこなった主要な融資活動の内容¹⁾は、次のとおりである。

一、兵器等製造事業特別助成法による設備融資

十七年二月に公布された兵器等製造事業特別助成法によっておこなわれた融資には、次の二つがあった。

一つは官有民営で、設備は政府が整備してこれを無償交付し、経営は民間事業者に任せるものであり、その二は、民間に設備の拡充を命令し、その拡充設備を一定期間内に政府が買い上げることにして、企

業の将来の危険を保証するものである。この場合、所要資金の一部は前渡金として交付されるが、大半は、原則として業者自らこれを調達しなければならないので、工場設備が完成してから代金を受け取るまでの間の資金融通にあたるわけである。

第七十九表 戦時金融金庫大口
貸出先明細
(貸出残高5千万円以上)

貸 出 先	貸 出 残 高
	千円
三 菱 重 工 業	300,000
扶 桑 金 属 工 業	250,000
朝 鮮 電 工	225,350
不 二 越 鋼 材	127,500
朝 鮮 電 業	100,000
日 本 電 鉄	127,500
日 本 電 気	86,250
樺 太 石 炭	83,935
鐘 淵 紡 績	75,816
交 易 営 団	73,000
朝 日 軽 金 属	64,000
日 新 化 学 工 業	60,700
日 本 窒 素 肥 料	60,000
振 興 工 業	60,000
萱 場 産 業	51,000
旭 化 成	51,000
合 計 16口	1,795,551

二、木造船建造及譲受資金 十八年七月の海務院長官通牒により、戦時標準型木造船の産業設備営団からの買受資金融通の円滑な実施と、船舶建造融資補給及損失補償法による船舶金融との統一的運営を確保するため、戦時金融金庫で一括融資することとなったものである。

三、産業応急資金 十九年六月に、大蔵大臣から、産業応急資金の融資または債務保証を戦時金融金庫法第三十八条により命ぜられたもので、資金の範囲は、戦時災害により被害を受けた緊要産業などで、所管官庁の復旧証明書または復旧工事費としてあつせんのあるもの、または戦時災害のため、緊要産業などで必要とする労賃の支払その他の運転資金、株金払込、その他の特殊用途資金で、応急の必要あるものである。戦時金融金庫の場合には、地方軍需監理局長官の発行した戦時災害応急資金証明書に記載されているように、「金額及使途ノ確認ヲ

要セズ簡易且迅速ニ手続ヲ運ブベキ」ことが命令されており、内容の吟味をすることなく融資された。

四、工作機械製造事業前受金整理資金 十九年六月の大蔵省銀行保険局局長通牒によって融資するもので、工作機械工場の動員、機種転換および工作機械納入支持制の実施等、工作機械の発注調整のため、既往入手使用済前受金返済に充当された。すなわち、当時、精密機械統制会のメーカー三百五十工場のうち九十六工場は、兵器等製造専門工場に転換するため、約二千万円の前受金の返済を必要とし、そのうち約一千万円が戦時金融金庫から融資された。融資条件は担保貸付三カ年割賦償還であった。

五、重要工場疎開資金 二十年三月、戦時金融金庫法第三十八条により、工場疎開応急資金の融通が大蔵大臣から命ぜられた。すなわち、所管官庁の命令にもとづき、軍需会社その他の重要工場で、疎開を急ぐために要する資金は、指定金融機関から融資を受けることとなったが、指定金融機関のない場合は、戦金、興銀、勧銀がこれに当たった。これにもとづく融通資金その他について必要あるときは、将来、各融資先別の融資命令または戦金融資に振り替えることを条件としていたが、実際には、所管官庁の証明書によって、戦金、興銀、勧銀が融資に当たったのである。

(1) 閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』、昭和二十九年刊、五二―三頁。

これら資金用途別戦金融資の終戦時における貸出残高は第八十表のとおりであり、二十年九月二十九日現在の融資先明細は、後掲第八十三表のとおりである。

第八十表 戦時金融金庫の用途別貸出残高

用途別		口数	金額
1	第一類	290	千円 2,470,799
2	第二類		120,818
3	外地本店会社(朝鮮,台湾代 理所を含む)	30	571,268
4	疎開資金	52	46,997
5	工場経理(生活)資金	13	30,137
6	災害復旧資金	8	4,038
7	債務決済資金	4	3,320
8	兵器製造助成法による設備資金	28	302,869
9	工作機械前受資金	9	6,734
10	木造船譲受資金	93	118,311
11	木造船建造資金	27	8,081
合計		554	3,683,374

戦時金融金庫の貸出先の種類は、これらの統計に示されるように、兵器関係が最も多く、これに次いで水力電気、造船、石油、代用燃料、軽金属、カリ塩等であり、融資の可否を決定した基準はもっぱら事業の緊急性であったから、融資対象の企業がいかんにか採算上不良な状態にあっても、融資を強行し、また、たとえば産業設備営団の造船資金のごときは、資金コスト四分三厘ものをも三分七厘で融資しており、金庫自身の採算割れを度外視するありさまであった。また、融資の額そのものは、当時としてそ

れほど巨額なものとは言えないが、同金庫の活動によって、他の金融機関から資金の供給を受けがたく、しかも戦時経済上きわめて重要な企業が活躍できたばかりでなく、債務保証などを通じて、他の金融機関はこれにより大いに危険負担を軽減しえたのであって、戦金の活動はまことにはなばなしものであったと言えよう。

有価証券保有高も相当な額に上り、終戦時には総額十六億六千三百万円に達した。株式の所有は証券部（株価安定のための操作買い）と投資部（投融資を目的とするもの）に分課しておこない、その所有額は、十九年三月に証券部二億九千四百万円、投資部一億九千万円であったものが、終戦時には、証券部十一億五千六百万円、投資部三億七千六百万円に上った。投資対象は百十一社に及び、それらの会社の払込資本金合計十四億四千八百万円のうち、戦時金融金庫保有分は三億七千六百万円で、二六パーセントを占めていた。また、戦金の投資部保有株式のうち、各社の払込資本金に対し戦金保有分が五〇パーセント以上に及ぶものと五〇パーセント未満のものに分けると、次のとおりであった¹⁾。

払込資本金に対し		払込資本金合計(A)		うち戦金保有分(B)		B/A	
戦金保有率五〇%以上のもの		五二〇		三六七、四五〇千円		二一八、八〇五千円	
同右五〇%未満のもの		五九〇		一、〇八〇、五七一		一五七、九五〇	
合 計		一一二〇		一、四四八、〇二一		三七六、七五五	
						二六・〇	

(1) 『富士銀行七十年誌』、昭和二十七年刊、一四三―四頁。

以上のような活動に必要な資金を、戦時金融金庫は戦金債券の発行と借入金によってまかなった。元利払政府保証の戦金債券発行現在高は、十七年末一億九千万円、十八年末七億四千万円、十九年末二十四億八千万円、終戦時三十七億五千万円と、戦争末期には急激な膨張を示している¹⁾。また、借入金も十五億七千七百万円と、債券発行額の半ばに近い額に上った。二十年九月における借入金の内訳は、第八十一表のとおりである。

第八十一表 戦時金融金庫の借入金明細
(昭和20年9月29日現在)

借入先	金額	借入先	金額
大蔵省預金	300,000,000円	日本勧業銀行	9,990,000円
朝鮮銀行	20,000,000	住友銀行	14,914,000
台湾銀行	30,000,000	三和銀行	14,914,000
資金統合銀行	443,000,000	野村銀行	8,630,000
北海道拓殖銀行	10,000,000	東海銀行	8,630,000
帝国銀行	27,392,000	日本銀行	539,000,000
三菱銀行	25,180,000	神戸銀行	7,014,000
日本興業銀行	10,130,000		
安田銀行	19,206,000	合 計	1,488,000,000

備考：閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』による。

第八十二表 戦時金融金庫の累年次バランス・シート
(単位 百万円)

科 目		18 年 3 月末	19 年 3 月末	20 年 3 月末	20 年 9 月末
資 産	貸 出 金	306	999	2,903	3,074
	有 価 証 券	198	521	995	1,663
	(内 国 債)	(73)	(31)	(131)	(131)
	(内 株 式)	(122)	(485)	(854)	(1,533)
	回収不能資産	—	—	—	847
産	其 の 他	167	185	91	50
合 計		670	1,705	3,989	5,634
負 債	出 資 金	300	300	300	300
	発 行 債 券	310	1,058	3,035	3,751
	借 入 金	54	336	617	1,577

(1) 戦金債の利率は、普通四分二厘、特別三分九厘であり、利息は農林中央金庫と市中銀行から、それ以外は日本興業銀行から支払われた。興銀に委託された右の支払金は、二十年九月二十九日現在で九千四百万円であった。

最後に、戦時金融金庫の終戦までの累年次貸借対照表を第八十二表に示しておく。

戦時金融金庫は、二十年九月末、閉鎖機関に指定され、清算に付されることになった。

住 所	融 資 先		融 資 額
東 京	大 日 本 精 密 (株)		315,000.00
"	大 東 亜 航 空 工 業 (株)		430,000.00
"	電 磁 工 業 (株)		1,660,000.00
大 阪	電 熔 銅 業 (株)		700,000.00
大 富 山	不 二 越 銅 材 工 業 (株)	3口	127,000,000.00
神 奈 川	不 二 越 精 機 (株)		3,000,000.00
大 阪	富 士 金 属 工 業 (株)	2口	1,074,065.00
大 東 京	富 士 航 空 工 業 (株)		2,871,500.00
"	藤 波 航 空 兵 器 (株)		500,000.00
大 阪	富 士 造 機 (株)	3口	18,441,607.00
茨 城	深 沢 航 空 工 業 (株)		6,000,000.00
福 島	福 島 鉄 鋼 工 業 (株)		350,000.00
東 京	扶 桑 工 業 (株)		2,200,000.00
兵 庫	(株) 花 川 鉄 工 所		5,100,000.00
大 阪	(株) 播 磨 製 鋼 所	2口	12,000,000.00
東 京	長 谷 川 航 機 (株)		991,955.00
広 島	(有) 波 多 見 造 船 所		850,000.00
東 京	早 川 産 業 (株)	2口	3,100,000.00
大 阪	広 瀬 重 工 業 (株)		6,000,000.00
東 京	広 瀬 太 次 郎		1,000,000.00
"	北 海 道 炭 素 工 業 (株)	2口	31,240,000.00
宮 城	北 海 砂 鉄 鉱 業 (株)		1,200,000.00
東 京	(株) 北 辰 電 機 製 作 所		11,500,000.00
兵 庫	(株) 本 加 納 商 店		4,800,000.00
東 京	北 方 興 業 (株)		935,000.00
神 奈 川	報 徳 航 空 工 業 (株)		957,185.00
大 阪	宝 運 汽 船 (株)		900,000.00
東 京	池 貝 自 動 車 製 造 (株)		2,549,900.00
北 海 道	今 井 徳 太 郎		950,000.00
広 島	石 田 清		320,000.00
兵 庫	石 原 新 三 郎		1,450,000.00
東 京	岩 崎 通 信 機 (株)		9,400,000.00
神 奈 川	(資) 神 中 組		700,000.00

第八十三表 戦時金融金庫の融資先別残高

(1) 一般設備運転資金

住 所	融 資 先		融 資 額
東 京	天 草 水 産 (株)		915,000.00
大 阪	尼 崎 船 渠 (株)		603,000.00
東 京	安 立 電 気 (株)		10,500,000.00
"	安 全 電 気 工 業 (株)		694,932.80
"	曙 兵 器 工 業 (株)		2,150,000.00
埼 玉	(株) 青 柳 製 作 所	2口	3,300,000.00
兵 庫	浅 田 化 学 工 業 (株)		600,000.00
広 島	旭 兵 器 工 業 (株)		7,398,600.00
東 京	朝 日 軽 金 属 (株)	2口	64,000,000.00
"	(株) 朝 比 奈 鉄 工 所	2口	7,500,000.00
"	エ ス エ ー 工 業 (株)		500,000.00
"	浅 野 航 空 工 業 (株)		2,700,000.00
"	浅 野 セ メ ソ ン ト (株)	2口	23,310,631.08
大 阪	安 宅 産 業 (株)		4,898,000.00
"	ア ト ム 理 化 学 工 業 (株)		378,000.00
埼 玉	武 州 電 機 (株)		209,747.47
"	秩 父 兵 器 木 材 工 業 (株)		2,500,000.00
東 京	地 熱 産 業 (株)		350,000.00
北 海 道	千 島 産 業 (株)		550,000.00
東 京	中 央 兵 器 (株)		5,220,000.00
"	中 央 工 業 (株)	5口	39,100,000.00
"	中 央 製 鉄 (株)		750,000.00
"	(株) 大 安 組		880,000.00
大 阪	大 同 重 機 工 業 (株)	2口	6,765,000.00
"	大 同 石 油 (株)		7,954,802.34
東 京	(株) 第 一 工 具 製 作 所		500,000.00
大 阪	大 建 産 業 (株)		6,852,905.00
兵 庫	(株) 大 鋼 機 械 製 作 所		6,100,000.00
東 京	大 日 本 防 空 食 糧 (株)		4,258,840.00
兵 庫	大 日 本 軽 合 金 (株)		3,780,000.00
宮 城	大 日 本 航 空 機 (株)		4,255,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
東京	日下部石油鉱業(株)	400,000.00
東京都	京都工作機械(株)	2口 4,600,000.00
東京	丸善石油(株)	2口 31,480,000.00
兵庫	松岡勝治	4,000,000.00
福岡	(株)松居製作所	890,000.00
大阪	松下飛行機(株)	2口 40,000,000.00
"	松下航空工業(株)	4口 14,656,000.00
東京	(株)名機製作所	7,774,500.00
"	三重工業(株)	12,350,000.00
"	(株)三喜本工業所	1,272,000.00
"	三国商工(株)	4,210,000.00
"	(株)ミクロ製作所	1,100,000.00
"	三菱重工業(株)	300,000,000.00
"	三菱商事(株)	42,110,000.00
"	三井物産(株)	26,037,000.00
"	三輪善兵衛	4,000,000.00
新潟	宮田友二	895,000.00
東京	(株)三吉鍛工所	1,000,000.00
"	森岡興業(株)	420,000.00
"	中川航空工業(株)	5,483,500.00
大阪	(株)中山工業所	1,523,868.00
"	(株)中山太陽堂	2,590,000.00
東京	七座石油鉱業(株)	162,264.00
"	(資)浪華ゴム製造所	500,000.00
大阪	南海航空工業(株)	1,200,000.00
東京	南洋倉庫(株)	3,337,500.00
"	日南航空興業(株)	1,000,000.00
"	日南出版印刷(株)	500,000.00
大阪	日満電気製鋼(株)	2,500,000.00
東京	日本アルミニウム(株)	22,988,000.00
大阪	(株)日本鋳鋼所	12,446,800.00
東京	日本合板船(株)	9,000,000.00
"	日南造船造機(株)	3,000,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
群馬	上信鉱業(株)	2口 8,800,000.00
東京	鐘淵工業(株)	2口 14,500,000.00
福岡	関門港運(株)	2,000,000.00
京都	関西精機(株)	1,500,000.00
東京	関東電化工業(株)	1,250,000.00
"	関東電気工業(株)	6口 17,862,000.00
埼玉	関東石灰化工(株)	600,000.00
神奈川	関東特殊材料製造(株)	1,250,000.00
佐賀	(株)唐津造船所	1,198,000.00
兵庫	河部兵器工業(株)	2,200,000.00
東京	川口ゴム工業(株)	640,000.00
神奈川	(株)慶寺製作所	280,000.00
兵庫	川副啓一	1,000,000.00
東京	(株)萱場製作所	2口 51,000,000.00
"	(株)気球製作所	350,000.00
大阪	北川産業海運(株)	2,000,000.00
東京	興亜炭素工業(株)	500,000.00
"	興亜特殊鋼(株)	1,650,000.00
兵庫	(株)神戸製鋼所	20,000,000.00
東京	交 易 営 団	73,000,000.00
群馬	(株)小島機械製作所	3,750,000.00
東京	国華産業(株)	2口 1,436,000.00
"	興国化学工業(株)	2,300,000.00
"	国防工具製造(株)	780,000.00
"	(財団法人)航空電気金属研究所	500,000.00
"	国産軽銀工業(株)	2口 17,388,600.00
神奈川	(資)高級鑄造所	750,000.00
東京	高密工 具(株)	1,500,000.00
兵庫	甲南企 業(株)	980,000.00
京都	寿特 殊 鋼(株)	2口 1,130,000.00
大阪	(株)寿 屋	4口 22,396,450.00
神奈川	興東造 船(株)	1,800,000.00
大阪	(株)久保田鉄工所	4口 26,000,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
神奈川	日本造船(株)	25,350,000.00
大阪	日本窒素肥料(株)	40,000,000.00
東京	日本原鉄(株)	9,550,000.00
大阪	新山鋁業(株)	4,000,000.00
神奈川	日章機械工業(株)	975,000.00
大阪	日窒化学工業(株)	10,900,000.00
長野	小川工業(株)	5,360,000.00
群馬	小倉弘士	1,600,000.00
東京	王子兵器(株)	3,000,000.00
富山	岡田乾電池(株)	350,000.00
福岡	岡野バルブ製造(株)	3,496,823.00
東京	沖電気(株)	14,330,000.00
"	奥田航器(株)	1,200,000.00
"	(株)大森製作所	3,076,000.00
"	大西光学工業(株)	400,000.00
大阪	(株)大阪製煉廠	1,109,000.00
"	大阪商船(株)	10,000,000.00
"	(株)大阪造船所	9,550,000.00
千葉	大多喜天然瓦斯(株)	3,379,000.00
埼玉	(名)欄木製作所	1,600,000.00
東京	(財団法人)理化学研究所	14,562,766.00
"	理研発条鋼業(株)	1,350,000.00
"	理研特殊製鉄(株)	11,260,000.00
"	(株)坂上製作所	650,000.00
大阪	坂口金属工業(株)	1,800,000.00
神奈川	佐治清治郎	1,750,000.00
東京	斎田仙太郎	500,000.00
"	(株)三栄精機製作所	2,130,000.00
大阪	三興酵成燃料(株)	12,000,000.00
東京	三共(株)	4,200,000.00
島根	山陰炭鋁(株)	2,000,000.00
東京	三徳工業(株)	4,640,000.00
"	山洋電気(株)	3,200,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
兵庫	日本発動機(株)	2,000,000.00
東京	日本肥料(株)	1,500,000.00
"	日本硫黄(株)	687,000.00
"	日本重工機(株)	800,000.00
神奈川	日本カーボン(株)	17,643,400.00
兵庫	日本化学高圧(株)	1,400,000.00
東京	(有)日本化学興業所	350,000.00
富山	日本海船渠工業(株)	6,000,000.00
東京	日本海洋筏(株)	912,000.00
"	日本加里塩統制(株)	7,500,000.00
神奈川	日本軽量木材(株)	1,800,000.00
東京	日本稀元素統制組合	1,164,700.00
京都	日本金属化学(株)	2,000,000.00
東京	日本鋼管鋁業(株)	25,800,000.00
大阪	日本航空機械(株)	14,096,926.00
東京	日本航空補器(株)	2,139,337.00
"	日本共立興業(株)	7,500,000.00
"	日本熱化工業(株)	850,000.00
"	日本燃料機(株)	7,000,000.00
大阪	日本精密機器(株)	1,500,000.00
山梨	日本精密工具(株)	2,750,000.00
東京	(財団法人)日本世界文化復興会	300,000.00
大阪	日本生産工業(株)	500,000.00
東京	日本製鉄(株)	127,500,000.00
"	日本船舶用金物統制(株)	3,002,000.00
"	日本船舶燈(株)	1,000,000.00
長野	日本焼結鉄鋼(株)	1,800,000.00
東京	日本タイヤ(株)	2,750,000.00
大阪	日本炭素工業(株)	772,000.00
東京	日本特殊合金(株)	3,903,834.00
"	日本特殊製塩(株)	2,600,000.00
"	日本油化工業(株)	20,000,000.00
"	日本油機製造(株)	3,100,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
兵 庫	山 陽 写 真 兵 器 膠 科 (株)	600,000.00
山 形	東 北 軽 気 製 作 所	150,000.00
神 奈 川	佐 藤 繁 次 郎	3口 15,959,000.00
岩 手	佐 藤 秀 平	500,000.00
千 葉	(株) 佐 原 製 作 所	2口 1,600,000.00
兵 庫	(株) 精 機 工 業 所	2,000,000.00
東 京	戦 線 鋁 業 (株)	900,000.00
神 奈 川	(株) 芝 浦 製 作 所	8,798,800.00
熊 本	島 田 合 資 会 社	2口 15,840,000.00
福 岡	島 田 吉 郎	4,000,000.00
東 京	日 産 近 海 機 船	1,079,000.00
大 阪	(株) 大 阪 ア ル ミ ニ ウ ム 製 作 所	12,000,000.00
"	大 阪 重 工 業 (株)	2,700,000.00
愛 知	清 水 源 四 郎	2,600,000.00
兵 庫	神 鋼 兵 器 工 業 (株)	60,000,000.00
東 京	新 興 鋼 管 (株)	2,000,000.00
茨 城	新 見 造 船 (株)	1,000,000.00
大 阪	(資) 勝 山 鋁 業 所	200,000.00
"	(株) 湘 南 製 作 所	3,050,000.00
大 阪	昭 和 電 極 工 業 (株)	1,200,516.00
"	住 友 化 学 工 業 (株)	54,700,000.00
愛 媛	住 友 機 械 工 業 (株)	12,000,000.00
大 阪	住 友 金 属 工 業 (株)	2口 250,000,000.00
東 京	住 友 通 信 工 業 (株)	86,250,000.00
長 野	須 坂 航 空 機 (株)	7,000,000.00
静 岡	鈴 木 以 弥	300,000.00
福 島	相 馬 塩 業 (株)	6,000,000.00
栃 木	大 平 化 学 工 業 (株)	680,000.00
東 京	太 平 洋 鋁 業 (株)	400,000.00
"	太 陽 空 気 機 械 (株)	2口 3,791,844.36
大 阪	太 洋 鋳 機 (株)	3,267,000.00
東 京	太 有 化 学 工 業 (株)	2口 5,330,000.00
福 岡	太 刀 洗 航 空 機 (株)	10,000,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
東 京	高 橋 内 燃 機 工 業 (株)	800,000.00
大 阪	高 田 機 工 (株)	400,000.00
"	高 岡 石 松	400,000.00
京 都	高 山 耕 山 化 学 陶 器 (株)	750,000.00
東 京	(株) 高 梨 製 作 所	3,000,000.00
"	高 砂 鉄 工 (株)	1,320,000.00
岐 阜	高 安 合 資 会 社	1,400,000.00
大 阪	武 田 白 土 工 業 (株)	2,120,000.00
東 京	巽 工 業 (株)	2口 2,200,000.00
"	田 中 正 次 郎	2,800,000.00
新 潟	(株) 津 上 製 作 所	2口 10,800,000.00
大 阪	津 守 造 機 (株)	1,150,000.00
北 海 道	辻 力 三	3,000,000.00
山 口	帝 人 製 機 (株)	5,000,000.00
東 京	帝 国 パ ッ キ ン 工 業 (株)	3口 1,550,000.00
"	帝 国 特 殊 製 鋼 (株)	12,840,000.00
"	帝 産 航 空 工 業 (株)	7,000,000.00
"	天 北 石 炭 鋁 業 (株)	2口 2,680,100.00
"	東 亜 鋁 業 (株)	700,000.00
"	東 亜 航 空 電 機 (株)	3口 16,034,682.00
"	東 亜 航 空 補 器 (株)	550,000.00
"	東 亜 コ バ ル ト (株)	3,160,000.00
"	東 亜 特 殊 金 属 工 業 (株)	4,500,000.00
茨 城	東 見 製 機 (株)	2口 4,100,000.00
東 京	東 京 発 動 機 (株)	5,730,000.00
"	(株) 東 京 計 器 製 作 所	143,000.00
"	東 京 機 器 工 業 (株)	9,000,000.00
神 奈 川	(資) 東 京 螺 子 製 作 所	3,746,000.00
東 京	田 辺 製 薬 (株)	3,350,000.00
"	東 京 鉄 鋼 (株)	1,600,000.00
熊 本	東 肥 航 空 気 (株)	954,647.00
富 山	富 山 通 信 工 業 (株)	700,000.00
愛 知	豊 田 製 鋼 (株)	3,000,000.00

住 所	融 資 先		融 資 額
朝 鮮	帝国マグネサイト (株)		1,350,000.00
"	東 洋 電 線 (株)		2,950,000.00
"	三 上 新		1,230,000.00
"	日 本 高 周 波 重 工 業 (株)		2,491,250.00
台 湾	(株) 福 大 公 司	2 口	9,700,000.00
"	台 湾 重 工 業 (株)	2 口	3,708,090.00
"	高 雄 製 鉄 (株)		2,000,000.00
樺 太	樺 太 石 炭 (株)		83,935,240.71
海 南 島	海 南 島 水 産 (株)	2 口	4,455,228.00
パラオ島	南洋タンニン開発興業 (株)		1,400,000.00
上 海	東 亜 電 化 工 業 (株)		10,000,000.00
青 島	(株) 東 華 大 油 工 廠	2 口	25,000,000.00
仏 印	(資) 大 南 公 司		5,000,000.00
朝 鮮	朝 鮮 山 皮 鉍 開 発 (株)		1,750,000.00
"	朝 鮮 雲 母 開 発 販 売 (株)		2,000,000.00
"	北 青 鉄 山 (株)		10,000,000.00
"	金 井 鉍 業 (株)		1,700,000.00
"	是 川 製 鉄 (株)		3,600,000.00
"	日 本 無 煙 炭 製 鉄 (株)		2,000,000.00
"	利 原 鉄 山 (株)		1,500,000.00
"	新 望 銅 山 (株)	2 口	1,160,000.00
"	帝 国 興 産 (株)	2 口	2,800,000.00
台 湾	稀 元 素 工 業 (株)		150,000.00
そ の 他			1,010,000.00
計			3,169,296,032.76

(2) 重要工場疎開資金

住 所	融 資 先		融 資 額
東 京	旭 機 械 工 業 (株)		1,400,000.00
"	浅 野 航 空 工 業 (株)		300,000.00
"	亜 細 亜 パ ル プ 工 業 (株)		360,000.00
"	大 東 亜 航 空 工 業 (株)		250,000.00

住 所	融 資 先		融 資 額
新 潟	東 洋 活 性 白 土 (株)	2口	900,000.00
東 京	東 洋 高 圧 工 業 (株)		6,000,000.00
大 阪	東 洋 興 産 (株)		1,420,000.00
"	山 川 重 圧 機 工 業 (株)		300,000.00
"	山 本 春 次	2口	1,500,000.00
東 京	山 本 螺 旋 (名)		1,500,000.00
兵 庫	山 下 汽 船 (株)	6口	10,025,000.00
神 奈 川	山 下 宗 治		858,600.00
東 京	大 和 軽 合 金 (株)		4,932,500.00
"	大 和 造 船 (株)	3口	1,610,000.00
愛 知	(資) 八 島 鉄 工 所		1,528,396.00
東 京	安 井 化 学 工 業 (株)		500,000.00
"	興 語 中		950,000.00
兵 庫	山 下 近 海 機 船 (株)		3,800,000.00
東 京	(株) 横 河 橋 梁 製 作 所		1,700,000.00
神 奈 川	(株) 横 浜 重 工 業		1,000,000.00
東 京	横 山 工 業 (株)	2口	7,300,000.00
山 形	米 沢 振 興 (株)		1,000,000.00
神 奈 川	行 待 武 次		253,000.00
東 京	熊 沢 機 械 (株)		595,000.00
"	久 保 田 無 線 電 機 (株)		1,050,000.00
山 形	米 沢 航 空 工 業 (株)	2口	7,000,000.00
茨 城	(株) 興 亜 精 機 製 作 所		5,500,000.00
東 京	(株) 第 一 鋼 鉄 工 業 所		600,000.00
"	日 本 航 空 製 絨 (株)	2口	4,000,000.00
大 阪	住 友 化 工 材 工 業 (株)		8,290,000.00
朝 鮮	朝 鮮 電 業 (株)		100,000,000.00
"	朝 鮮 電 業 製 鉄 (株)		28,500,000.00
"	朝 鮮 電 工 (株)		225,350,000.00
"	朝 鮮 軽 金 属 (株)		740,000.00
"	(株) 朝 鮮 機 械 製 作 所		24,500,000.00
"	日 室 鉍 業 開 発 (株)	2口	4,559,000.00
"	日 室 マ グ ネ シ ウ ム (株)		7,400,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
東京	島田金次郎	100,000.00
朝鮮	昭陽鉦業(株)	1,000,000.00
東京	杉山長次郎	300,000.00
"	昭和燃工(株)	300,000.00
"	(名)田中製革所	1,140,000.00
"	竹内十四郎	50,000.00
"	利根川精機(株)	1,000,000.00
"	東京製靴工業(株)	104,000.00
"	東京兵器(株)	1,000,000.00
"	東洋計器電機(株)	670,000.00
"	東京機器工業(株)	1,000,000.00
"	(株)ウロコ製作所	1,500,000.00
静岡	(株)白井軽金機器研究所	426,600.00
東京	山本螺旋(名)	194,400.00
"	(株)大和護謨製作所	170,000.00
	計	46,418,309.80

(3) 工場経理(生活)資金

住 所	融 資 先	融 資 額
東京	北海道重工業	585,000.00
"	(株)今泉精機製作所	500,000.00
"	高速度デイズル(株)	70,000.00
千葉	(株)松岡工業所	484,000.00
東京	三重工業(株)	1,830,000.00
"	中川航空工業(株)	168,000.00
"	日本興産(株)	80,000.00
"	(株)大沢螺子製作所	100,000.00
富山	小黑部鉦業(株)	120,000.00
大阪	住友金属鉦業(株)	20,000,000.00
東京	東京兵器(株)	650,000.00
"	帝国特殊製鋼(株)	5,000,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
東京	大日本重機(株)	4,659,298.00
"	(株)大和機器製作所	1,100,000.00
"	(株)第一工業所	235,000.00
"	(株)フシマン製作所	1,800,000.00
長野	古屋義金	150,000.00
茨城	深沢航空工業(株)	1,750,000.00
山形	藤波航空兵器(株)	160,000.00
東京	藤井碩次	524,000.00
"	護謨型化学工業(株)	300,000.00
"	(株)早川鉄工所	500,000.00
"	八王子造機(有)	190,000.00
"	飛行機特殊部品(株)	600,000.00
"	(株)花井鉄工所	263,000.00
"	晴山自動車工業(株)	220,000.00
"	池貝チャック製造(株)	2,000,000.00
"	(株)萱場製作所	9,500,000.00
"	川口ゴム工業(株)	1,046,000.00
"	興亜炭素工業(株)	1,800,000.00
"	高速度デイズル(株)	230,000.00
"	(株)光村原色版印刷所	500,000.00
"	日本濾過器(株)	340,000.00
"	(資)神尾製作所	50,000.00
"	西川精機(株)	650,000.00
"	八州化学工業(株)	400,000.00
"	日東縫製(株)	120,000.00
"	岡田乾電池(株)	1,033,121.80
"	(株)岡野電機製作所	350,000.00
"	大島航空板金(株)	444,210.00
"	大西光学工業(株)	969,000.00
大阪	大阪重農機(株)	100,000.00
東京	理研電具(株)	400,000.00
群馬	榎木美明	2,000,000.00
東京	桜工業(有)	499,680.00

住 所	融 資 先	融 資 額
山 形	米 沢 航 空 工 業 (株) 計	円 550,000.00 30,137,000.00

(4) 災害復旧資金

住 所	融 資 先	融 資 額
東 京	朝 木 航 空 工 業 (株)	円 719,000.00
山 形	藤 波 航 空 兵 器 (株)	247,600.00
東 京	(株) 中 村 工 作 所	733,500.00
"	日 本 濾 過 器 (株)	450,000.00
"	日 本 飛 行 機 タ イ ヤ (株)	710,000.00
"	理 研 電 具 (株)	400,000.00
"	桜 工 業 有 限 会 社	217,700.00
"	昭 和 伸 鉄 (株) 計	560,000.00 4,037,800.00

(5) 債務決済資金

住 所	融 資 先	融 資 額
大 阪	松 下 航 空 工 業 (株)	円 770,000.00
東 京	(資) 勝 光 山 鋁 業 所	300,000.00
"	昭 和 タ ン ニ ン 工 業 (株)	880,000.00
"	帝 産 航 空 工 業 (株) 計	1,500,000.00 3,450,000.00

(6) 兵器製造助成法による設備資金

住 所	融 資 先	融 資 額
東 京	旭 電 化 工 業 (株)	円 2,680,000.00
"	大 日 本 化 学 工 業 (株)	2,000,000.00
"	(株) 江 戸 川 工 業 所	5口 10,900,000.00
"	保 土 谷 化 学 工 業 (株)	2口 7,740,000.00

第四節 軍需金融の強行

住 所	融 資 先	融 資 額
東 京	東 洋 高 圧 工 業 (株)	円 3,500,000.00
"	東 洋 レ ー ム ン (株)	4,000,000.00
"	(株) 鉄 興 社	700,000.00
"	由 良 精 工 (資)	2口 2,200,000.00
"	関 東 電 化 工 業 (株)	2口 3,800,000.00
"	三 菱 化 成 工 業 (株)	8,000,000.00
"	三 井 化 学 (株)	4,500,000.00
大 阪	(株) 中 山 製 鋼 所	2,180,000.00
東 京	日 本 化 学 工 業 (株)	7,500,000.00
神 奈 川	日 本 航 空 化 学 工 業 (株)	2,110,000.00
東 京	日 本 曹 達 (株)	11,000,000.00
大 阪	日 本 窒 素 肥 料 (株)	2口 20,000,000.00
東 京	日 産 化 学 工 業 (株)	2口 17,343,550.00
大 阪	日 窒 化 学 工 業 (株)	51,000,000.00
"	大 阪 曹 達 (株)	300,000.00
"	堺 化 学 工 業 (株)	1,000,000.00
東 京	昭 和 電 工 (株)	10,000,000.00
大 阪	住 友 化 学 工 業 (株)	2口 6,000,000.00
東 京	島 根 化 学 工 業 (株)	2口 4,000,000.00
大 阪	帝 国 人 造 絹 糸 (株)	2口 17,000,000.00
東 京	東 亜 合 成 化 学 工 業 (株)	1,500,000.00
兵 庫	(株) 神 戸 製 鋼 所	25,000,000.00
東 京	鐘 淵 工 業 (株)	61,316,185.00
静 岡	宇 久 須 鋁 業 (株)	19,600,000.00
	計	306,869,735.00

(7) 工作機械前受資金

住 所	融 資 先	融 資 額
京 都	(株) 森 田 製 作 所	円 900,000.00
東 京	日 昭 精 機 (株)	500,000.00
"	(株) 互 光 精 機 製 作 所	128,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
		円
東京	(株) 大 島 製 作 所	800,000.00
大阪	別 府 伊 平	350,000.00
東京	富 重 勝 治	100,000.00
大阪	明 治 機 械 工 業 (株)	300,000.00
愛知	加 藤 工 業 (名)	200,000.00
東京	東京 工作 機械 製造 (株)	700,000.00
静岡	(資) 加 藤 鉄 工 所	400,000.00
東京	品 川 精 機 (株)	3,600,000.00
神奈川	不 二 越 精 材 工 業 (株)	2,200,000.00
	計	10,178,000.00

(8) 木造船譲受資金

住 所	融 資 先	融 資 額
		円
東京	万 成 汽 船 (株)	55,000.00
"	日 の 出 近 海 機 船 (株)	49,000.00
"	北 海 機 船 (株)	7,442,625.00
大阪	報 国 近 海 機 船 (株)	7,768,000.00
北海道	北 部 機 帆 船 運 航 (株)	8,457,000.00
兵庫	川 崎 近 海 機 船 (株)	9,989,008.52
鹿児島	木 村 義 雄	153,119.70
東京	栗 林 近 海 機 船 (株)	9,897,375.00
"	三 井 近 海 機 船 (株)	14,020,625.00
"	日 本 機 帆 船 運 航 (株)	8,783,250.00
"	日 産 近 海 機 船 (株)	10,714,875.00
"	大 洋 海 運 産 業 (株)	82,500.00
"	東 亜 海 陸 運 輸 (株)	78,334.00
"	東 西 運 輸 (株)	17,500.00
"	郵 船 近 海 機 船 (株)	4,948,125.00
"	日 本 海 洋 漁 業 統 制 (株)	3,802,900.00
"	山 下 近 海 機 船 (株)	11,030,000.00
愛知	愛 知 機 帆 船 運 送 (株)	60,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
		円
北海道	青 木 貞 治	67,200.00
山口	(株) 馬 場 回 漕 店	33,000.00
千葉	千葉 機 帆 船 運 送 (株)	72,500.00
福岡	筑 後 機 帆 船 運 送 (株)	72,600.00
"	筑 後 機 船 (株)	153,750.00
北海道	千 島 海 運 (資)	105,000.00
大阪	中 央 汽 船 運 航 (株)	561,000.00
和歌山	藤 沢 快 之 介	39,000.00
岡山	藤 原 時 蔵	25,000.00
大阪	荻 野 仙 一	42,000.00
福岡	博 多 機 帆 船 運 送 (株)	72,600.00
北海道	函 館 海 運	102,000.00
山口	花 田 忠 男	75,700.00
長崎	原 田 六 平	86,000.00
岩手	橋 爪 由 也	30,500.00
長崎	平 片 喜 友	51,000.00
広島	広 島 機 帆 船 運 送 (株)	144,000.00
高知	報 国 海 運 (株)	164,550.00
富山	北 陸 機 帆 船 運 送 (株)	175,500.00
大阪	堀 茂	77,500.00
愛媛	石 橋 寅 一	64,000.00
北海道	石 田 弁 次 郎	72,000.00
"	伊 野 厚 治	90,000.00
静岡	岩 崎 蔵 次 郎	26,500.00
和歌山	井 筒 隆 次 郎	39,000.00
愛媛	亀 岡 泰 策	55,000.00
山口	関 門 機 帆 船 運 送 (株)	108,900.00
神奈川	神 奈 川 機 帆 船 運 送 (株)	78,750.00
愛媛	片 山 源 一	30,000.00
兵庫	加 藤 海 運 (株)	75,100.00
"	金 華 汽 船 (株)	69,600.00
和歌山	岸 泰 一	84,000.00
兵庫	神 戸 近 海 機 船 (株)	4,704,375.00

住 所	融 資 先	融 資 額
長 野	田 口 一 郎	36,000.00
愛 媛	竹 田 近 市	30,000.00
兵 庫	辰 馬 近 海 機 船 (株)	8,597,540.00
山 口	徳 山 機 帆 船 運 送 (株)	70,000.00
高 知	土 佐 機 帆 船 運 送 (株)	220,500.00
佐 賀	内 田 倉 庫 船 舶 (名)	33,000.00
福 岡	若 松 機 帆 船 石 炭 運 送 (株)	145,300.00
愛 媛	武 村 鍋 太 郎	22,250.00
福 岡	若 松 機 帆 船 雜 貨 運 送 (株)	66,000.00
和 歌 山	和 歌 山 機 帆 船 運 送 (株)	109,200.00
大 分	薬 師 寺 秀 吉	72,900.00
三 重	山 本 幸 蔵	35,300.00
愛 媛	山 本 友 一	30,000.00
大 阪	八 百 村 稔 郎	40,000.00
大 分	吉 賀 清 次 郎	90,000.00
宮 崎	上 日 向 機 帆 船 運 送 (株)	78,000.00
"	中 野 藤 三 郎	42,000.00
	計	125,367,737.22

(9) 木造船建造資金

住 所	融 資 先	融 資 額
北 海 道	(有) 厚 岸 内 燃 機 製 作 所	90,000.00
徳 島	(株) 浅 川 造 船 所	50,000.00
山 口	麻 郷 造 船 (有)	25,000.00
"	防 府 造 船 (株)	122,500.00
千 葉	(有) 千 葉 第 一 造 船 所	185,000.00
福 岡	(有) 筑 豊 造 船 所	792,030.00
福 井	越 前 造 船 (有)	120,000.00
北 海 道	藤 山 海 運 (株)	1,000,000.00
大 阪	福 崎 船 渠 (株)	250,000.00
北 海 道	(株) 船 矢 造 船 鉄 工 所	1,070,000.00
山 口	岐 陽 造 船 (株)	30,000.00

住 所	融 資 先	融 資 額
静 岡	(有) 皇 道 産 業 焼 津 踐 団	33,000.00
富 山	小 島 幸 作	227,000.00
山 口	松 田 正 計	84,000.00
三 重	三 重 機 帆 船 運 送 (株)	64,200.00
和 歌 山	三 上 源 太 郎	37,500.00
北 海 道	宮 幸 平	36,750.00
神 奈 川	餅 田 和 輔	39,375.00
長 崎	長 崎 機 帆 船 運 送 (株)	73,500.00
"	永 田 幸 太	35,000.00
"	永 田 正 春	72,000.00
"	中 島 正 男	36,000.00
福 井	七 尾 海 運 (株)	65,000.00
長 崎	西 田 義 道	36,000.00
山 口	西 日 本 石 炭 運 送 (株)	104,200.00
大 分	西 滝 常 吉	69,200.00
福 岡	日 扇 海 運 (株)	102,000.00
愛 知	丹 羽 伊 六	55,000.00
大 分	大 分 機 帆 船 運 航 (株)	65,500.00
岡 山	岡 山 機 帆 船 運 航 (株)	95,000.00
静 岡	大 木 富 次 郎	67,500.00
兵 庫	大 久 保 亀 六	30,600.00
三 重	大 町 平 蔵	54,460.00
大 阪	大 西 楠 次 郎	35,300.00
"	大 坂 機 帆 船 運 送 (株)	132,000.00
"	大 坂 機 船 (株)	8,524,000.00
岡 山	大 島 庄 次 郎	30,000.00
佐 賀	坂 本 幸 太 郎	20,000.00
岩 手	佐 々 木 達 也	42,000.00
長 崎	佐 世 保 機 帆 船 運 送 (株)	63,000.00
北 海 道	佐 藤 金 治	37,800.00
山 口	新 谷 守 正	90,000.00
千 葉	昭 和 汽 船 (株)	28,000.00
和 歌 山	田 端 昌 平	168,000.00

住 所		融 資 先	融 資 額
			円
愛媛	媛山	(有) 伯方島造船所	50,000.00
岡佐	賀川	日生造船機(株)	476,000.00
石長	崎口	(有) 伊万里共同造船所	20,000.00
山熊	本媛	加賀造船(株)	150,000.00
愛島	根媛	(有) 上県造船所	35,000.00
愛兵	庫媛	(株) 下松造船鉄工所	400,000.00
北海	道媛	(株) 熊本工作所	955,000.00
新	渦	協和重工業(株)	478,676.00
愛石	媛川	(株) 松久造船所	150,000.00
岡	山	(有) 松山造船所	170,000.00
新山	渦口	宗像造船(株)	512,000.00
島	根	(株) 檜崎造船鉄工所	233,000.00
千徳	葉島	(株) 日本海造船所	100,000.00
山福	口井	新渦造船(株)	100,000.00
長石	崎川	(有) 西伯方造船所	100,000.00
熊広	本島	(有) 能登内燃機製作所	100,000.00
愛	知	小木造船所	300,000.00
		(名) 岡造船鉄工所	288,600.00
		(株) 小野製作所	150,000.00
		志摩重工業(株)	66,000.00
		(有) 大社造船所	103,000.00
		(有) 高津合同造船所	175,000.00
		(有) 東栄発動機製作所	100,000.00
		徳島造船(株)	50,000.00
		徳山内燃機(有)	80,000.00
		敦賀造船(株)	100,000.00
		(有) 対島造船所	107,200.00
		(有) 宇出津造船所	150,000.00
		(株) 八代造船所	1,500,000.00
		(有) 生口造船所	100,000.00
		常滑造船工業(株)	120,000.00
		計	11,154,006.00

三 軍需指定融資制度

日華事変期四年余の間には、臨時資金調整法を初めとする資金調整諸法令によって、資金の流れそのものに対する直接的統制をおこなう体制が作られたが、同期の終りには、軍需手形引受制や時局共同融資団などにみられるように、新たに国家資本を背景とする信用増発が金融政策の前面にあらわれるに至った。この傾向は、ある程度資金調整の効果を減殺するものであったが、このような傾向は、太平洋戦争期に入ると、一段と強くなった。ここでは、政策の主要目標は、いかにして迅速かつ豊富に軍需企業の所要資金を供給するかにおかれ、この目的は、金融機関と軍需企業との結びつきをいっそう固定し強化するという方法をとって追求された。その結果、すべての資金の流れについて、これをいちいち統制しようとした日華事変期の資金統制方法は、このような結びつきの内部では、むしろ拘束となるに至った。そして、この結びつきの内部では、資金は無制限に供給され、これが大金融機関と大軍需企業との関係をますます強化するとともに、資金統制の厳格な実行を困難にした。

日本軍の作戦は十七年中に早くも行きづまり、緒戦の戦果にもとづいて立てた長期経済計画に違算を生ずるに至った。軍需金融政策も、十八年の夏ごろから新しい展開をせざるを得なくなっていた。

十八年初め、政府は、戦時経済の隘路を打開するために五重点産業を指定して、増産の全努力をそこへ集中させることとした。さらに同年十月には、新たに軍需会社法を公布し、同法によって指定された軍需会社に対して

は各種の統制法規の適用を排除し、また、それに利益保証を与えることとした。

軍需会社法は十八年十二月に施行され、翌十九年一月(十七日)には、同法による第一回の指定として、最も重要な大軍需会社百五十社が指定を受けた。これに伴ない、右の会社に資金を融通するため、いわゆる軍需指定融資制度(軍需融資指定金融機関制度)が採用されることになった。

この制度の根本方針として、軍需会社が指定された翌日、大蔵省から、「軍需会社ニ対スル資金融通ニ関スル件」(銀行保険局長通牒)と、「軍需融資指定金融機関の設定について」なる大蔵次官談とが発表された。前者の要点は次のとおりである。

一、軍需会社ニ対スル資金ノ融通ハ大蔵省ノ指定スル金融機関(以下之ヲ軍需融資指定金融機関ト称ス)之ヲ担当スルコト

二、右軍需融資指定金融機関ハ其ノ担当スル軍需会社ニ対シ所要資金ヲ適時、簡易、迅速且ツ適切ニ融通スルコト

三、右ノ為必要アルトキハ軍需融資指定金融機関ニ対シ其ノ担当スル各軍需会社ニ関スル軍需融資協力団ヲ全国金融統制会幹旋ノ下ニ組織シテ資金ノ供給ヲナシ、戦時金融金庫若ハ日本銀行ヨリ必要ナル援助ヲナシ又ハ国家総動員法ニ基キ融資命令ヲナス等ノ方法ヲ講ズルコト

四、軍需会社ハ今後新規資金ノ借入ハ其ノ軍需融資指定機関ヨリ行フコト(㊦―㊮省略)

さらに、この方針にもとづいて、次のような具体案が決定された。

(1) 指定銀行が二行以上の場合には、その分担すべき融資の内容は、単に設備資金、運転資金といった区別によらず、指定銀行間の話し合いによる。

(2) 協力団の構成に従来から共同融資団が結成されているものは、そのメンバーをそのまま振り替え、未結成の場合は個々の取引関係などの実情にもとづいて結成する。

(3) 協力融資団の指定銀行に対する資金の供給は証書貸付契約の方法によることとし、軍需会社に対する融資条件は通り抜け勘定とする。

(4) 指定金融機関は、その担当会社に対する資金を融通するため必要あるときは、その融資につき戦時金融金庫の債務保証を受けうるが、戦金の債務保証は個々の融資について包括的におこない、その保証料は指定銀行ならびに協力団員の融資額に比例分担する。

(5) 指定銀行が当初から単独に軍需会社に融資した場合は、中途から戦時金融金庫の保証を要求することはできない。

(6) 今回の軍需融資の新方式により、信託、貯銀、地銀、生保なども軍需融資に参画することになったが、その参加形態は次のとおり。

(イ) 貯銀 貯銀では、従来から余裕金を興銀に一元的に預託金として集中していたから、今後も引き続きこ

の制度による。

- (ロ) 信託 信託は従来おおむね共同融資団に参加していたから、今後も系統銀行への協力団として参加する。
- (ハ) 地銀 地銀は指定金融機関に指定されたものもあるが、系統指定金融機関を持つ場合には、協力団として参加する。また、従来興銀に手形融資をおこなってきた関係上、今後も興銀への預託金とするが、残余の余裕金は興銀への協力資金として運用される。

- (ニ) 生保 生保を一丸とする協力融資団を結成するほか、系統の指定銀行に対し協力団員として資金供給をおこなう。

(7) 軍需会社の預金の預入先は軍需会社の任意にゆだねる。

第一回の軍需会社指定の直後から、これらの軍需会社の融資を担当すべき銀行の指定が始まり、二月末までに百五十社に対する指定銀行が決定した。指定は、原則として一社一金融機関であるが、二機関以上の場合もあった。この指定銀行は、十八年九月現在における過去五カ年の取引実績を基礎にし、これに預金、配当取扱、社債引受など各種の金融取引、資本ならびに人的関係などを勘案して決定されたが、その結果、指定銀行の過半は普通銀行統制会に所属する普通大銀行によって占められ、他は興銀および有力地方銀行の占めるところとなった。そして、この指定銀行を中心に、指定外銀行は融資協力団を結成して、これに協力したのである。

これによって、今後は金融機関が一丸となって、軍需生産を資金面から促進することになったのであり、その意味で、軍需融資指定金融機関制度は、共同融資制度を一步前進させたものと言うことができる。これまで、時局緊急産業への融資は、全国金融統制会のあっせんによる共同融資の方式が積極的におこなわれていたが、この方式は、緊急の借入れに対しても、一時に二十枚もの手形を作る必要があったり、銀行との協議を何度も重複しておこなわなければならず、資金コストの相違から生ずる利率の問題もきわめて複雑であったが、新しい制度によって、これらの欠陥は除去されるに至ったのである。

なお、共同融資制度から新方式への切替に伴ない、軍需会社に対する旧貸付金は指定金融機関一本に肩替りされた。したがって、共同融資当時における軍需会社と金融機関との貸借関係は、以後、軍需会社と指定金融機関および指定金融機関と協力融資団の貸借関係に転化することとなった。また、全国金融統制会は、十九年夏、軍需会社に対する指定金融機関の貸出利率に公定制を採用し、短期(一年未満のもの)は日歩一銭一厘、中期(一年—二年のもの)は日歩一銭二厘、長期(二年以上のもの)は年四分六厘とし、七月以後、すべてこの公定利率を適用した。

この制度は、軍需会社所要資金の迅速な供給と使用資金の効率化をねらうものであったが、軍需会社の必要資金については、指定金融機関は軍需会社の言いなりになるほかなく、このことは軍需会社の資金濫費を助長し、金融機関の貸出増加を促進する結果となった。これは、この制度によって一応自己の危険を免れつつ利益を獲得できる金融機関の側からも、軍需融資をいっそう放漫にする重要な原因になった。十八年秋以後のインフレ的傾向の濃化は、このような放漫な融資によることが少なくなかったと言えよう。

さらに、この新方式によって、従来のような都市大銀行のみならず、信託会社、地方銀行、貯蓄銀行、生命保険会社等、すべての金融機関が軍需融資に参加することとなり、金融統制はこれによって画期的な進展を示した。

しかし、これら協力団の一員の地位しか与えられなかった多くの金融機関は、指定銀行に対する単なる資金の供給者にすぎなかったのに対し、指定金融機関となった有力銀行は、従来からの取引関係の上にいっそう軍需企業との関係を緊密化し、それを有利に固定させることができた。しかも、この関係はいまや国家によって公認され、その上、その融資について戦時金融金庫の保証が与えられたのである。また、指定銀行自体が二つのグループに分れるに至り、直接資金融通を担当する産業金融銀行として、興銀および五大銀行の地位は著しく高まったのに対し、他の五十六の銀行は、しだいに民間資金吸上げのための資金吸収銀行という従属的な地位に転落していった。軍需融資指定金融機関制度発足以後二十年初めに至る軍需融資の増加状況は、第八十四表および第八十五表のとおりである。

軍需会社法にもとづく軍需会社の指定は、第一回の百五十社につづいて、四月、第二次指定として四百二十四社、さらに十二月に百五社、二十年にも六社が追加指定されて六百余社に及び、直接軍需品を生産する大会社のほとんど全部が、軍需会社法による統制免除の特権と指定金融機関制度による独占的利益を得ることになった。この制度はさらに拡大されて、軍需品を直接生産する企業ばかりでなく、間接的にそれにつながる企業にも及ぶことになった。二十年一月に制定された軍需充足会社令は、軍需の充足上とくに重要な関係ある会社に対して軍需

第八十四表 軍需会社に対する軍需融資状況

(単位 百万円)

	戦 金	興 銀	五大銀行	その他 指定金 融機関	非 指 定 金 融 機 関	合 計	
						貸	借
昭和 19. 7 年 月末	422	4,430	5,944	797	2,798	611	611
8	504	5,006	6,743	1,107	2,116	1,843	1,843
9	439	5,297	7,567	815	1,643	2,420	2,420
10	504	5,991	8,210	805	1,335	3,352	3,352
11	628	6,064	9,111	904	1,269	3,774	3,774
12	797	6,204	9,615	956	1,122	4,041	4,041
20. 1	1,126	6,765	10,293	980	663	4,273	4,273

備考：五大銀行は帝国、三菱、住友、安田、三和の諸銀行。
日本銀行資金調整局調。

第八十五表 軍需協力融資状況

(単位 百万円)

	興 業 銀 行		五 大 銀 行		そ の 他 の 金 融 機 関		合 計	
	貸	借	貸	借	貸	借	貸	借
昭和 19. 7 年 月末	12	318	353	294	245	—	611	611
8	164	647	1,020	1,196	656	—	1,843	1,843
9	225	907	1,331	1,477	863	18	2,420	2,420
10	300	1,262	1,837	2,052	1,214	37	3,352	3,352
11	346	1,442	2,099	2,289	1,328	43	3,774	3,774
12	380	1,534	2,205	2,453	1,455	53	4,041	4,041
20. 1	398	1,685	2,350	2,531	1,524	56	4,273	4,273

備考：日本銀行資金調整局調。

会社法を準用することを規定したが、同令により運輸、倉庫、配電等の会社が軍需充足会社として最初の指定を受けた。これによって、大企業の多くは軍需会社あるいは軍需充足会社としての特権を受けることになったが、同年二月には「危急戦局下軍需生産企業ノ体制及運営ニ関スル大綱方針」が発表され、主要航空機工場の国営移管が開始され、国家が危険を肩代りすることとなった。このような事態に対応して、指定金融機関制度もさらに一歩前進した。すなわち、軍需金融等特別措置法が第八十六議會を通過して、同年四月に施行されたのである。

軍需金融等特別措置法の制定によって、軍需融資指定制度は一段と拡充され、指定制の範囲は、軍需会社以外の事業者にも拡張適用されることとなった。この措置によって軍需金融の対象となる会社数は、指定軍需会社六百七十七社を初め、資本金五百万円程度の会社、協力工場および特殊法人等を逐次包含して、その数約二千に及び、これらすべての関連会社に対して、それぞれ融資機関が指定された。こうして、金融機関の供給する資金総額の七、八割がこのルートを通じて供給されることとなり、ここに、戦時金融はほとんど全面的に指定制化されるに至った。なお、同法によって融資指定制が拡大され、確立されたばかりでなく、融資限度の指定、融資の自己責任、融資銀行への預金の集中、金融機関の役職員を公務員とすること、金融機関に対する命令権、損失補填準備金の積立等が規定された。日本銀行取引先普通銀行で臨時損失として軍需融資積立金に繰り入れた額は、二十年上期約二千万円であった。このような措置によって、軍需指定融資制に法的根拠が与えられるとともに、軍需金融の方式はほぼ限度に達したと考えることができる。

以上に述べた各種の対策によって、軍需融資の額は、終戦が近づくにつれて激増してゆき、二十一年一月末現在における五大銀行（帝国、三菱、安田、住友、三和）の貸出金のうち、戦争保険関係の見合融資を除いた軍需融資額と一般融資額とを対比してみると、前者が二百五億五千万円、後者が百六十七億二千万円、すなわち両者の割合は五五対四五となっている。軍需融資がいかに巨額に達したかは、これによって知られるであろう。軍需融資

総額の中で、六大銀行（興銀、帝国、住友、三菱、安田、三和）の巨大産業と結びついた指導的地位（たとえば興銀と中島、三菱と三菱重工、

第八十六表 軍需会社借入金調（昭和20年12月末現在）
（単位 百万円）

	軍需融資	軍需会社 に対する 命令融資	計	百分比
特殊銀行	5,080	3,247	8,327	31.0%
五大銀行	16,286	903	17,189	64.0
其他普通銀行	801	183	983	3.7
貯蓄銀行	349	0	349	1.3
計	22,516	4,333	26,848	100.0

備考：衆議院予算委員会資料による。

第八十七表 終戦時における六大銀行の
軍需融資実績
（単位 百万円）

行名	貸出残高	軍需融資	比率
興銀	14,649	9,806	67%
帝国	14,375	5,003	35
住友	8,109	3,393	42
三菱	9,212	3,043	33
安田	11,000	2,275	21
三和	6,793	1,903	28
小計	64,138	25,423(a)	(a/b)97
全国銀行		26,200(b)	

備考：『時事年鑑』昭和22年版。

帝国と東芝等）は、公然たる姿をとってあらわれた。軍需会社借入金総額のうち、特銀および五大銀行の占める割合は九五パーセントに上り（第八十六表）、六大銀行の融資総額のうち、軍需融資は非常に大きな割合を占めていた（第八十七表）。すなわち、これら六大銀行のみで軍需会社に対する融資の大部分を独占したのである。このうち三菱銀行の軍需融資状況は第八十八表、第八十九表のとおりである¹⁾。また、主要軍需会社の軍需融資および命令融資借入残高は、二十年末現在で第九十表のとおりであった。

(1) 『三菱銀行史』、昭和二十九年刊、三四九、五〇頁。

第八十八表 三菱銀行の協力貸、協力借
(昭和20年5月末現在)

(単位 百万円)

協 力 貸		協 力 借	
貸 出 先	金 額	借 入 先	金 額
興 銀	215	三菱信託	137
帝 国	166	帝 国	59
安 田	73	三 和	44
住 友	47	安 田	38
三 和	42	住 友	36
其 他	15	其 他	113
合 計	558	合 計	427

備考：『三菱銀行史』による。

第八十九表 三菱銀行の指定軍需会社に対する融資状況

(単位 百万円)

年 月 末	設 備	運 転	其 他	計	総貸出金 中に占める割合
昭和19. 3	209	336	56	601	18.6%
6	262	455	68	785	22.7
9	392	1,068	94	1,554	33.9
12	454	1,480	103	2,037	39.9
20. 3	519	2,319	108	2,946	40.6

備考：本表には協力融資借入金関係計数を含む。

第九十表 主要軍需会社借入金残高 (昭和20年12月末現在)
(単位 百万円)

会 社 名	軍 需 融資額	命 令 融資額	金融機関名
中 島 飛 行 機	141	1,935	興 銀
大 同 製 鋼	416	7	〃
愛 知 航 空 機	316	105	〃
日 本 国 際 航 空	250	130	〃
日 本 曹 達	101	271	〃
帝 国 鋁 業 開 発	373	—	〃
日 本 製 鉄	360	—	〃
日 本 発 送 電	446	—	〃
日 立 航 空 機	125	163	〃
立 川 飛 行 機	213	32	〃
理 研 工 業	152	87	〃
川 西 航 空 機	631	172	三和・興銀
日 立 製 作 所	278	—	興 銀
日 窒 海 南 工 業	169	—	〃
日 本 窒 素 肥 料	164	—	〃
日 本 製 鋼	107	—	帝 国
トヨタ自動車工業	118	—	〃
倉 敷 工 業	95	—	〃
九州飛行機(筑紫工業)	107	46	住友・興銀
日 野 重 工 業	202	6	興 銀
鐘 淵 デ イ セ ル 工 業	144	3	〃
日 本 鋁 業	124	—	〃
倉敷航空化工(倉敷絹織)	128	—	〃
帝 国 燃 料 興 業	129	—	〃

軍需融資が右に述べたような制度によっておこなわれ、金融機関の安全性が軍需金融によって強く左右されるようになった結果、各金融機関の資金の一部を共同でプールし、これを軍需金融に投入する方法が考えられるに至った。共同融資銀行、資金統合銀行の設立は、このような背景のもとにおこなわれたのである。

金融機関名	命 令 額 融 資 額	軍 需 額 融 資 額	会 社 名
銀 興	—	227	業 工 淵 鐘
菱 國	24	113	業 工 材 越 二 不
菱 國	—	123	業 工 学 光 本 日
菱 國	—	891	業 工 浦 芝 京 東
菱 國	—	660	業 工 重 崎 川
菱 國	—	260	業 山 鉦 井 三
菱 國	—	260	業 工 氣 電 河 古
菱 國	—	172	業 線 無 本 日
菱 國	—	88	業 工 学 化 井 三
菱 國	—	115	業 工 空 航 島 川 石
菱 國	—	1,589	業 工 重 菱 三
菱 國	—	455	業 機 電 菱 三
菱 國	—	278	業 工 成 化 菱 三
菱 國	—	190	業 業 鉦 菱 三
菱 國	—	125	業 鋼 製 菱 三
菱 國	—	433	業 管 鋼 本 日
菱 國	—	176	業 氣 電 沖
菱 國	—	91	業 維 織 帝
菱 國	—	129	業 工 電 和 昭
菱 國	—	1,041	業 工 業 友 住 友 金 属 工 業 (扶 桑 金 属)
菱 國	—	180	業 工 業 友 住 友 通 信 工 業 (日 本 電 氣)
菱 國	—	135	業 工 業 友 住 友 電 氣 工 業
菱 國	—	206	業 工 業 友 住 友 化 学 工 業
菱 國	—	156	業 業 友 住 友 鋼 業
菱 國	—	101	業 船 造 立 日

四 共同融資銀行と資金統合銀行

軍需会社に対する指定融資制度によって、いわゆる市中大銀行および特殊銀行を中心とする軍需金融の指定プ

ール制が原則的に確立されたが、地方銀行側もこれに対応して、新しい金融機関を設立することになった。地方銀行団は、かねてから地方銀行余裕金の一元的運用プール機関の設置に関して研究を進めていたが、大蔵省および地方銀行統制会の指導あっせんにより、地方銀行余裕資金の投融资を有機的にし、かつ、その手続を簡素化する目的をもって、銀行法にもとづく共同融資銀行を設立することを決定した。こうして、共同融資銀行は、地方銀行七十七行の共同出資により、資本金一千万円（半額払込）で二十年三月末設立され、四月一日、営業を開始した。これは、地方銀行の余裕資金を預金その他の方法で集め、これを他の金融機関等に融資し、または社債等有価証券の応募、引受、売買等をおこなおうとするものであった。

十九年末から二十年初めにかけて軍需融資制度が拡大強化され、また、大都市に対する空襲が激化したため、都市銀行においては資金の吸収力が減退した反面、資金需要は著しく増大した。しかるに、地方銀行においては、これと逆に預金が増したにもかかわらず、軍需産業に対する関係が浅く、かつ割り当てられた国債その他の時局債を消化する必要もあって、地元の民需産業への融資も制限されたため、前記の軍需会社に対する協力融資のみでは巨額に上る遊資を生じ、その運用難に陥っていた。このような不均衡性を解消するために、地方銀行はその遊資をもって中央市場に進出し、その遊資を軍需産業に融通しようとするに至ったのである。しかし、地方銀行側のこのような積極的進出に対しては、都市大銀行や金融当局はこれを喜ばない傾向があった。そして、共同融資銀行の設立に当たっても、都市大銀行側では、同行をして直接軍需融資に当らせないようにし、しかも、

資金統合銀行は、銀行法による資本金五千万円（半額払込）の普通銀行として発足した（五月十五日開業）。会長は日本銀行副総裁であり、本店を日銀本店に、支店を日銀支店二十六カ所においた。同行は特銀、市銀および有力地銀を一体化した資金プール機関であり、日本銀行と表裏一体の關係に立ち、全国金融統制会と緊密な連絡を保ちつつ、日本銀行以外の金融機関から一定割合で資金を吸収し、軍需金融を中心とする資金の供給にあたつては、最も円滑かつ効率的な使用を図ろうとするものであつた。ますます盛んな軍需融資の必要は市中銀行の日銀依存をますます強め、その結果として日銀券の膨張を促進する傾向にあつたが、資金統合銀行はこの傾向を防止し、あわせて資金の回転の効率化をその主たる任務とするものであつた。

(単位 千円)

三五七

備考：閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』による。

の出資者たる地位に置かれていた（ただし、共同融資銀行解散後は地銀直結となった）。農業会は農林中金を通じ、市街地信用組合、無尽会社は庶民金庫を通じて間接に関係した。

資金統合銀行のおこなう事業は、定款によれば次のとおりであった。

- 一、軍需金融機関その他の金融機関に対する資金の融通
- 二、担当軍需金融機関として指定を受けた事業者に対する資金の融通および預金の受入れ
- 三、株主である金融機関その他の金融機関からの預金の受入れ
- 四、株主である金融機関その他からの資金の借入れ
- 五、社債その他の有価証券の応募、引受又は売買
- 六、前各号の業務に付帯する業務
- 七、大蔵大臣の承認を受けて行う前項以外の業務

運用資金は、出資金融機関から統合出資金として、預金（銀行、金庫）および借入金（信託、生保）の形で供給された。出資金融機関は、毎月、その蓄積資金増加額から国債消化目標率に相当する額を差し引いた残額の五分の二を責任口として出資しなければならず（年利四分三厘）、さらに責任口を越える五分の二を任意口甲（年利四分四厘）、それ以上を任意口乙（年利四分五厘）とした。責任口出資の義務は、金融統制団体令にもとづく統制規程による指示事項として法的根拠を有するものであったが、その裏付けとして、金利は貸出金利に匹敵する率が約束

された。これによって、出資金融機関はなんらの経費を要せず、単に資金を回送することにより、従来資金運用の主体をなしていた証券投資の利回りに比し有利な利回りを確保しえたのである。吸収資金の残高は、二十一年八月現在八十四億六千万円に上っていたが、その内訳は第九十二表のように、総額の三分の一以上が日本銀行からの借入金であった。設立当初の目的が、各金融機関の資金をプールすることによるインフレの抑制であっただけに、このことは同行の限界を示しているものと言える。

資金統合銀行は、右のようにして吸収した資金を次の三つのルートに運用した（金額は二十一年八月現在）。

第九十二表 経理応急措置法実施時の吸収資金残高 (単位 百万円)		
	残 高	割 合
預 金		
地方銀行(51行)	1,740	20.6
特殊銀行(5行)	1,618	19.1
大地方銀行(5行)	744	8.8
借 入 金		
生保会社(10社)	8	0.1
信託会社(6社)	1,367	16.2
日本銀行	2,983	35.3
合 計	8,462	100.0

- 一、軍需融資指定金融機関に対する資金援助
(統合融資) 五、七三二、一八六千円
 - 二、自ら軍需融資指定機関としておこなった
直接融資 二、〇〇五、九五三千円
 - 三、社債の引受、買入れ 八一五、七三三千円
 - 計 八、五五三、八七二千円
- 右の一は総額の六七パーセントを占め、資金運用の中心をなすものであったが、その四割弱たる二十一億六千万円は興銀に対する融資であった。

二の直接融資は日本肥料、日本繊維、日本金属、日本護謄、日本包装の各統制会社、産業設備営団、中央食糧営

団、鉄鋼統制会、日本証券取引所等の統制会や営団に対するもので、融資総額の二三・五パーセントを占めている。三の証券の引受、買入は、従来のシンジケート団による引受制度が、そのメンバーたる金融機関の資金難のため継続困難となったため、七月以降、資金統合銀行がこれを引き継いだものであり、そのうち六割は興業債券であった。

終戦時における貸付金および保有社債は、次のとおりである。

貸付金・預り金明細書 (昭和二十年九月二十九日現在)			
融資先	貸付金	預り金	
戦時金融金庫	四四三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 ^円	〇 ^円	
日本興業銀行	二、一六三、八六〇、四二〇・〇〇	〇	
帝国銀行	一、三四三、〇六八、七八〇・〇〇	〇	
安田銀行	一、四〇一、四五四、八五〇・〇〇	〇	
三菱銀行	一一八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	〇	
横浜正金銀行	二四三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	〇	
住友銀行	二二八、九二二、二〇〇・〇〇	〇	
産業設備営団	九五一、五〇〇、〇〇〇・〇〇	四、四四三、〇二四・五三	
鉄鋼原料統制株式会社	四六三、六三〇、〇〇〇・〇〇	二八一、五五六・九四	
金属配給統制株式会社	二六六、二〇〇、〇〇〇・〇〇	八、五三〇、三五〇・二二	

日本織物統制株式会社	一六九、七二一、〇〇〇・〇〇	六八、一六二・一四	
日本証券取引所	一六五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	〇	
中央食糧営団	一五五、〇八〇、〇〇〇・〇〇	六九〇、六四六・八九	
日本木材株式会社	一二八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三三、五一三・七〇	
鉄鋼統制会	一二〇、三三〇、〇〇〇・〇〇	一四七、八〇四・八〇	
日本肥料統制株式会社	四六、九〇〇、〇〇〇・〇〇	五〇四、六四〇・七七	
日本罐詰統制株式会社	一五、七八〇、〇〇〇・〇〇	一四、七一五・七四	
損害保険中央会	五、六一五、九七八・二八	〇	
その他	九〇、八二一、三八一・六二	三〇、九七三、九八四・四六	
各地方銀行	〇	四、六〇三、六〇五、二二七・三九	
各信託・生保株式会社	〇	四、七〇八、〇三七、九六〇・〇五	
合計	八、五〇九、八七四、五八九・九〇	九、三五七、三三一、五八七・六三	

保有社債明細書 (昭和二十年九月二十九日現在)

発行者	発行価格	政府保証	利率
日本興業銀行	四九六、九七〇、〇〇〇 ^円	有	四・二%
戦時金融金庫	四一、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・二
産業設備営団	六〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・二

東北興業株式会社	五、〇〇〇、〇〇〇	有	四・二
北支那開発株式会社	七、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・二
中支那振興株式会社	三、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・二
東洋拓殖株式会社	二、三五〇、〇〇〇	無	四・三
日本発送電株式会社	一、三七〇、〇〇〇	有	四・二
京城電気株式会社	五、〇〇〇、〇〇〇	無	四・三
朝鮮電業株式会社	三五、六〇〇、〇〇〇	〃	四・二
帝国鋳業株式会社	一〇、三五〇、〇〇〇	〃	四・二
日本石炭株式会社	五、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・二
三井鉱山株式会社	七、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・三
株式会社日本製鋼所	一五、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・三
日本軽金属株式会社	五、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・三
大同製鋼株式会社	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・三
日本製鉄株式会社	二六、五〇〇、〇〇〇	〃	四・三
住友電気工業株式会社	三、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・三
東京芝浦電気株式会社	二、六〇〇、〇〇〇	〃	四・三
株式会社日立製作所	一二、七〇〇、〇〇〇	〃	四・三
富士紡績株式会社	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	四・三

日本通運株式会社	七、〇〇〇、〇〇〇	有	四・二
南満洲鉄道株式会社	四九、一〇〇、〇〇〇	無	四・三
帝国燃料工業株式会社	二〇〇、〇〇〇	有	四・二
合 計	八二三、七四〇、〇〇〇		

(1) 閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関と特殊清算』、五〇八―九頁による。

同行は最低四分三厘の利率で資金を吸収し、その大部分を四分ないし四分二厘で統合融資および直接融資に振り向け、また低利回りの証券投資をおこなったのであるから、赤字を生むのは当然であり、この赤字を埋めるために、日銀借入金金利が必要に応じ適度の率に定められた。また、配当については無配主義をとり、役職員についても兼務による無給与主義をとったため、この点からも、右のような採算を離れた経営ができたのである。

資金統合銀行の活動は、一方、これに資金を供給する地方銀行その他の金融機関を単なる資金吸収機関化し、その授信活動を著しく制約するとともに、他方、これから資金の供給を受ける大銀行、とくに五大銀行は授信活動を拡大して軍需融資の独占を強化して、企業との関係をいっそう深めた。それは、軍需融資指定金融機関制度による大銀行の、軍需融資独占の補強工作にはかならなかった。終戦まで、資金統合銀行の活動期間はわずかに三カ月余であったが、同行の統合融資五十七億円は、二十年十二月末現在の軍需融資総額の二一パーセントに及んでいた。

第五節 銀行集中と金融事業整備令

太平洋戦争期において、銀行集中の過程は、ついにそのゴール間近に到達した。戦時中の銀行の集中状態をふり返ってみると、二つの大きなピークのあったことが知られる。第一のピークは、十一年から十二年にかけてであり、第二のいっそう大きなピークは、十六年から十八年にかけての時期であった。そして、日華事変から太平洋戦争にかけてのこの時期の銀行集中は、明治以降の金融史において、銀行集中の速さの最高であった時期である。すなわち、第九十三表で示されるように、明治三十五年以後の銀行集中の動向を四つの時期に分けると、大正二年までの十二年間における年平均減少率は九・五パーセントであったのに対し、次の六年間は四・八パーセント、その次の十三年間は六八・三パーセントであり、昭和八年から二十年までの十三年間の年平均減少率は実に八九・三パーセントに達した。

太平洋戦争突発以後における銀行の集中は、なかでもとくに激しいものがあった。金融機関の整備統合は、すでに財政金融基本方策要綱のプログラムにも一項目として掲げられ、また、全国金融統制会の主要な任務の一つとなっていた。そして、太平洋戦争期の銀行集中が、日華事変期のそれに比べてきわめて特徴的であったのは、集中が新たに法的根拠を与えられたことであった。開戦の翌十七年一月、金融機関の強行的集中を規定した金融

第九十三表 明治以降の各期における銀行集中状況

	A 前期末 銀行数	B 各期末 銀行数	C 期間減 少実数	D 年平均 減少数	期 間 減 少 率
第1期	2,385	2,157	228	19.0	9.5
第2期	2,157	2,053	104	17.3	4.8
第3期	2,053	650	1,403	107.9	68.3
第4期	650	69	581	44.6	89.3

備考：大蔵省『銀行局年報』および日本銀行考査局調による。
第1期は明治35年～大正2年の12年間、第2期は大正3年～8年の6年間、第3期は大正9年～昭和7年の13年間、第4期は昭和8年～20年の13年間である。

事業整備令要綱が、金融統制団体令要綱とともに第二十三回総動員審議会で可決され、同年五月十五日、金融事業整備令は公布と同時に施行された。同令は、国家総動員法第十六条の三の規定にもとづき、「金融事業ノ整備ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ金融事業ヲ営ム者ニ対シ金融事業ノ委託、受託、譲渡若ハ譲受又ハ法人ノ合併ヲ命ズルコトヲ得」(第三条)ることを規定したものである。同令は十八条から成るが、その大体的内容は次のとおりである。

一 適用範囲 本令の適用を受ける金融機関は銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、信用組合、証券会社等、ひろく金融業務を営むものである。

二 命令の発動方法 命令は常に相手金融機関を定めて発せられるのであるが、命令を受けた場合には、その金融機関は相手金融機関との間で、命令を受けた事項すなわち委託、譲渡または合併の条件について協議するが、この協議は、主務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。また、当事者間で協議をすることができず、または協議がととのわないときには、主務大臣がこれを裁定することになっている。

三 命令事項上の特別規定 金融機関の特質にかんがみ、命令を受けた事項を実行するについて生ずる一般取引先の関係等を調整するために、企業整備令とは異なった特別の規定が設けられた。

四 事業譲渡の認可制 主務大臣の指定した金融機関の譲渡しおよび譲受けについては、主務大臣の認可を受けなければならない。

五 施行地域 本令は内地のみならず、朝鮮、台湾および樺太（七月一日から）にも施行される。

第九十四表 銀行合同参加数						
年次	参行	加数	新行	立数	存行	続数
昭和16		150		12		39
17		60		1		23
18		142		7		59
19		73		2		30
20		78		4		27

備考：日本銀行調。

第九十五表 銀行数異動						
年次	特殊銀行	農工銀行	普通銀行	貯蓄銀行	計	前年比減少数
昭和16	6	6	186	69	266	102
17	6	6	148	40	228	38
18	6	5	101	24	152	76
19	6	—	86	4	115	37
20	6	—	61	4	71	44

備考：全国銀行協会連合会調。

すなわち、これらの規定によつて、従来は勸奨あるいは指導の域を多く出なかった政府の銀行合同政策には、さらに強権による方法が付け加えられることとなり、金融機関の整理統合は、今後いっそう強力に推進されうることとなったのである。実際にはこの法令は発動されなかったが、

しかし合同の背後において、この法令が無言の圧力を加えたことは疑いない。

太平洋戦争期における銀行合同の実績は、巻末の統計第十六表に見られるとおりである。これを統計的に整理すると、第九十四表のようになり、銀行数は、第九十五表のように減少していった。すなわち、十六年から二十一年に至る間に、普通銀行は百八十六行から六十一行に、貯蓄銀行は六十九行からわずか四行に、いずれも激減している。農工銀行は、十六年に六行あったものが、終戦時には、ついに消滅して皆無となった。

普通銀行の消滅を原因別にみると、第九十六表のように、そのほとんどすべてが合併による消滅であった。この間の減少率の最も高いのは普通銀行であり、普通銀行の減少の一番激しかったのは、十六年から十八年にかけての期間で、この間に消滅した銀行数は二百四行に及び、終戦時に残った数は、十六年末の行数の三分の一にも達しない。このような絶対数の減少だけを見ても、戦争中の銀行集中がいかに猛烈なものであったかが知られるであろう。

この期間の銀行集中の形態上の特徴をみると、次のようである。第一は、地方銀行の合同による地方的集中の完成である。馬場蔵相時代に提唱された「一県一行主義」は日華事変の全期間を通じて推進されたが、太平洋戦争期には、事実上全国都道府県の大部分において、地方銀行は一行あるいは二行の中核銀行に集中され、ここにいわゆる一県一行主義がほぼ完成するに至った。すなわち、昭和七年末と二十年末とにおける各都道府県の普通銀行数を比較すると、一県内に十行以上の銀行を持つ府県は、七年末に二十二府県あったのが、二十年末には一

第九十六表 普通銀行消滅内訳表

年次	買収	吸収合併	小計	新立合併	買収合併 新立	その他	計
昭和7年末	18			42	60	102	162
8	3			8	11	13	24
9	3			15	18	18	36
10	7	2	9	4	13	7	20
11	9	6	15	11	26	25	51
12	30	14	44	8	52	12	64
13	16	4	20	10	30	5	35
14	18	1	19	6	25	5	30
15	13	2	15	19	34	1	35
16	47	2	49	61	110	4	114
17	35	0	35	2	37	2	39
18	25	30	55	26	81	2	83
19	11	20	31	8	39	0	39
20	8	15	23	23	46	6	52

備考：7～9年については、吸収合併の区別がないため、一括して新立合併の項に掲げた。出所は前表と同じ。

らない。地方銀行の合同は、地方における融資対象の欠乏と、そのための低利公債の半強制的保有にもとづく経理状態の悪化を免れるためのやむを得ざる手段であったことは、日華事変期からみられたところであるが、太平

県もなくなり、五行以上九行までの府県は十三から一に、四行の県は四から一に、三行の県は四から三にそれぞれ減少しているのに対し、二行の県は二から七に、そして、一県一行の県は一から三十四に増加している。このような「一県一行主義」の完成は、事実上強権によるものであったが、一面において、地方銀行の経営自体の中にも、それに応じなければならない条件が存在したことを忘れてはな

洋戦争期に入ると、この事情は、地方銀行にとっていっそう深刻になっていったのである。

この時期における銀行集中の第二の特徴は、合併による巨大銀行の成立であった。それは単に都市大銀行による中小銀行の吸収・合併によったばかりでなく、系統を異にする財閥系銀行の合併において、その頂点に達した。

その最も典型的な事例は、三井銀行と第一銀行との合同による帝国銀行の設立であった。また、帝国銀行の設立と時を同じくして、三菱銀行は第百銀行を合併し、同じく安田銀行は日本晝夜銀行を吸収合併した。三井、第一の対等合併による帝国銀行と三菱、第百の吸収合併による新三菱銀行の預金額は各四十八億円、新安田銀行は四十億円と、いずれも巨額に達し、それぞれ十八年四月に新発足した。

これらの合同に伴う巨大銀行の膨張は、前記の地方的合同の完成とあいまって、財閥系巨大銀行を頂点とする金融の中央集権制を確立したのである。

第三の特徴は、貯蓄銀行の普通銀行への合併であった。前掲の統計表に見られた十八年から二十年にかけての貯蓄銀行の激減は、普通銀行が貯蓄銀行業務および信託業務の兼営を許された結果、これに吸収合併されたためである。しかも、生き残りの貯蓄銀行は、二十年にはすべて合併して、日本貯蓄銀行（戦後の協和銀行）ただ一行となるに至った。

第四に、この時期に、ついに日本勧業銀行による各地農工銀行の合併が完了した。最後まで残っていた五つの農工銀行（福島、茨城、神奈川、愛知、岡山）は、十九年二月の大蔵省の強制的な指示——「此際議論は抜きにして大

第九十七表 戦時下における全国銀行の預金・貸出・有価証券の推移

(単位 百万円)

		実 数			百 分 比		
		昭和11年	16年	20年	11年	16年	20年
貸 出	大 銀 行	3,264	9,140	59,869	35.2%	42.2%	61.8%
	地 方 銀 行	3,499	6,337	12,182	37.6	29.3	12.6
	債券発行銀行	2,506	6,175	24,794	27.0	28.4	25.6
	計	9,269	21,652	96,845	100.0	100.0	100.0
有 価 証 券	大 銀 行	2,423	5,455	19,947	43.9	37.4	42.8
	地 方 銀 行	2,391	7,343	22,904	43.4	50.3	49.2
	債券発行銀行	700	1,801	3,742	12.7	12.3	8.0
	計	5,514	14,599	46,593	100.0	100.0	100.0
預 金	大 銀 行	5,783	15,453	64,134	47.2	45.4	57.1
	地 方 銀 行	5,224	14,341	38,214	42.6	42.2	34.0
	債券発行銀行	1,243	4,220	10,047	10.2	12.4	8.9
	計	12,250	34,014	112,395	100.0	100.0	100.0

備考：松成義衛「銀行集中の諸条件と政策についてⅢ」(『全銀連調査時報』第65号)による。

蔵省の方針に従ひ速かに合併を実現せられたし」(大蔵省銀行保険局長の申渡し)——によつて、同年九月、最終的合併を見て、解散するに至った。

このようにして、日本における銀行の集中は太平洋戦争末期にその最終段階を迎え、ここに銀行の地方分権主義は終息し、銀行分業主義は、事実上その意義を喪失するに至つた。同時に、それは群小銀行の整理による財閥系巨大銀行の直接的、あるいは間接的支配を強化するものであった。

銀行の合同によって、大銀行の優位と地方銀行の従属化がどのように進展したかを資金の運用面から見ると、全国銀行貸出総額のうちには占める大銀行の比重は、十一年には三五・二パーセント、十六年には四二・二パーセントであつたものが、二十年には六一・八パーセントに増大している。これに対して、地方銀行の比重は、同じ期間に三七・六、二九・三、一二・六パーセントと顯著に低下している。預金についても、事情は同じである(第九十七表参照)。

銀行合同政策の結果、巨大銀行の地位がいかに強化されたかは、資本金の規模別に見た普通銀行の分布状態の推移を考えれば、明らかである。すなわち、日華事変前の昭和八年においては、公称資本金五千万円以上の銀行は、その数において全銀行数のわずか一パーセントであつたのに対して、二百万円未満のものが六七パーセント以上を占めていた。これに対して、二十年末になると、前者は一一・五パーセントとなり、逆に、後者の占める割合はわずか六・五パーセントに低落してしまつた。そして、総数の過半は一千万円以上の銀行によつて占められることとなつた。資本金の合計額から見ても、このような大小銀行の地位の逆転ははっきりあらわれ、各クラス別の資本金額の合計は、五千万円以上のものだけが増加して、他はすべて減少したのである(第九十八表参照)。

銀行一行当りの平均公称資本金は、この間に三百五十九万円から二千三百八十三万円へと、六倍以上に増大している。

以上は銀行のみについてみたところであるが、信託会社、無尽会社についても、事情はほぼ同様であつた。信

第九十八表 公称資本金別普通銀行分布表

昭和8年				昭和20年				
同比率	公称資本金合計	同比率	一行当り平均公称資本金額	行数	同比率	公称資本金合計	同比率	一行当り平均公称資本金額
27.9%	78,659	4.2%	546	1	1.6%	500	0.03%	500
39.7	227,314	12.3	1,107	3	4.9	3,500	0.2	1,167
17.6	243,455	13.1	2,675	15	24.6	47,745	3.3	3,183
6.4	210,343	11.3	6,374	8	13.1	53,312	3.7	6,664
7.2	511,008	27.5	13,811	27	44.3	489,211	33.7	18,119
1.2	584,700	31.5	97,450	7	11.5	859,475	59.1	122,782
100.0	1,855,479	100.0	3,596	61	100.0	1,453,743	100.0	23,832

総覧』および日本銀行考査局調。

託会社の数は、十六年の二十一社が、二十年には七社へ、三分の一に減少した。消滅した十四社のうち、十二社は普通銀行への吸収によるものであった。昭和十八年、「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」が公布されたが、その目的は「戦時国民貯蓄増強の必要から既存の金融機関中店舗ならびに人員数において最も活動力ある普通銀行などをして大衆的貯金および長期貯蓄的資金吸収に遺憾なきを期せんとする」ものであった。これによる普通銀行の信託業務兼営によって、十九年における野村信託の野村銀行への合併を初めとして、二十年五月には三和信託の三和銀行への合併などがおこなわれ、その他、主として地方信託の地方銀行への合併がおこなわれた。

次に無尽会社を見ると、無尽業法は十三年、十四年、十六年、十八年と再三改正され、十六年に二百七十九社あつ

第九十九表 普通銀行経営内容（I）

	純益率	経常利益率	配当率	経営利益率との開き
昭和10年上下	10.75% 10.73	12.08% 11.66	6.23% 6.21	5.85% 5.45
11年上下	11.06 11.01	12.87 12.60	6.25 6.12	6.62 6.48
12年上下	9.84 10.53	14.05 15.21	6.29 6.20	7.76 9.00
13年上下	11.34 11.32	15.77 15.76	6.38 6.37	9.38 9.39
14年上下	12.27 13.24	18.55 22.72	6.46 6.74	12.09 15.98
15年上下	13.80 15.25	26.58 28.73	6.76 6.85	19.82 21.88
16年上下	15.40 16.00	30.40 31.60	6.70 6.70	23.70 24.90
(普通銀行統制会会員銀行)				
16年上	17.89	38.67	7.45	31.22
17年上下	20.07 20.29	44.35 46.94	7.87 7.87	36.48 39.07
18年上下	20.97 21.74	49.73 57.25	7.86 7.92	41.87 49.33
19年上下	18.53 18.68	56.34 59.19	7.97 7.97	48.37 51.22
20年上	30.37	63.51	—	—
(その他の銀行)				
16年上	11.14	17.43	5.46	11.97
17年上下	13.50 14.79	19.48 22.79	5.80 5.80	13.68 16.99
18年上下	13.42 13.18	22.99 21.78	5.84 5.93	17.15 15.85
19年上下	12.94 13.34	29.74 38.03	6.17 6.24	23.57 31.79
20年上	13.48	35.12	—	—

公称資本金の規模	行数
50万円以上	144
100万円以上	205
200万円以上	91
500万円以上	33
1,000万円以上	37
5,000万円以上	6
計	516

備考：大蔵省『銀行

た無尽会社は、二十年にはわずか六十一社に激減した。なお、最後に、戦争下における普通銀行の経営内容を総括的に示す二つの統計表（第九十九表および第百表）を掲げておく。

第百表 普通銀行経営内容(Ⅱ)

	預金平 均利潤	預 金 コスト	証券平 均利回	預金コ ストと の利鞘	貸出平 均利率	預金コ ストと の利鞘	証券貸出 計平均利回	預金コ ストと の利鞘
	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和10年上下	3.126	4.377	4.728	0.351	4.849	0.472	4.798	0.421
11年上下	3.021 2.815	4.205 4.054	4.763 4.439	0.558 0.385	4.697 4.605	0.492 0.551	4.725 4.534	0.520 0.480
12年上下	2.686 2.698	3.926 3.921	4.493 4.481	0.567 0.560	4.478 4.637	0.552 0.716	4.484 4.578	0.558 0.657
13年上下	2.631 2.660	3.770 3.784	4.205 4.050	0.435 0.266	4.531 4.564	0.761 0.780	4.402 4.349	0.632 0.565
14年上下	2.590 2.591	3.643 3.597	4.118 4.104	0.475 0.507	4.452 4.475	0.809 0.878	4.311 4.324	0.668 0.727
15年上下	2.509 2.530	3.460 3.486	4.124 4.110	0.664 0.624	4.449 4.476	0.989 0.990	4.317 4.327	0.857 0.841
16年上下	2.484 2.513	3.374 3.439	4.005 3.994	0.631 0.555	4.358 4.463	0.984 1.024	4.206 4.249	0.832 0.810
(普通銀行統制会会員銀行)								
16年上	2.469	3.296	4.057	0.761	4.253	0.957	4.178	0.882
17年上下	2.462 2.481	3.329 3.362	3.970 3.965	0.641 0.603	4.318 4.358	0.989 0.996	4.177 4.198	0.848 0.836
18年上下	2.460 2.464	3.354 3.323	3.863 3.893	0.509 0.570	4.448 4.315	1.094 0.992	4.203 4.145	0.849 0.822
19年上下	2.482 2.412	3.443 3.262	3.972 3.860	0.529 0.598	4.340 4.172	0.897 0.910	4.204 4.069	0.761 0.807
20年上	2.346	2.985	3.749	0.764	4.127	1.142	4.018	1.033
(地 方 銀 行)								
16年上	2.524	3.580	3.915	0.335	4.738	1.158	4.277	0.697
17年上下	2.446 2.466	3.484 3.554	3.820 3.894	0.336 0.340	4.691 4.732	1.201 1.178	4.169 4.220	0.685 0.666
18年上下	2.416 2.519	3.428 3.559	3.746 3.834	0.318 0.275	4.583 4.548	1.155 0.989	4.063 4.082	0.635 0.523
19年上下	2.522 2.543	3.347 3.320	3.666 3.783	0.319 0.463	4.439 4.394	1.092 1.074	3.913 3.973	0.566 0.653
20年上	2.218	2.863	3.461	0.598	4.095	1.232	3.642	0.779

第六節 企業整備および空襲対策措置

一 企業整備資金措置法

太平洋戦争は、緒戦における日本軍のはなばなしい戦果にもかかわらず、十七年に入ると、早くも行詰りをみせ、連合軍の総反攻がしだいにとのいはじめるにつれて、緒戦の戦果にもとづいて作られた長期経済計画は、根本的な再編成を必要とされた。政府は、十八年初め、五重点産業を選定し、生産力拡充の全努力をそこへ集中させることにしたが、このような長期計画の行詰りと重点主義の採用は、長らく懸案になっていた企業整備問題を前面に押し出した。すなわち、産業重点主義の裏面をなすものが企業整備であった。大規模な企業整備の必要は第八十一議会当時から唱えられ、東条首相は、これに対し、「平和産業は固より重工業に於ても大規模の企業整備を断行する必要がある。之が為政府は必要な措置は遠慮なく実行するしまた相当多額の費用を要するが、政府は基本軍需物資増産の為に必ずしも既定計画には拘泥せず思ひ切った処置に出る所存で、之に要する金額も必ずしも予算に定められた金額では賄ひ切れない場合のあることも当然考へてゐる」旨を明らかにした。政府は戦力増強のための画期的な企業整備の立案を急いでいたが、六月二日「戦力増強企業整備要綱」を発表し、同月召集された第八十二臨時議会に一連の企業整備関係諸法案を提出して、その協賛を得た。企業整備に伴う資金

の移動は、大蔵省の推定によれば、次のように、総額四十六億八千三百万円となっていた。

(一) 資産設備買取引受等代金	三、八〇九百万円
内 産業設備営団	一、〇五一
国民更生金庫	一、七五八
その他	約一、〇〇〇
(二) 業者負担共助金	六五八
内 実績保証共助金	五八九
生活援護共助金	六八
(三) 政府出資(国民更生金庫出資払込)	五〇
(四) 政府支出	一六七
内 生活援護共助金補助	九一
従業者生活援護費及休業手当	五四
保有設備管理費	一三
産業報国会、商業報国会等補助	六
官庁事務費	三
合 計	四、六八三

この資金をいかにまかなうか、また、それに伴う移動資金の浮動購買力化をいかにして阻止するかが、いま

や大蔵省当局の深刻な問題となるに至った。十八年七月に実施された企業整備資金措置法は、これらの取扱を規定したものである。同法第一条に規定されているように、その根本方針は、「企業整備ニ関シ之ガ促進ヲ図リ浮動購買力ノ発生ヲ防止シ国家経済ノ秩序ヲ維持ス」ることであつた。同法によって規定された主要事項は、次のとおりである。

(一) 企業整備に伴ない浮動化する資金を封鎖し、その浮動購買力化を防止することを目的とする特殊決済に関する事項

(二) 企業整備促進のため、資金貸付命令、封鎖資金の解除、債務者特殊借入金等に対する政府保証等の事項

(三) 企業整備関係会社の解散制限、配当維持、商法上の手続簡素化に関する事項

(四) 企業整備に関連し紛糾する債権債務につき政府が適当な指示をなすべきことに関する事項

(五) 企業整備に関する政府の損失補償、補助金交付、補償の契約および租税の減免など財政上の措置に関する事項

本法によつて、膨大な所要資金の迅速円滑な供給と資金移動に伴う購買力の発生防止のため、特殊預金、特殊金銭信託、債務者特殊借入金、戦時金融金庫特殊借入金、政府特殊借入金の五種類の特殊決済制度¹⁾が創設された。これによつて、債務証書による債権債務の関係において処理決済の道を開き、資金封鎖の方法をとり、原則として現金決済を認めないこととなった。現金決済を認めるのは、移転事業ないし設備の全額が一件三万円未満

のとき、株式または持分の譲渡価格が一件五万円未満のときなど、例外的な場合だけであった。また、特殊決済にもとづく債権は、期限前の償還を受けることも、譲渡ないし担保に供することもできない。ただ、旧債返済、退職手当の支給、資金調整法によって認められた投資、その他政府の認める現金所要の場合だけは、政府の指定する金融機関に対し債権の全部または一部の譲渡ないし担保が認められ、また事情によっては、期限前の償還も認められる。

(1) 五種類の特殊決済制度の概要は、次のとおりである。

- (一) 特殊預金 民間業者間に事業・設備の移転があった場合、譲受者は政府の指定する金融機関に譲渡者名義の特殊預金勘定を設定、それに払い込むことによって決済される。金融機関が譲受者に払込資金を融資する場合は、金融機関は単なる帳簿上の付替だけで足りるわけである。政府は金融機関に対し、この融資を命令することができる。利率は年三分八厘、期限五年。
- (二) 特殊金銭信託 特殊預金と同様、利率、期限も同じである。
- (三) 債務者特殊借入金 産業設備営団、国民更生金庫、民間業者が事業ないし設備を譲り受けた場合、債権債務の関係で処理するもので、営団・金庫の債務には政府の元利保証があり、民間相互の場合にも、必要に応じ政府が保証する。利率年四分三厘、期限十年。
- (四) 戦時金融金庫特殊借入金 民間業者相互間に移転があった場合、譲受者が支払金額を戦時金融金庫に払い込み、金庫は、その金額を譲渡者からの特殊借入金とするので、譲渡者が相手方の債務とするを欲しない場合を考慮して、設けられた制度である。利率年四分三厘、期限十年。

(五) 政府特殊借入金 戦時金融金庫特殊借入金と同じ仕組で、債務の主体が政府であるのが異なるだけである。比較的少額なのは、政府の手の繁雑を避けて、戦時金融金庫で引き受けるものである。利率年三分六厘五毛、期限十年。

このように、現金による決済は少額の場合だけに限られていたから、移動資金の大部分は凍結されるはずであった。しかし実際には、十八年末における移動資金総額十三億六百万円に対して、特殊決済額は五億九千万円すなわち四五パーセントにすぎず、意外に少ないものであった。これは、凍結を避けた資金の額が非常に大きかったことを推定させるものである。

二 非常時金融対策要綱

戦局がますます不利となるにつれて、今までに述べてきた各種の金融政策は、いずれも重大な障害に突き当たばかりでなく、文面の上だけでから回りする状態が目だってきた。とくに十九年に入って、サイパン島が占領され、B二九による国内の本格的な爆撃が始まるに及んで、空襲に対する金融対策が、国内秩序を維持する上からも、きわめて重要なことになった。しかし、その最初のあらわれは、十六年十二月八日、開戦の日に発表された「非常時金融対策要綱」であった。

これよりさき、国際情勢の緊迫化に伴ない、政府は非常緊急の事態に備え、臨機応変の措置を講じうるよう

に、国家総動員法の改正を第七十六議会に提案した。この改正は、総動員法第十一条の金融統制に関する規定の後段に、債務の引受または債務の保証に関して、政府が必要な命令をなしうる規定を挿入しようとするものであり、これによって銀行が取付けを受ける場合には、政府が預金者を救済する手段を講じようとしたのである。これは、かつて金融恐慌の際にとられたような、憲法第七十条のモラトリウム等の発動をおこなわずに、債務の引受、債務保証の命令によって、当該銀行に積極的に融資させようとしたものであった。この改正総動員法は十六年三月公布され、施行をみるに至った。

太平洋戦争の開戦にあたって、大蔵省は、さっそく右の規定を適用し、金融界の信用の動揺を防止するため、大蔵大臣談の形式をもって「非常時金融対策要綱」を発表した。その要点は次のとおりである。

一、金融機関の預金等支払資金融通に関する融資および債務保証命令

政府は、今後いかなる事態が起っても、絶対に預金の支払を制限しないのみか、必要があれば、日本銀行その他のから積極的に支払資金を供給させ、また、銀行その他金融機関一般の預金債務支払を保証させること

- (1) 受命銀行 日本銀行、朝鮮銀行、台湾銀行
- (2) 融資または保証を受けるべき金融機関の範囲 銀行、信託会社、産業組合中央金庫、信用組合聯合会および市街地信用組合、商工組合中央金庫、金融組合聯合会、無尽会社、証券引受会社、ビル・ブローカー
- (3) 融資利率および担保 商業手形の再割引による場合のほか、担保を徴し、担保の種類によって公定割引

歩合を適用

二、戦災手形などの割引に関する融資命令

空襲などによって不渡手形となった手形に対して、日本銀行、朝鮮銀行および台湾銀行は、再割引などの方法により積極的に資金の融通を図ること

- (1) 受命銀行 日本銀行、台湾銀行、朝鮮銀行
- (2) 融資を受けるべき金融機関の範囲 銀行、信託会社、産業組合中央金庫、信用組合聯合会および信用組合、商工組合中央金庫、金融組合聯合会および金融組合、無尽会社、証券引受会社、ビル・ブローカー、保険会社、東洋拓殖株式会社および台湾拓殖株式会社
- (3) 融資の対象 大蔵大臣の指定する戦災地区に戦災の当時住所を有した者の振り出した手形もしくはこれを支払人とする手形であって、大蔵大臣の指定する戦災日以前に前号金融機関が割引し、(6)の期間内に満期となるもの、その他同様の性質を有する手形
- (4) 金額 前号手形金額の総額を限度とする
- (5) 融資金の使途 融資を受けた金融機関の営業資金
- (6) 融資をする期間 大蔵大臣の指定する戦災の日から一カ年とし、必要がある場合には、これを延長する
- (7) 融資の期限 大蔵大臣の指定する戦災の日から二カ年とし、必要がある場合には、これを延長する

三、緊急産業に対する金融的保護のための融資および債務保証命令

生産力拡充計画産業、軍需産業その他の緊急産業を営む事業会社が、戦時の影響を受けて、にわかに信用の低下をきたし、金融機関などから貸出金の回収を受ける場合には、興銀または勧銀にその貸出金の肩替りまたは保証を引き受けさせ、産業界の安定を図ること

(1) 受命銀行 日本興業銀行および日本勧業銀行

(2) 融資または保証を受けるべき貸出金の範囲 一口の金額については最高または最低の限度を設けず、戦争の勃発など、直接その責めに帰することのできない理由により、にわかに信用の低下をきたし、資金の回収を受けるに至った生拡産業、軍需産業その他の重要産業を営む事業会社等

(3) 融資または保証をする期間 命令発動の時から三カ月とし、必要ある場合には、これを延長する

(4) 融資または保証の期限 資金の性質に応じ、最長五年以内において適宜に定める。

(5) 融資利率または保証料 融資利率は年五分または日歩一銭三厘七毛（ただし、現利率に年二厘五毛を加えたものがこれをこえるものは、その利率による）とし、保証料は年二厘五毛とする

(6) 担保 融資の場合において当該貸出金に担保のあるときは、引続きこれを担保として提供させる

四、預金等便宜代払に関する引受命令

戦災地および避難先における生活費確保資金のための預金簡易払 爆撃を受けた被害地区内で、預金者が従

来取引していた金融機関との連絡を断たれ、預金の引出しができなくなるような場合には、他の銀行その他の金融機関から一定額までの預金を引き出せるようにしたこと

(1) 受命銀行 限定せず、広く一般銀行とする

(2) 引き受けるべき金融機関の範囲 大蔵大臣の指定した地区内にある(イ)銀行（同一銀行の他店舗はこれを他の銀行とみなす）、(ロ)信用組合、(ハ)恩給金庫

(3) 引き受けるべき預金の種類 (イ)特別当座預(貯)金、(ロ)普通貯金、(ハ)恩給金庫の特別当座寄託金

(4) 金額 預金一口につき一日百円、一カ月累計三百円をこえない金額

(5) 引受をする期間 命令発動の時から一応一カ月とし、必要ある場合には、これを延長する

(6) 引受料および担保 いずれも不要

(7) 代払の手続 預金者は通帳および代払請求書を引受銀行に提示して代払を請求し、代払銀行は提示を受けた通帳に代払をした日付、金額および銀行名を記入し、印章を押して、これを預金者等に返戻する

要するに、この措置は、戦争による信用の動揺を、国家信用のバックによって防止しようとしたのであって、右の一と四は、預金支払の保証を意味し、二と三は、戦災による一般信用取引の破壊から来る金融界の混乱の防止と、緊急産業会社に対する金融的援助とを目的としているものである。しかし、このような措置を必要とする事態が起らなかったため、実際には、これ以上具体化しなかった。

三 戦時非常金融対策措置要綱

十九年に入り、サイパン島の失陥以後、日本国内の本格的爆撃が始まったのに対し、空襲対策はいっその前進をみた。同年五月には「関東地区金融関係非常駅伝路線設定」が実施され、六月には「戦時非常金融措置要綱」および「戦時非常金融豫備措置要綱」が公布されて、罹災者・疎開者等、個人を対象とした金融措置方針が決定し、以後、次々と預金便宜払等の具体策が指令された。また、軍需会社などに対しては、応急当座資金の供給などの対策が決定されて、同業者間においては、銀行間の申合せで、銀行保有の手形、小切手類が戦災で散逸した場合には、記録によって代用票を作成して、それぞれの勘定から引き落すこととした。さらに、大蔵省および日銀は、金融機関に対して戦災滅失日銀券の措置、非常時日銀借入金の便宜措置等を通達した。

戦時非常金融対策措置要綱の内容は次のとおりである。

一、預金等の支払 政府は空襲等戦時災害に際し預金、貯金、保険金ともに絶対に支払の猶予、制限または停止を行うことはない。戦時災害が発生した場合に、必要があれば、従来、預金および貯金については、日本銀行がその支払を保証し、また、その支払に必要な資金を供給することになっていたのであるが、今回、さらに保険金についても、必要に応じ、日本銀行が支払を保証し、かつ支払資金を供給することにした。

二、預金等の期限前支払 定期預金、金銭信託その他期限のある預金や貯金も、戦時災害者に対しては、各金

融機関で便宜期限前払戻しに応ずることとなった。

四、国民貯蓄組合貯金等の簡易払 戦時災害に際しては、罹災者が必要に応じ国民貯蓄組合の預金や貯金の払戻しを受ける場合には、組合長の印鑑がなくてもよいこととなった。

五、預金等の便宜払 戦時災害に際しては、戦災地区の金融機関に預けてある預金および貯金等については、広く預け先以外の銀行の店舗においても、一定の金額までは便宜支払に応ずることとなっているのであるが、今回、その預金等の範囲を拡張し、定期預金、定期貯金、据置貯金、定期積金および国債貯金についても、これを行うこととし、また、内外地等の間においても行うこととなった。

六、預金の預け先の簡易移換 戦時災害のため避難した者に対しては、移転先の銀行、信用組合または市町村農業会の店舗で簡易に、どこの銀行、信用組合または市町村農業会の預金や貯金でも移換をすることとなった。なお、これは疎開の場合等においても取り扱われる。

七、国債および債券の買上限度引上げ 銀行および信託会社で扱う国債の買上限度は、平常、一人一日につき二百円であるが、戦時災害に際しては、罹災者に対し、一人一日につき千円に引き上げることとなった。また、銀行、信託会社および証券引受会社の扱う貯蓄債券および国債債券の買上限度は、戦時災害に際しては、罹災者に対して一人一日につき五十円から二百円に引き上げられることとなった。

八、生計応急資金の供給 庶民金庫ならびにその代理店である無尽会社および信用組合では、戦時災害の罹災

者で一時応急的に生計資金を必要とするものに対しては、所属隣組長、町内会部落会長、市区町村長または警察署長（派出所を含む）の罹災証明書があれば、一世帯につき五百円の範囲内の生計応急資金（治療費を含む）を簡易迅速に融通することとなった。

九、生命保険金の簡易払 戦時災害に際しては、罹災者の受け取るべき生命保険金の支払請求は、当該保険会社の本店、支店その他の営業所および代理店だけではなく、他の保険会社の営業所でも受け付けることとなった。また、右支払の請求をする場合、やむを得なければ、医師の死亡診断書等の正規の書類に代えて、所属の隣組長、町内会部落会長、市区町村長または警察署長（派出所を含む）の死亡証明書を添付すればよいこととなった。

さらに、至急支払を要する場合には、その保険会社の営業所（代理店を除く）では、保険金額の二割程度を迅速に内払をすることとなった、なお、生命保険証券担保貸出しおよび生命保険の解約についても、急を要する事情があれば、簡易に貸付または解約金の内払をすることとなった。

十、保険料払込期限の延長 戦時災害に際しては、罹災者の生命保険料払込期限は、約款所定の猶予期間のほか、なお六カ月延長されることとなった。

十一、産業に対する金融対策

（一）戦時災害によって緊要産業等が被害を受け、一時債務の弁済が困難となった場合には、金融機関では、

事情がやむを得なければ、一時債務の回収を緩和するが、これに関連して、金融機関に対しては、罹災産業等が払い出した手形等には、日本銀行で、その申出に応じ再割引をすることになっている。

（二）緊要産業が、空襲その他、直接その責任でない原因のために信用の低下をきたし、これを放置すれば、経済界の不安をひき起しまたは戦力を低下せしめるおそれがある場合には、金融機関のこれらの緊要産業等に対する貸出金は、従来、日本興業銀行および日本勧業銀行で肩替りまたは保証をすることとなっていたが、今度、右の両銀行のほか、戦時金融金庫でも肩替りまたは保証をすることとなった。

（三）戦時災害によって緊要産業等が損害をこうむった場合には、設備の復旧を迅速に行いうるよう、法令上便宜の措置を認めるとともに、その復旧資金の供給についても、取引銀行等で迅速適正に供給することとなった。また、戦時災害にあたって、緊要産業等で応急的に労賃支払のための資金等を必要とするときは、取引銀行等で迅速適正に供給することとし、法令上の手続についても便宜の取扱をすることとなった。

右のような復旧資金その他の応急資金の供給については、戦時金融金庫、日本興業銀行および日本勧業銀行で、直接、緊要産業等に対する貸出金の保証をすることとなった。

（四）なお、軍需会社の地方工場等で、戦時災害のため、その指定金融機関から資金の供給を受けえない場合には、指定金融機関以外の銀行等から、一時所要の資金の供給を受けてもさしつかえないこととなった。

十二、証券対策

(一)株価の急激な変動に備え、必要に応じ、日本証券取引所に随時証拠金操作および現品提供等の措置をとらせるとともに、事態に応じ、戦時金融在庫または日本証券取引所に随時強力にその機能を発揮させ、株価安定に努めさせることとした。

なお、事態の推移に応じ必要があれば、取引員に対し、有価証券市場の取引価格または数量について適当な指示をし、また、場合によっては、株式の最低価格を設定することとした。

(二)会社、ことに有価証券市場に株式を上場している会社に対しては、一般的に戦争保険に加入させるよう必要な措置を講じ、もって空襲等災害による損害を埋めさせることとした。

(三)戦時災害により緊要産業等が損害をこうむった場合には、必要に応じ、会社経理に関する制限を緩和するとともに、会社所有株式評価臨時措置令の適用を延長することを考慮した。

十三、朝鮮および台湾における措置 朝鮮および台湾においても、ほぼ内地同様の措置をとることとなった。

四 会社経理特別措置法

十九年十一月、国家総動員法にもとづく勅令として施行された会社経理特別措置法は、軍需会社が商法や会社経理統制令等によって受けている経理上の制限を緩和することを目的としたものである。戦時経済諸施策の強力な推進に伴ない、会社経営当事者の責めに帰することのできない事由によって、相当な損失を会社がこうむる場

合が多くなり、また一面、戦災等による重要産業の経営の困難等も考慮されるに至ったので、右のような特別措置が必要とされたのである。この措置の適用を受ける会社の範囲および特別措置の内容は、次のとおりである。

適用を受ける会社の範囲

- (1) 戦時災害により損失を生じた会社Ⅱ空襲などにより建物、設備、原材料、製品など、その資産に被害を受けたために損失を生じた会社
- (2) 主務大臣の指定する会社Ⅱ政府の戦時経済諸政策、たとえば物資動員、操業集中諸計画にもとづく指示などのために、会社当事者の責めに帰することのできない事由により損失を生じた会社
- (3) (1)および(2)の会社を譲り受けまたは合併した会社Ⅱその譲り受けまたは合併が法令、法令にもとづく命令または行政官庁の指導もしくはあつせんによるものに限る

特別措置の内容

- (1) 商法第二百八十五条およびその準用規定によって、株式会社、株式合資会社、有限会社および相互会社は、営業用の固定財産については、その取得価額または製作価額をこえる額を付しえないことになっている制限を撤廃し、時価まで評価換算し、評価益計上を認める
- (2) 商法その他の法令によって、準備金の積立、積立の率およびその使用につき制限があるのを緩和し、ある

いは準備金の積立率を引き下げ、あるいは全然積立をしないこと、さらに従来積み立てた準備金を使用することを認める

(3) 商法、会社経理統制令等の精神から、損金は、必ずその期に損金として処理する必要があるのを、戦災または主務大臣の指定する事由により生じた損金は、一時に損金に立てて、損失を処理させることなく、その全部または一部を資産の部に計上し、一定期間内に漸次償却することを認める

二十年に入ると、金融情勢は著しく困難の度を加えてきた。三月以来の大空襲は、この情勢をいっそう深刻なものにしてしまった。従来の金融統制はもはや役に立たなくなり、インフレの進展の中で、貯蓄の奨励政策などは全く問題にならなくなった。いまや、金融の恐慌状態をいかにして防止するかということが、大蔵当局の唯一の関心事となるに至った。しかも、非常金融対策、とくに空襲対策は、それ自体、従来の金融政策と相反する性格をもっており、その実施は、従来の統制を根本から掘り崩してしまった。インフレは急激に進行し、二十年二月末から七月末までの空襲下の半年間に、日銀券は一挙に百億円も膨張した。こうしたインフレの激化の中で、いっさいの金融政策は崩壊し、戦時インフレーションの果実は、戦後に、拡大した形で持ち越されたのである。